

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19




Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak







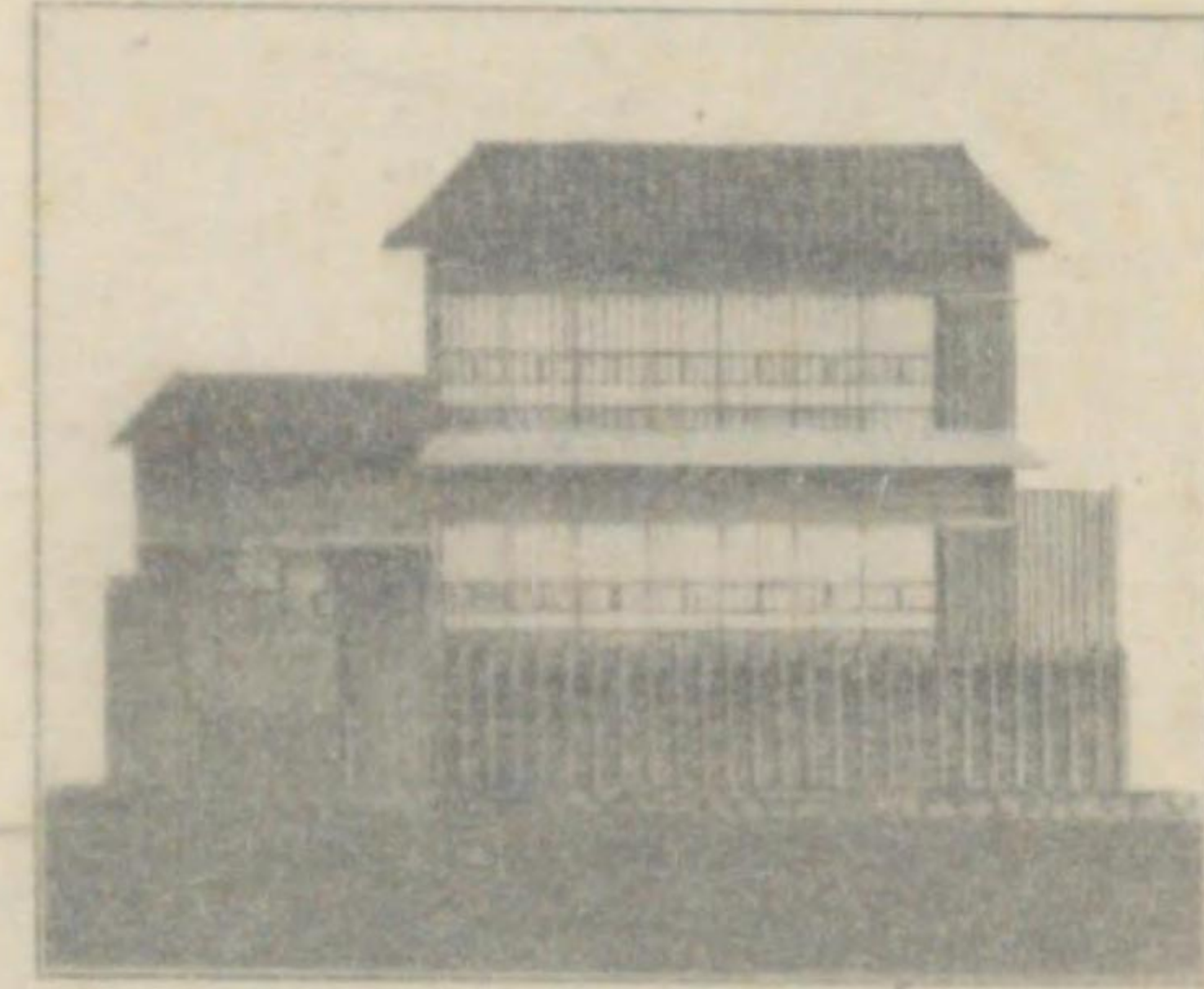
東京書籍商組合五十年史



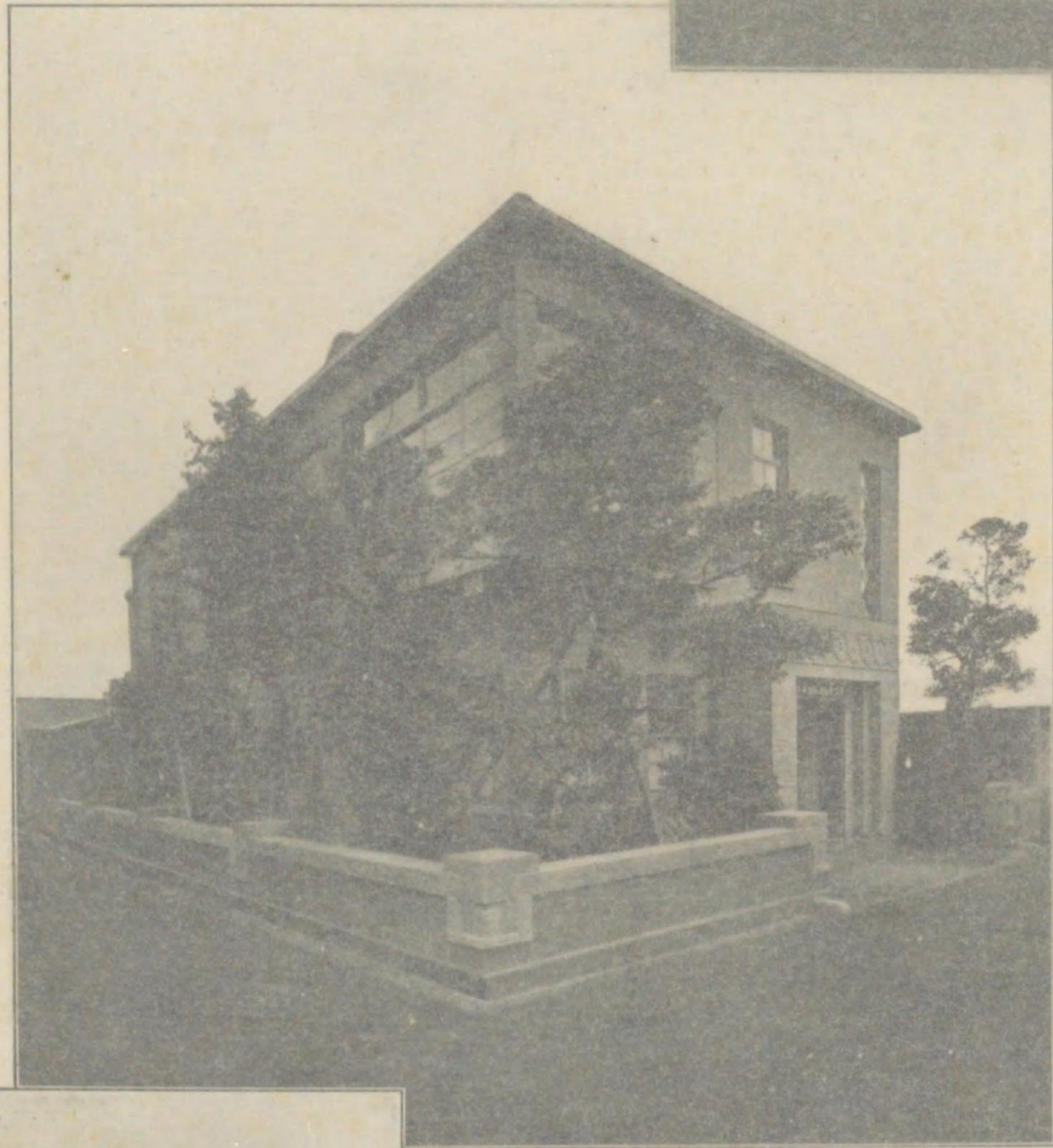


東京書籍商組合五十年史





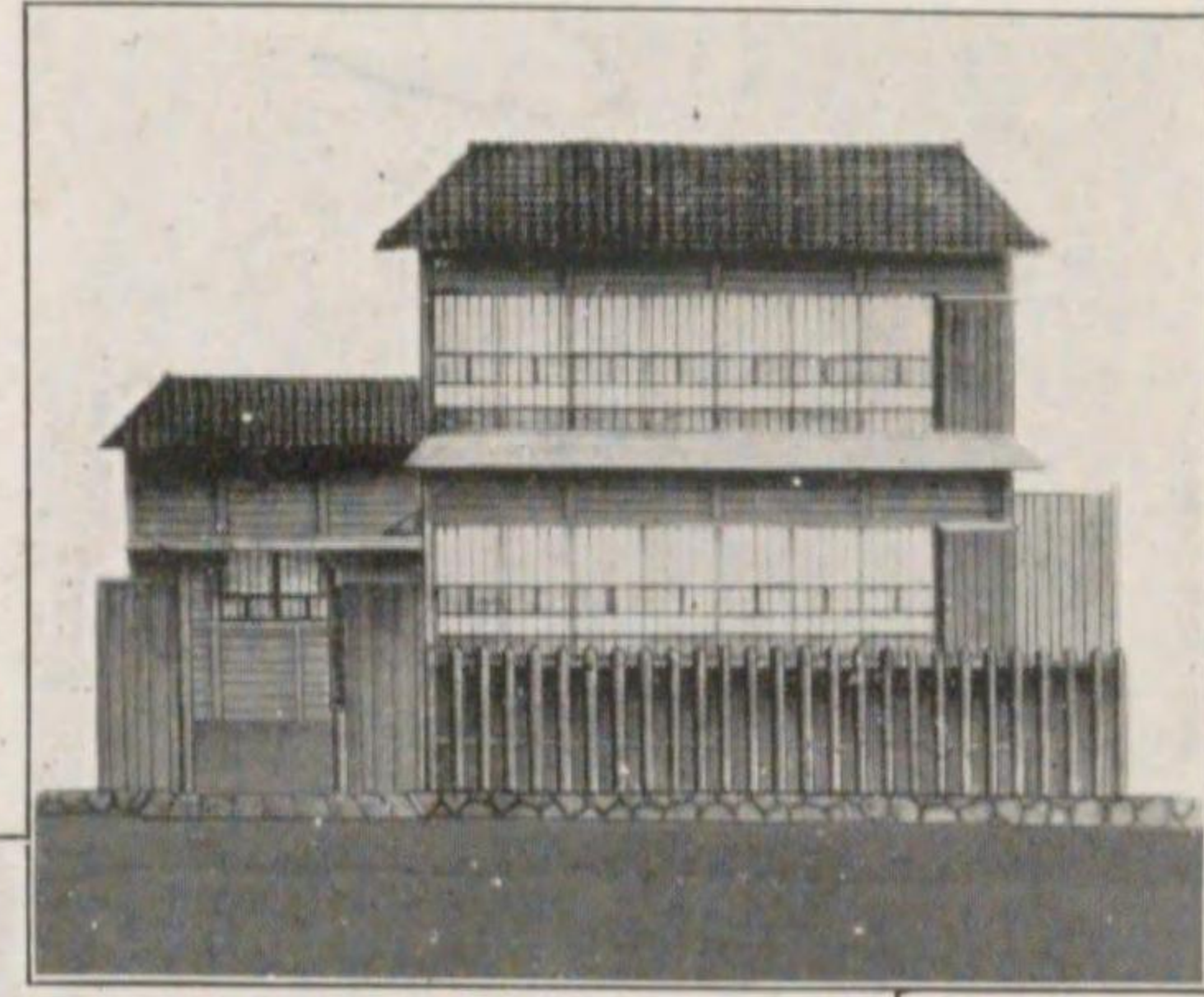
創立當時の事務所



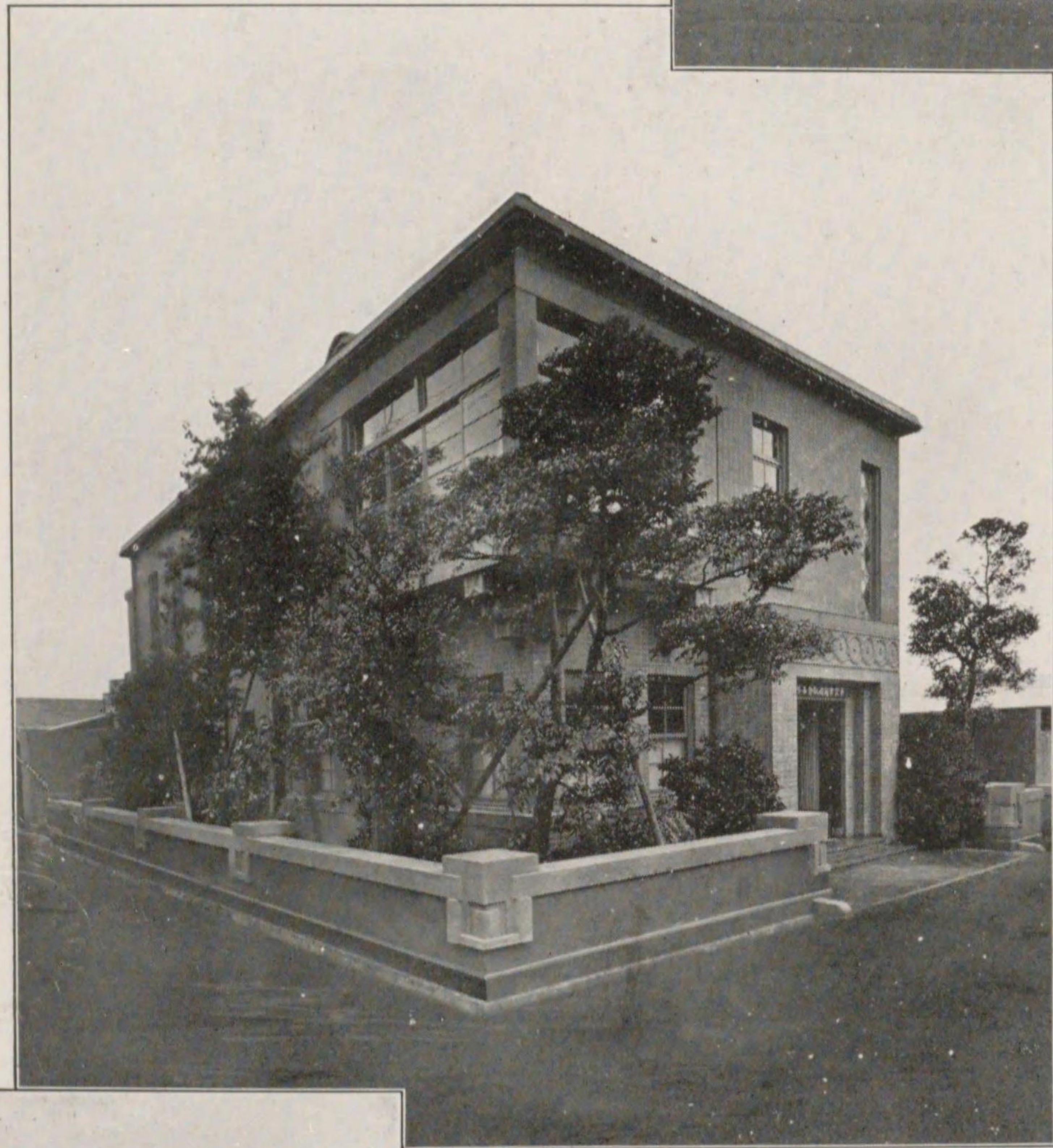
現事務所全景



震災直後事務所



創立當時の事務所



現事務所全景



震災直後事務所



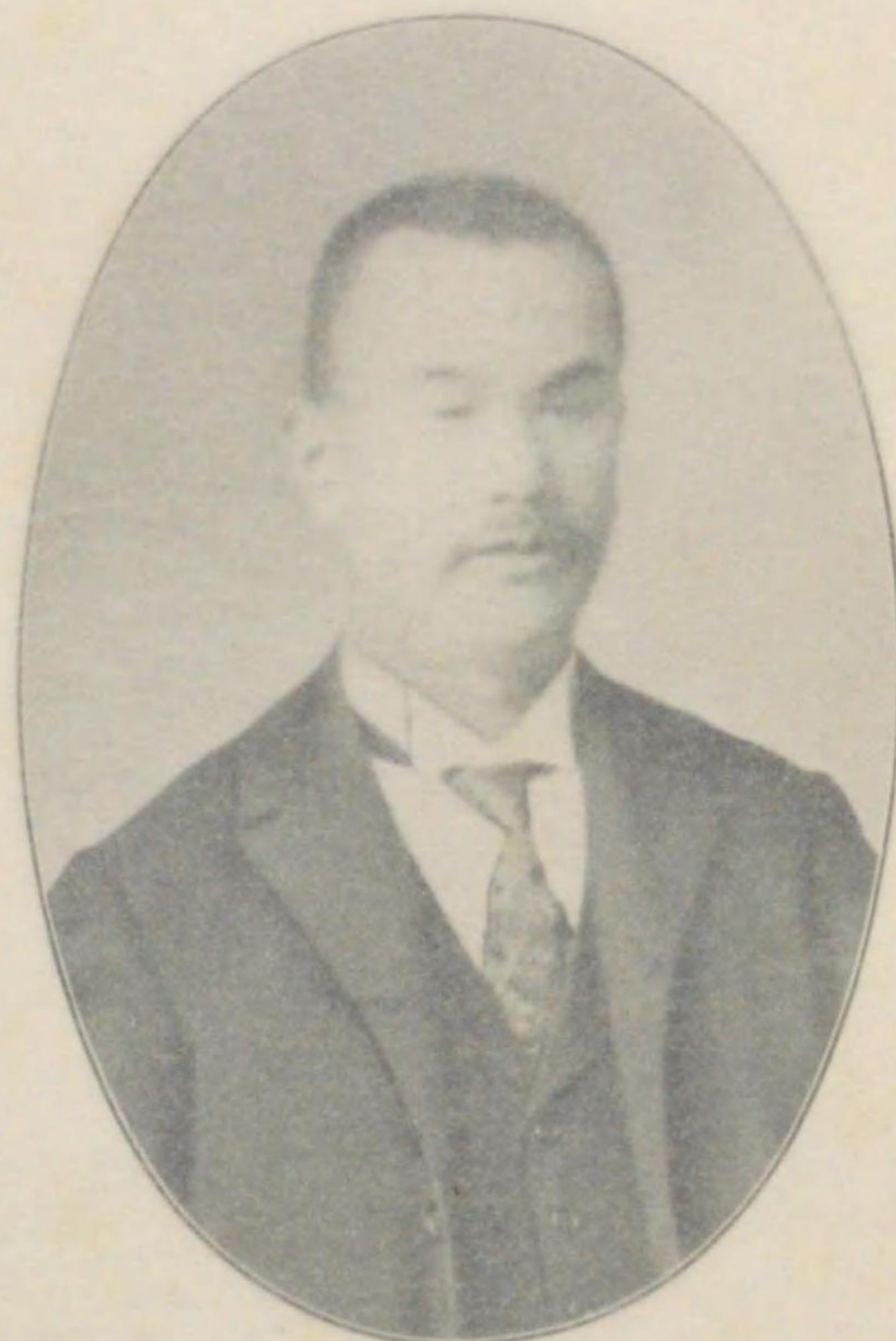
君 弼景尾長 取頭前



君 郎三亮 原 取頭前



君 一練井白 取頭副前



君 郎次龜坂赤 取頭副前



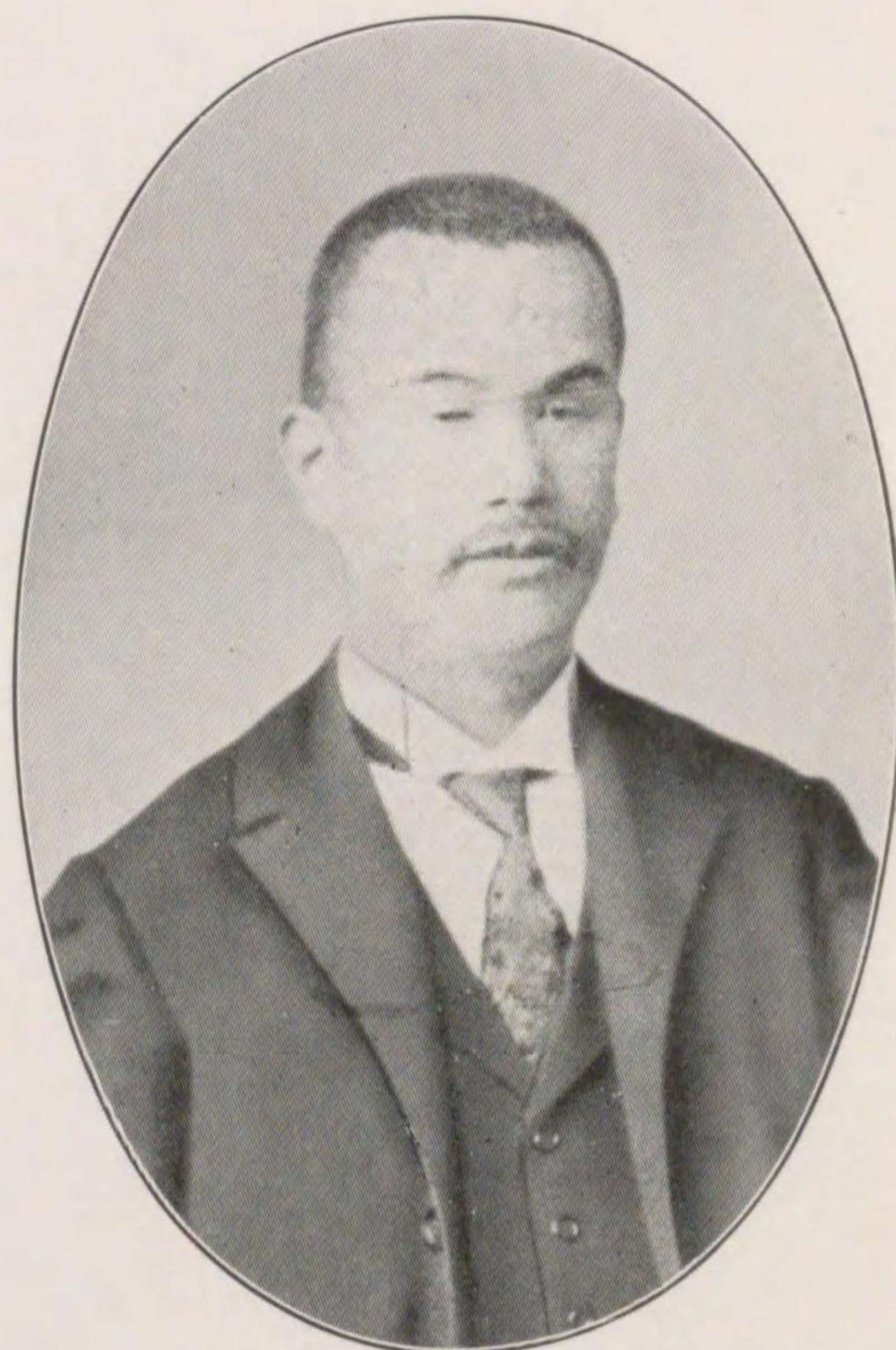
前頭取 長尾景弼君



前頭取 原三郎君



前頭副 白井練一君



前頭副 赤坂龜次郎君



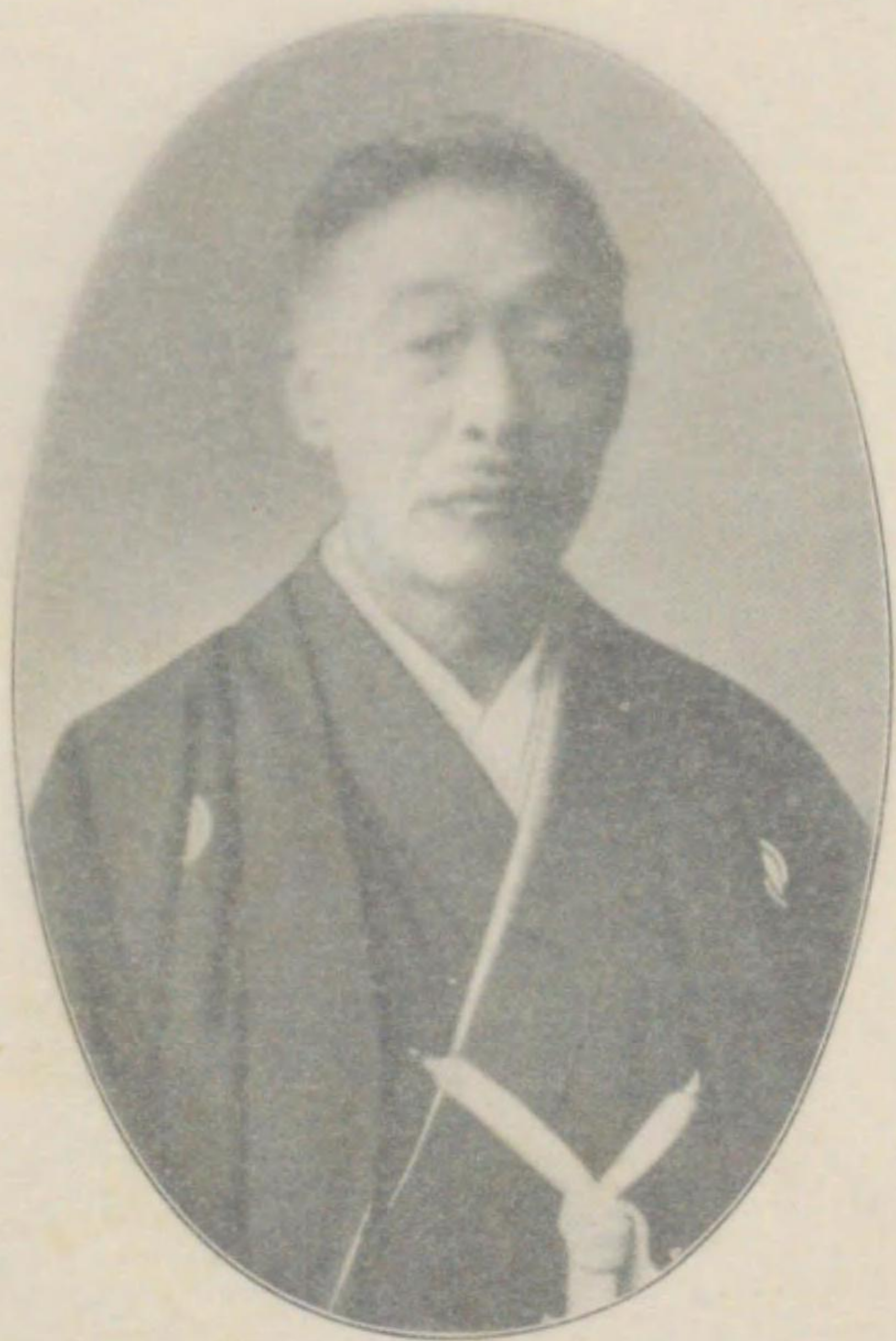
前副頭取 宮川保全君
前名譽評議員



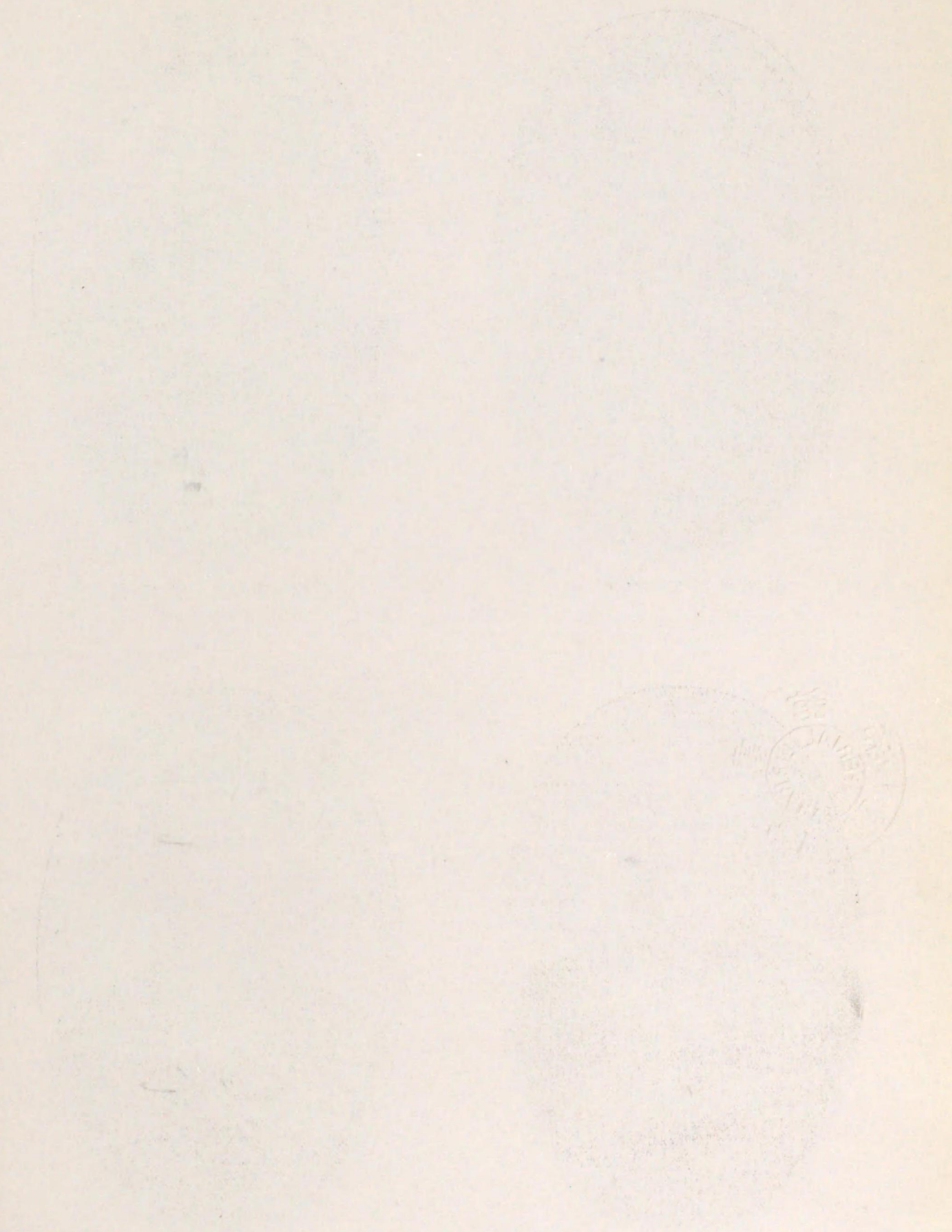
前組長 小柳津要人君
前名譽評議員



前副組長 江草斧太郎君



前副頭取 小林義則君





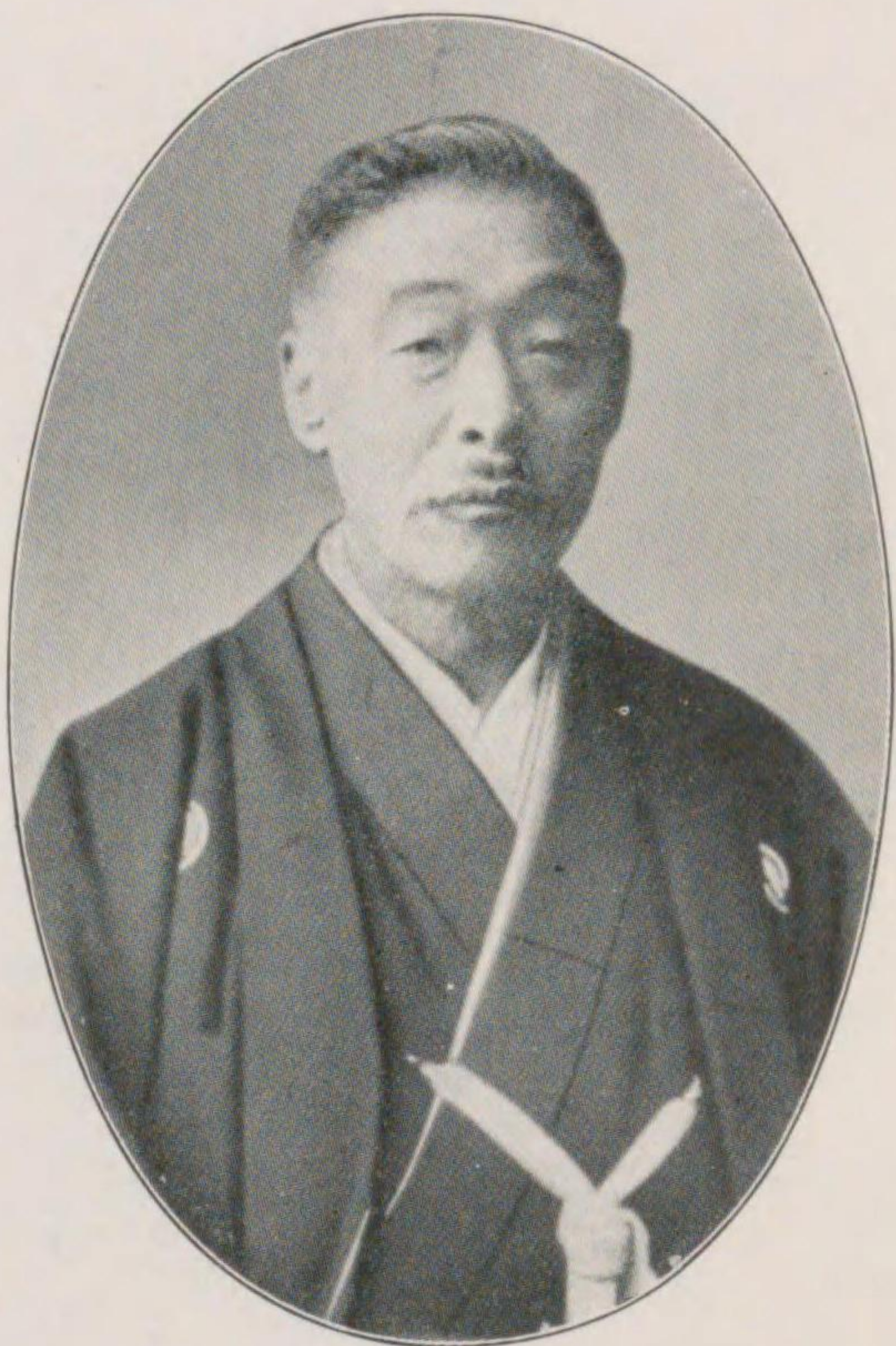
前副頭取 前名譽評議員
宮川保全君



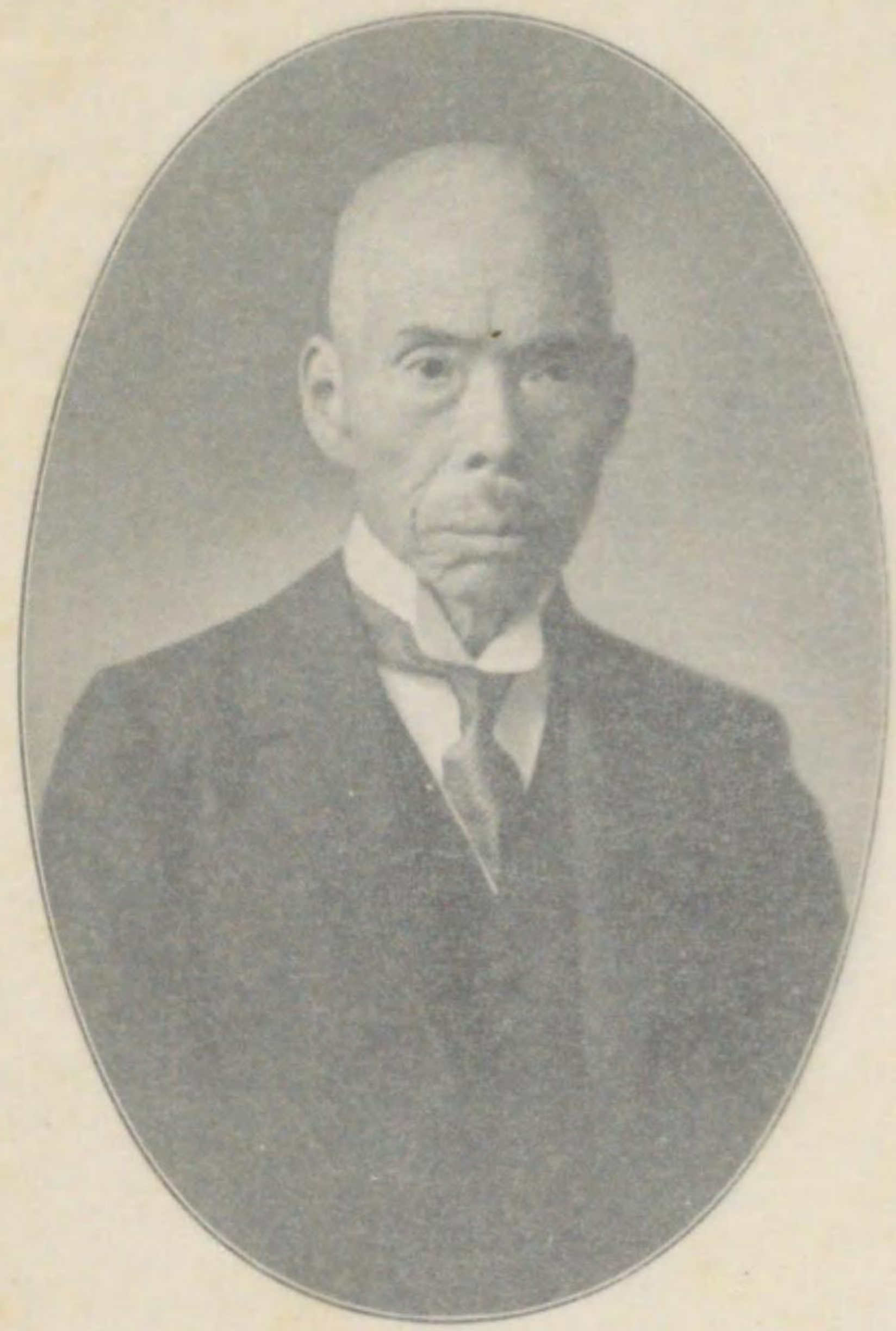
前組長 前名譽評議員
小柳津要人君



前組長 江草斧太郎君



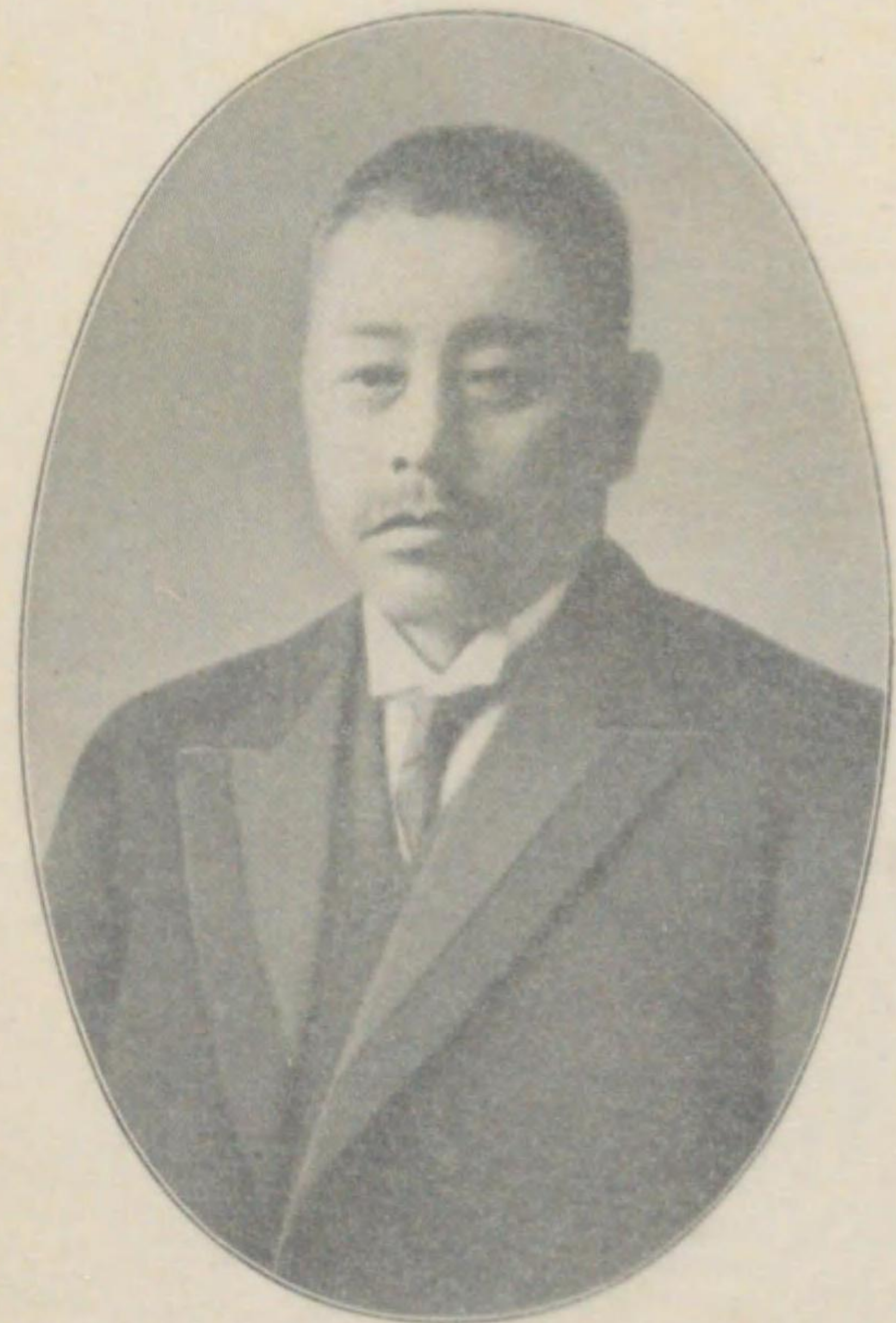
前副頭取 小林義則君



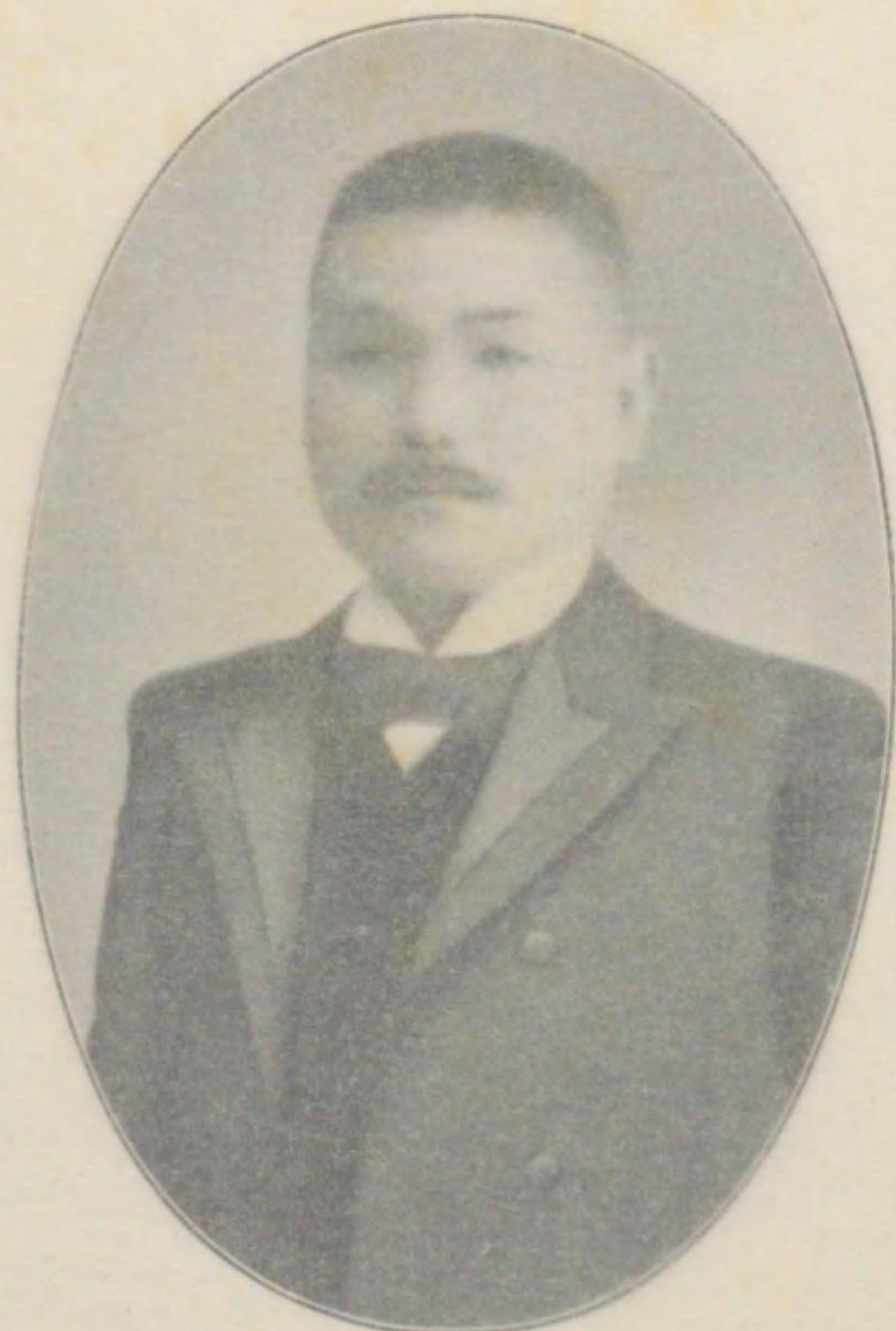
前組長 大柴四郎君
前名譽評議員



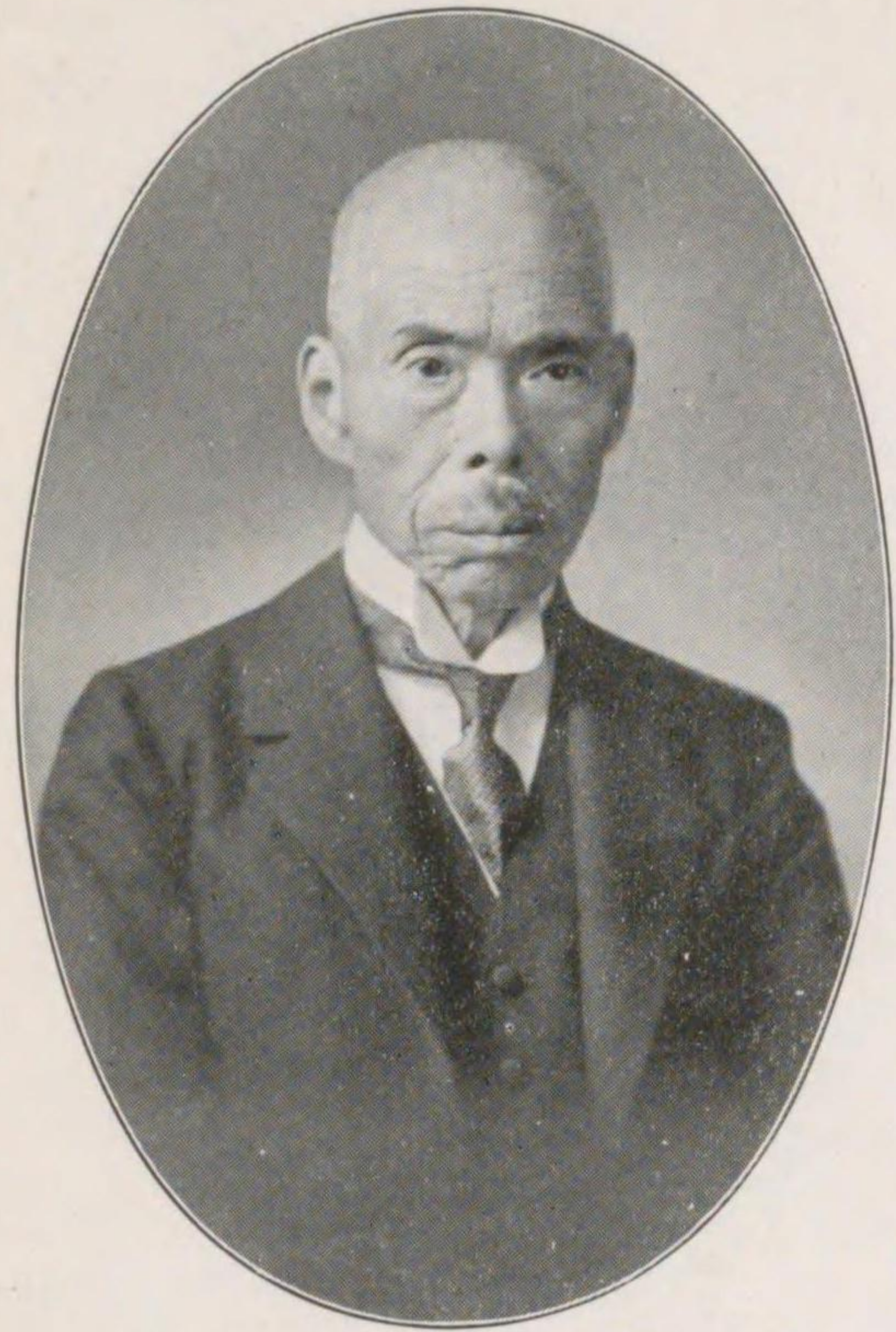
名譽評議員 大橋新太郎君



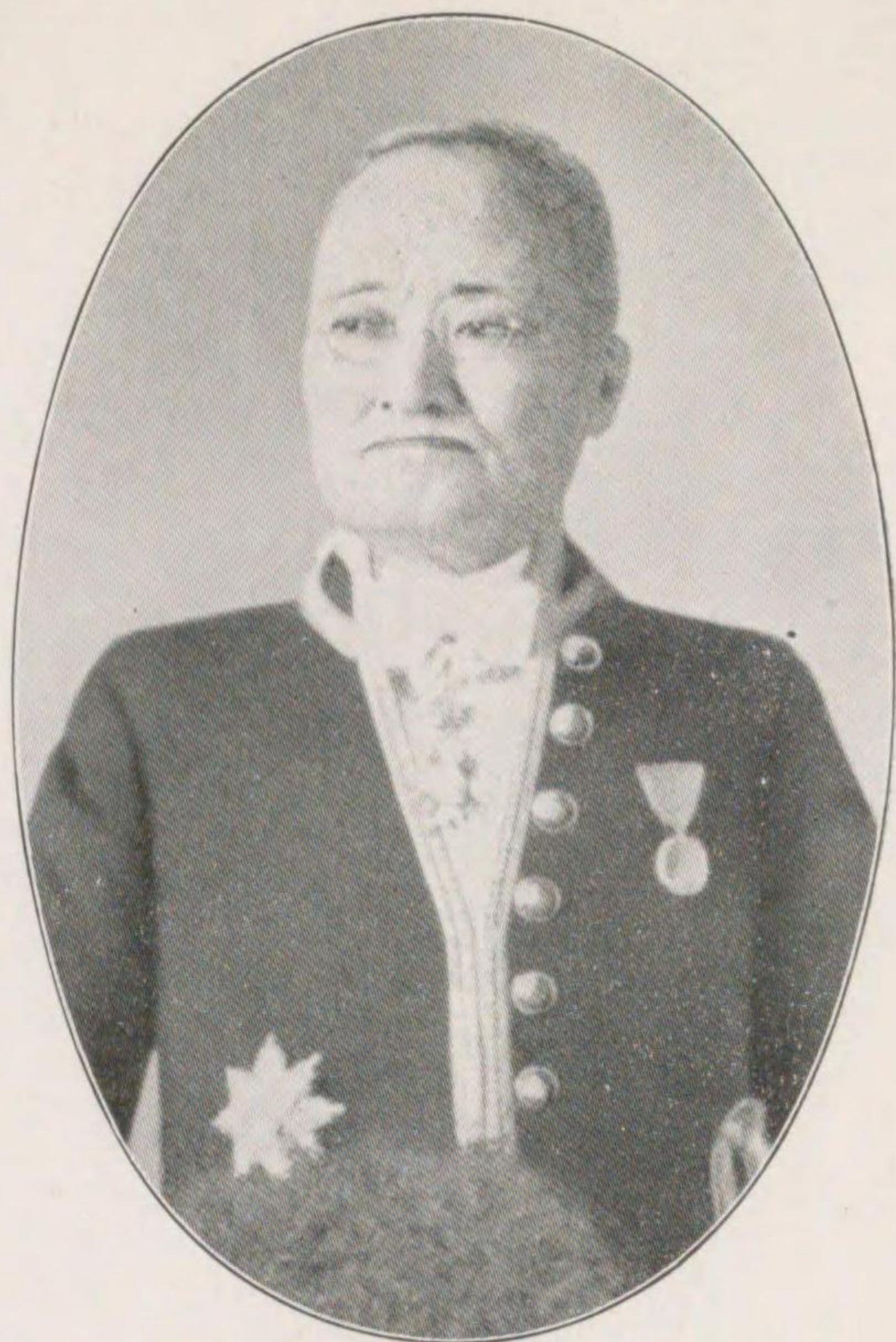
前組長 三樹一平君



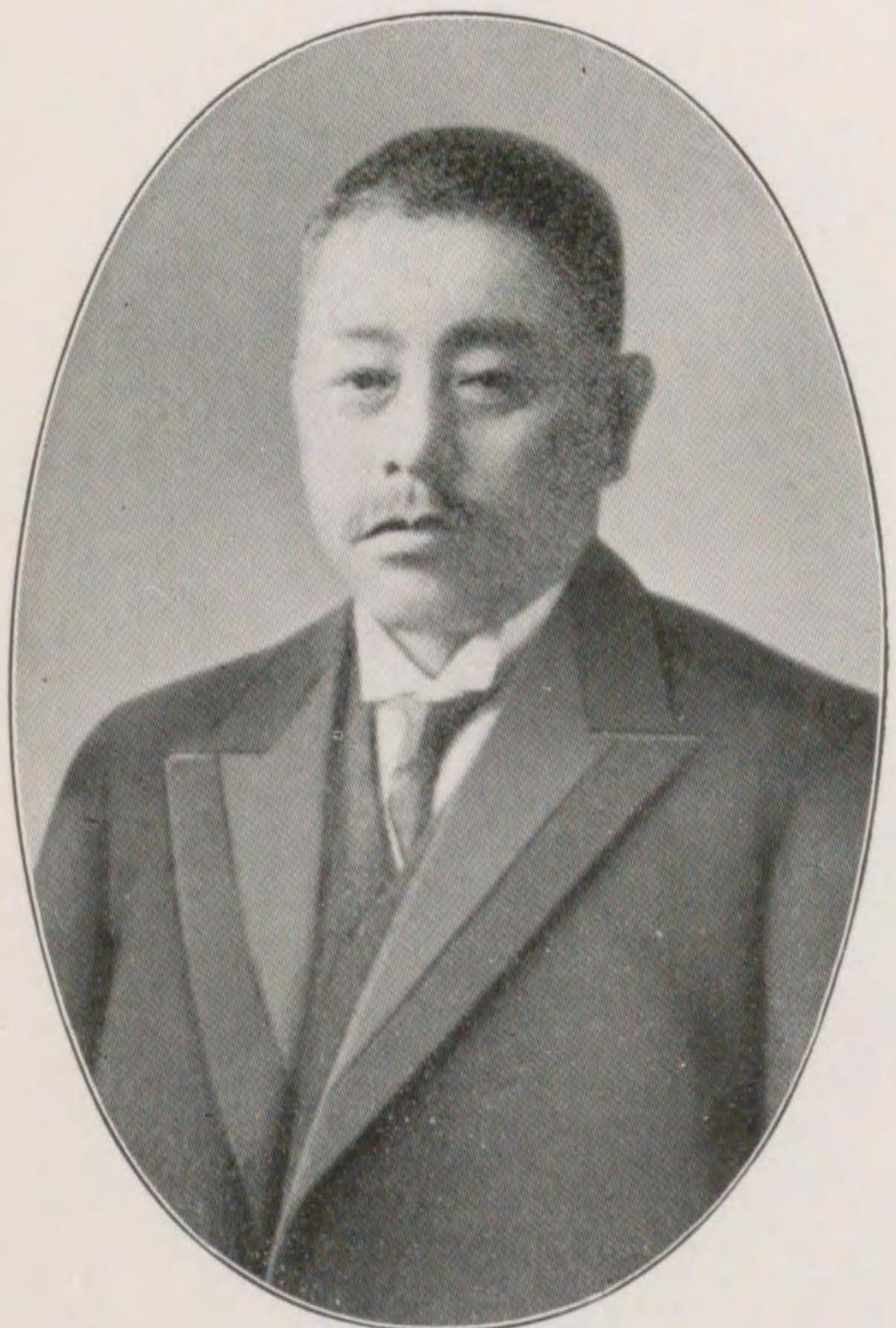
前組長 鈴木敬親君



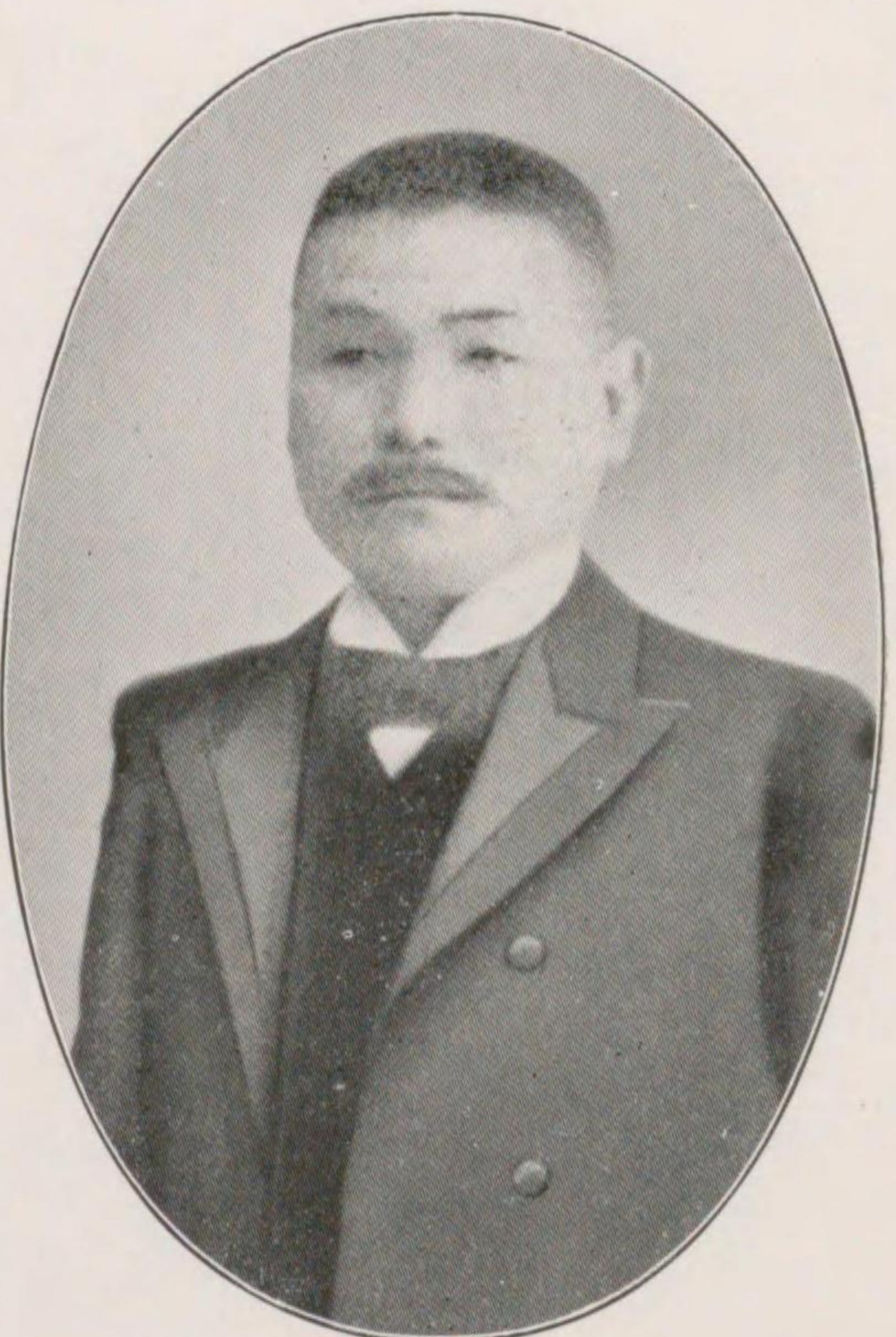
前組長 大柴四郎君
前名譽評議員



前名譽評議員 大橋新太郎君



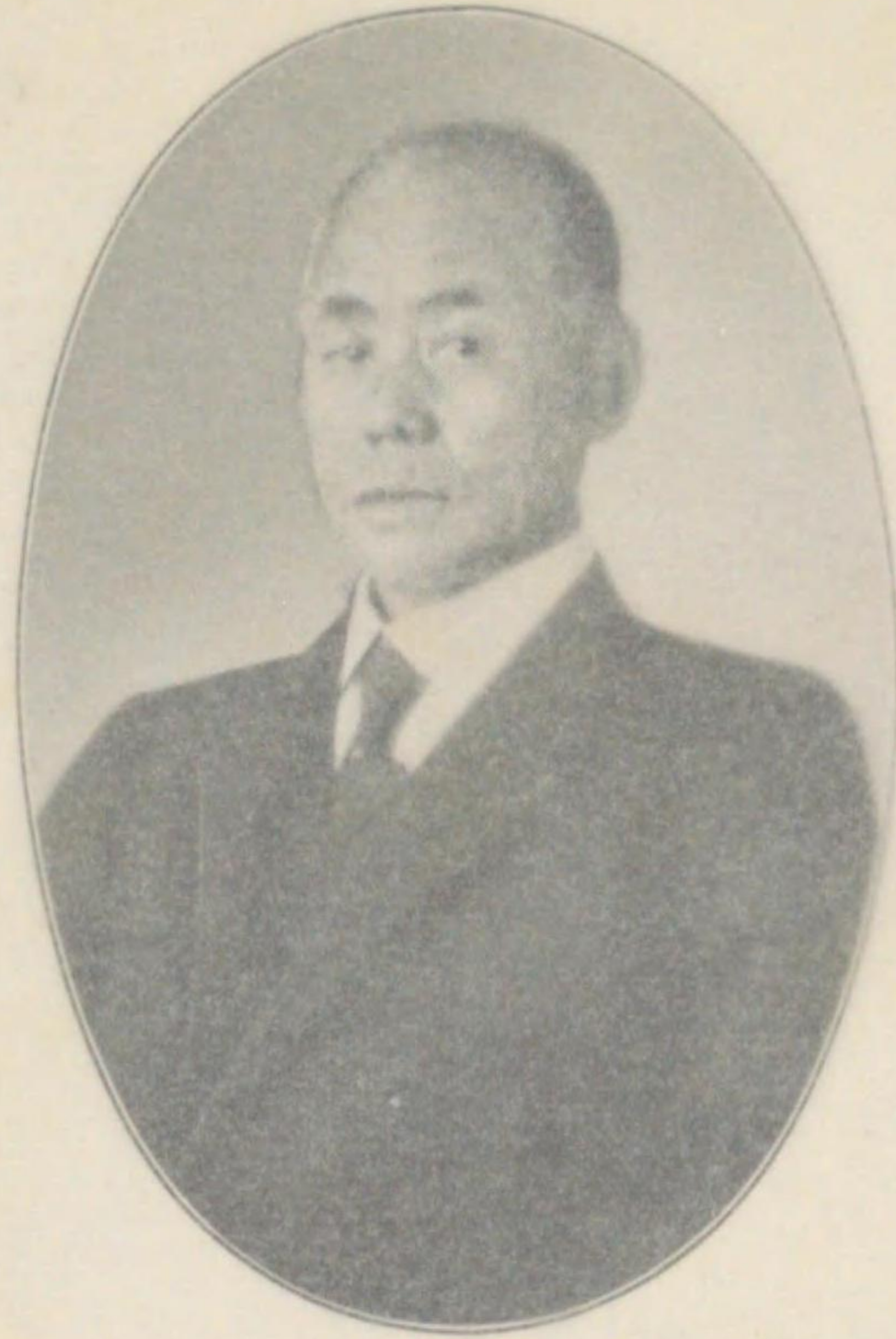
前組長 三樹一平君



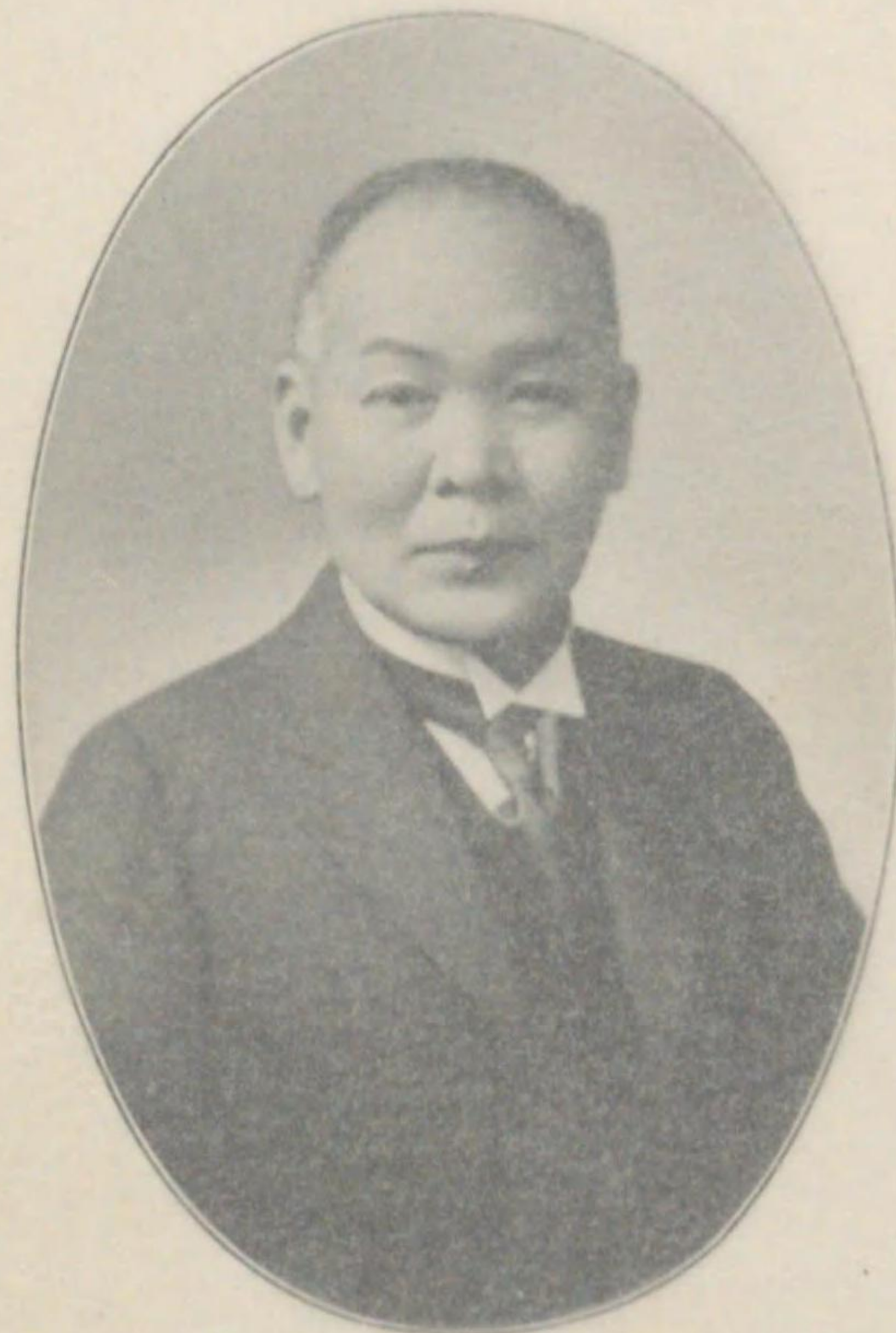
前組長 鈴木敬親君



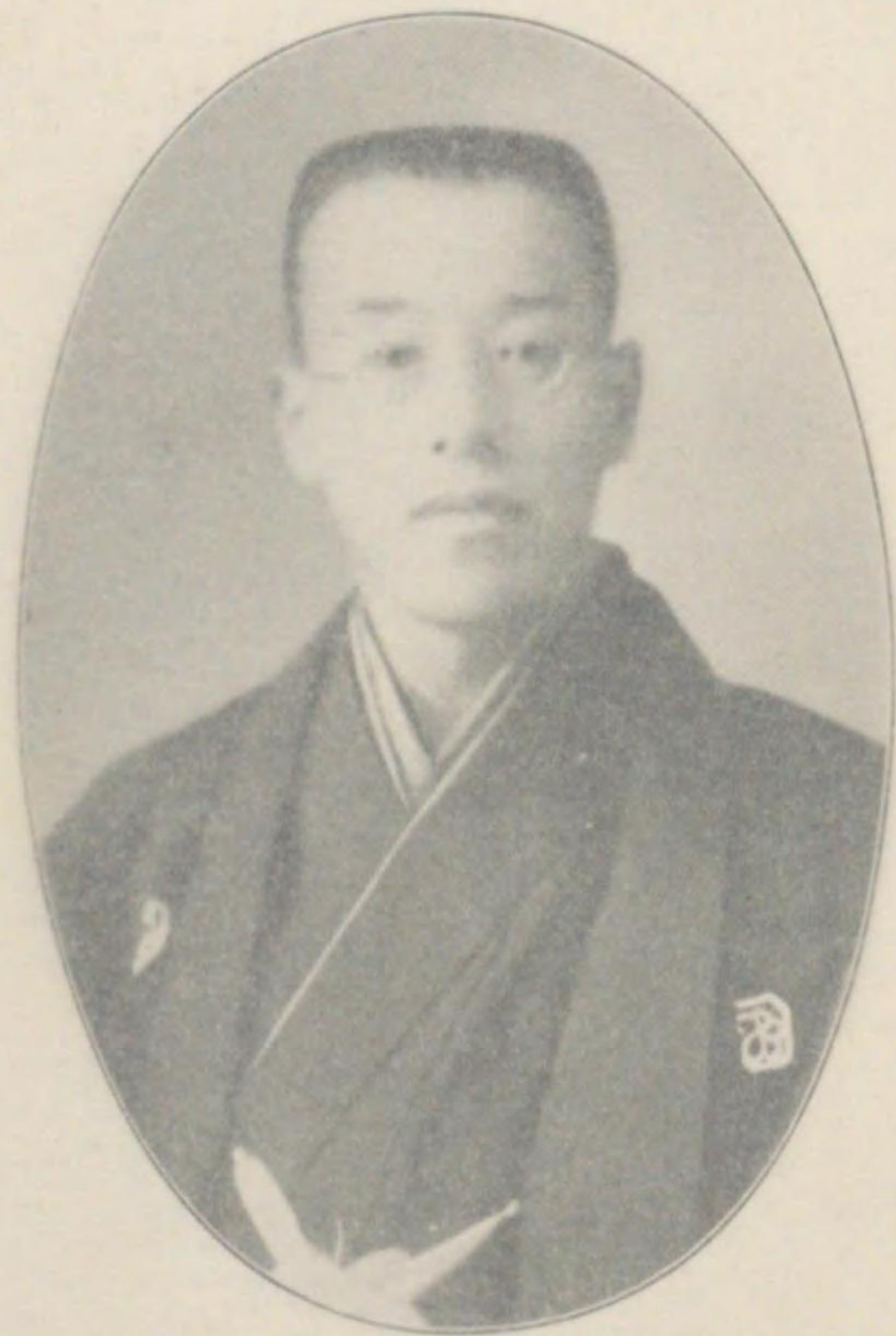
君郎次平 林 長組副前
長組前



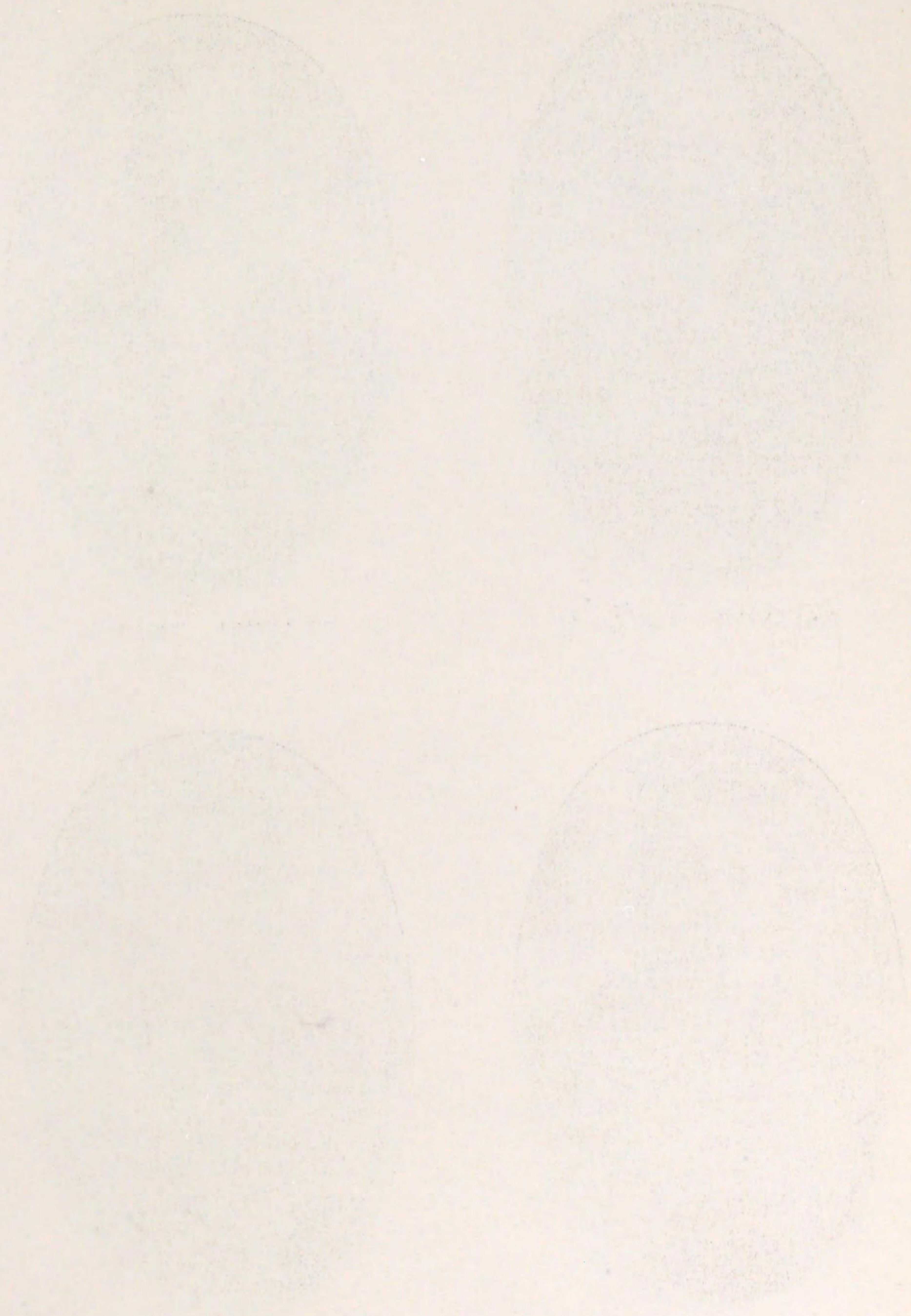
君郎五保翁大 長組前
員議評譽名前



君郎一才原上 長組副前
長組前
員議評譽名



君忠重草江 長組副前

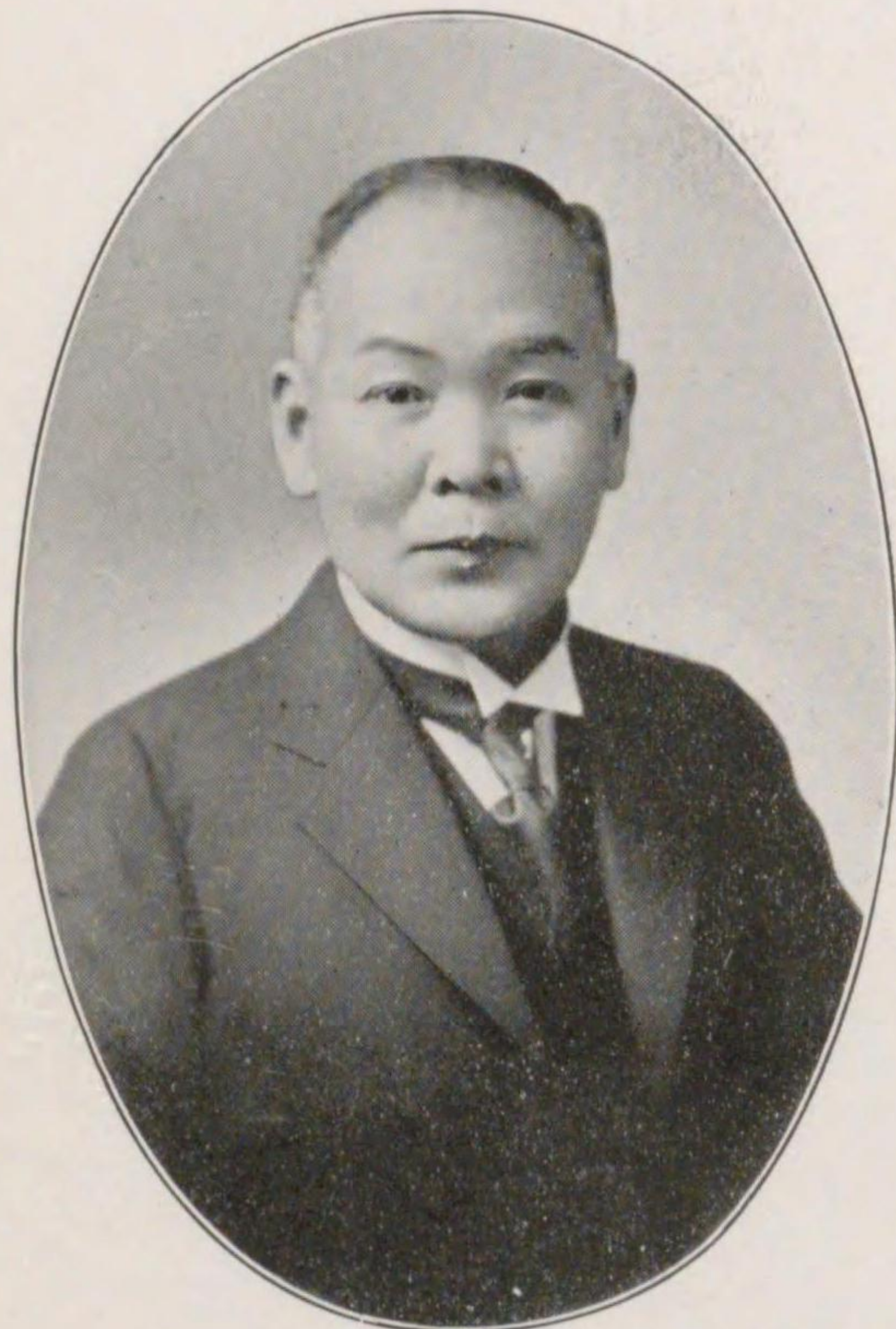




前組副長 林 平次郎君



前組長 大倉 保五郎君



前組副長 上原 才一郎君



前組長 江草 重忠君



君興信崎山 長組前



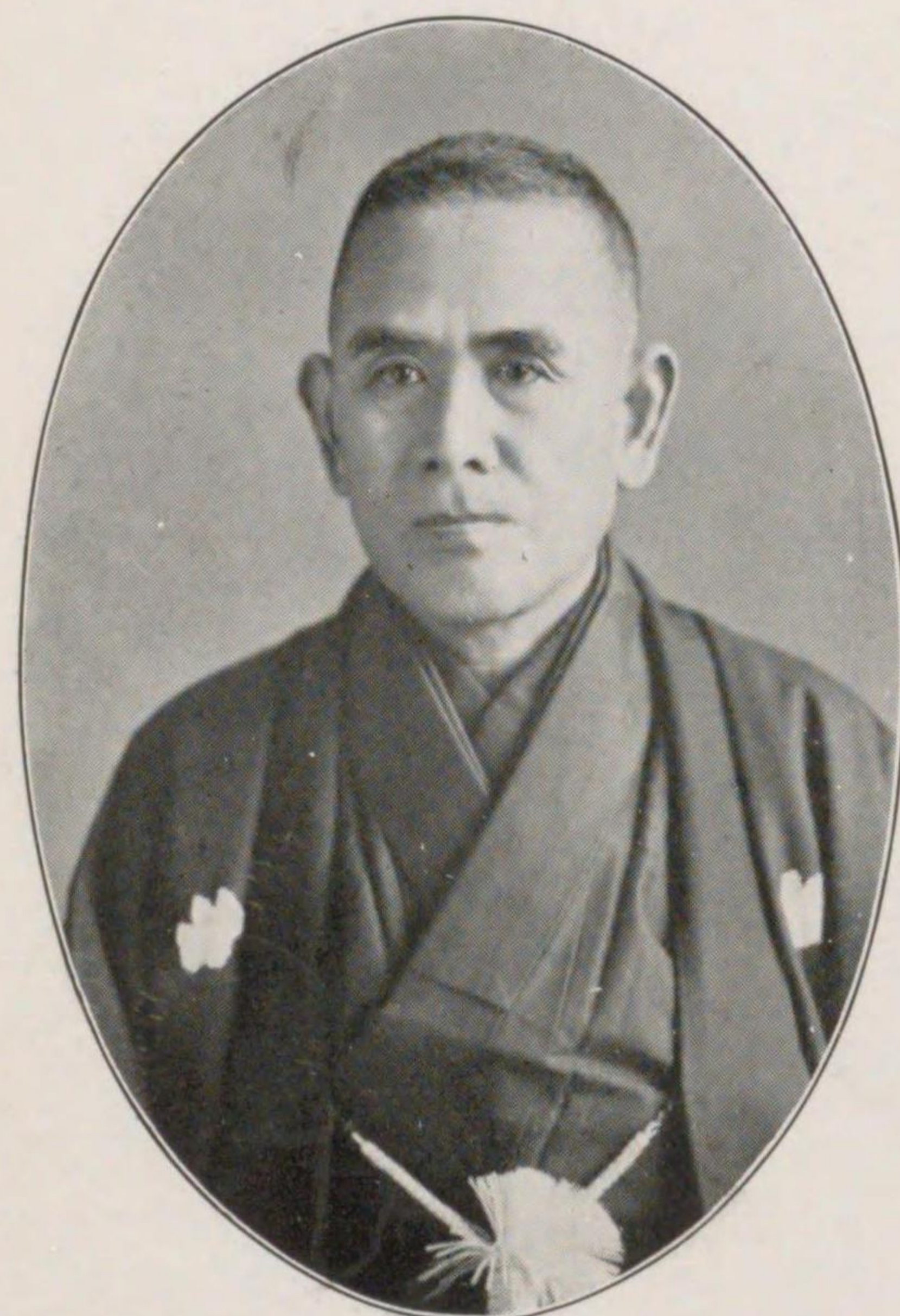
君吉周塚大 長組副前



君吉久葉大 長組副前



君興信崎山 長組前



君吉周塚大 長組副前



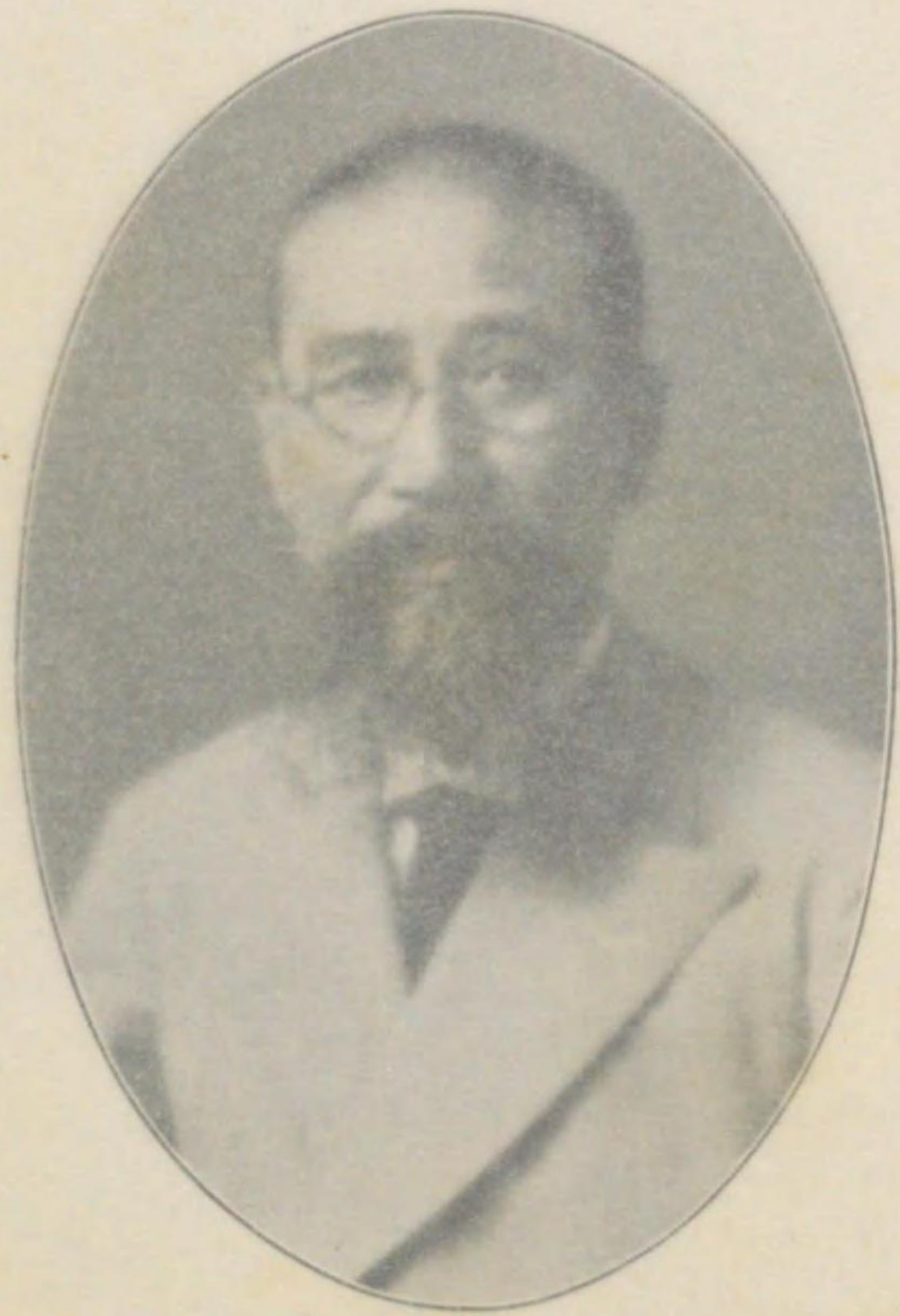
君吉久葉大 長組副前



君七義黑目 長組



君吉友原禰 長組副



君丑他岸 長組副





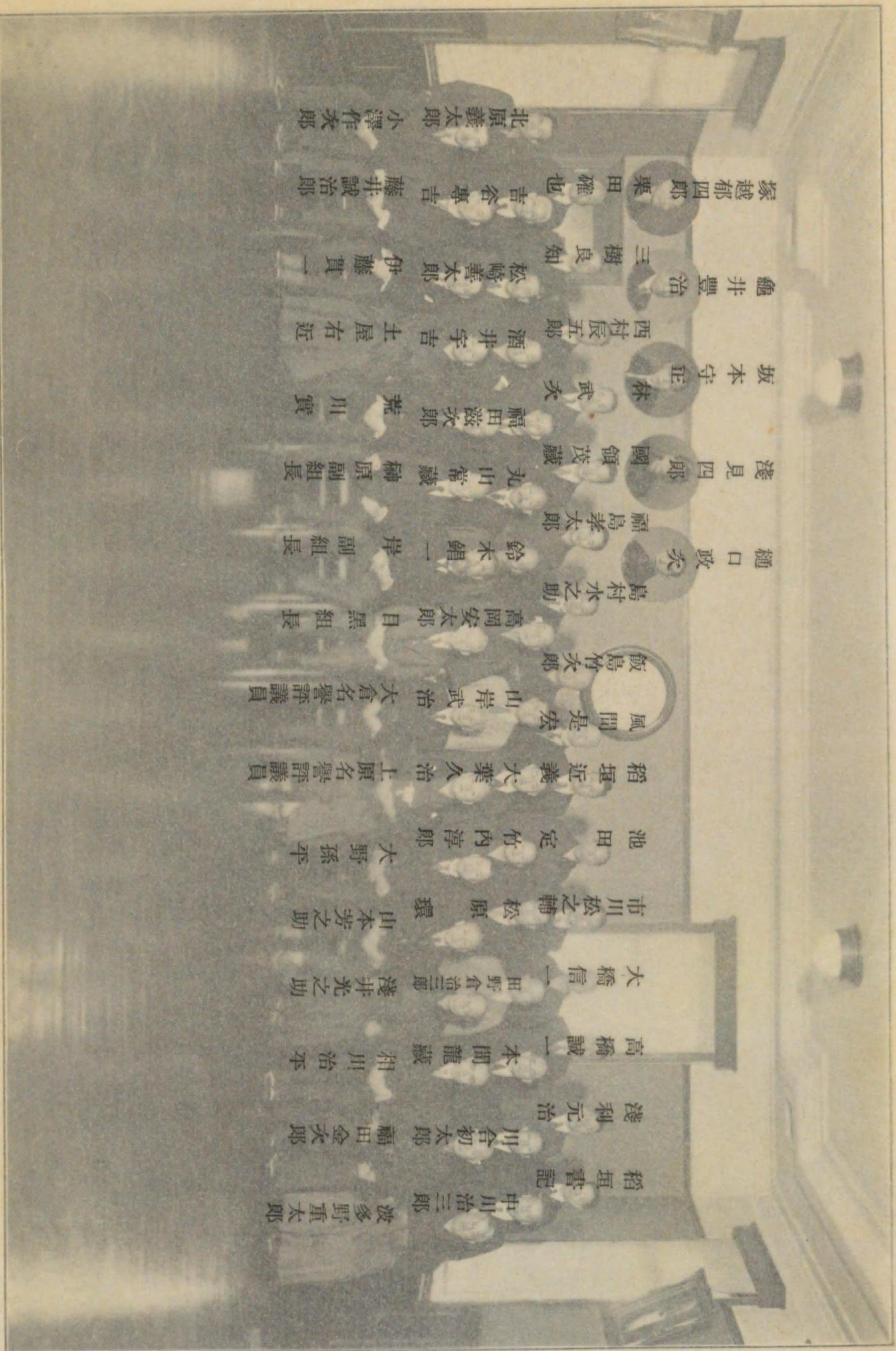
組長 目黒甚七君



副組長 榑原友吉君



副組長 岸他丑君



稻垣春肥 中川治三郎 渡多野重太郎

淺利元治 川谷初太郎 福田金次郎

高橋誠一 本間龍藏 相川治平

大橋信一 田野倉三郎 淺井光之助

市川松之輔 松原 環 山本芳之助

池田 定 竹内淳郎 大野孫平

稻垣近義 大葉久治 上原名譽評議員

風間是宏 山岸武治 大倉名譽評議員

飯島竹次郎

高岡安太郎 日黒組長

島村水之助

鈴木組一 岸 副組長

福島孝太郎

丸山常藏 柳原副組長

國領茂藏

福田滋次郎 荒川實

坂本守正 林 武次

西村辰五郎 酒井字吉 土屋右近

龜井豐治

三樹良知 松崎善太郎 伊藤貫一

塚越郁四郎 栗田確也 吉谷專吉 藤井誠治郎

北原義太郎 小澤作次郎

稻垣書記 中川治三郎 波多野重太郎

淺利元治 川合初太郎 福田金次郎

高橋誠一 本間龍藏 相川治平

大橋信一 田野會三郎 淺井光之助

市川松之輔 松原環 山本芳之助

池田定竹 內淳郎 大野孫平

稻垣近義 大葉久治 上原名譽評議員

風間是宏

飯島竹次郎 山岸武治 大倉名譽評議員

高岡安太郎 自黒組長

樋口政次

鈴木銅一 岸副組長

淺見四郎

丸山常藏 榊原副組長

坂本守正

林武次 福田滋次郎 荒川實

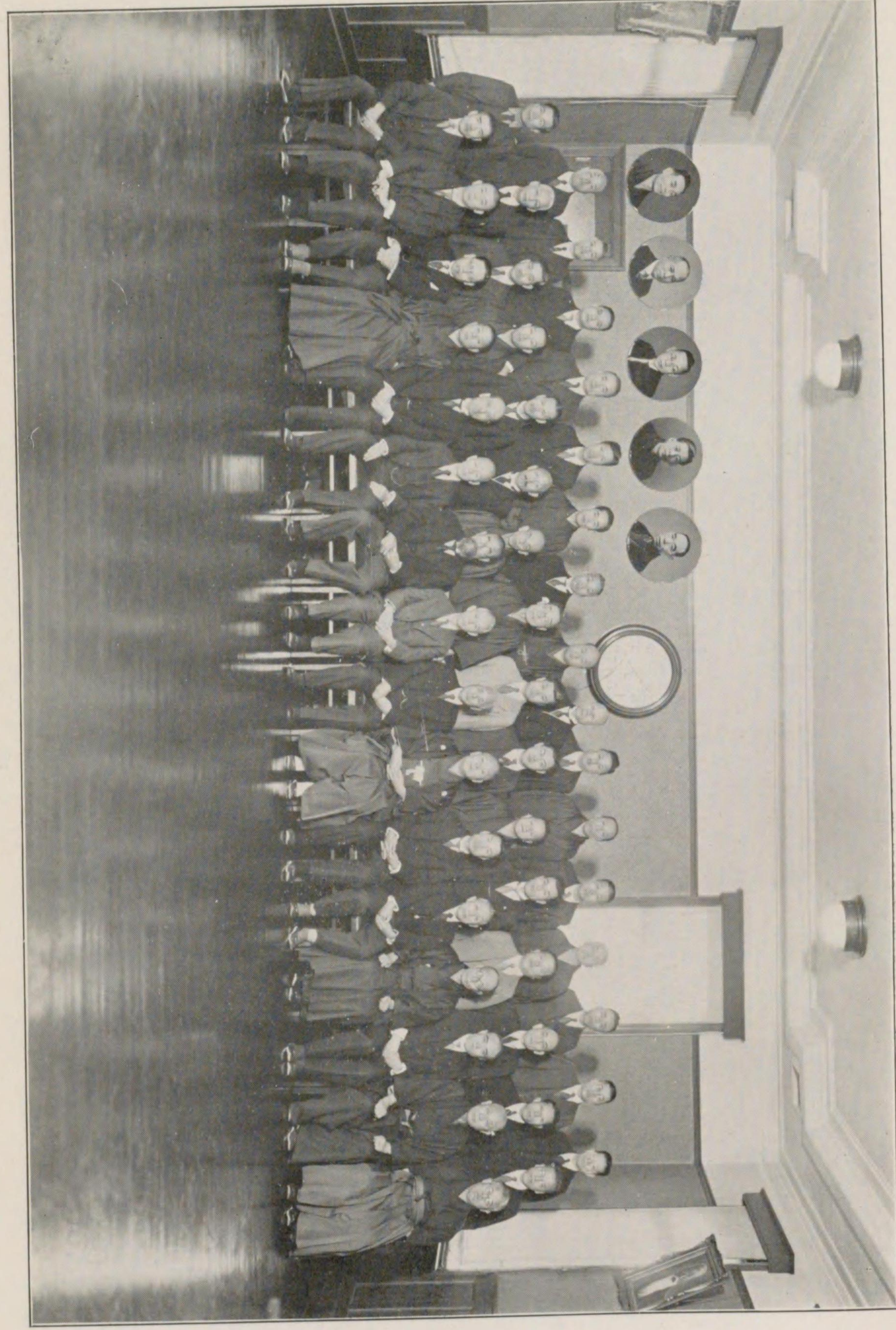
龜井豐治

西村辰五郎 酒井宇吉 土屋右近

塚越郁四郎 栗田確也

吉谷專吉 藤井誠治郎

北原義太郎 小澤作次郎



北尾善太郎 小野村文郎
 藤野源四郎 栗田藤吉 吉谷孝吉 藤井端富郎
 藤井豐吉 三橋貞成 松浦善太郎 中野實一
 渡本守五 西林五郎 西井宇吉 土屋吉次
 林 寅夫 藤田滋太郎 荒川實
 野見四郎 岡崎英藏 武山常雄 藤原福壽
 藤田孝太郎 磯木龍一 岸福壽
 島林水之也 高岡次太郎 日黒勝壽
 渡島竹太郎 山岸寅吉 大倉谷春彌編員
 風間景宏 大森久吉 土屋谷春彌編員
 船田 寅 竹内喜郎 大禮經平
 市川徳之助 森 繁 山本茂之也
 大辭言一 田禮食吉三郎 野井光之也
 高辭端一 本間謙藏 林川富平
 野味元吉 川合啓太郎 藤田金太郎
 藤原書瑛 中山富三郎 野參理重太郎

708
93

卷 頭 言

我東京書籍商組合は明治二十年十一月六日の創立で、當時の組合員は僅に百三十一人であつたが、現在に於ては實に三千三百有餘名を數へ、其の財産に於ても僅の什器備品の外取立て數へ上るものも無かつたが、今や動産不動産を總計して四萬圓に達するの發展を見るに至り、基礎の愈々鞏固を致したる眞に欣幸とするところである。其の今日の大を爲すに至る迄の五十年間には、幾多の推移があり、波瀾曲折のあつた事は言ふ迄もなく、其の努力は固より一朝一夕にして盡す可きではない。

由來書籍商の使命は、國家を經とし社會を緯とし、以て文化の促進を圖るを以て目的とする。輓近教育の普及と社會の進展は著しきものあり、其れが媒介に力を致すものは我同業である。即ち當組合は國家の文化に貢獻する重大なる任務あることを念頭に置かねばならぬ。この業界の公器である本組合は、業界の指標として當業の進展に貢獻するの重大使命を有するのである。其の目指すところは業界の共存共榮である。故に苟も業界の爲めには公器と言ふ意味に於て艱

難をも辭せざるの覺悟を持ち、常に其の職に忠實ならん事を期して居る。其れには誠意誠心を基調とせる組合員の協力、私心を交へざる正義に期待するのである。

營々五十年、この光輝ある創立紀念の祝典を擧ぐるに際し、遙かに顧ひを過去に馳せ、遠く將來を考ふるの時、轉た感慨深きを覺ゆるものがある、其れは業界先人の努力と、全組合員の協力共助である。本組合の今日隆昌を見るに至つたのは、まことに此二つの賜物である。想ふて茲に至れば只々感激の外なく、衷心より感謝の意を表し、併せて組合員諸賢と共に此慶びを共にせんとする。

本書題して五十年史と言ふも、其の古き資料は大震火災の爲めに焼失し、僅に纏め得たる資料を基礎としたものであるから、繁簡取捨また必ずしも一でないが録して以て之を將來に傳へんとする。

昭和十二年五月

東京書籍商組合 組長 目 黒 甚 七

内 容

總記	一
組合編年史	三
明治廿、廿一年	三
創立	四
規約	四
委員	四
東京商工會員	四
組合員	四
協議員	五
出版條例に付建議	五
教科書出版に關し建白	五
原書翻刻の件	五
區域及事務所	五
月費	五
役員の異動	五
組合經濟	五
目次	五

總會	毛
規約修正	毛
事務所移轉	天
書籍陳列所	天
水害救恤義捐金	天
内國勸業博覽會出品	天
明治二十三年	天
全國大羅市	天
事務所移轉	天
商業會議所發起人參加	天
羅帳檢印	天
規約第七條の勵行	天
出版條例改正請願	天
明治二十四年	天

規約改正	六六
商工會退會	六六
官版圖書拂下出願	六七
同業組合準則に付意見	六七
濃尾地方震災義捐	六七
教科書編纂に付意見	六七
明治二十五年	
長尾景弼君彰功	六八
教科用圖書檢定に付建議	六八
辻敬之君死亡	六八
明治二十六年	
月費改正	六八
事務所新築移轉	六八
書籍總目錄發行	六八
覺張榮三郎君死亡	六八
明治二十七年	
法典調査に關する諮問	六九
事務所家屋落成祝賀	六九

軍資金獻納	六七
恤兵東京大耀市會	六七
明治二十八年	
押切帳規程	六八
長尾景弼君死亡、彰功	六八
出征慰問狀	六八
小林喜右衛門君死亡、表彰	六八
規約第七條細則實施	六八
明治二十九年	
組合員へ警告	六八
海嘯義捐金	六八
明治三十年	
彰功狀贈與	六八
萬國版權保護條約に付建議	六八
明治三十一年	
第二回圖書總目錄發行	六九
鐵道運賃引下請願	六九

佐久間貞一君死亡に付弔慰	六九
明治三十二年	
萬國版權保護同盟請願	六九
印刷料紙輸入税免除請願	六九
電話架設	六九
和田篤太郎君死亡、表彰	六九
明治三十三年	
雇人獎勵規程	六九
明治三十四年	
福澤諭吉氏死亡に付弔詞贈呈	七〇
山田、水野兩氏招待	七〇
清國版權問題	七〇
大橋新太郎君に感謝狀	七〇
明治三十五年	
定式總會及臨時總會	七一
役員選舉	七一
名稱變更	七一

職名改稱	七五
規約修正	七五
組合規約	七五
評議員辭任	七五
地方書籍商名簿發行	七五
第一回圖書大耀市會	七五
圖書大耀市會規則	七五
圖書月報創刊	七五
明治三十六年	
定期總會	七五
規約修正	七五
小學校教科書國定に關する上申	七六
中等教科書檢定に關する上申	七六
明治三十七年	
定期總會	七八
小柳津君紀念品辭退	七八
軍資金と從軍者慰問	七八
新加入者商號使用規程	七八
中等教科書輸送方に付請願	七八

日本書籍商名簿發行……………二三

清國版權登錄……………二三

著作權法に依る複製期間……………二三

新聞廣告料減價の交渉……………二三

恤兵圖書大糶市會……………二三

明治三十八年

從軍者慰問……………二四

鈴木敬親君へ紀念品贈呈……………二四

祝捷會開催……………二四

實業組合聯合會に加入……………二五

銀杯下賜……………二五

明治三十九年

定期總會……………二六

臨時總會……………二六

東北凶作地へ義捐金……………二七

追弔祭と歡迎會……………二八

營造物使用細則……………二八

松島孫吉君表彰……………二九

官川保全君彰功……………二九

明治四十年

定期總會……………三三

東京勸業博覽會出品……………三三

外國圖書附屬品輸入稅免除請願……………三四

坪谷善四郎君送別會……………三五

全國書籍商名簿發行……………三五

明治四十一年

定期總會……………三五

第六回圖書大糶市會……………三六

大橋新太郎君送別會……………三六

江草斧太郎君死亡……………三六

芳野兵作君死亡……………三七

明治四十二年

圖書館へ圖書寄贈……………三七

大橋新太郎君歡迎會……………三七

退任評議員表彰……………三七

國定教科書翻刻發行の件……………三七

大橋新太郎君寄附金……………三九

明治四十三年

大正元年 (明治四十五年)

定期總會……………三七

布川甲三君表彰……………三八

奉弔……………三八

組合創立廿五年紀念會……………三八

評議員辭任……………四〇

大正二年

出版物に關する注意……………四〇

大正三年

定期總會……………四一

營業稅全廢請願……………四一

全國書籍商名簿發行……………四一

増田義一君歡迎會……………四一

大正四年

定期總會……………四一

臨時總會……………四一

第二次臨時總會……………四一

賀表捧呈……………四一

明治四十四年

內藤加我君表彰……………二七

大橋省吾君死亡、表彰……………二七

第四回圖書總目錄發行……………二七

大橋省吾君寄附金……………二七

田中増藏君死亡、表彰……………一四九

大正五年

定期總會……………一四九
正副組長……………一四九
紙價昂騰に付圖書値上の決議……………一四九
大柴四郎君彰功……………一五〇
川合晋君死亡、表彰……………一五〇
水野慶次郎君死亡、表彰……………一五〇

大正六年

定期總會……………一五〇
小柳津君金婚式……………一五〇
紙價暴騰に付請願……………一五一
紙價調節の陳情……………一五一
風水害に付義捐金……………一五二

大正七年

定期總會……………一五二
販賣規程制定の準備……………一五二
西野虎吉君死亡、表彰……………一五二

銀杯下賜……………一七三

大正十年

印刷文化展覽會へ寄附……………一七三
評議員辭任……………一七三
杉本七百丸君表彰、弔慰……………一七三

大正十一年

定時總會……………一七三
定休日利用策……………一七三
評議員辭任……………一七三
福岡元治郎君表彰……………一七三
小林主事彰功……………一七四
第六回圖書總目錄發行……………一七四
全國小學校名簿發行……………一七四
故森山章之丞君表彰……………一七四
小柳津、宮川名譽評議員死亡……………一七四

大正十二年

富田能次君表彰……………一七五
故小柳津君彰功……………一七五

目次

大正八年

定期總會……………一六〇
營業稅輕減に付陳情……………一六〇
臨時總會……………一六〇
定價販賣に付新聞廣告……………一六〇
全國書籍商組合聯合會……………一六〇
組合員定期休日……………一六〇
帝國小學校名簿發行……………一六〇
吉原米次郎君死亡、表彰……………一六〇
穴山篤太郎君寄附金……………一六〇

大正九年

定期總會……………一六〇
規約修正確定……………一六〇
選舉無效……………一六〇
評議員辭任……………一六〇
退任評議員表彰……………一六〇
森山章之丞君死亡……………一六〇
臨時總會……………一六〇
鐵道貨物等級表改正陳情……………一六〇
聖德太子遠忌に付寄附……………一六〇

評議員辭任……………一七五

大震火災……………一七五

本組合の損害……………一七五

臨時通報……………一七五

追悼會……………一七五

各府縣組合より見舞金……………一七五

大正十三年

評議員辭任……………一八〇
事務所建築落成……………一八〇
電話番號變更……………一八〇
臨時圖書總目錄發行……………一八〇
全國小學校名簿發行……………一八〇
復興圖書大市會……………一八〇
三樹一平君彰功……………一八〇
故鶴岡、岡村兩君表彰……………一八〇
島田義三君死亡、表彰……………一八〇
故宮川保全君彰功……………一八〇
三樹一平君死亡……………一八〇
特別會計決濟……………一八〇

大正十四年

七

六

臨時總會……………一八三
 江草重忠君彰功……………一八三
 退任評議員表彰……………一八三
 讀賣新聞を指定新聞とす……………一八四
 評議員辭任……………一八四
 兵庫、京都兩組合へ見舞……………一八四
 第二回臨時圖書總目錄發行……………一八四
 營業稅免除に付請願……………一八五

大正十五年（昭和元年）

定時總會……………一七七
 事務所敷地權購入……………一七七
 臨時總會……………一七七
 營業收益稅免除請願……………一七八
 著作權法改正に付請願……………一七八
 關稅定率法改正案に付修正の請願……………一七八
 第三回臨時圖書總目錄發行……………一八四
 新潟縣組合へ水害見舞……………一八四
 新事務所上棟式……………一八四
 聖上御重忠に付御見舞……………一八四
 奉悼文捧呈……………一八四

昭和二年

和田利彦君表彰……………一八四
 山岸弴次郎君表彰……………一八五
 葉多野太兵衛君死亡……………一八五
 中村赤次郎君死亡、表彰……………一八五
 營業收益稅免除請願……………一八五
 評議員辭任……………一九五
 營業收益稅免除請願……………一九五
 書籍の運賃低減に付請願……………一九七
 關西地方大震に付見舞……………一九八
 補償法中へ休業銀行包含の請願……………一九九
 事務所建築竣成……………一九九
 事務所移轉……………二〇〇
 電話開通……………二〇〇
 事務所落成式……………二〇〇
 寄贈品……………二〇一
 組合史刊行……………二〇三
 萬國著作權條約に付內務大臣より諮問……………二〇三
 區劃整理に依る清算金消却……………二〇九
 圖書大市會……………二〇九

昭和三年

日記の件に付協定……………二〇九
 伊國フーレンス國際書籍市規格統一に關する研究……………二〇九
 東京博覽會……………二一〇
 評議員三浦理君死亡……………二一一
 莫斯科の日本兒童圖書展覽會新聞十三段制問題……………二一一
 評議員佐野鐵之助君死亡……………二二三
 評議員辭任……………二二三
 著作權同盟條約に付會合……………二二三
 評議員樋川晴造君死亡……………二二三
 評議員森治竹次郎君死亡……………二二三
 圖書大市會……………二二三
 賀表捧呈……………二二三
 福永文之助君表彰……………二二三
 故三浦理君表彰……………二二四
 故樋川晴造君表彰……………二二四
 故森治竹次郎君表彰……………二二四

昭和四年

圖書總目錄刊行……………二二四
 評議員近藤音次郎君死亡……………二二五
 紙の寸法規格統一に付商工省より諮問……………二二五
 出版年鑑創刊……………二二八
 圖書大市會……………二二九
 名譽評議員大柴四郎君逝去……………二二九
 關稅改正に關する請願……………二二九
 評議員淺見文吉君死亡……………二三一
 故近藤音次郎君表彰……………二三一
 故淺見文吉君表彰……………二三一

昭和五年

定時總會……………二二三
 大倉君を名譽評議員に推薦……………二二三
 前組長大倉氏彰功祝賀會……………二二三
 松邑孫吉君表彰……………二二三
 土戶伊三郎君表彰……………二二三
 林五郎君表彰……………二二三
 江草君評議員を辭す……………二二三
 大葉君副組長に就任……………二二三

模造印紙に就ての注意 三三

圖書大市會 三四

米國オーグルソープ大學紀念館より禮狀 三四

臨時總會 三四

第二次臨時總會 三五

事務所町名地番變更 三〇

昭和八年

福島孝太郎君表彰 三〇

島村水之助君表彰 三〇

三樹良知君表彰 三〇

岡村庄兵衛君表彰 三〇

山岡藤五郎君表彰 三〇

坂本守正君表彰 三〇

三陸地方震災に付見舞 三〇

圖書總目錄刊行 三一

圖書大市會 三三

中等教科書協會創立三十年 三三

副組長大葉久吉君逝去 三三

圖書祭 三三

圖書祭講演會 三四

故大葉久吉君彰功 三六

昭和六年

月費減額 三六

小林又七君彰功 三六

營業時間短縮に關する研究 三六

評議員辭任 三七

宮下軍平君表彰 三七

圖書大市會 三七

組長林平次郎君逝去 三七

昭和九年

福田滋次郎君表彰 三六

青野友三郎君表彰 三六

昭和七年

規約修正 三八

故林平次郎君胸像授移式 三八

副組長大塚周吉君逝去 三九

圖書大市會 三九

故大塚周吉君彰功 三九

定期總會 三四

正副組長

宮子晋吉君表彰 三四

相川治平君表彰 三四

土屋 宏君表彰 三四

式 正次君表彰 三四

三浦捷一君表彰 三四

出版年鑑 三四

臺灣大震災に付見舞 三五

回顧座談會 三四

圖書大市會 三四

前組長上原才一郎君胸像贈呈式 三四

國領友太郎君死亡 三四

圖書祭 三四

圖書月報 三四

國領友太郎君表彰 三五

石村菊次君表彰 三六

櫻井作太郎君表彰 三六

平林正男君表彰 三六

常田正治君表彰 三六

中山軍治君表彰 三七

堀内徳太郎君表彰 三七

臨時總會 三七

故東枝吉兵衛君に弔辭を捧ぐ 三七

函館大火に付同組合へ見舞 三八

出版法、著作権法改正に付陳情の結果 三九

良書普及事業に付文部省より交渉 三九

評議員中島卯三郎君死亡 四〇

第二次臨時總會 四〇

關西地方風水害に付見舞 四〇

故中島卯三郎君表彰 四〇

圖書大市會 四二

圖書祭 四二

評議員長井庄一郎君死亡 四三

故長井庄一郎君表彰 四三

昭和十一年

北澤彌三郎君表彰 三五

清水米吉君表彰 三五

淺利元治君表彰 三五

酒卷修三君表彰	二五〇
大川義雄君表彰	二五〇
長谷川留吉君表彰	二五〇
出版年鑑	二五〇
業界回顧座談會	二五二
圖書大市會	二五二
圖書祭	二五三
林善七君死亡	二五三
圖書月報	二五三

昭和十二年

營業狀態の調査	二五三
名譽評議員大倉保五郎君逝去	二五四
塚越郁四郎君逝去	二五四

結 記

東京書籍商組合規約	二五五
販賣規程	二六〇
取引規程	二六二
從業者表彰規程	二六三
組合員	二六四
組合員業別分布	二六五

創立以來の役員	二六六
創立以來の正副組長	二七七
總會一覽と場所	二七九
表彰	二八〇
弔辭贈呈	二八四
精勤從業者表彰	二八五
圖書大市會	二八六
組合經濟	二八七
組合財產	二八九
勤續店員表彰者氏名	二九三

東京書籍商組合五十年史

總 記

營業の生命は永遠である、組合の使命も亦随つて永遠である。永遠なるべき其の使命の前に、僅に半世紀の足跡を残したばかりでは、或は取立て、語るべき程のものも無いかも知れぬ。然れども、營々五十年、業界と共に來れる本組合であり、而して業界と共に往くべき吾等の組合である。我書籍業界の興亡盛衰と其の歴史を同じうせる五十年の過去を想へば、必らずしも其處に短かしとは言ひ得ざる何ものかある。即ち明治二十年十一月六日、本組合は創立された。爾來、業界の先驅者として、其の全努力を擧げて業界文化の向上に捧げ、業界人の福利増進を圖り、未だ曾て渝るところのなかつた至誠の五十年は、今日必らずしも業界の回顧に値せずとはせぬのである。

抑も書籍が商品として扱はるやうになつたのは、何時の頃よりであるか。其れより先、我國の出版に聊か就て之を探ぬれば、其の最も古きものは法隆寺に現存する百萬塔内の陀羅尼である。これは單に我國に於てのみならず世界最古のものとして珍重されて居る。その年代は孝謙天皇の天平寶字八年、今より約千九百七十年の大昔である。これは惠美押勝の叛亂平安後、勅願によつて無垢淨光大陀羅尼經の趣旨に基き、木製三重の小塔を造り其の露盤の内部に陀羅尼を印刷したる紙片を納めたもの、百萬基を寶龜元年に至りて奈良の七大寺と近江、攝津の三大寺に納めたのである。塔は高さ約二十糎、基底の經は約十糎

で、四種の陀羅尼の印刷物が巻き納められて居る。幅約五・五糎、長さ三七——四五糎の黄色が、つた紙片の上に二號活字位の大さで、一行五字詰、三十行程の印刷物である。四種と云ふのは根本陀羅尼、相輪陀羅尼、自心印陀羅尼、六度陀羅尼である。この陀羅尼經が我國最古の印刷物とし、これに次ぐ古刊本は、承暦板「妙法蓮華經」がある、その奥には承暦四年六月卅日點了とあり、陀羅尼より後るゝこと約三百餘年である。その他、正倉院藏の「成唯識論」寛治二年五月廿六日畢功、久原文庫藏の「佛母大孔雀明五經」寛治五年七月九日於得大寺阿闍梨御房奉受等が此時代の出版物である。

鎌倉初期以降、南都の諸寺院で開板された佛典を春日版と總稱する。其の特徴は厚紙様の紙質を用ゐてある、興福寺北内堂に現存する「成唯識論述記」の板本は建久六年の彫刻で、現存古板木のうちでは最古のものと云はれて居る。春日版に稍後れて高野版が出版された、これは弘安前後に亘つて紀州高野山の金剛寺、ならびに其の末寺から刊行された佛典で、「三教指師」を初め密教及悉曇學に關するものがある。弘安から正應に至る十餘年間を費して完成された「法華三大部」は八十冊と云ふ大刊行で、これは朝臣僧侶十餘名が干與して居る。

當時木板刊行と云ふ事は非常な努力と費用とが必要であつた、それ等印刷は、信仰とか歿後の冥福を祈るとか云ふ事でなければ到底行はれなかつたであらう。彼の陀羅尼にしても、鎌倉期の刊典を見るも、概して恩師血縁者等の冥福を祈る爲めに行はれたものである。一人の財力で行ふ事が出来ぬ場合は弘く淨財を募ることもあつた。後世に至つて鐵眼禪師の行つた「一切經」刊行の如きも其れである。

鎌倉以後の板經で有名なものには、高師直の「首楞嚴義疏注經」十卷がある。足利時代の五山開板は支那の工風が聘せられて居る。

佛典以外の書物が刊行さるゝに至つたのは、ずつと降つてからである。陀羅尼の印行された天平寶字を距ること約五百年、鎌倉の寶治元年に至つて「論語集註」十卷。五山版の「詩人玉屑」十卷が開板された。其の後二三の經書が出て居るが、有名なものに「正平本論語」がある。應永以後、五山の開板がやゝ衰へ初めた頃から、地方に私板が行はれた。就中當時の良港であつた泉州堺の阿佐井家代々の開板の如きは盛んなものであつた。阿佐井家版と稱せらるゝものには「醫書大全」、「三體詩註」「韻鏡」、「東京論」等がある。「東京魯論」は別に「南宗寺語論」とも稱へられて有名なるものである。

堺に次では、鹿兒島で開板された薩摩版がある。薩摩版の濫觴は文明年間に刊行の「聚分韻略」である。文明十三年に國老伊地知重貞が其の師桂庵と謀つて「大學章句」を刊行した、この書は我國に於て朱子の新註本を開板した最初のものである。次に周防の山口がある、所謂大内版、山口版はこれで、大内弘世以來京師との聯絡があつたからである。茲に注意すべきは、元弘の頃から曆の刊行があつた事である。宮中奉仕の曆博士が毎年十一月十五日に翌年の曆を奏上して後、これを公卿に頒布したのが具註曆で、その後は春日神社と三島神社に刊行せしめたもので、これを春日曆、三島曆と稱する。伊勢の伊勢曆は比較的後れて刊行された。

要するに、我國に於て書物の刊行と云ふ事は、近世の序幕が切つて落される前に、既に相當の發達進歩の道程を経て居た。なれども、近世以前の出版物を終始絶對的に勢力を以て支配したものは佛書經典の類で、これ以外の書物の刊行は、これ等に比較して微々たるものであり、従つて書物の刊行に與かる大部分の者は僧侶、公家、武家、富豪等であつた。當時書物の刊行には彫刻印刷製本等に莫大の經費と努力とを要したに反し、其の對象となるべき讀書階級、知識階級なるものゝ範圍は極めて狭少であつた、従つて之を營業とする者もなかつた。總てが自費の刊行、篤志の出版であつた、其の例は、富豪の娛樂的趣味

的刊行物には「捨財彫梓」とか「捐財入梓」とか云ふ文字が其の書物に掲げられてある。刊行物を社寺に寄進し、希望者に實費を以て頒與するなど、之は賣買を目的として刊行したものではない。博多、堺などで支那から輸入された唐本類が貿易商の手に入り、其れ等商人が雜貨に交へて書物をも取扱ふやうになつた。書籍を商品として扱ふたのは其の頃からであるが、併し之は書籍專業ではない。雜品を賣らんとする片手間の仕事であつた。足利時代となつて、書籍の開板に盛んになつた、なれども其の種類數量などは微々たるものであつた。桃山時代となつて、豊臣秀吉が朝鮮征伐を企て、其の戦利品として出征將士が朝鮮本や朝鮮の銅活字を持還つた。文祿の頃は朝鮮で銅鑄活字が發達して居た。文祿元年の春、征韓の師が出發に臨んで總大將浮田秀家が秀吉に謁したとき、傍に侍した名醫曲直瀬正淋から凱旋土産として朝鮮本をねだられた其れが動機で加藤清正などが漢書朝鮮活字などを持歸つたもので、この活字は一字版と稱し、これに倣つて勅版官版の諸書が刊行され、次で私版にも及んだ。文祿五年刊行の小瀬甫庵「補註蒙求」はこの活字版を以て刊行した最初のものである。慶長二年、後陽成天皇は、朝鮮の銅活字を用ひて「錦繡段」一卷、「勸學文」一卷、「日本書記神代卷」二卷二冊、「四書」十冊、「古文孝經」一卷、「職原抄」二卷を刊行せしめられた、これが慶長勅版活字本である。又、後水尾天皇は元和七年に「皇朝類苑」七十九卷十五冊を同様活字を以て刊行せしめられた。

以上、近世以前にあつては書籍の刊行が特殊の域を脱せず、社會一般の文物と深く交渉するには猶若干の距離を餘して居た。關ヶ原役後、徳川家康は足利學校都講三要和尙に十餘萬の銅製活字を興へ盛んに古書を刊行せしめ、更に慶長十九年には二十萬個を鑄造して「大藏一覽」を開版せしめた。元和二年に最後の「群書治要」の印行中、家康は歿した、死後二ヶ月にて該書も摺上つたので、其の書物と活字の大部分は之を紀州尾州の兩家へ贈つたとある。この家康退職後駿府にて印行せしめたも

のを駿河版と稱する、その主なるものは「孔子家語」、「三略」(慶長四年五年)、「六韜」、「周易」、「東鑑」、「七書」それに前の大藏一覽、群書治要等で、これ等の印刷は朝鮮から學んで新に考案された木活字を以て行はれた。

一方、京都著名の寺院や高野山などでは經典、法語集等を喜捨を受けて開板したものが多々あつた。さうした趨勢が流れて、此處に燦然たる文化の力を受け、刊行せらるゝ書物の性質内容が漸次普遍的、社會的、民衆的傾向を帯びて來た。美術上の技術と鑑識の高かつた本阿彌光悅に依て書物の體裁に變化を及ぼし、用紙に雲母模様を摺り、大和綴を以て製した光悅本は、我國の印刷製本上に一新機軸を著した「扇の草紙」、「歌扇」の二書は繪入整板であるが、他は皆活字版である。而して嵯峨本と共に其の功績と云ふべきは、從來の刊行書は總て漢籍であつたが、こゝに至つて假名交りの活字本とした事である。嵯峨本は一に角倉本とも云ひ、角倉了以の刊行である、その主なるものは、光悅本では「觀世流謠本」、「久世舞」、「方丈記」、「百人一首」等で。嵯峨本では「伊勢物語」、「伊勢物語鶴宵聞抄」、「徒然草」、「源氏物語」、「平家物語」、「撰集抄」、「保元物語」、「平治物語」、「古今和歌集」等である。江戸時代も寛永の頃となり、活字刊行を捨て、在來の木板印刷の方が多く行はるゝ様になり、書物の刊行は一層盛んになつた、即ち茲に漸く營業化するやうになつた。徳川幕府が諸侯に命じて「四書」、「五經」その他の開板を命じ、諸侯は命に従つて其の書物を刊行した。後に其の板木を借り受けて出版し、其れを賣買するの書肆も出て來た。書籍を獨立して商品として賣買するゝ事になれば、自然同業團體の必要も生じて來る、即ち本屋仲間として知られて居る同業組合が認められたのは享保年間であつて、江戸の本屋仲間は享保六年に、大阪の本屋仲間は其れより二年後れた享保八年であつた。京都は當時文化の中心地であつたから、既に正徳六年に仲間を認められて居た。江戸は京都に後るゝとは云へ、寛永年間には日本橋通り町及び其の附近には書肆が十數軒も在り、他所にも同業は散在して居た。これ等の書肆が團體を組織し、「通

町組」と稱し、區域は通本町、通二丁目、本石町附近から神田、下谷の同業を包含した。寛文年間には「中通組」と云ふのが組織され、區域は日本橋西河岸、通油町、中橋廣小路、小傳馬町、日本橋通三丁目、數寄屋橋御門筋山下町、淺草新寺町、吉原五十間通の書肆を一團とし。その後組織された「南組」と云ふのは日本橋南一丁目二丁目、日本橋二丁目、通四丁目、芝神明町等の同業を一丸とし、この通町組、中通組、南組の三者を以て三組と稱した。三組とも各組に行事を置き、儼然たる自治團體を結成し、町年寄を通じて町奉行の監督下に、三組申合せを遵守し、出版物取締の一部を擔當し、相互に板權の保護を尊重した。

斯の如くにして泰平の繼續と一般文化の發達と、書肆の急速なる進歩に従ひ、書籍の種類部數は年々に増加して來た。今まで書籍と云ふものに多く没交渉であつた民衆が、時代の推移と共に密接の關係を結ばれた。

江戸時代に於て最も傑出したる出版物と云へば、徳川光圀が其の部下を督して「大日本史」二百四十二卷の編纂刊行を完成したのと、黄檗山の「一切藏經」六千九百三十卷、冊數にして二千九十四冊と云ふ大出版である。尙當時の民衆藝術も相當に發達し、金平本、音曲本、浮世草紙、西鶴本、八文字屋本、赤本、行成表紙本、黒本、青本、黄表紙、讀本、洒落本、中本、滑稽本、蕪蕪本、枕本、豆本等、各種各様のものが現はれた。

江戸時代も末期になり、嘉永の頃、西洋から輸入する書籍が非常に精巧な活版印刷であるのを見て、之を造る事を企てたのが長崎の人で本木昌造である。彼は始め其の仕方を西洋人に聞き、又は洋書を讀みなどし、やゝ會得する事が出来たので之を試作して「流し込み活字」と名附けた。然し鉛を鑄て活字を造るところの字母を考案する事が出来なかつた。その頃上海の美華書院では米國の技師ガンブルが電鍍法に依つて字母を造つて居たので、そこでガンブルに請ひ、米國への歸途長崎に立寄つ

て貰ひ、彼の電鍍法に依る字母の製造並に活字鑄造法を習得することが出来た、これから我國の活版術は著しく發達して今日に至つたのである。

慶應四年には江戸に書林組合が創立され、組合員數は八十四人もあつたと云ふが、明治維新に際し、其れは自然消滅となつた。地本問屋組合は古き創立であると云ふが、其の記録が詳かでない。

十九世紀の世界文明の進歩、特に文物文明の大なる進展が、活字の發明に依る活版印刷術の進歩に倚賴して居る事の大なるは争ふべからざる事實である。我國に於ても明治時代となつて、出版事業が長足の進歩をなした事も、全くこの歐洲式印刷術の輸入に負ふところである。明治時代となつて、先づ政府が印刷局を設け、次で數年ならずして築地活版製造所、國文社、秀英舎、藏田活版製造所等相前後して起り、従つて舊來の木版印刷は漸次衰運に向つた。

明治政府が樹立して、庶政の總ては革まり、明治二年五月には出版條例が發布されたが、尙、三組組合は行事を置いた。これは明治五年まで殘存して居た。明治五年正月に出版條例は改正された。明治八年九月の出版條例に依り、公的取締權は内務省に移り、其れと共に三組組合行事の機能も奪はるゝ事になつた。明治五年四月に東京書林組合が組織され、地本問屋組合員の中にも之に加入するもの多く、百四十六人と云ふ多數の組合員があつたが、之も紛訟を生じ、僅に二年にして解散した。其れから西南戦争などの騒ぎが續き、爲めに組合の復興どころでなく、世の中は不安に襲はれ火の消えたやうな情態であつたが。その内に小學校令は布かれる、民權論が喧しくなる、それに關聯して文藝物としては翻譯小説や政治小説が出版さるゝと云ふ文運復興の氣運は盛んになつた。そこで書林組合も明治十四年二月に再興し、二百〇六人と云ふ組合員があつた。當時、國會開設も間近しと云ふので、憲法起草委員會が設けらるゝや、國論は轟々とし、世の中が明るくなつたやうな氣分になつた。

こんな状況であるから、江戸時代の軟派物などは一方向向きもされず、新進氣鋭の青年書生、犬養毅や尾崎行雄などの著譯した所謂硬派物が流行し、新興文學としての「小説神髓」や「書生氣質」などは明治十八年に出版された。斯う云ふ勢ひであるから、舊式な書林組合などは南風競はずと云ふ有様で、加ふるに内紛に内紛を重ね、昔の地本問屋組合と同じく果敢なき運命に終つた。

扱、明治十七年の頃、世は泰平の基礎を築いたので、政府は産業の助長に意を用ひ、同業組合準則を公布し、各府縣に委託して同業組合の創立を奨励し、十八年には東京府知事から「四分の三以上の同業者が團結すれば、殘部は府から加入を勧誘する」と云ふ事で、組合の設立を促し來つた。此機運に乘じ、話は急速に捗り、出版業者の團結新たに成り、明治二十年十一月六日に本組合は創立し、翌十二月に東京府知事の認可を得た。

以上の如くにして本組合は創立した、この創立に際し特に盡瘁せられたのは小柳津要人、小林義則、宮川保全、牧野善兵衛和田篤太郎の五君である。創立當時は「東京書籍出版業者組合」と稱したが、其れは明治三十五年一月、諸般の改革と共に名稱も現在の「東京書籍商組合」と改めた。なれども其の内容は依然として出版業者の組合であつて、加入申込者のある場合、出版物の有無に依つて諾否を決する標準として居たが、時代は進展し、出版物の取引繁劇を加ふるに従ひ、書籍販賣業者をも之に加へ、一丸となるの必要を認め、茲に門戸を開き、明治四十年の交より販賣業者をも加ふることになり、出版業者と販賣業者の兩者を包擁することになり今日に至つた。

本組合創立當時の組合員數は僅に百三十一人、組合經濟としては少しの餘裕もない事は勿論である。明治二十二年に於て、事務所の家屋を借入るに其の敷金にも窮したので長尾頭取から一時借入れて支辨したが返済の路がない、依て之を組合員に報

告し、組合員から寄附を募る事になつた、當時の文書に「今回當事務所新設ニ付家屋ノ敷金并ニ必要ノ器物買入レ書籍陳列ニ要スル書棚其他修繕等ノ臨時費及六月前半期ニ於テ事務所ノ經費支出ニ係ル金圓借入レ償却スベキ分ヲ併テ金貳百四拾圓餘タリ、右ハ目下急要ナルヲ以テ組合員一統ノ寄附ヲ乞ヒ之ヲ支辨セントス、其ノ用途ノ内譯ハ、五拾圓家屋敷金、十四圓二十錢書棚一式、五十圓疊替器具其他、百三十圓借入金返却、計金二百四十四圓二十七錢……」。この依頼狀を組合員に送附した、これに應じた組合員は七十一人で、金額三百二十二圓に達した。斯の如く窮迫した經濟を持続し、營々組合の存續を計つたのである。五十年を経たる今日、百三十一人であつた組合員は實に三千三百有餘の員數に増加し、無一物であつた經濟は、今や現金、動産、不動産を合して四萬圓を算するに至つた。これは粒々辛苦の結晶であると共に、組合員各員が協力一致して愛組合の大義を尊重したる賜物に外ならぬのである。

文化の普及と出版事業とは、密接離るべからざる關係を有するが、明治時代の文化が、普通の歩であつたなら恐らく數世紀を要した進歩過程を、近々半世紀と云ふ短日月に飛躍したると同様、この時代の出版界も驚くべき長足の進歩をなした。勿論これは義務教育の普及と、高等教育の進歩とに相俟つもので、出版と教育の進歩とは互に相倚り相たすけ。不離の關係をもつて學術の發達、生活の向上を促進し、かくて文化内容を豊富にするのである。

明治二十年十一月六日、本組合創立以來、組合は何う云ふ事を執り行つたかと云ふに、其れは茲に一々擧げ得るものではないが、要するに當業の進展と組合員の福利増進を圖り今日に至つた。其の執り行つた事のうち、主なるものを擧ぐれば大體左の如くである。

組合事務所 本組合事務所は、創立より明治二十二年五月までは日本橋區本町二丁目一番地（東京教育社内）に置き、同月三

十一日に京橋區銀座四丁目一番地（博聞社内）に移し、更に同年六月二十日に京橋區鎗屋町十番地に移轉し、明治二十三年七月七日に京橋區銀座一丁目二十三番地に移し、同年九月二十一日に日本橋區下槇町十三番地に移轉した。明治二十五年三月三十一日、日本橋區箔屋町八番地所在の土藏二棟及木造等、建坪十八坪の家屋を購入して其れに移り。同二十六年、日本橋區本材木町二丁目十六番地に木造二階建十六坪平家屋八坪一棟の家屋を新築し同年八月二十六日其れに移轉した。この家屋は大正十二年九月一日の大震災火災の爲め類焼したので一時牛込區新小川町二丁目四番地に假事務所を設け、翌年六月焼失跡へ假建築を爲して復歸した。昭和二年五月三十一日神田區南甲賀町九番地に新築家屋落成したので其れに移轉した、其の家屋が現在の事務所で、木骨モルタル及タイル張瓦葺二階建洋館一棟で一階は五十坪五勺九才、二階四十五坪一合一勺一才、計九十五坪一合七勺である。

昭和八年一月一日より區劃整理の爲め町名地番が神田區駿河臺一丁目二番地二號と改まつた。

組合規約 明治二十年十一月十六日、規約を定め、この日を以て本組合の創立日と定め、同年十二月二十一日附にて府知事に認可を申請し、翌々二十三日附を以て認可を経た、爾來五十年、時に其の必要に應じて規約を修正した。先づ明治二十二年四月規約を修正して「組合員は出版の都度その出版物一部を本組合に納むる事」との規定を設け、該納本は陳列用に充つることにした。同二十四年には規約第七條を勵行し、規約の字句を修正し。同二十八年には押切帳規程を定め、同年十一月には規約第七條細則を設立した、これは現在の取引規程の根元である。明治三十三年に雇人獎勵規程を定め、明治三十五年には規約に大修正を施し、圖書大耀市會規則を定めた。同三十六年には十四條以下八ヶ條を修正し。同三十七年には商號使用規程を設け、同三十九年には規約第十二條を新加し、第十二條施行細則、營造物使用細則等を定め、同四十一年には組合員の資格につき規

約を修正し。大正三年には雇人獎勵規程第三條の賞品概價を改め、同四年には規約中の字句を修正し、新に名譽評議員の制度を定めた。同六年には圖書通帳取扱規程を設け、大正八年には雇人獎勵規定を修正し、同年規約に大修正を加へ圖書の定價販賣を勵行し、販賣規程を制定した。同九年には評議員を増員する爲め規約を修正し。十二年には規約を修正して組合員の業別を明らかにし、販賣規程を修正し、雇人獎勵規程に従業者表彰規程と改め、同十四年規約を修正し、同十五年には官衙學校病院等の構内に營業所を有するものは加入を不許とすることに改め。昭和五年には規約を修正して組合員が營業所を移轉する場合は組合の承認を経ることとし、販賣規程を修正して公入札の件と定價引下げの場合を規定し、取引規程を設け。同七年には規約を修正して全國書籍商組合聯合會代表議員七人を十人に改め、同九年には組合の區域を東京市とすることに規約を修正し、其の後改訂するところなく現行組合規約に至つて居る。

組合員 明治二十年十一月、本組合創立當時の組合員數は百三十一人であつたが、其の後年次累加し、三十五年には三百八十四人を數へ、大正八年の規約修正に基き組合員にあらざれば取引不能となり、且つ隣接五郡を組合の區域内に包括したので同年の加入者は實に一千餘名を數へ、累計一千四百〇三人に達した。爾來年々増加の傾向を辿り、昭和十二年三月末の組合員は三千三百十一人と云ふ尨大の員數となつた。

組合の役員 組合の庶務を處理する爲め組合員中より總會に於て役員を選し、當選役員の互選を以て組長一人、副組長二人を選む（明治三十四年迄は頭取、副頭取と稱へた）。本組合創立より明治三十四年迄は役員を委員と稱し、外に選出漏の業界精通者を十人役員會に於て選んだ、之を協議員と云ふ、委員協議員を合せて二十五人、俗に此役員團を五五會と云つた。明治三十五年以降、協議員を廢し、委員の名稱を評議員と改め、三十人とし。大正九年以降、評議員の數を五十人に改め今日に至つ

た。

組長及副組長 創立當時は頭取・副頭取・委員・協議員と云つたが、明治三十五年規約の修正に依り組長・副組長・評議員と改まつた。協議員は委員に當選漏の業界精通者を特に十人指名したものであるが、三十五年以降は之を廢した。本組合創立以來現在に至る正副組長に就任年数は、組長は原亮三郎君は明治二十、二十一の二年。長尾景弼君は明治二十二年より三年。丸善株式會社を代表して小柳津要人君は明治二十五年より十八年。大柴四郎君は明治四十三年より六年。大倉保五郎君は大正五年より十四年。林平次郎君は昭和五・六の二年。上原才一郎君は昭和七・八・九年の三年。丸善株式會社を代表して山崎信興君は昭和十・十一の二年で、目黒甚七君は昭和十二年に就任せられた。

副組長は稲田政吉君は明治二十・二十一の二年。小林義則君は明治二十年以後前後十二年。長尾景弼君は明治二十七年の一年。小柳津要人君は明治二十二・二十三年の二年。赤坂龜次郎君は明治二十二年、白井練一君は明治二十三年、辻敬之君は明治二十四年の各一年。宮川保全君は明治二十五年より十年。江草斧太郎君は明治三十六年より五年。鈴木敬親君は明治三十六・七の二年。大柴四郎君は明治三十八年より三年。大倉保五郎君は明治四十一年より八年。三樹一平君は明治四十一年より前後九年。林平次郎君は明治四十四年より十九年。江草重忠君は大正十一年より前後四年。上原才一郎君は大正十四年より七年。大葉久吉君は昭和六年より三年。大塚周吉君は昭和七年の一年。岸他丑君は昭和八年より五年。山崎信興君は昭和九年の一年。榊原友吉君は昭和十年より三年等である。

それから役員中、本組合に特に功勞のあつた左の六氏が名譽評議員に推薦せられた年月を掲ぐれば、小柳津要人君、大正四年一月。宮川保全君、大正四年一月。大柴四郎君、大正十一年一月。大橋新太郎君、大正八年一月。大倉保五郎君、昭和五年

一月。上原才一郎君、昭和十年一月等である。

評議員の計 本組合創立以來現今まで年を累ぬること五十年、其の間、毎年改選さるゝ評議員（委員、協議員）は、中には四十八回當選された向もあり、或は本年初めて當選せられた向もあり、其の就職年限には差等があるが、共に本組合の爲に盡瘁せられ、當業の福利増進を圖られたる事に付ては甲乙がない。この五十年間に就任せられた評議員の数は二百二十二人であつて、共に本組合の基礎を鞏固に致されたる功勞は感謝せねばならぬ。然るに此の二百二十二人中、不幸にして幽明とを異にせられた向が多くあり、其の組合の記録に留まつただけでも三十八靈ある。今茲に其の三十八靈の俗名と逝去年月を録し聊か菩提を弔はんとす。辻敬之君、明治二十五年八月五日。覺張榮三郎君、明治二十六年八月十六日。長尾景弼君、明治二十八年二月六日。小林喜右衛門君、明治二十八年五月三十日。和田篤太郎君、明治三十二年二月。江草斧太郎君、明治四十一年二月十五日。芳野兵作君、明治四十一年八月五日。小立鉦四郎君（先代）、明治四十二年二月十三日。大橋省吾君、明治四十四年一月三十日。田中増藏君、大正四年十一月十二日。川合晋君（先代）、大正五年四月二日。水野慶次郎君、大正五年七月十一日。西野虎吉君、大正七年十月十四日。吉原米次郎君、大正八年十一月十六日。穴山篤太郎君、大正八年三月。森山章之丞君、大正九年十月二十九日。杉本七百丸君、大正十年八月三十日。小柳津要人君、大正十一年六月二十一日。宮川保全君、大正十一年十一月二十六日。鶴岡五郎君、大正十二年九月一日。岡村庄兵衛君（先代）、大正十二年九月。島田義三君、大正十三年七月二十九日。三樹一平君、大正十三年十一月二日。葉多野太兵衛君（先代）、大正十五年七月一日。中村赤次郎君、大正十五年九月二十八日。三浦理君、昭和三年三月二十八日。佐野鐵之助君、昭和三年四月十四日。樋川晴造君、昭和三年六月二十二日。森治竹次郎君、昭和三年九月二十七日。近藤晋次郎君、昭和四年二月二十五日。大柴四郎君、昭和四年十月十七日。淺見文吉

君(先代)、昭和四年十二月四日。林平次郎君、昭和六年十一月三十日。大塚周吉君、昭和七年八月二十八日。大葉久吉君、昭和八年十一月八日。中島卯三郎君、昭和九年八月十一日。長井庄一郎君、昭和九年十一月二十四日。國領友太郎君、昭和十年十月二十五日。林善七君、昭和十一年十二月十三日。大倉保五郎君、昭和十二年四月十四日。以上物故者は四十靈であるが、それは遺憾ながら未だ／＼ある。中には退職後轉業した向や、脱退した向もある、其れ等は自然不明となる。それから退職後逝去せられた方を表彰するのは殆んど異例であるから、従つて記録にない。其れから家族から逝去の届出でがなかつたならば之を知ることが出来ぬ。それらの關係上記録のない爲めに茲に掲ぐる事が出来ぬ次第である。

組合月費 明治二十年十一月制定の規約に依り組合月費は一等一圓、二等三十錢と定められたが、同二十二年一月の總會で一等五十錢、二等三十錢、三等十五錢と改め、同年二月の臨時總會で月費は均一とし二十錢と變更した。同二十六年一月の總會で再び十五錢となり、同四十一年一月の總會で二十錢に改められた。同四十五年一月三十錢に増額し、大正四年一月には四十錢に、同七年一月には五十錢に改まつた。爾後組合經濟に餘裕を生じたので昭和六年一月の總會にて、規約は其儘とし特別決議として四十錢に改更し、更に同十年一月の總會で特別決議として三十錢に減額した。

書籍陳列所 明治二十二年、本組合内に書籍陳列所を設くる事になり、規約を修正して組合員が出版毎に其の一部を組合に納入すること。組合は店別といは別との書目臺帳を作製し、納入ある毎に之を記入して備へ置き、出版目録を編製して組合員に配布したか。二十四年の總會に於て之を中止するの止なきに至つた。降つて大正四年に至り、組合事務所を擴張すると共に同所に圖書陳列館を法人として設け、其の株式を本組合にて引受くる案を臨時總會に提出したが、この計畫は否決となつた。

從業者表彰 組合員の從業者中業務に勉励し一定の年限を勤続した者を奨励する爲め明治三十三年に雇人奨励規程を制定し、

勤続二十年以上を一等とし、十五年以上勤続を二等とし、十年以上の勤続者を三等とし、雇主たる組合員より其の有資格者を届出づることとし、組合は毎年一月の總會に於て之が表彰式を行ひ、初めは一等二等三等とも表彰狀に添へ金製メダルを授與したが、其の後一等は金製印材、二等は懷中時計、三等はメダルと變更したこともあつた。大正十二年以降は等級の制を廢し、單に七年以上の勤続者を表彰することに改め、表彰狀に酒肴料若干を呈することになつた。明治三十三年以降大正十一年迄に一等受賞者は四十九人、二等は百二十人、三等は四百四十四人で、更に從業者表彰規程と改まつた大正十二年以降昭和十二年迄の受賞者は二千三百八十二人の多きに達し、此規程制定の當時よりの累計は實に二千九百九十五人の多きを數ふるに至つた。

建議及陳情 本組合創立以來當業の福利増進を圖る爲め其の時々の問題につき官廳その他へ建議・上申・陳情等をしたが、主なるものは明治二十一年五月出版條例に改正を要する件に付内務大臣に建議し、同年、教科書出版に關する件を東京府知事に建白した。明治二十三年十二月、出版條例改正に付帝國議會に請願した、これは立憲自由黨俱樂部より末廣重恭氏名義で出版條例改正草案を廻送し本組合の意見を諮問せられた、其の結果本組合は議員島田三郎氏に托し議會に請願書を提出したのである。明治二十四年三月、官版圖書拂下げに付文部大臣に出願し、同年十月、東京商業會議所會頭澁澤榮一氏より同業組合準則に付本組合の意見を求められたので之が意見書を同會頭に提出した。明治二十四年十二月、教科書編纂に付意見書を文部省に提出し、同廿五年六月には教科用圖書檢定に付文部大臣に建議した。明治二十七年十二月、東京商業會議所會頭澁澤榮一氏より法典調査に關する諮問ありたるに付本組合の意見を同會頭に回答し、明治三十年には萬國版權保護同盟條約加入の件に付東京商業會議所へ建議を提出し、同三十一年には鐵道運賃引下げの件を逓信省へ請願した。明治三十二年、萬國版權保護同盟に

付内務大臣に諸願し、同年二月、印刷料紙輸入税免除に付議員田口卯吉氏の紹介を以て衆議院に請願した。明治三十四年三月、清國版權問題に付内務外務の兩大臣に請願し、明治三十六年二月には小學校教科書國定に關する件を文部大臣に上申し、同年四月、中等教科書檢定に關し其の覺書を文部省に上申し當局と交渉を重ねた。明治三十七年三月、中等教科書輸送方に付逓信省へ請願し、明治四十年には外國圖書附屬品輸入税免除に付大藏大臣に請願し、明治四十二年三月には國定教科書翻刻發行の件に付文部大臣に建議した。政府は新に出版業税を課せんとする爲め明治四十三年二月、營業税法改正法律案に關し衆議院に請願し、次で同月、關稅定率法改正法律案に付衆議院に請願書を提出した。明治四十三年一月、著作權法修正に付内務大臣に請願した。大正三年二月には營業税全廢情願を貴衆兩院に提出し、同六年七月には紙價著しく暴騰したので其れが緩和策を本組合及び他五團體合同にて衆議院に請願した、之が提出紹介は鳩山一郎氏であつた、然るに衆議院請願委員會は此の請願を採擇し、本會議に於て採擇可決となつた。同年九月五日公布の農商務省令第二十一號輸出禁制品中にザラ紙を除外しあるは紙價調節の上に影響あるを以て本組合外五團體の聯合委員會は紙價調節に付再陳情書を提出した。大正八年三月、營業税輕減につき東京稅務監督局へ陳情し、同九年四月には鐵道貨物等級表改正に付東京商業會議所會頭へ陳情した。大正十四年十二月、營業會議所會頭藤山雷太氏より定休日利用案に付諮問ありたるに付本組合の意見を同會頭に回答した。大正十四年十二月、營業税免除に付本組合は東京雜誌販賣業組合と共に衆議院に請願し、同十五年二月には全國書籍商組合聯合會と共に斯の件に付貴衆兩院に請願した。大正十五年三月、著作權法改正に付議員荒川五郎氏外一名の紹介を以て衆議院に請願書を提出した、該請願は請願委員會にて採擇し、本會議に於て採擇可決した。同年二月、關稅定率法改正案に付本組合は外三團體と共に其の修正請願を衆議院に提出し、同年十二月、營業税免除に付再び衆議院に請願し、同年十二月、全國書籍商組合聯合會と共に書籍の

運賃低減に付鐵道省を訪問して請願書を提出した。昭和二年二月、全國書籍商組合及雜誌販賣組合と共に營業收益税免除に付大藏、商工、文部の三大臣、政務次官、次官、參與官及衆議院議員の全部と東京商業會議所へ請願書を提出し、更に運賃低減に付鐵道局運輸課及大臣、次官、參與官、局長等に請願した。同年七月、本組合を初め外四團體及新聞社九社と共に鐵道輸送賃率に付書籍を大貨物の場合は最低賃金に、客車小荷物に付ては特定賃金法を設け哩數制限を撤廢せられたき旨の請願書を鐵道大臣に提出した。同年四月には銀行の休業するもの續出し經濟界の安定を缺くので日本銀行非常貸出の補償法案中に休業銀行をも包含せられたき旨を日本橋銀行總裁、大藏大臣、東京商業會議所會頭へ請願した。同年八月、内務大臣より萬國著作權條約に付諮問があつたので本組合は東京出版協會、日本雜誌協會と協調し調査の結果その意見を内務大臣に提出した。昭和三年一月、商工省工業品規格統一調査會より紙の規格に關し諮問があつたので本組合は日本雜誌協會及東京出版協會と共に研究した。翌四年六月、紙の寸法規格統一に付商工省より諮問があつたので本組合は日本雜誌協會及東京出版協會と共に研究調査會へ答申書を出した。同年十一月、アートペーパー及模造紙の關稅は高率に失し文化普及の上に障害ありとて本組合は日本雜誌協會、東京出版協會、中等教科書協會と圖り聯合委員會を組織し協議の結果、該種目の關稅率低減を大藏、商工、文部の各大臣、政務次官、次官、參與官及文部圖書局長、關稅審議會委員、幹事等に請願した。昭和六年二月、東京商工會議所より營業時間短縮に關する件で本組合の意見を求められたので、本組合は研究の結果之を同會議所へ回答した。昭和九年、政府が第六十五議會に提出した出版法中改正法律案、著作權法改正法律案及出版物納付法案は、我當業者に直接關係があるので研究を重ね、政府の原案につき審議し、組合員に向つて意見の提出を求め、一方當局に向つて其の訂正すべき點を指摘し意見を陳述した。同年六月、文部省より良書普及事業に付交渉があつたので上原組長出頭し本組合の意見を縷陳した。

圖書大市會 明治二十二年十一月初めて舉行したが、其の當時は準則組合として東京府廳の認可を受けて居たので、組合が營業的行爲をすることが出来ぬので、三十四年までは形式上組合員有志發起となり、毎回純益金の内より若干組合に寄附し來つたが、明治三十五年一月總會の決議に依り、東京府の認可を辭退し、同年より大市會は組合直接に舉行することになり、改めて第一回を同年十月に舉行し、爾來毎年秋十月を期とし、現在に繼續し來つたのである。初めは圖書大糶市會と稱し、明治四十四年から圖書大市會と名稱を改め、手数料は賣上より賣上金の五分を徴收する規定であつたが、四十三年から之を三分に改めた。第二回より出品目錄を調製し、第六回より買入申込を「カード」式とし、賣買の形式は競賣（振り）であつたが、第九回即ち大正十年以後は陳列式を主體とした。第二十三回と第二十八回と第二十九回は競賣式を以て行ひ、第三十回は競賣と陳列とを併用し、第三十二回より通信と陳列とを併行し、昭和十一年に舉行したのは第三十四回であつた。

書籍商名簿 本組合は組合員に取引上の利便を圖らんとし、明治三十五年、初めて全國の書籍業者の名簿を刊行した。この調査に付ては、先づ一府縣下の主なる書店三軒へ同一の原稿を送つて其の稿の加除を依頼した。集まつたものを調べると一方で消したものが一方では生きて居る、新たに追記されたものは殆んどない。其れは何う云ふ次第であるかと云ふに、其の當時は未だ交通が不便で、東京の出版者として全国的に販路の擴張を試むるものがなく、其の縣の書店は既に問屋が極つて居る。其の問屋は自己の華客先を他人に知らさぬやうにして居る。この様な情況であるから到底完全な名簿を作製することは出来ぬ。なれども當業發展の資料として、無いよりも益である云ふ程度で刊行したが、其れが大好評で、出版業者に非常に便利を與へた。爾來四五年毎に刊行し、今では宣傳資料として無くてならぬものとなつた。

小學校名簿 小學教科書が國定となり、従つて參考書等の出版者は、全国的に小學校の所在地を知るの必要を生じて來た。この機に於て本組合は各府縣の學務課に依頼して小學校所在地の報告を求め、其の纏まりたるものを清書して冊子となし、之を事務所に備付け、希望者には五日間を期し閲覧料五圓を徴收して之を借與した。其の後需要の益々増加したので、新たに各府縣の調査を求め、明治四十三年を以て初めて此の名簿を刊行した。収録せる校数は貳萬五千八百貳拾七校で、學校名は勿論、所在地、加設科目等を掲げ、千百餘頁、定價五圓にて發賣した。恐らく之が全國の小學校を収録刊行した嚆矢であらう。

圖書總目錄 本組合は圖書の普及を圖るべき本來の使命を完うすべく組合員出版圖書の總目錄を刊行したのは其の第一回が明治二十六年七月で、書籍總目錄を題して刊行し収録圖書數は九千八百六十七種であつた。次で同三十一年五月に第二回を刊行し此時より圖書總目錄と改めた、収録圖書數は一萬〇八百四十四種。第三回は同三十九年十月で、収録數一萬八千八百四十四種。第四回は同四十四年三月で、収録數二萬〇九百〇八種。第五回は大正七年五月で、収録數一萬九千八百〇六種。第六回は同十二年一月で、収録數二萬二千五百〇五種。第七回は昭和四年二月で、収録數一萬六千五百六十種。第八回は同八年九月で収録數二萬五千二百二十五種であつた。總て内容は五十音別、發行所別、類別の三項目を設け、書名・著譯者・冊數・定價・送料・發行所等を掲げた。特に第五回には前記三項目の外に著作者別の項を設けて圖書目錄様式の範を示した。而して此總目錄の販賣は組合自體が直接頒布するよりも有力書店の手に依つて發賣する方が廣く普及さるゝものとの見地から專賣所を設けた。この專賣所を選定するには、有力書店相會し入札を行ひ、其の最高價に入札した書店を專賣所と定めた。專賣所と云ふも全部を落札價で買切るので、組合が定價を定め、宣傳や販賣方法は專賣者の任意とした。專賣書店は、第一回と第二回が丸善株式會社、第三回と第四回と第五回が博文館、第六回と第七回が大倉書店、第八回が栗田書店であつた。

圖書月報 由來我國民は歐米諸國民に比して讀書趣味に乏しいことは自他共に之を認むところであつた、本組合は業體本來の

使命よりして國民を覺醒し讀書尊重の風習を促し、圖書をして日常生活の必需品とまで誘導すべく、然らば各人が之に依つて人格の向上と思想の啓發とに資する傾向が表はれて來る。斯くなれば自然圖書の紹介機關の必要が隨伴する。在來この使命を負ふたのは新聞紙である、なれども新聞紙に掲載する廣告は、如何に其の宣傳力があつても種々の點に於て新版の多數を新聞紙に掲ぐることは不可能で、また同一のものを數日間連続的に掲載することも出來ず、或は其の日の廣告に依つて直に目的の圖書を購入せねば、購入に必要な記憶を逸するの惧れがある。殊に繁忙なる現代人の生活に於ては一々の新刊書を記憶することとは到底不可能である。本組合は此れ等の缺陷を補ふ爲め、且は組合の録事を當業に報ずる爲め機關雜誌を發行することになり、明治三十五年九月、圖書月報と題しその第一卷第一號を創刊した。本誌は毎月一回之を發行し、組合の録事の外に、圖書に關する論說・講話・彙報等を初め、新刊圖書目録、出版廣告を掲げ、每號一萬五百冊を印刷して全國の書籍業者、學校、圖書館、教育會、會社銀行、醫院、團體等へ無代にて配本することにした。創刊以來毎月間斷なく發行し、昭和十年以後は組合録事と圖書目録とを別冊とした、これは圖書月報は廣く全國に頒布し、組合月報は組合員に送る組合報で、評議員會の内容を公開せよとの希望に基き其れ等の記事をも掲ぐることにし、毎年印刷する庶務報告書を此年より廢し、本誌を以て之に充つる事にした。一年を一巻とし、昭和十二年には第三十五卷に達し、今尙續刊しつゝある。

出版年鑑 本組合員の數は三千餘人、それは全國五十餘の書籍商組合の組合員を通計すれば、その總員は實に一萬數千の多きを數ふる。我國書籍業界の第一線に立つ一萬數千の書店に依つて年々どれ程の新刊書が取扱はれつゝあるかと云ふに、各書店の手を経るものと出版者直扱のものを合算すると、其の數は一年に一萬種を數ふるであらう、一年に一萬種の新刊圖書、その一々の書名・著譯者・定價・形體・頁數・發行所等を一巻の圖書目録に輯録し、一眸の下に我國圖書出版界を鳥瞰し得るものゝ必要なることは誰しもが待望するところであつた。たとへ其れ等萬卷の書の悉くが同業の賣品と限つて居らざるにせよ、出版業に關する者は参考として之を通覽する必要があるであらうし、販賣業者と雖も顧客の質問に接した場合、之を知らずしては本屋本を知らずの嗤笑を招くことになる、況んや當業唯一の顧客たる讀書階級のための利便を圖る上に於ては決して賣品のみを圖書目録を以て満足すべきものでない。一國文化の大動脈である圖書出版の全景を展開する最も総合的な新刊圖書目録を提供すべきである。斯うした意圖の下に本組合は出版年鑑を刊行することになり、其の第一回は昭和四年に之を刊行した、内容は出版界の一年史を初め、出版界の諸統計、海外情報、業界の規約規程、出版關係の法規、圖書館所在地、一年間の新刊圖書これには書名・著譯者・冊數・形體・頁數・定價・發行所・發行月等を詳掲し、その他出版廣告を掲げた。第二回は昭和五年に刊行し、爾來毎年刊行して昭和十二年には第九回を重ねた。各年約千頁、第一回より第三回までは菊判とし定價一圓、第四回よりは四六判とし定價を五十錢に改めた。毎回專賣所を設け、專賣所は買切である。第一回第二回は大倉書店、第三回第四回は寶文館、第五回よりは毎年東都書籍株式會社が專賣所であつた。

創立廿五周年 本組合は明治二十年十一月六日の創立で、明治四十五年は恰も創立廿五周年に相當するので盛大なる紀念會を開催する豫定であつたが、聖上御崩御あらせられ、時は諒闇中であるから、極めて質素に紀念會を舉行することになり、年號を大正と改められた元年十一月六日、神田の青年會館で舉行し、創立以來の委員、協議員、評議員に紀念品を贈呈し、物故せられたる役員に對しては青銅香爐一具を靈前に供へて追賞し、組合員へは東京書籍商組合史及び組合員概歴と徳川幕府時代書籍考の二冊と青銅花器を贈呈した。

勸業博覽會 明治四十年に開催された東京勸業博覽會へ、五ヶ年間新刊圖書の統計表を作製して之を同會々場第一部第十七類

へ出品し、次で組合員の有志を勧誘して出品に斡旋した。

昭和二年に開催された大禮記念國産振興東京博覽會開催につき、本組合は之に協賛し、組合員に其の出品を勧誘した。

義捐金と見舞金 明治二十二年の夏、諸國に水害甚しく、其の最も甚しき福岡、和歌山、奈良の三縣に對し義捐することに決し、圖書大販賣會を開催し、其の純益を義捐することにした。この大販賣會の賣上高は貳千貳百五拾圓で、其の二割を手數料として徴收し、收入四百五拾圓、この内より開催費貳百七拾七圓貳拾七錢を控除し、差引金百七拾貳圓餘を前記三縣へ義捐金として送金した。

明治二十四年一月、濃尾地方に地震起り被害甚大であるので、本組合は組合員より義捐金を募集したるに、組合員九十八名の應募者あり、金額貳百〇五圓。該金は岐阜縣へ百圓、愛知縣へ七拾圓、福井縣へ參拾五圓と、合計貳百〇五圓を義捐金として送つた。

明治二十七年、征清の役酣なるの秋、國民として黙し居る場合にあらずとし、本組合は組合員より軍資金を募集することに決し、其の醸集の結果は組合員中の百〇八人にて金額千七百參拾四圓となつたので、此の全額を陸軍恤兵部へ献納した。次で同年十月、恤兵圖書羅市會を開會し、收支決算四百貳拾圓八拾壹錢の純益金を以て靴足袋五千足を購入し、之を海軍省經理部へ献納した。

明治二十九年七月、三陸地方に海嘯あり、被害多大であつたので、本組合は組合員より義捐金を募集し、應募者四十七人、金額貳百四拾圓に達したので、之を時事新報社に配附方を囑托した。

明治三十七年、日露の國交斷絶し宣戰の大詔は煥發せられた、我國民たる者、奈何でか晏然拱默して居られやう、即ち本組合は基本金を以て軍事公債額面六千圓を應募し、組合員及其の家族、雇人が出征する場合は慰勞金を呈し、戦死者、負傷者、病氣等の場合に對しては慰問金を捧ぐることに決した。結局従軍者人員は組合員八人、家族八人、雇人四十二人であつた。

次で十月、恤兵圖書大羅市會を開會し、其の七日間の賣上に對する純益金四千貳百五拾七圓六拾五錢。この金員を陸海恤兵部への献納品に充つることにし、陸軍へ手拭六萬五千筋、海軍へ鶉豆甘納豆三斤半入八千罐等を献納した。

明治三十九年二月、東北三縣の凶作甚しいので同地の窮民を救助する爲め組合員より義捐金を募集したところ、應募者百五十九人、此金千五拾貳圓七拾錢に達した、其れへ本組合基金から五百圓を支出し、合計千五百五拾貳圓七拾錢を宮城、福島、岩手の三縣へ義捐した。

明治四十三年八月、各地の水害は未曾有の慘狀を呈したので本組合は其の悲境に呻吟する罹災者に同情を表し、組合員より義捐金を募集したるに、應募者百九十二人、此金五千五百五圓五拾錢に達した。該金は救助區域を東京府下と限定し、其の分配方法は全額を東京水災善後會に寄托した。

大正六年十月一日、東京その他の地方に大風雨起り、東京の被害最大であつたので、本組合は組合基金より五百圓を支出し該金を東京風水害救濟會に托し義捐した。

大正九年二月、聖德太子一千三百年御忌奉贊會へ、本組合は金貳百圓を寄附した。

大正十四年五月二十三日、關西地方に地震あり、兵庫縣豊岡、城崎及京都方面の被害多大であるので、本組合は兵庫縣組合へ金百圓、京都組合へ金貳拾圓を贈り、被害者に對し適宜處分を依頼した。

大正十五年八月、新潟縣下に大雨の爲め水害あり、其の組合員中に被害者ありと聞き、本組合は新潟縣組合へ金五拾圓を見

舞として贈った。

昭和二年三月、關西地方に大震起り、峰山方面の組合員に被害ありとの事で、本組合は京都組合へ金百圓を見舞として贈った。

昭和三年、東京博覽會が開催されたので、本組合は同協賛會へ金百圓を寄附した。

昭和八年三月、三陸地方に大震起り其の被害多大であるので、本組合は岩手縣組合へ金百圓、宮城縣組合へ金五拾圓を見舞として贈った。

昭和九年三月廿一日、函館市に出火あり、全市を殆んど焦土に化したので、本組合は金百圓を北海道組合へ見舞として贈った。

昭和九年九月、關西地方に強風雨襲來し、各地の被害甚大であるので、本組合は大阪組合へ金百圓、京都組合と兵庫縣組合へ各金百圓、滋賀縣組合、鳥取縣組合、岡山縣組合、和歌山縣組合、徳島縣組合、高知縣組合等へ各金五拾圓を見舞として贈った。

昭和十年四月廿一日、臺灣に大震起り被害多大であるので、本組合は金百圓を見舞として臺灣組合へ贈った。

大震火災 大正十二年九月一日正午二分前、俄然大地は揺らぎ、其れが因となつて大火災は數個所に起り、大混亂の東京と化した。我帝國の首都である大東京も一朝の大地震から火災で、さしもの花の都も全くの焦熱地獄と變じた。三百年來の人の力も、五十年來の科學の力も大自然の僅か四寸の一搖ぎで砂漠と化した。果々たる死骸、建物に潰され、業火に焼かれ。水は無く、電氣は消え、瓦斯は點かず、電車は動かさず、汽車は通ぜず、食はなし、衣類は焼かれ、家財を失ひ、職に離れ、頼るに人

なく、住むに家なく。一二週間は全く混亂であつた。生死も分らず離散した骨肉を東へ西へ、右へ左へと、當どころもなく探す痛ましさを、自然の威力は斯くまでに悲惨であつた。本組合員中、火災を蒙りたる者九百六十五人、組合員の死者十七人、家族三十一人、従業者五人、これは屈出での有つた者のみである。本組合事務所も焼失した、仍て急速に牛込區新小川町に假事務所を設けた。組合の損失は動産不動産を合して約金貳萬四千六百餘圓。災後交通機關の杜絶したる爲め組合員の動靜を知ることが出来ぬ、依て本組合は罹災組合員の立退所、復歸、其の他必要と認むる事項を迅速に通知する爲め組合通報を頻繁に發行した。地方組合より見舞金として贈與せられたる金額壹萬四千七百七拾餘圓、この組合數三十三。見舞金壹萬四千餘の金額は罹災組合員に全部分呈した。十二月一日には下谷區上野公園、東叡山寛永寺に於て嚴かなる追悼會を施行して五十三の靈魂を慰めた。圖書月報は間斷なく發行した。大正十三、十四、十五年と、三年に三回、臨時圖書總目錄を多數刊行して當業の復興を促進し、一方東京の出版元は大災害にも屈せず、供給に支障なしと力強いところを見せ、全國當業者及讀書人に努力を示した。

讀賣新聞を指定紙とす 本組合は大正十四年三月、讀賣新聞を指定新聞とした、これは新聞廣告料の値上げを緩和する方策に基くもので、同紙は一ヶ月間無代で全國一萬有餘の書籍店へ配布し、組合より提議の日曜夕刊を發行し、毎日の本紙に今日の新聞と題し、内務省圖書課の調査したる本組合員出版の圖書を毎日紹介することに約束した。

圖書の定價販賣 顧客を吸収する爲め圖書を販賣するに各店とも激甚なる競争をなし、甚しきは原價以下にて販賣する等の店もあり、この傾向を持続するに於ては自然問屋への支拂にも支障を起し經濟上由々しき問題であるので、本組合は之が救済策として圖書の定價販賣を實行せんとし、大正七年三月、主なる販賣店六十五人を招待し書籍の賣價を一定するに就ての可否、

假に賣價を一定するとして其の取締方法等につき意見を求めたるに、孰れも定價販賣實行を歓迎したので、本組合は之が實行を速かならしむる爲め規約の修正に着手し。翌八年七月に臨時總會を開き、規約修正案を提出したところ、満場一致原案を可決した。即ち組合員にあらざるものと取引することを得ず、圖書は必ず奥附へ定價を明記すること、此の規定に違背したる場合は制裁を加ふることとし、實施は大正九年一月一日からと定めた。この結果從來未加入者は特に加入金を八年十二月末日までは金拾圓と定めた。この規約修正の爲め大正八年七月までに加入を申込んだ者は實に一千五拾五人あつた。

全國書籍商組合聯合會 當業の發展を圖り、從來の弊習を革新し、全國一統に圖書の定價販賣を勵行するを目的とする全國書籍商組合聯合會は、本組合之を主唱し、大正八年十月十二日を以て創立した。本會は全國府縣五十二の書籍商組合を以て組織し三年毎に役員を改選する規定である。本組合は聯合會創立以來會長及副會長の要職に選ばれ、當初より昭和六年迄は幹事五名を出し、昭和七年幹事を増員すると共に、本組合よりは正副會長の外幹事七名を出し、常に常任幹事として事務を處理した。

傍系團體 本組合以外に、圖書を扱ふ業者の専門團體がある、其の名稱と創立年を掲ぐれば。東京出版協會、この協會は大正三年十月二日の創立で、初め東京圖書出版協會と稱したが、大正七年三月に東京出版協會と改稱した。純出版業者のみを以て組織したもので、現在の會員は三百人。中等教科書協會、この協會は明治三十六年の創立で、中等學校使用の教科書發行者を以て組織す、明治三十六年以前は中等學校教科書に關する事項は本組合に於て施行し、官版圖書拂下げ請願とか、教科用圖書檢定に就ての建議など、其他總て本組合に於て請願、建議をしたが、三十六年、この協會が創立さるゝや、爾後は中等教科書に關する件は總て協會で執行することになつた、現在の全員は八十五人。東京圖書雜誌小賣業組合、この組合は大正九年

に創立され、圖書の販賣業者を以て組織し、定價販賣を目的とする、現在組合員は八百十二人。東京書籍商懇和會、この組合はもと江戸地本錦繪營業組合と稱し寛政十五年の創立であると云ふが詳かでない、明治七年となつて東京地本彫畫營業組合と改稱し、大正十三年に懇和會と改めたのである、現在の組合員六十七人。東京書籍卸業組合、この組合は大正九年一月の創立で、初め仲買商組合と稱し、書籍の仲立業者を以て組織し、昭和四年に東京書籍卸業組合と改稱した、現在組合員は五十人。東部書籍卸業協會、この會は昭和十一年十月の創立で、書籍の卸業者を以て組織す、現在組合員は三十二人。全國醫書組合、この組合は明治二十六年四月の創立で、單に醫書組合と稱して居たが、區域を全國的と擴張したので昭和九年に全國醫書組合と改稱した、醫學書の出版又は販賣業者を以て組織し、定價販賣勵行の急先鋒である、現在組合員は百〇五人。兵書組合、この組合は大正七年五月八日の創立で、兵書の翻刻又は販賣を業とする者を以て組織し、現在組合員は百四十人。日本雜誌協會、この協會は大正三年の創立で、初め東京雜誌組合と稱し、大正十一年に組合を協會と改め、十三年より日本雜誌協會と改稱した、全國の雜誌發行者と元取次業者とを以て組織し、現在の會員は五百六十人。東京雜誌販賣業組合、この組合は大正三年の創立で、雜誌の販賣業者と元取次業者とを以て組織す、現在の組合員は千四百五十人。東京古書籍商組合、この組合は大正九年一月の創立で、古書籍扱業者を以て組織す、現在組合員は千二百八十一人等である。

業界の情況 茲に業界の情況を顧みるに、其の古き事は省略し近き十年間、即ち昭和元年よりの大體を述ぶることにした。昭和元年 この年に頻出した出版物の過多は文運の隆昌を物語るとも云はれやうが、これは又、不況の生み出せる特種現象と見る事も出来る。何れにせよ價格標準の一般に低下した傾向の認めらるゝのは結構な事である。全集物、講座物の盛行も、この年出版界の特異の事象である。大量生産によつて價格を安くし、大衆の知識と趣味とを開發せんとする企圖は頗る時宜に適し

た事ではあるが、徒に廣告に宣傳に、賣らんが爲めに全力を擧げて其の第一義たる内容に力を盡す事を怠り、羊頭をかゝげて狗肉を賣る如き傾向が無いでもなかつた。出版業の特殊な地位は失はれて一般の營利事業の水平線に走るの向もあつた。數を賣る事、これ出版業者の一つの名譽たる事であるが、質の良きものを出すは更に大なる誇であらねばならぬ。濫著濫刊の評も相當に喧しかつた。たゞ出版物の選擇が漸次讀書の手に歸しつゝあることが看取し得た。宣傳の反應が非常に鈍くなつた原因は、不景氣と云ふ事ばかりでなく、選擇の時間を要する事も其の一つであると思はしめた。

昭和二年 前年度より繼承した經濟界の不況は、この年度の上半期に至つて最後の破綻を來し、四月には幾多の銀行休業に續いてモラトリウムの施行となり、經濟界空前の危機に直面したが、下半期に至つて、やゝ復興の端緒を見るに至つたが、其れとても好景氣來の聲は空しく希望のまゝに終つた。此間、出版界の狀態は何うであつたか、一般經濟界の不況と危機のあほりを受けて著しい苦境に行つまつた觀はあつた。前年度の下半期に「日本文學全集」を一冊一圓の豫約發表して以來、これに倣つて所謂圓本全集の豫約募集の發表が續出し、曾て見ざる出版界の大混戦を招來した。これ等圓本全集の、あるものは一擧にして二、三十萬を突破する申込應募者を得たものもあり、一方尢大な資本を投下したにも拘らず豫定の申込者を得ること能はず、一敗地に塗れたものもあつた。これを目して或る經濟學者は、從來小企業の出版界が一躍して大企業の資本集中の過程を辿るに至つたものと觀察した。要するに圓本全集の出現は、出版界の經濟的行詰りの結果、反撥的飛躍でもあつたが、一方に此所謂大企業化と資本集中の新らしき狀態の出現とも見るべきである。翻つて一般讀書階級の側から見ると、圓本全集の出現は、從來圖書に親しむべくして親しみ得なかつた一般社會人に對し、圖書の他の日用品に等しき生活の必需品として購求する習慣を助成する好機會となつた。これを廣く見れば我民衆文化の向上に資するところが大きかつたと云はねばならぬ。なれども、

圓本全集が豫約募集の形成をもつて讀者に選擇の自由を與へないのは缺陷で、其の不自由を補ふべき眞の廉價出版物の出現が次の問題となつて來た。下半期に發表された單價二十錢の「岩波文庫」は其の先驅としてあらはれた。惟ふに出版界の大企業化と資本集中は、一方に多量生産による廉價出版物の出現を意味して居る。この圓本全集の出現に伴つて、其の一般出版界に及ぼした結果と影響を見るに、第一は多くの雑誌の定價引下げである。第二は普通單行本參考書類の賣行きを著しく減じたこと。第三は或る種類の古本の價格を激減したこと。第四には圓本全集に依る新興出版業者の出現及其の反對に、大出版業者の經濟的行詰り等である。圓本全集の流行は讀書階級を著しく吸収した結果、雑誌の賣れ行きを阻むに至つた。一般單行本及參考書類は、圓本全集の出現に依つて著しく讀書階級の購買力を殺がれたのみならず、經濟界不況の影響を受けて著しく賣れ行きを阻まれ、其の結果ある書店は定價を引下げ、出版部數を緊縮して一時を糊塗するの止なきに至つたものも尠くなかつた。昭和三年 この年は有らゆる方面に紀念すべき事柄をのこした。御即位式は時代を超越した曠古の盛典であつて、吾れ人共に深く印象づけられた。一面社會の實情を見るに殆んど全體的に不況であつた。この不況に對して各種各方面の事業界が如何に處して來たかは自から其の方面に依つて異なるが、不況時代には、ともすれば變態的の傾向を帯びて來るもので、どの方面にも或る程度までの共通性を持つて居る。出版界はどうであつたか、矢張り一般の事業界と同一の轍を辿つた。變態的情勢を保つて混亂へと導き、その整理もなし得なかつたものさへあつた。この年の出版界の中心主流をなしたものは圓本の豫約募集であつた。圓本全集の企てられてより既に三年、其の企てが次から次へと立てられたが、而も其の内容に於て、其の計畫に於て何等の新機軸を出すことなく、既に發表された計畫を踏襲して居たのであつた。斯の如く、變態がいつまでも繼續されるので、其れが常態ではないかと疑はるゝに至つた。或る一部では、將來に疑懼の念さへ抱いた。それは餘りに變則的情勢が

廣範に亘り、且、長期間に繼續される爲めであつた。圓本も既に大衆に飽かれた、莫大な費用を投じて半歳に亘る宣傳を試みながら、殆んど採算の立たぬ程度の結果しか納め得なかつたものさへあつた、其れが慥に大衆が圓本に飽きた事の立證であつた。圓本の總決算をなすべき時であつた。圓本の中には出版界の資本主義的傾向を確して、而も自らの打ち立てた此資本主義的傾向の爲めに破綻を來したものとさへあつた。新聞紙の方面では、この巨大廣告が遂に新聞紙の眞使命であるべき記事の存立さへも蹂躪された。即ち新聞紙が第一義的の使命さへも没却して、營業上の第一義的目的である廣告に降服した。圓本の招來した影響としては餘りに大きな事象であつた。

昭和四年 この年も相變らず亂續につゞく亂續の出版に終始した。これと云ふ内容味のある、恒久的價值のある圖書を見出せなかつたのは甚だ遺憾であつた。内務省納本の毎日の出版種数が現在の程度に多い以上、如何なる熱心な讀書家も消化する能力がない。その出版物が玉石同架であり過ぎる、結局讀書全體の教育程度が増進して自然淘汰の餌食になるまで、かなり生産的出版物を見受けた。一般財界の不況に伴ふ出版業者の焦燥から、種々なる計畫が次から次へと發表され、單に金融上の考慮に依つてのみ濫造されたやうな出版物も少なくなかつた。當業に對する缺點は種々あつたが、常に自重して良書刊行に努力されたものもあつた。總ての時代は要するに缺陷を伴ひつゝ進歩すべきもので、當業その年も同じ過渡時代を辿つたものを見る。

昭和五年 不景氣風は愈々深刻になり、爲政者の努力も、財界巨頭の奔走も何等効果を奏せず。こんな文字を連ねなければならぬ昭和五年であつた。出版界も行き詰り、圓本、廉價本も一向に面白からず、特種出版も亦これと云ふ成績を挙げたものになつた。雜誌界も一層振はず、廢刊せぬばかりで餘息奄々たるものが多々あつた。當業界には智慧者が多く、時代と社會の動きに敏感な、正しい認識の所持者も少なくないが、如何せん善い計畫がなかつた。假にあつたとしても其れを實行に移すには金である、その金の出どころがない。なれども不況の立直るのを手を束ねて待つ事は、所謂百年黄河の清くなるのを待つに等しい。圓本や一般單行本の定價引下げ等に依つて折角廣範圍の讀者層を開拓したにも拘らず、出版界を苦境に押しやつた其の主なる原因は、一般購買力の減退であつた。大衆を出版の對象とした所謂通俗的讀書家に向つて、餘りに多くの種類に出版された事を深く觀察しなかつたが爲めにあらう。廣告宣傳に依つてのみ讀書家の購買を集中し得るに過ぎない、時を過ぐるに従つて其の存在が忘れ去られるやうなもの、宣傳するが如き内容の伴はざるもの等、其れ等の價値については殆んど全く嚴密な批判的選擧の努力が拂はれて居なかつたと云ふ事にも、當時出版界を不振に陥れた大原因があつた。

昭和六年 この年の出版界は或る意味に於ての轉回期に入つたと見られた。轉回期の初めの現象として、中間出版の行き詰りが來た。専門學術書や特殊の参考書でもなく、さればとて徹底した大衆娛樂本でもなく、所謂一般讀書階級と云ふ漢とした讀書層を目的に出版される中間出版物は、最近一ヶ年に於て極めて振はなかつた、出しても出しても賣れぬ、賣れぬから又別のものを出す、矢張り賣れない。甚しいのになると荷繩も解かれずに、發送のままの荷造で返品されて來る。彼れでもいけぬ、此れでもいけぬと、有ゆる種類に手をつけて見ると云ふ、さうした忙がしい苦しい出版振りが、不況時代の出版風景として著しく認められたのは、中間出版の行き詰りのあえぎ以外の何物でもなかつたのである。又、他面には出版事業の大資本主義化がいよゝゝ深刻に露骨になつて來た事が、中間出版物の行き詰りを促進させた事實も見逃せないのである。大資本を擁して大宣傳を試み、大廉賣をやり、壓倒的絶對優勝の競争をやらぬ限り、中間出版の成功は期し得なくなつた。より大きな廣告を大宣傳をやりさへすれば大概なものは賣れる。朝刊の廣告スペースの大小は、直ちに其の日の販賣店の賣れ行きに正直な數字上

の反映を見るのであるから、小資本では中間出版は考へ物となつて來た。出版の大資本主義化は、換言すれば單行本出版のジャーナリズム化である。これがまた過去一年の出版界を特色づけた。ジャーナリズムとは在來新聞雑誌の發行に於て用ひられた言葉であるが、それが單行本出版にも浸透して來たのである。例へば一つの小説本を賣出すとする、其の場合、其の内容構成にモデル問題を取入れるとか、作家の私的事件を力説するとか、種々なジャーナリズムなトリックを大々的に廣告に利用する。即ち眞實の内容價值よりは、外的な世面の評判に捕つて騒ぎ立て、算盤に微笑を送るなどの例である。大資本主義の出版は大量生産である。大量生産の結果は一冊當りの定價を低下し得る、其れは中間出版業者の及びもつかぬことである。過去一年を通じて全國の讀書界に頻々として繰返された述懐は何であつたか、それは、此頃は書籍が安くなつた、である。これは尤も、財界全般の不況に基く印刷、製本、用紙、その他生産費一切が低下した爲めでもあるが、兎も角も定價の低落は事實であつた。獨り新聞廣告料のみは低下しなかつた。都下第一流の書店の小賣部の調査では、購讀顧客の延人員は前年と前々年と大差ないに拘らず、その延人員を以て總賣上高を割つて見ると、顧客一人當りの購入額が、前年は前々年に比べて二割六分減になつて居たと云ふ。都下に於て既にさうである。地方各地に於ては推して知るべきである。この年の出版界はエロとグロ物が流行した、出版戦を闘ひぬくには見得も外聞もない、出版暴露戦がそうしたものを見逃す筈なき美田沃土であつた。其のエロ(漁色)とグロ(獵奇)の出版物の如何に盛んに刊行されたか、こゝ等が切めてもの中間出版業者の息のつきどころであつた。その他では、貨殖物と衛生物とが動いた。過去一年、不況時代の出版世相を物語る興味ある事實は、貨殖本即ち金儲けの方法を説いた書籍。衛生本は種々な素人療法や健康術を、これ等の衛生本に依つて習得しやうとする一般民衆の要求が、出版界に反映したものと見られる。兎に角不況は入學難就職難をも招來し、小學校を卒業したのみで、或は中學高等女學校を卒業した

のみで、其の上の學習不能な青少年子女が激増した。又、幸に高等專門校、大學などの學生であり得て、教科書以外に参考書を手に入れることは容易でなく、而も實社會の就職難は學績の優秀なことを一層必要と感ぜしめた。こゝに着眼した出版業界は最高教育の講座が種々と發行され、中學講義録、高等女學講義録なども活氣を呈した。講座とか講義録とかの形式を取らずに、内容に於て其れ等の要求に投じ一冊讀切の廉價叢書も現はれた。これ等は既に數年前から有るには有つたが、際立つて存在を目立たしめたのは此年頃であつた。其れから圖書販賣方面を一瞥するに、大書店のショーウインドが三越、松屋の大デパートに尖端的な新鋭な飾付となつた。之は今のところ都下の書店街たる神田の二三書店の店頭に見るに過ぎぬが、やがては全国的に都會に普及される事であらう。それから今一つの強い注目は、圖書の景品付販賣であつた。圖書の景品として圖書券や書棚はふさはしい物であるが、遂には金屏風、債券、地所まで抽籤によつて呈する事になつた。要するに出版界の趨勢は全體に於て大量生産と資本集中との途を辿りつゝあつた。換言すれば、出版界もまた、他の産業と同じく無制限なる生産の増大と其の購買力の減退の矛盾のうちに非常な不況に陥つた。この新らしき情勢に處するには、新らしき覺悟と抱負と計畫を以てすべき方策を確立せねばならなかつた。

昭和七年 社會の反映であるところの出版界、この年の狀況は、其の發行種類の量に於ては好況であつたが、質に於ては、全集物、エロ、グロ物は下向きとなり、之に代るに人間生活、社會生活、國家生活に關するものが多數に發行された事と、一方宗教物の激増した事である。これは要するに生んが爲めの現はれとも云ふべきであらうか。單行本は、こゝ數年來大體一ヶ月平均千九百種の發行數である。一年を通じて最も多く發行される月は、四、五、十一、十二の四ヶ月で、各二千種を突破して居る。最少の月は、一、七、八の三ヶ月で、各千五百種の發行數であつた。この年の出版物總數は二萬二千四百種であつた。こ

れを形態的に類別すれば、普通單行本が總數の六割五分を占めた。ピラ類の發行が近時著しく増加した。その内容は思想宣傳物や、勞働爭議に關する宣傳文書が多數を占めた。寫真類は高貴の方々のが多かつた。地圖は此年十月大東京實施の爲めに大東京地圖が激増した。此年の出版物の種類に依る統計は、先づ第一位は文學書の貳千貳百七拾貳種、最下位は評論の八種であつた。而して單行本全體を通じて其の動向を概観すれば、數年來急激な増加率を示した社會、經濟問題に關するものは、この年は例年の如き増加を示さなかつたに反し、政治問題に關するものが非常に多かつた。これが滿州問題も軍事行動を中止され、外交問題として國際聯盟の狙上にあつたので、日支紛争問題は世界注視の焦點となつて居た。従つて我國民の關心も本問題に向けられ、殊にリットン報告書の公表さるゝや、之に關する紹介、批判、或は攻撃的の物が盛んに發行された。又、時局の重大非常時などの叫ばれたので、これに關する論評、研究、對策などの單行本が多く刊行された。殊にファツシズム運動が新聞紙上に盛んに論評さるゝや、出版界も俄然ファツシズム運動に關するものが續出し、同時に右翼的思想物も頗る活況を呈した。ファツシズム運動に關する出版物と右翼的のものは此年の特殊性であつた。宗教書が此二三年急激に増加した。世に不景氣になれば宗教に關する出版物が多く發行される、これは單行本のみならず、雜誌も然りである。苦しい時の神だのみとかで、人間の本心を暴露したものである。軍事及外交に關する圖書も前年に比し稍々増加した、これは時局の反映である。この年の圖書の發行地を府縣別にすれば、先づ第一は東京市で、全國發行數の六割以上を占めた。次で大阪であるが、東京に比較すると問題にならなかつた。以下京都、愛知、福岡の順で、最下位は沖繩縣であつた。この貳萬貳千の圖書が當局の嚴重なる檢閲の關門を如何なる記録を残して通過して居るか云ふに、圖書も新聞紙と同様に風俗物の行政處分は少なく、之に反して安寧物の行政處分は多數の數字を示し發賣禁止となつたものがあつた。これも世相の反映と見るべく、深刻なる不況と共に、内外情勢

の急迫につれ、險惡なる思想の發表など盛んに出版された。

昭和八年 この年も慢性的不景氣の影響を享けて沈滞と暗中摸索に終始した。嘗ては出版界を風靡した彼の圓本豫約出版の類も全然降下した。非常時に明け非常時に暮れ、不景氣對策についても種々に云はれたが、事實に於て見るべきものなく、全然手を束ねて景氣恢復を待つと云ふ情態であつた。國家的社會的に於ては此年は頗る多事多難であつた。即ち聯盟脫退後の國際的立場は、列國と關係に於て複雑し、一進一退もゆるがせに出來ぬ情勢のもとに置かれ。一方、國內にあつては一世の耳目を衝動させた五・一五事件や、陸海軍人の公判があり。又、經濟的不安に加ふるに政治的改革が各方面に叫ばれ、いやが上にも社會人心を刺戟させた。この時代相を最も鋭敏に、如實に反映する文明の最銳利器とも云ふべき出版界は、この非常時の社會情勢を如何に取扱つたか。出版界の全般を通じて之を觀察すれば、先づ量に於ては發行數の増加して居ること、而して體裁から觀る時は、從來發行數の非常に多かつたりフレット、パンフレット類の數が減少し、書籍としての體裁の完備せる單行本が増加して居た。其の質に於ては、從來發行の出版物と其の内容を異にして居たこと、即ち此數年來全盛を極めた所謂エロ出版物の著しく減少したこと、今一つは、左傾的出版物が次第に減少し、末期に至つては殆んど其の發行を見ざるに至つた。殊に前年度の特産物たるファツシズムに關するものが其の發行を止め、之に代つて日本精神に關するものが擡頭した。出版物は時代の明鏡である、と云ふことを文字通り現出した事は此年出版界の一大特色とも云へやう。例へば聯盟脫退以後は之に關する出版物續出し、五・一五事件の公判が開始さるゝや之に關する批判、警告的のものが多種多數に出版さるゝ等、何か社會的事件毎に時を移さず其れに關する出版物が發行された。この事は如何に出版界は社會の情勢に鋭敏であるかを雄辯に物語つて居る。要するに、桃色的のもの、赤色的のものは共に其の影を薄くし、之に代つて皇道精神、日本精神等に關する出版物が

種々なる題名のもとに發行された。この種類の出版物發行は抑も何を物語るか、之を検討すれば、時の社會情勢が自から了解が出来る。我國は内憂外患交々到り、祖國日本が一大危機に直面し、國民は一致協力して此國難を救ふに非ざれば外に道なく、此秋に方り、我國固有の日本精神を喚起せしめ以て難局を開開せんとするに到つたものと解し得やう。この年の出版物の總數は貳萬四千〇貳拾五種で、この數字は我出版界最高の記録である。それから形體的種類別に就ては、單行本、リーフレット、パンフレット、ピラ、寫眞、玩具類、地圖、樂譜、圖畫の四種に類別する。この四種類の中で特に重要な單行本は各月を通じて其の數非常に増加して居た。而も其の内容が非常時局の何たるやを詳述し、之に對する國民の覺醒を喚起せるもの多數あつた。政治に關する物は前年よりも少し減少して居た、これは前年はフアツシズムに關する出版物が多數を占めて居なが、此年に入つて此種の物が殆んど影を沒した。經濟物は前年より其の數に於て増加した、世界經濟界の動向は我國經濟界に直接の影響あるは云ふまでもなく、爲めに經濟書として目立つたものは世界經濟界の情勢、特に英米兩國の其れを紹介、評論した譯本が多く發行された。社會物は前年に比し著しく減少した、これは左傾的思想物が此年に入つて全く發行を見なかつた程であつた。其の他各種類に増減があつた事は云ふまでもない。總數貳萬四千餘種の出版物、これを各府縣別に調査すれば、東京は壹萬五千四百六拾七種で、總數の六割以上を占め、次で大阪の貳千〇參拾八種、京都が其の次で、最下位は沖繩の二十種であつた。顧みれば數年前、彼の圓本豫約出版を契機として、我國の讀書層は非常に擴大され、従つて我出版經濟は大量生産主義に傾いた。その内容は嚴密な吟味を必要とし、質的に優秀なる出版物を大量生産して、この廣汎なる讀書層に供給する方策を更に講ぜねばならぬ。

昭和九年 我國の出版界を、國際的に觀察すれば、我國は明らかに世界第一流の出版國に位して居る。其れは統計を以て示せば、昭和七年（西曆千九百三十二年）に於ける世界主要國の出版物發行數は、ソ聯邦三五・一〇〇。日本二二・一〇四。獨逸二一・四五二。佛蘭西一五・六九九。英吉利一四・八三三。伊太利一二・五四四。亞米利加合衆國九・〇三二。この統計は内容よりして絶對的のものではない。殊にソ聯邦の如きは、彼獨特の宣傳政策により、其の文化政策を聊か誇示せる處があり、何の程度まで發表を信用すべきかは疑問である。此統計の示せる如く、出版物の發行數に於て列強間に於ける我國の地位は非常に優勢であつて、此點より見るも我國の文化水準は吾人が漫然と卑下して居るよりも遙かに優秀であり、歐米諸國に對し劣るものではないと思はしめた。此意味に於て我國この年の出版界は何うであつたか。先づ各種出版物の内容を通じて特に感じた事は、我國が對内外的に多事多難であつて、此難局を如何に打開すべきかを國民各自が重要視して居る。國內的に觀るときは、來るべき千九百三十五年六年の國際的危機を目標に控へて非常時であり、加ふるに農村經濟の逼迫である。これは一つの大きな社會問題であり、國民をして不安の頂點に押し上げたのであつた。一方對外的には、友邦滿洲國の歴史的に輝やかしき帝制實施があり、十月より十一月にかけては世界注視の倫敦に於ける海軍軍縮豫備會商があり、經濟的には歐羅巴諸國を母國とする植民地に日貨排斥工作は社會人心を頗る動搖せしめた。然らば社會の眼であり國民氣質の反映である出版界は如何に描寫したであらうか。即ち此年に出版された各種の出版物を見るに、我國は躍進期に遭遇して居るのを思はしめた。非常時と云ひ或は至難時代と云ひ、昭和維新と呼ぶ、何處となく社會人心が來るべき新時代を待望し、善く云へは希望と活氣に充ち、悪く云へば動搖と不安があり、何んとなく社會人心がざはめいて居る様な氣持が感ぜられた。先づ其の發行數に於て、過去數年に比し驚異的增加を示して居り、其の内容より觀察すれば、宗教書の洪水時代を現出し、爲めに後半期に於ては全く宗教書に壓倒され、他の出版物は影が薄い感があつた。從來の抽象的な出版物が漸次減少し、總てが實際に則した物が増加した。往年全盛を極め

た左翼的のもの乃至はファツシズムに關する研究書が漸次衰微し、この年には屈指に過ぎぬ程度のものであり、内容に於ても消極的な理論に止まり、單に資料の紹介報告に過ぎぬ程度のものであつた。之に反し、國際的危機に當面した社會情勢よりして國民の精神的結束を必要とし、其の反動として倫理、教育乃至は思想善導の立場より日本精神に關する出版物が増加した、その日本精神物にしても理論的な統制により哲學の領域に進み。一方、政治經濟乃至は社會の各部門に亘り、巧みに日本精神を取り入れ以て日本精神の光明、若くは宣揚的な物が激増した。倫敦海軍々縮豫備會商を中心として、來るべき本會議を檢討する軍事物、滿洲問題、歴史傳記物等の増加と、他方、文學書類、隨筆書類の増加した事を擧げ得るのである。出版總數貳萬六千參百參拾壹種、これを前年に比すれば貳千參百〇六種を増して居る。而して之を種類別に見れば、政治物は前年に比し百二十三種を増して居る。それは七月の政變最後に於ける兩内閣に關する批判的パンフレットの増加と、西洋流の燒直し的著作物が減じ代るに純然たる我國古來の傳統精神、我光輝ある國體に立脚し、建國精神に則せる指導原理に基く物が優勢であつた。これは前年よりの踏襲的傾向であつて、而も單に抽象的にあらず實際に則した實質的のものが多かつた。法律書は前年よりやゝ減少して居た。もと／＼法律書は其の發行數が毎年大同小異であり、前年の多かつたのは手形法、小切手法、兒童虐待防止法、自動車取締法、恩給法等の制定又は改正に伴ふ解説書の出版が多かつた爲めである。經濟物もやゝ減少した、それは前年度は經濟政策として、世界經濟情勢を紹介乃至評論した譯本の多數あつた爲めである。社會に關する物も減少した、これは我國社會思想の反響であつて、ファツシズムに關する思想的出版物が漸減の傾向を呈した結果である。宗教物は激増した、何故に此一二年に宗教書が増加するやうになつたかと云ふに、ラヂオに依つて調子づいた聖典講義は新聞廣告又はラヂオ自身抱有する偉大なる宣傳力に依り、忽ち出版界を風靡した。軍事書は最近急激に増加した、この非常時局に對し、如何に出版物

を通じて軍事意識を普及せしめたかを思はしめる。この年の出版物總數を府縣別に調査すれば、東京は壹萬六千六百拾壹種で總數の六割三分を占め、大阪の貳千貳百拾九種に次で京都である。茲に最近數ヶ年の出版傾向を見るに、逐年増加して居る。これは圓本豫約物の續出した結果、我國の讀書階級が非常に廣範圍に普及し、其の當然の歸結として大量生産主義的經營に陥らざるを得なかつた。要するに之は出版界にとり、必らずしも喜ばしい現象とのみは云ひ得ないのである。反面に於て、種類の増加は個々の刊行書賣れ行きの不振を來し、延ては全體の賣上高に必然的影響を及ぼす事は當然の理である。現下の社會情勢を見るに、一般社會人の購買力が此處數年來變化がないか、或は減退して居るに拘らず新刊書が續出すると云ふ事は同傾向の書と對立抗爭するの結果を生じ、其の結論として再版乃至重版物が殆んど無いと云ふ事實に遭遇する。これ等を純理的に考察すれば、出版物の種類は必然的に淘汰し、加ふるに制限を以てし、より實際的に、より優秀なる物のみを選定するに非ざれば、目下の出版形態にては到底その目的を修むる事は困難と云はねばならぬ。此處に於て出版業者は社會大衆の動きに注意し、如何なる出版物が如何なる讀書階級に迎合さるゝかをも研究する必要がある。勿論この年に於て或る當業者は此點に留意し、其の結果限定出版物が各種類を通じて増加した事實もあつた。出版界は他の商品と異り、同種の傾向のものにても相手方を直接妨害するものでない。一般階級に於ては其の内容如何に依り、購買力に幾分の融通性が伴ふものであり、其の販路は擴大されて行く。要は實際に則した問題であり、技術的専門書を大量的に生産し、之と反對に、大量向出版物を限定とするが如きは當初の期待に則しないのである。

昭和十年 この年は外貌的に隆盛であつた、内務省へ納本した出版物の數は實に參萬を突破し、開國以來の記録を示し、世界の文明諸國を凌駕して第一の王座を占むるに至つたのは大に慶福すべきであつた。翻つて之を内部的に觀察すれば、非常時は

文字通り非常時にして、出版業者の経営困難であつた事も多々ある。加ふるに取次店、販賣店等に整理を斷行した店が數々あつた。其の根本理由としては、全集、講座物等の大経営方針が煩したのも考へられる。出版界は行き詰つた、其れを何とか打開すべく目論まれたのが買切制であつた。少數の出版元が此買切制に着手したが、出版者の意志と販賣店の販賣方針とが一致せざる爲めに好結果と云ふ譯には行かなかつた。次に來りしものは共同販賣で、加盟店の圖書を陳列すると共に常備品數冊を準備し、販賣店を通じて顧客の注文に應ずると云ふ方法であつて、之は結構なる理想であるが未だ其の成績結果を見る事は出來ぬ。それから取引市場で、卸業有志の企てられたもので、毎月一回新刊書の市場を開き躰賣するのであるが、これも結果は未知數であるうちに中止された。其の他各地に計畫された仕入組合とも云ふべきものは販賣店が協同し、中間取次店を排して出版元より直接仕入を爲し、販賣店の利潤を多からしめんとする目的であるが、これも未製品である。其の外、宣傳機關の王座を占むる四大新聞社が廣告料を値上げせんとして失敗した。この年の出版物情況は何うであつたかと云ふに、内務省へ納本した總數は三萬を超過した。其れを分類的に對比すれば、文學物は前年より二百八十三種増加し、教育は七百五拾七種減じ、教科書は四百六拾種増し、家庭物は六百五十二種増加し、宗教物は二百五拾七種増し、産業物は三百二十二種増し、經濟物は四百七十七種増加し、音樂物は五百十九種増加し、哲學物は二百六十種増し、地誌は二百〇五種増し、政治物は三百四十三種増加して居る。語學物は百四十七種を減じ、美術物は其十種を増し、醫學書は十八種減じ、社會物は二十八種を増し。工業物は八十種増加し。法律書は百三十九種、理學は二百二十二種、傳記類は五十二種を増加して居る。これは量的成績であつた、この二三年パンフレット式のものが増加したことは注目に價する。この年の出版數參萬〇參百四拾七種を府縣別にすれば、東京は壹萬八千七百貳拾參種、大阪は參千〇〇九種、京都は千四百六十八種、愛知は七百貳拾壹種、兵庫は五百七拾六種が重なるもので、次で北海道、長野、福岡、廣島、神奈川、愛媛、宮城、山口、岡山、静岡、三重、和歌山、岐阜、千葉、群馬、石川、奈良、新潟、山梨、富山、香川、茨城、福島、滋賀、山形、高知、熊本、長崎、栃木、大分、福井、徳島、青森、埼玉、佐賀、鹿児島、鳥取、岩手、秋田、宮崎、沖縄の順位である。

昭和十一年 この年の出版物總數は參萬壹千九百九拾六種にして、年々累加の成績を擧げて居る、これ要するに我國力の充實と伸張とに隨伴する文化の現象である。近年に於ける我國威發揚の事蹟は世界的驚異である。明治、大正、昭和と、過去半世紀に亘つて常に上昇の一路を辿り、寸時たりとも停頓後退するところがなかつた。殊に昭和に入り、この兩三年の飛躍的進展は著しいものがある。この事實を目して、やゝもすれば奇蹟視するものもあるが、これは云ふ迄もなく短見者流の見解であつて、認識を缺くものと云はねばならぬ。過去半世紀に於ける民族的精進の賜物、孜孜營々として内に蓄積したる力の示視に外ならぬ。國家は今猶非常時である、内外の情勢樂觀を許さざるものあるは事實であつて、國民の精神的緊張に弛みなく、擧つて國威發揚に至心を傾注して居る事に聊かの疑義はないが、其の指導方針に於て動もすれば分裂を見んとし、其れが抗争形態にまで發展せんとするの杖貌を示しつゝあることは遺憾である。吾人は必ずしも舊繩墨守を念とするものではない。而も矯激なる手段に依り、飛躍的變革を試みんとする主張の絶えざるを危険とするものである、其れを左右し、興亡せしむるものはいかにあつて我出版界にあることは忘れてはならぬ。

茲に明治十四年以降、昭和十一年まで、毎年の出版物にして内務省へ納本したる其の總數を掲げて我國文化向上の實蹟を示さうとする。

明治十四年	二、一三二種	明治三十三年	一八、一七〇種	大正八年	一〇、四〇〇種
明治十五年	二、八一七種	明治三十四年	一八、九六三種	大正九年	九、五八六種
明治十六年	二、八八一種	明治三十五年	二二、九四二種	大正十年	一一、九〇三種
明治十七年	二、七六五種	明治三十六年	二四、二七九種	大正十一年	一三、〇八一種
明治十八年	二、八一二種	明治三十七年	二五、五七四種	大正十二年	一〇、九四六種
明治十九年	二、四八一種	明治三十八年	二七、〇七八種	大正十三年	一四、三六一種
明治二十年	二、七五三種	明治三十九年	二八、二五四種	大正十四年	一八、〇二八種
明治二十一年	五、五二八種	明治四十年	二九、〇六〇種	昭和元年	二〇、二一二種
明治二十二年	六、三一三種	明治四十一年	二八、四七九種	昭和二年	一九、九六七種
明治二十三年	七、九五六種	明治四十二年	三四、〇六六種	昭和三年	一九、八八〇種
明治二十四年	七、三五八種	明治四十三年	二二、八三七種	昭和四年	二一、一一一〇種
明治二十五年	七、三五八種	明治四十四年	二三、五三二種	昭和五年	二二、四七六種
明治二十六年	七、二一六種	大正元年	二三、八六八種	昭和六年	二三、一一〇種
明治二十七年	八、七二〇種	大正二年	二三、一〇四種	昭和七年	二二、一〇四種
明治二十八年	八、三三四種	大正三年	二四、五五四種	昭和八年	二四、〇二五種
明治二十九年	六、八四五種	大正四年	二四、三三二種	昭和九年	二六、三三一種
明治三十年	二五、三八一種	大正五年	二四、五〇一種	昭和十年	三〇、三四七種
明治三十一年	二〇、八〇五種	大正六年	二一、八二七種	昭和十一年	三一、九九六種
明治三十二年	二一、二五五種	大正七年	一一、五六〇種		

備考(明治四十二年以後は雑誌及官廳出版物を加へず)

以上を以て、本組合創立以來五十年間に執り行つた大體は述べたが、更に其れを編年に叙し、重複となる傾きはあがるが、やゝ具體的に掲ぐることにした。

組合編年史

前に述べた如く本組合は明治二十年十一月六日の創立で、其の當時の組合員は僅に百三十一人と云ふ少数であつた、其れが年々累加して、今では三千三百十一人と云ふ多數に上つた。微細の物質だに所有せず借家住ひであつたものが、現在では家屋を持ち敷地權を有し動不動産を總計して四萬餘圓と云ふ財産を所有することになつた。他業團體からは本組合を目して模範組合と云ひ、其の統制の上からも羨望の的となるに至つた發展は欣幸とするところである。茲年創立五十年を迎へた、これは決して短かしとはせぬが、組合の存立は無限である。この無限より考ふれば五十年は僅に道程の一小區標に過ぎずして前途は遠である。假令一小區標にもせよ、この五十年を經過し發展し得たるは餘り類例を見受けぬ。この五十年間に、組合の執行行つた事項は枚擧に遑ないが、其の大體項目を捕へて極めて粗本的に顧みれば以上掲げた如くである。これとても彼の大正十二年九月一日の大震災災の爲めに、組合所藏の古文書や諸記録は悉く焼失した。只僅に編者の所有する斷片的複本を基礎として編んだのであるから、中に或は大項を逸して小目に精しいと云ふ憾みが無いとも云へぬ。要するに本組合の事蹟を強て區別すれば、創立以來明治三十四年迄の十五年間を第一紀とし、同三十五年より大正八年迄の十八年間を第二紀とし、大正九年より昭和十年迄の十六年間を第三紀とする。即ち現在は第四紀の初期であつて、前途は春の海の如く洋々たるものがある。向上發展には歴史を顧みる必要がある、本組合の歴史は大體に於て述べたが、更に前に掲げたものを具體的にし、其の年月氏名を明らかにする爲め年次を逐ふて述ぶることにした。

明治廿、廿一年

創立

明治維新以後總ての事物は開拓せられ、官制の設定商工の發達に従ひ、各事業は基礎的に面目を更新し開化文明を唱導して其の實現の緒につき、當局は産業を奨勵し、明治十八年に各業體の團結を圖り從來の弊風を除去し向上せしむることに努力せられた。茲に於て我書籍業者は起つて組合を組織し協心一致當業の進展を期すべく、明治二十年十一月六日を以て東京書籍出版營業者組合は創立せられたのである。

東京書籍出版營業者組合規約

明治十八年一月東京府甲第二號布達同業組合準則ノ御旨趣ヲ奉戴シ同業者四分ノ三以上ノ協議ヲ以テ組合ヲ設ケ規約ヲ定ムル左ノ如シ
第一章 組織及名稱
第一條 當組合ハ東京府下書籍出版營業者ヲ以テ組織スルモノトス
第二條 當組合ハ東京書籍出版營業者組合ト稱ス
第二章 區域及事務所ノ位置
第三條 當組合ノ區域ハ東京府下十五區ト定ム
第四條 當組合ノ事務所ハ日本橋區本町二丁目一番地ニ設置ス
第三章 目的及方法
第五條 當組合ノ目的ハ善良ナル書籍ノ出版ヲ計リ便利ナル販賣ノ

方法ヲ設ケテ以テ文化ノ進歩ニ裨補セント欲スルニ在リ故ニ書籍ノ編著其ノ製本ノ改良ニ注意シ且ツ組合員中各自ノ業務ヲ着實ニシ相互ノ取引ヲ圓滑ニセンコトヲ要ス
第六條 當組合員ハ左ノ雛形ニ隨ヒテ調製シタル一様ノ標札ヲ各自店頭ニ掲クヘシ但シ標札ハ組合事務所ニ於テ調製シ組合員ニ分附スヘシ

東京書籍出版營業者組合

組合ノ印 何 某

第七條 當組合員相互ノ間ハ勿論他ノ同業者ト雖モ當組合員中ト取引ヲナシ勘定等ヲ懈怠シタルトキハ被害者ヨリ其旨ヲ事務所ヘ申出ツヘシ其處爲組合員ニ出タルトキハ違約ヲ以テ處分シ組合員ノ所爲ニアラサルトキハ事務所ハ之ヲ當組合一統ニ通知ス組合員ハ此通知ヲ受ケタル後ハ其者ニ對シ一切取引ヲ爲サ、ルモノトス
第八條 當組合員中ノ雇人ニシテ若シ不都合ノ事アリテ解雇スルトキハ雇主ヨリ其雇人ノ姓名年齢及其ノ事柄ヲ事務所ニ届出ツヘシ事務所ニ於テハ組合一統ニ通知スルモノトス
第九條 前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ組合員中其ノ者ヲ備ヒ入ル、コトヲ得ス但シ舊雇主ニ於テ故障ナキ旨申出テタルトキハ此限ニアラス
第十條 當組合員ハ取引上必用ノ印鑑ヲ事務所ニ出シ置キ照査用ニ供スヘシ
第十一條 當組合事務所ニ於テ用フル所ノ印章ハ豫テ委員會ノ決議

ヲ經テ定メタルモノナレハ文通其他一切ニ關スル要務ノ書類ニハ必ス之ヲ押捺スヘシ

第十二條 組合員ハ勿論組合外ノ書肆ニテ組合員中ノ僞版ヲナシ或ハ其ノ事情ヲ知リテ該書ヲ取扱ヒタル者アリテ被害者ヨリ之ヲ其ノ筋へ訴ヘタルトキハ直チニ事務所ニ通知スヘシ事務所ニ於テハ之ヲ組合員中ニ通報シテ爾後一切取引ヲナサ、ルモノトス
第十三條 組合員中ニテ自ら出版シタルモノ及ヒ組合員外ニ於テ出版セシ書籍發賣ノ依頼ヲ受ケタル者ハ必ス該書一部ヲ事務所ニ納ムヘシ事務所ニ於テハ毎月出版目錄ヲ製シ著譯者及ヒ出版人定價等ヲ記シ之ヲ頒布スヘシ
第十四條 前條ノ納本ハ所用ヲ經タル後之ヲ賣却シ當組合ノ經費ニ充ツ
第十五條 當組合員ニ於テ經費計算ノ一覽ヲ請求スルモノアルトキハ事務所ノ差支ナキ時間ニ於テ之ヲ許スヘシ但シ事務繁劇ナリト雖トモ翌日ニ延スコトヲ得ス
第四章 役員選舉及權限
第十六條 當組合ノ役員及其ノ職權ハ左ノ如シ
頭取 一名 頭取ハ當組合一切ノ事務ヲ統轄ス
副頭取 二名 副頭取ハ頭取ヲ輔ケ頭取事故アルトキハ之ヲ代理ス
委員 十五名 委員ハ當組合一般ノ利害得失ニ關スル事件ヲ議定ス
理事 無定員 理事ハ頭取ノ指揮ヲ受ケ一般ノ事務ヲ處

理事

無定員 書記ハ理事ノ指揮ヲ受ケ雜務ニ從事ス
第十七條 當組合ノ委員ハ組合員ノ投票ヲ以テ之ヲ選定ス
第十八條 正副頭取ハ委員中ノ投票ヲ以テ互選スルモノトス
第十九條 役員ハ毎年一月ノ總會ニ於テ投票ヲ以テ之ヲ定メ在職一ケ年トス尤再選スルコトヲ得
第二十條 役員ノ選ニ當リタルモノハ已ムヲ得サルノ事故アルニアラサレハ辭スルコトヲ得ス
第二十一條 頭取及委員ハ都テ無給タルヘシ最モ事務ノ繁劇或ハ其ノ功勞ニヨリテハ臨時報酬スルコトモアルヘシ
第二十二條 理事及書記ノ進退月俸ハ委員會ニ於テ之ヲ定ム
第二十三條 役員ニ於テ當組合ノ爲メ旅行ヲナストキハ相當ノ旅費日當ヲ支給ス
第二十四條 頭取ハ規約ニ於テ定ムル所ノ職務ヲ執行スルニ付面議ヲ要スルトキハ其ノ組合員ヲ事務所ヘ出頭セシムルヲ得
第二十五條 正副頭取及ヒ掛リ員職務上不都合ノアルトキハ組合員三名以上ノ發議ニヨリ委員評議ノ上之ヲ退職セシムルコトヲ得
第五章 會議規程
第二十六條 當組合ノ總會ハ毎年一月ト定メ委員會ハ毎月一回トス但シ總會ノ日限及場所ハ事務所ヨリ通報ス
第二十七條 組合ニ關スル重大ノ件アルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得但シ些細ノ件ハ委員會ニ於テ決議シ之ヲ組合員中ヘ通知ス
第二十八條 會議ノ節ハ頭取之決議長タルモノトス尤モ正副頭取事

故アルトキハ委員中ヨリ更ニ議長ヲ選舉ス
第二十九條 議事ノ細則ハ委員會ニ於テ之ヲ定メ議場ニ揭示スルモノトス

第三十條 總會ニ於テハ頭取ヨリ事務ノ成績及出納ノ決算組合員ノ異動其ノ他要件ヲ報道スヘシ

第六章 加入者及退去者ニ關スル規程

第三十一條 當組合ヘ加盟ヲ乞フ者アルトキハ頭取ハ規約ヲ示シ之ニ記名調印セシメ其ノ氏名ヲ組合員ニ報告スヘシ

第三十二條 當組合員ニ於テ廢業又ハ區外ヘ轉居シタルトキハ書面ヲ以テ事務所ニ申出ツヘシ事務所ニ於テハ組合ヲ除名シ其氏名ヲ組合員ニ報告スヘシ

第三十三條 當組合員ニシテ族籍住所姓名ヲ變更シ或ハ死亡シタルトキハ即時事務所ニ届出ツヘシ

第三十四條 當組合員規模及趣向ヲ異ニスル事情ヲ生シ組合ヲ退去セントスルトキハ府廳ノ認定ヲ請フヘシ

第三十五條 當組合地區内ニ於テ組合ニ加入セスシテ同業ヲ營ム者アルトキハ頭取ニ於テ加盟ヲ促スヘシ若シ應セサル其者ハ住所氏名ヲ府廳ニ上申スヘシ

第七章 費用徴収及賦課

第三十六條 經費ハ左ニ定ムル所ノ月費及納本賣却代金ヲ以テ支辨スル者トス尤モ不足スルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ追徴シ過剩アルトキハ翌月ノ費途ニ繰込ムヘシ但シ月費ハ其月廿五日限り差出スベク且ツ等級ハ各自ノ申出ニ依ルモノトス

一 等月費金壹圓 二 等月費金三十錢

第八章 報 告

第三十七條 頭取ハ當組合中總テノ事蹟及費用決算表並ニ組合員増減表等ヲ調製シ毎年一月府廳ニ届出ツヘシ

第三十八條 事務所ノ移轉並ニ正副頭取ノ進退ハ其ノ都府廳ニ届出テ且ツ組合員ヘ報告スヘシ

第三十九條 當組合ノ異動ハ時々組合員ヘ報告スヘシ

第九章 違約者處分法

第四十條 組合員ニ於テ此規約ニ違背シタル者アルトキハ委員會ノ評議ヲ以テ其ノ情狀ヲ量リ金五拾圓以内ニ於テ相當ノ違約金ヲ差出サシムルモノトス但シ違約者ノ氏名ハ其ノ時々組合員ニ報告スヘシ

第四十一條 違約金ハ組合費用ニ充ツルモノトス

第十章 東京商工會ニ關スル規程

第四十二條 當組合ハ東京商工會ニ加盟シ組合員中投票ヲ以テ該會員ヲ撰定シ該會ニ出スヘシ但シ會員ノ資格人員任期及會費ノ負擔法等ハ總テ該會ノ規程ニ從フモノトス

第四十三條 會員ニ選舉セラレタルモノハ該會ノ規程ヲ守リ組合員總代ノ責ニ任スルモノトス

第四十四條 會員ハ該會議事ノ顛末ハ其ノ時々頭取ニ報告スヘシ但シ組合員ヘハ頭取ヨリ報告スルモノトス

第四十五條 會員ニ於テ該會ニ議案ヲ提出セントスルトキハ豫メ頭取ニ協議スヘシ但シ頭取會員タル場合ニ於テハ副頭取又ハ理事ニ

協議スヘシ

第十一章 規約改正

第四十六條 此規約ハ總會ノ議決ヲ遂ケテ改正増補スルコトヲ得ヘシト雖モ府廳ノ認可ヲ經ルニアラサレハ實施セサルモノトス但規約ヲ改正セント欲スル者ハ同盟者五名以上ノ同意ヲ得取頭ヘ申出ヘシ頭取ニ於テ至當ト看認ムルトキハ議案ヲ發シテ會議ヲ開クモノトス

右之條々當組合員一統協議ノ上決定シ各自確守履行スヘキ證トシテ爰ニ記名調印スルモノナリ

明治二十年十一月六日

以上は組合の憲法たる規約であつて、別に會議細則なるものがあつた。

東京書籍出版業者組合會議細則

通 則

一 當組合ハ規約第五章第二十六條ニヨリ毎年一月ニ總會ヲ開キ毎月一回委員會ヲ開ク

一 議事細則ハ總會及ヒ委員會ニ通用ス

組織及ヒ方法

第一條 會議ノ節ハ頭取ヲ以テ議長トナシ組合員ヲ以テ議員トナス但シ頭取事故アルトキハ副頭取ヲ以テ議長トナス

第二條 當會議ハ組合ニ關スル事務及ヒ營業ニ關スル利害得失ヲ評議スルモノトス

明治廿、廿一年

一 等月費金壹圓 二 等月費金三十錢

第八章 報 告

第三十七條 頭取ハ當組合中總テノ事蹟及費用決算表並ニ組合員増減表等ヲ調製シ毎年一月府廳ニ届出ツヘシ

第三十八條 事務所ノ移轉並ニ正副頭取ノ進退ハ其ノ都府廳ニ届出テ且ツ組合員ヘ報告スヘシ

第三十九條 當組合ノ異動ハ時々組合員ヘ報告スヘシ

第九章 違約者處分法

第四十條 組合員ニ於テ此規約ニ違背シタル者アルトキハ委員會ノ評議ヲ以テ其ノ情狀ヲ量リ金五拾圓以内ニ於テ相當ノ違約金ヲ差出サシムルモノトス但シ違約者ノ氏名ハ其ノ時々組合員ニ報告スヘシ

第四十一條 違約金ハ組合費用ニ充ツルモノトス

第十章 東京商工會ニ關スル規程

第四十二條 當組合ハ東京商工會ニ加盟シ組合員中投票ヲ以テ該會員ヲ撰定シ該會ニ出スヘシ但シ會員ノ資格人員任期及會費ノ負擔法等ハ總テ該會ノ規程ニ從フモノトス

第四十三條 會員ニ選舉セラレタルモノハ該會ノ規程ヲ守リ組合員總代ノ責ニ任スルモノトス

第四十四條 會員ハ該會議事ノ顛末ハ其ノ時々頭取ニ報告スヘシ但シ組合員ヘハ頭取ヨリ報告スルモノトス

第四十五條 會員ニ於テ該會ニ議案ヲ提出セントスルトキハ豫メ頭取ニ協議スヘシ但シ頭取會員タル場合ニ於テハ副頭取又ハ理事ニ

第三條 議案及ヒ會場日限等ハ事務所ヨリ通報スルモノトス但委員會ハ毎月五日トス

第四條 組合員事故アリテ出席スルコトヲ得サルトキハ速ニ事務所ヘ通知スヘシ但シ代人ハ參考人タルニ止マリ議員トナリテ決議ノ數ニ入ルヲ得ス

第五條 出席員半數ニ充タサルトキハ其ノ日ノ會議ヲ開クコトヲ得ス

第六條 議員席ハ着席順ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 議長ハ會場一切ノ事務ヲ整理ス

第八條 議場ニ於テ發言セント欲スルモノハ必ス議長ニ向テ之ヲ述フヘシ議員中相對ノ辯論ヲ禁スモシ二人以上ノ發言者アルトキハ議長ハ其ノ一人ヲシテ發言セシム

第九條 會議ニ於テハ充分辯論ヲ盡スヲ要スト雖トモ必ス人身上毀譽ニ涉ルヲ得ス

第十條 當會議ノ議決ハ過半數ニ依ルモノトス但シ可否相半スルトキハ議長之ヲ決ス

第十一條 賛成ナキ發言ハ勸議トナスヲ得ス

第十二條 議事ノ模様ニヨリテ臨時調査ヲ要スル事アル時ハ調査委員ヲ置クヘシ

本組合は初め東京書籍出版業者組合と稱し、其の組織は農商務省令の組合準則に依り東京府廳の認可を経べきものであつた。其の設立に就ての願書は左の如くである。

東京書籍出版業者組合設置之儀願

私共儀

今般東京府下書籍出版業者申合セ書籍之編著製本ノ改良ニ注意シ且ツ各自ノ業務ヲ着實ニシ相互ノ取引ヲ便利ニセシガ爲メ東京府明治十八年甲第二號達ニヨリ右組合ヲ設置致度候間速ニ御認可被成下度此段奉願候也

明治二十年十二月廿一日

日本橋區本町四丁目十六番地

小林 義 則

京橋區銀座三丁目六番地

稻田 政 吉

日本橋區本町三丁目十七番地

原 亮 三 郎

東京府知事男爵高崎五六殿

右出願ニ付奥印候也

東京府日本橋區長 伊 藤 正 信

右出願に對し翌々二十三日付を以て其の設立を認可せられた。

第一一三八二號

書面之趣認可候事

明治二十年十二月廿三日

東京府知事男爵 高 崎 五 六

明治二十年十一月六日總會に於て規約を確定し、委員並に東京商工會員を選び、正副頭取と理事を定めた。

委 員

原 亮三郎	日下部 三之介	牧野善兵衛
小林 義 則	小柳津要人	長尾景彌
稻田 政 吉	和田篤太郎	白井練一
宮川 保 全	覺張榮三郎	鹽島一介
小林 八 郎	磯部太郎兵衛	清水卯三郎

東京商工會員

原 亮三郎	稻田 政 吉	日下部 三之介
頭 取	原 亮 三 郎	
副頭取	稻 田 政 吉	
同	小 林 義 則	

委員會の決議を以て左の如く理事を定めた。

理 事 日下部 三之介

委員會の決議を以て左の如く協議員を委嘱した。

大平 俊 章	小立鉦四郎	中島精一
長谷部 伸 彦	赤坂龜次郎	石川活三
辻 敬 之		

之を以て本組合は創立したのである。當時の組合員は百三十一名であつた。左に其の商號氏名を録し當業興廢の跡を探

ぬる参考に資せんとする。

△麴 町 區

麴町區麴町三丁目一九	文 海 堂	石塚 徳次郎
同 麴町四丁目一三	磯 部 屋	磯部 太郎兵衛
同 麴町八丁目三	文 光 堂	森田 光太郎
同 飯田町二丁目五八	榮 泉 堂	水野 幾太郎

△神 田 區

神田區西福田町一	巖 々 堂	伊藤 岩次郎
同 淡路町一丁目一	中 西 屋	小柳 津邦太
同 表神保町二	日 進 堂	大 平 俊 章
同 小川町一八	有 斐 閣	江 草 斧 太 郎
同 一ツ橋通町七		別 所 平 七
同 松住町四		加 藤 正 兵 衛
同 田代町九		福 田 仙 藏
同 通新石町二一	雁 金 屋	武 侯 欽 明
同 表神保町一	弘 道 書 院	赤 坂 龜 次 郎
同 小川町一〇	集 成 社	井 上 蘇 吉
同 裏神保町一	澤 成 屋	今 村 一 三
同 三河町二丁目一	金 峯 堂	龜 谷 竹 二
同 金澤町一	光 風 社	山 田 藤 助
同 佐久間町二丁目一〇	文 寶 堂	石 渡 賢 八 郎
同 佐久間町三丁目一三	イ ー グ ル 書 房	

△日本橋區

明治廿、廿一年

日本橋區本町二丁目一	東京教育社	日下部 三之介
同 本町三丁目一七	金 港 堂	原 亮 三 郎
同 本町四丁目一六	文 學 社	小 林 義 則
同 大傳馬町二丁目一六	老 鶴 圃	内 田 芳 兵 衛
同 通旅籠町二	萬 卷 樓	東 生 龜 次 郎
同 通油町一八	松 林 堂	水 野 幸
同 本町一〇	中 外 堂	柳 河 梅 次 郎
同 本町二〇	瑞 穂 屋	清 水 卯 三 郎
同 本町一八		杉 本 七 百 丸
同 大傳馬町一五	集 英 堂	佐 藤 乙 三 郎
同 通旅籠町一一	鶴 鳴 堂	小 林 八 郎
同 本町一丁目二六	明 三 堂	高 橋 種
同 本町二丁目一六	汎 愛 堂	覺 張 榮 三 郎
同 本町十軒店六		坂 上 半 七
同 金吹町五	集 蘭 堂	中 村 善 七
同 馬喰町五	至 誠 堂	島 村 利 助
同 龜井町六	東 海 書 館	中 島 義 市
同 通鹽町一〇	正 榮 堂	高 崎 脩 助
同 横山町一六	松 琳 堂	内 田 彌 兵 衛
同 横山町三丁目七	博 文 館	高 橋 松 之 助
同 本町三丁目六	空 氣 堂	大 橋 佐 平
同 本町三丁目三		山 岸 驍
同 馬喰町二丁目一	石川書房石川壽々々代理人	池 部 活 三

日本橋區馬喰町二丁目一	精華園	濱島精三郎	日本橋區通四丁目四	正札屋	早瀬清
同 通鹽町八	中央堂	宮川保全	同 通四丁目八	金櫻堂	内藤加我
同 横山町二丁目一四	文事堂	市川路周	同 吳服町六	奎文堂	野口愛
同 横山町三丁目二	金松堂	辻岡文助	同 上横町九	同盟分社	福田榮造
同 横山町三丁目一四	矢部屋	山崎晴吉	同 通三丁目一〇	開成堂	柳河田鶴
同 吉川町五	島屋	鹽島一介	同 通四丁目一〇	珍々堂	江島伊兵衛
同 藥研堀町三七	文華堂	小菅松五郎	同 通四丁目五	春陽堂	和田篤太郎
同 久松町一五	博文堂	原田庄左衛門	同 通四丁目七	牧野書房	牧野善兵衛
同 浪花町一七	錦光館	中村昌生	同 吳服町一〇	萬里堂	野口幾太郎
同 彌敷町三丁目一	全盛堂	伊藤倉三	同 新右衛門町一〇	精文社	淺井精夫
同 小網町二丁目二	永昌堂	村形吉作	△京橋區	文明堂	山口市兵衛
同 通一丁目一九	萬山房	大倉孫兵衛	京橋區中橋廣小路町七	自由閣	西村富次郎
同 通二丁目一三	文苑閣	鈴木新兵衛	同 南傳馬町一丁目八	近江屋	吉川半七
同 藥研堀町四五	仙鶴堂	鈴木喜右衛門	同 南傳馬町一丁目一	松成堂	辻本九兵衛
同 若松町一四	千鐘房	山崎芳太郎	同 南傳馬町三丁目六	近江屋	岸田貢次郎
同 新大阪町一〇	東崖堂	小林喜右衛門	同 桶町二	井淵堂	松成伊三郎
同 濱町二丁目二	十一堂	永井俊次郎	同 南横町一四	共隆堂	青野友三郎
同 彌敷町二丁目一五	中近堂	伊丹安藏	同 銀座二丁目九	山城屋	山中孝之助
同 通一丁目一五	十字屋	北島茂兵衛	同 銀座二丁目二	山城屋	千葉茂三郎
同 通二丁目二〇	博文社	稻田佐兵衛	同 銀座三丁目六	叢書閣	稻田政吉
同 通三丁目一四	薰志堂	小柳津要人	同 南傳馬町一丁目一〇	有隣堂	早矢仕民治
同 通三丁目四	一光堂	小池綸叟	同 南傳馬町二丁目一三		穴山篤太郎
同 通三丁目八	經濟雜誌社	野村銀次郎			

京橋區南大工町九	魁眞樓	井ノ口松之助	芝區田村町八	勸文堂	岡部要人
同 桶町一	東崖堂	富田彦次郎	同 新樓田町七	愛知堂	榑原貞興
同 銀座一丁目一三	十一堂	長谷部仲彦	同 烏森町一	金章堂	栗野忠雄
同 銀座二丁目六	中近堂	中島精一	同 三島町一〇	弦卷支店弦卷七十郎代人	佐藤龍一郎
同 銀座三丁目二	十字屋	倉田繁次郎	同 宇田川町一八		内野彌平次
同 銀座四丁目一	博文社	長尾景彌	同 琴平町二	金鱗堂	杉田伊助
同 南紺屋町一	薰志堂	井上勝五郎	同 櫻田本郷町三		伊東武左衛門
同 南紺屋町一九	一光堂	館田政二郎	△麻布區		森江佐七
同 彌左衛門町七	經濟雜誌社	宮川仁吉	麻布區飯倉五丁目四		
同 南鍋町一丁目一	文會舍	西洋平	△小石川區		
同 竹川町一三	共益商社	白井練一	小石川區大門町	雁金屋	青山清吉
同 南紺屋町七	顏玉堂	神戸甲子二郎	△本郷區		
同 弓町一二	博公書院	大島五郎八	本郷區本郷一丁目七	尙成堂	喜多島喜三郎
同 加賀町二	同 八官町一二	松邑孫吉	同 本郷元富士町二	黑雲堂	龍田登
同 芝區芝口三丁目一〇	同 竹川町一八	菊地辰三	同 湯島切通坂町二〇	南江堂	小立鉦四郎
同 愛宕町四丁目一	△芝區		同 湯島切通坂町二一	哲學書院	金原寅作
同 柴井町一九			同 本郷六丁目五	大島屋	井上圓成
同 愛宕町四丁目二			同 春木町三丁目一三	淺倉屋	武田傳右衛門
同 三島町二			同 湯島切通坂町五	普及舍	澤田傳兵衛
同 宇田川町二〇			△下谷區	廣文堂	辻敬之
			下谷區練堀町一四	尙友堂	木村巳之吉
			同 上野北大門町五		岡村庄助
			同 數寄屋町一四		

下谷區池之端仲町二〇

競英堂

蓮沼善兵衛

△淺草區

淺草區須賀町一九

稻垣兵八

同 北富坂町一三

村上眞助

以上百三十一名が本組合創立當時の組合員である。當業の興廢常ならず、前記創立當時の組合員百三十一名中、昭和二年の現在まで繼續せらるゝもの僅に二十五名にして、而も其の二十五名中にも組織を變更せられたものがある。

組合事務を運行する當任者を委員と稱し、委員は總會に於ての選舉に依り、得票最高より十五名を當選者とし、委員の互選を以て頭取一名、副頭取二名を定めた。外に委員會に於て協議員なるものを選抜することが出来た。

協 議 員

協議員は總會に於て委員の選に當らざる者を、特に委員會に於て指名囑托する制度を設けたもので、其の權限は委員と同一である。

東京商工會員

東京商工會は現今の商業會議所の前身であつて、會員九十八名より成り、會頭に澁澤榮一、副會頭に益田孝を冠き、本組合よりは正副頭取之に加はつた。要するに此會は組合と直

最モ時機ヲ要スルモノニテ之ヲ其演劇開場若クハ開場後直チニ發賣スルニアラサレハ以テ充分ノ人氣ヲ博スルヲ得ス然ルニ營業者カ之ヲ出版スルニハ先ツ警視廳ニ於テ演劇ノ臺帳ヲ認可セラレタ後後狂言作者ノ通知ヲ得テ始メテ之ニ着手セサルヘカラス而シテ其手續ハ先ツ畫工ニ版下ヲ描カシメテ之ヲ彫刻ニ附シ其墨版木ノ成ルニ至リ復タ之ヲ畫工ニ交附シテ彩色ヲ配合セシメ然ル後更ニ數十枚ノ色版木ヲ彫刻シテ始メテ之ヲ印刷スルノ順序ナリ然ルニ其印刷法ハ機工ニヨラスシテ専ラ手工ニヨルカ故ニ一倍(即二百枚ヲ云フ)ヲ印刷スルニハ少クモ五六日ヲ費サ、ルヘカラス斯ノ如ク其手數甚タ複雑ナルヲ以テ當初着手ノ日ヨリ凡四週日ヲ過キサレハ之ヲ完成スルヲ得ス故ニ是迄ト雖トモ營業者カ演劇畫ヲ出版スルニ當リテハ時機ヲ失シテ不意ノ損失ヲ蒙リタルコト往々其例アリ然ルニ今改正條例第三條ニヨリテ前記四週日ノ外更ニ十日ヲ經ルニアラサレハ之ヲ發賣スルヲ得サルモノトスル時ハ營業者ハ之カ爲メ大切ナル時機ヲ失セサルヲ得スシテ其困難實ニ少シトセサルナリ蓋シ文書圖畫ノ中ニハ或ハ治安ヲ妨害スルノ虞アルモノナキニアラサルヘケレハ其種類ニヨリテハ固ヨリ改正條例第三條ノ如キ取締法ヲ要スヘシト雖トモ中ニハ別段ニ點檢ノ勞ヲ取ラズシテ直チニ治安ニ害ナキコトヲ識別スヘキモノ其類亦少シトセス然ルニ今苟モ文書圖畫ヲ出版スル者ヲシテ其種類ノ何タルヲ問ハス總テ同一ナル制限ノ下ニ立タサルヲ得サラシムルハ實ニ營業者ノ甚タ困難トスル所ナリ故ニ何卒此改正條例第三條ニ相當ノ修正ヲ加ヘラレ例ヘハ文書ノ中官令其他公報ノ翻刻ニ係ルモノ、類

明治廿、廿一年

接の關係なく、専ら商工業の發展を圖る研究機關であつた。

出版條例に付建議

明治二十年十二月、勅令を以て出版條例を改正せられたので、本組合は同條例第三條改正の建議を東京商工會に提出し、同會々議に於て多數の賛成者あつて之を可決した、同會は本組合の主旨に基き内務省へ建議した。その建議文は左の如くである。

出版條例ニ改正ヲ要スル儀ニ付建議

昨明治二十年十二月廿八日勅令第七十六號ヲ以テ發布セラレタル改正出版條例ヲ案スルニ其第三條ニ「文書圖畫ヲ出版スル時ハ發行ノ日ヨリ到達シ得ヘキ日數ヲ除キ十日前ニ製本三部ヲ内務省ヘ届出ツヘシ」トアリ右ハ畢竟治安ヲ保護セラル、ニ必要ナル條項ナルヘシト雖トモ苟モ文書圖畫ヲ出版スルニ當リ其種類ノ何タルヲ問ハス必ス届出ノ後十日ヲ經過スルニアラサレハ之ヲ發賣スルヲ得ストスルハ是當業者ノ最モ困難ヲ感スル所ナリ
凡何種ノ營業ヲ問ハス時機ノ貴重ナルコト固ヨリ論ヲ待タスト雖トモ就中出版營業ノ如キハ特ニ然リトス左レハ營業者カ時機ヲ要スル書籍類ヲ出版スルニ當リ其發賣ノ遲速ハ大ニ營業ノ利害ニ關係スルモノトス然ルニ營業者カ至急活版ニヨリテ數千部ヲ印刷シ發賣ノ順序完備スルニ至リ猶空シク十日ヲ經過セサルヲ得サルハ實ニ營業者ノ不便トスル所ナリ特ニ彫畫類ノ中演劇畫ノ如キハ

若クハ普通學校ニテ用ユル教授上ノ參考書類ノ如キ又ハ圖畫ノ中何種ヲ問ハス只通常景色人物等ヲ寫スモノ若クハ地圖畫學用繪手本ノ類ノ如キ苟モ一目シテ其治安ニ妨害ナキコトヲ鑑別シ得ルモノニハ出版届ヲ爲シタル翌日若シクハ翌々日ヨリ之ヲ發賣シ得ルノ特例ヲ與ヘラレ度此段建議仕候也
明治二十一年五月三十日
東京商工會々頭 澁澤榮一
内務大臣伯爵 山 縣 有 朋殿

教科書出版に關し建白

民間にて出來得る事業を官府が之を爲すは民業に大關係あり、彼の東京府廳の小學教科書を編纂出版するは不可なりと、之を府廳に建白することに決し左の如く提出した。
東京書籍出版營業者組合ノ委員等謹而男爵高崎東京府知事閣下ニ上陳仕候伏シテ惟ミルニ政府ニ於テ政治ヲ施サレ候儀ハ吾人ヲシテ安堵其業ニ就キ和陸其家ヲ立テ以テ國家ニ對スル良臣トナリ上聖明ノ恩澤ニ報ヒ奉ラシムル儀ニ有之候事ト奉存候
サレハ吾人等ハ上意ノアル所ヲ認體シ各其分ニ應シ其業ニ就キ益々改良上進ノ道ヲ計畫セント希望罷在儀ニ御座候殊ニ我々共書籍出版ノ營業者ニ在リテハ其職業タルヤ國家文明ノ進途ニ關係スルコト甚タ重大ナルモノニ候ヘハ職業上苟モ過誤アラサランコトヲ欲シ曩ニ同業ノ組合ヲ結ヒ協同一致日夜經營シテ以テ社會ニ負フ

五三

所ノ義務ヲ全フセシコトヲ希望致候事ニ御座候
然ルニ側カニ傳承スル所ニ依レハ閣下ノ政廳ナル學務課ニ於テハ
近來切リニ小學校用ノ書籍ヲ著作出版セラル、ヤニ有之候右ハ我
々共ノ職業ニ對シ實ニ容易ナラサル關係ヲ有スル儀ニ付事情默止
シ難ク尊嚴ヲ冒瀆シテ敢テ微衷ヲ上陳仕候御諒察アラシコトヲ懇
請ノ至リニ堪ヘス候

抑々我々共カ書籍出版ノ職業ニ就キタルハ其長キハ祖先ノ代ヨリ
短キモ十數年來ノ事ニシテ書籍製作ノ準備ヨリ出版ノ方法受授運
搬ノ便利ニ至ル迄多少ノ險難モ有之候儀ニテ殊ニ小學校用ノ書籍
ノ如キハ夙ニ其製造ニ丹精ヲ籠メ居リ候次第ニ候ヘハ閣下ノ治下
タル我々共ノ住地タル東京府小學校ニ於テ用ヒラル、所ノ書籍ノ
如キハ無論我々共カ著作出版セル所ノ書籍ニ就キ善良ナルモノヲ
採リ以テ其需求ニ充テラシコトヲ熱望スルノ情ハ我々共同業者
一般ノ常ニ懷抱スル所ニ有之候將タ閣下ニ於テモ小學校用ノ書籍
ヲ採用セラル、場合ニ際シテハ我々共同業者ノ著作出版シタルモ
ノニ就キ深ク審査ヲ遂ケ善良ナル者ヲ採擇セラレハ其努力ト費
用トハ最モ僅少ニシテ且ツ御便利ナルコトト信シ申候又我々共ハ
凡ソ政府ナルモノハ人民ノ職業ヲ獎勵保護スルノ仁意ヲ有セラル
ルモノニシテ人民ノ職業ニ妨ケアルノ業務ハ決シテ自ラ爲サセラ
ルヘキモノニアラサルコトト確信仕候然レトモ若シ國民ノ進度甚
タ低ク其國家ニ關スル重大ノ事業ニシテ而モ宜ク人民ノ爲スヘキ
モノナルモ之ヲ爲スノ資力ナキ場合ト認ムルニ於テハ政府或ハ例
外ノ處置トシテ之ヲ爲スコトアラシム亦止ムヲ得サル儀ニ有之候

得共竊ニ我國今日ノ進度ヲ案スルニ左マテ甚シク低下ナラス書籍
出版ノ事業ノ如キハ特ニ進歩ノ實蹟アリテ殊ニ東京ノ如キハ全國
中ノ最モ進歩セル場所ニ有之政府ノ力ヲ煩ハサ、ル十分世ノ需メ
ニ應スルコト相叶可申候

右ノ次第ナルニモ關ハラス今閣下ノ政廳ナル學務課ニ於テ其政務
ニ從事スヘキ所ノ官吏ヲ役シテ著作出版セシメラシコト有之候ハ
我々共其何ノ必要アリテ然カセラル、ヤヲ解シ難ク候尤モ此事ハ
我々共營業ニ直接ノ關係アルヲ以テ之ヲ云フノミニハ無御座右ノ
如ク民間ノ爲シ得ヘキ事業ニマテ御關涉アルニ於テハ我政府萬端
ノ上ニ就キテ利害得失ノ關係甚タ密接ナルモノ可有之歟ト奉存候
併シナカラ我々共ノ唯今申上候要領ハ閣下ノ政廳ナル學務課ニ於
テ小學校用書籍ノ著作出版ヲ親ラセラル、コトノ最モ非ナルコト
ヲ上陳スル儀ニ有之候閣下民業ヲ獎勵シ保護シ其繁盛ヲ祈ラセラ
ル、ノ仁意ヲ以テ我々共カ上陳スル所ノ事ハ我々共ノ誠意ヨリ出
テタルヲ信セラレ幸ニ微衷ヲ嘉納セラシコトヲ懇請ノ至リニ堪
ヘス候

東京書籍出版營業者組合ノ委員等恐惶頓首
明治二十一年四月

東京書籍出版營業者組合委員

一 同

此問題につき再び府知事へ建白書を提出した。

東京書籍出版營業者組合ノ委員等
再ヒ謹テ男爵高崎東京府知事閣下ニ上陳仕候儀ニ閣下ノ政廳ニ於

テ小學校用書籍ヲ著作出版セラ、ルノ舉アルヲ聞クヤ此事タル私
共書籍出版者ニ取リテハ實ニ容易ナラサル直接關係ヲ有シ且ツ政
府ニ於テ此等ノ事業ヲナシ民業ヲ侵奪セラル、ノ嫌アルハ其ノ得
タルモノニアラサルヘシト思考シ切リニ尊嚴ヲ冒瀆シテ敢テ愚見
ヲ上陳セリ是レ私共區々ノ微衷默止シ難キモノノ有之候故ナリ
伏シテ惟ルニ閣下ハ英明慈惠ニシテ而カモ治下民業ノ消長ニ意ヲ
注カル、ノ深キハ我々府民ノ悉ク敬信シテ聊モ疑ハサル所ニ有之
候サレハ私共カ上陳シタル儀モ速ニ至當ノ御處分アル筈ナルニ爾
來二閱月ノ今日ニ至リテ未タ何等ノ教諭ヲモ辱フスルノ榮ヲ得サ
ルハ衷情甚タ惑フ所ニ御座候然ルニ私共衷情ノ惑ハ一時ノ臆測ニ
止マリ閣下ハ決シテ此事ヲ以テ等閑ニハ附シ去ラレス私共上陳ノ
趣旨ハ多少御採納ヲ得タル儀ニモヤト推想致サレ候跡モ無之ニハ
候ハス近時新聞紙ノ報スル所及ヒ同業組合員石塚徳次郎外三名ヨ
リ當組合事務所ニ差出シタル書面ニ據レハ閣下ノ政廳ハ其著作出
版セラレタル所ノ小學讀本ノ版權刻版共之ヲ前記石塚徳次郎外三
名ヘ拂下ケラレタリト謂フコト是レナリ即チ是レ私共上陳ノ趣旨
幾分カ貫徹仕候儀ト存シ欣喜ニ堪エス候然リ而シテ這般ノ御措置
ハ果シテ私共上陳ノ趣旨ヲ明察セラレ私共ヲシテ満足セシムルニ
足ルヘキカ是レ再ヒ此書ヲ奉リテ更ニ上陳セントノ感想ヲ惹キ起
シタル儀ニ有之候閣下幸ニ私共カ不敬ノ罪ヲ寬恕シ其思フ所ヲ云
ハシメラシコトヲ懇請ノ至リニ堪ヘス候

民業ニ屬シタルニ似タリト雖トモ是レ私共カ上陳シタル所ノ本旨
ニ適合シタルモノニハ無之候如何トナレハ私共カ上陳セル所ノモ
ノハ凡ソ官府ナルモノハ民間ノ事業ヲ侵シテ利ヲ營ムカ如キコト
ナカルヘシ若シモ民間ノ事業ニ侵入センカ民間ノ實業者ハ何ニ由
テ以テ其ノ職業ヲ守ルコトヲ得ンヤ然ルニ今閣下ノ政廳ニ於テハ
官吏ニ課シテ以テ小學校用ノ書籍ヲ著作出版シ之ヲ二三ノ書肆ニ
拂下ケテ其代金ヲ徴セラレタリ尙之ヲ以テ是ナリトシ續々著作出
版ノ業ニ從事セラル、コトアラシカ府廳ノ富ハ庫ニ滿ツルノ期ア
ルヘキモ民間當業者ノ迷惑果シテ如何アルヘキカト存シ候
私共熟ラ此ノ事ヲ考察スルニ是レ決シテ閣下至仁ノ誠意ニ出テタ
ルモノニアラサルヘキヲ信ス何故ナレハ其ノ形跡ハ純乎タル營利
ノ事業ニシテ民業即チ書肆ニ大ナル影響ヲ及ホスモノナレハナリ
又其拂下ケテ受ケテ發賣スル所ノ書籍ハ民間ノ私販ニシテ代價ノ
如キハ一般書肆ノ通價ヲ附スルモノナレハ需求者タル小學生徒ニ
於テハ其益スル所毫モナカルヘケレハナリ若シモ此著作出版ノ舉
ヲ以テ府廳カ教育上府民ノ爲メ已ムヲ得サルニ出テタルモノナリ
ト謂ハ、他ニ處スヘキ至當ノ方法ハ尙ホ夥多アルヘキカト信シ申
候
伏シテ希クハ英明慈惠ナル閣下ハ宜シク私共カ兼々企望スル所ノ
衷情ヲ察セラレ私共ハ申スマテモナク府民一般ヲシテ感泣セシム
ルノ措置ニ出テラシコトヲ切望ノ至リニ御座候凡ソ人ニ尊フ所
ノモノハ過誤ナキニアラスシテ實ニ過誤ヲ改ムルノ吝ナラサルニ
在リ若シ夫レ處斷セル所ノ事ニシテ其當ヲ得サランカ百タヒ改ム

ルモ決シテ煩ト爲スヘカラス閣下ノ英明果斷ナル私共ノ衷情ヲ憐
察シテ更ニ公明正大ナル處斷ヲ行ハセラレ一般府民ヲシテ其ノ惠
ニ由ラシメンコトハ私共ノ確ク信シ深ク希望シテ止マサル所ニ御
座候伏シテ希クハ前陳スル所ノ事情ヲ御洞察アリテ願意御採納ア
ランコトヲ私共東京書籍出版業者組合ノ委員等尊嚴ヲ冒瀆シ敢
テ具陳仕候
誠惶頓首

明治二十一年六月十一日

東京書籍出版業者組合委員惣代

- 原 亮 三 郎
- 長 尾 景 弼
- 牧 野 善 兵 衛
- 鹽 島 一 介
- 清 水 卯 三 郎
- 日 下 部 三 之 介
- 辻 敬 之
- 赤 坂 龜 次 郎

東京府知事男爵 高崎 五六殿

以上三種の建議建白は殆んど同時代のものにて、之が本組
合が官廳に建議を提出した始めである。

原書翻刻の件

明治二十一年、東京府廳よりバレンス會社出版ニューナン
ヨナルリーダーを翻刻した當組合員二十餘名に對し、其の翻

刻書の製本、意匠、原版、會社名、商標等を悉く變更すべく、
現在品をも改装すべしとの命令に接した。既に製本しあるも
のに對し改装するは甚だ困難なるを以て、本組合は委員を選
定し、該委員は府廳に向け具陳するところあり、結局は既に
製本したるものは其の儘とし、新に製本するものに對し改装
することになつた。

本組合の區域及事務所

本組合は其の區域を東京府下十五區と定め、事務所は初め
日本橋本町に設けたが、其の後京橋銀座一丁目二十三番地に
移り、二十二年五月京橋銀座博聞社内に轉じ、六月二十日に
京橋鎗屋町十番地に移轉した。

月 費

月費は一等二等と定め、後平等の二十錢としたが、組合員
少數なるを以て従つて収入額僅少なるに依り、規約第十三條
に自己出版の圖書は其の一部と定價十分の二に相當する現金
を組合に徴收することに決し、組合は其の圖書を賣却して經
費に充てたのである。然るに二十一年の總會に於て規約を修
正し、月費を一等五十錢、二等三十錢、三等十五錢に改正し、
寄附圖書は賣却せざることに決したが、間もなく月費は二十
錢に復した。

役員の異動

稲田政吉君は委員及東京商工會員を辭任した。
東京商工會へ出席する本組合の委員は、初め三名と定めた
が、一名に改めた。

經 費

明治二十年十一月六日創立の日より二十一年十二月に至
る組合の收支は、入金九百三十五圓二十錢七厘、支出金九
百二十一圓九十錢六厘、差引金十三圓三十錢一厘の剩餘金を
生じた。

明治二十二年

總 會

明治二十二年一月二十六日、東京商工會議場に於て總會を
開き、委員を改選し、委員は互選を以て正副頭取及東京商工
會出席員を定めた、東京商工會出席員は此時より一名と改め
た。

明治二十二年二月二十三日、柳屋に於て臨時總會を開き、
規約を左の如く改正し、同年四月八日、東京府知事に其の認
可を請求した。

明治廿、廿一年

規約修正

第十三條 組合員ニシテ自分名義ヲ以テ發行スルモノハ自他ノ出版
ヲ問ハス發行ノ都度必ス該書一部及其ノ定價ノ十分ノ二ニ當ル現
金ヲ事務所ニ納ムヘシ但現金ニ代用スルニ該書一部ヲ以テスルモ
妨ケナシ而シテ事務所ニテハ之ヲ賣却シ現金ニ算入スヘシ

第十四條 削 除

增補第十四條 前條組合員ヨリ納ムル所ノ圖書ヲ事務所ニ陳列シ組
合員及其ノ紹介アル者ニ縱覽セシム但組合員ニテ舊來發行セシ圖
書ト雖陳列ヲ乞フ時ハ之ヲ受理スヘシ

增補第十五條 組合外ヨリ陳列ノ依頼アルトキハ新舊出版ノ別ナク
一部ノ書籍及其ノ定價ニ當ル現金ヲ納メシメ其ノ求ニ應スヘシ但
現金ニ代用スルニ該書二部ヲ以テスルモ妨ケナシ而シテ事務所ニ
テハ之ヲ賣却シ現金ニ算入スヘシ

增補第十六條 事務所ニテハ一軒別トイロハ別トノ書目臺帳ヲ作り
納本アル毎ニ記入シ之ヲ事務所ニ備ヘ置キ且出版目錄ヲ作製シ著
譯者及出版人定價等ヲ記シ之ヲ配布スヘシ

第三十六條 月費金ヲ二十錢ト定メ毎月初旬事務所ニ差出スヘシ而
シテ經費ハ該金及第十三條第十五條ノ納本ニ添付スル納金ヲ以テ
支辨スルモノトス尤不足スルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ其ノ支辨
方ヲ定メ又過剩アルトキハ翌月ノ費途ニ繰込ムヘシ

右規約の修正は同年四月八日東京府知事より第二四六三號を
以て認可せられた。

當組合規約別紙ノ通り改正増補致シ度總會ニ於テ議決相成候間御認可被成下度候也

明治二十二年四月八日

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼

東京府知事男爵高崎五六殿

第二四六三號

書面願之趣認可候事

東京府知事男爵高崎五六

第十三條

東京書籍出版營業者組合規約

改正 組合員ニテ自分名義ヲ以テ發行スルモノハ自他ノ出版ヲ問

ハス發行ノ都度必該書一部及ヒ其定價十分二ニ當ル現金ヲ

事務所ニ納ムヘシ

但現金ニ代用スルニ該書一部ヲ以テスルモ妨ケナシ而シ

テ事務所ニテハ之ヲ賣却シ現金ニ算入スヘシ

第十四條 削除

左ノ三條ヲ増補シ條項ハ順次ニ繰下ク

増補第十四條 前條組合員ヨリ納ムル所ノ圖書ヲ事務所ニ陳列シ組

合員及ヒ其紹介アル者ニ縦覽セシム

但組合員ニテ舊來發行セシ圖書ト雖陳列ヲ乞フ時ハ之ヲ受理ス

ヘシ

同 第十五條 組合外ヨリ陳列ノ依頼アルトキハ新舊出版ノ別ナク

一部ノ書籍及其定價ニ當ル現金ヲ納メシメ其求ニ應スヘシ

た。而して一月より發行の書籍一部と該定價の二割金とを組合員發行者より徴收して陳列費用に充てたが、二十四年一月の總會に於て之を中止することに決した。

水害救恤義捐金

明治二十二年の夏季、諸國に水害甚しく、その最も惨情を極めたのは福岡、和歌山、奈良の三縣であつた。此時に於て本組合は何等かの方法に依つて義捐金を募らんとし、審議の結果、圖書大販賣を舉行し、其の純益金を以て被害三縣に義捐することに決し、同年九月二十二日より三日間、京橋木挽町厚生館に於て圖書大販賣會を開催した。出品者は五十人の多數に上り、賣價は平素に比し頗る低廉であつた爲め好成績を擧げた。其の賣上高は貳千貳百五拾圓で、其の出來高の二割を手數料として徴收し、收入金四百五拾圓。支出は諸雜費金貳百七拾七圓貳拾七錢。差引金百七拾貳圓七拾參錢の純益金が有つたので、其純益金の全部を前記三縣知事へ義捐として送金した。

拜啓仕候陳者今般我同業組合協議ノ上去月廿二日ヨリ廿四日迄三日間木挽町厚生館ニ於テ水害救恤義捐會相開キ各自出版ノ書籍ヲ陳列シ特別廉價ニテ之ヲ販賣シ該賣上ケ高ノ内ヲ以テ別紙爲換券面ノ通金六拾圓ツ、御縣下水害罹災者へ贈與仕度候間乍御手數然ルベク御取計奉願候、該會ノ願末ハ別紙組合員へ報告セシ決算書

明治二十二年

但現金ニ代用スルニ該書二部ヲ以テスルモ妨ケナシ而シテ事務所ニテハ之ヲ賣却シ現金ニ算入スヘシ

同 第十六條 事務所ニテハ一軒別トイロハ別トノ書目臺帳ヲ作り

納本アル毎ニ記入シ之ヲ事務所ニ備ヘ置キ且出版目錄ヲ製シテ著

譯者及出版人定價等ヲ記シ之ヲ配布スヘシ

第三十六條

改正 月費金ヲ貳拾錢ト定メ毎月初旬事務所ニ差シ出スヘシ而シ

テ經費ハ該金及第十三條第十五條ノ納本ニ添付スル納金ヲ

以テ支辨スルモノトス尤不足スルトキハ委員會ノ決議ヲ經

テ其支辨方ヲ定メ又過剩アルトキハ翌月ノ費途ニ繰込ムヘ

シ

事務所移轉

明治二十二年五月三十一日事務所を假に京橋銀座博聞社に移し、同年六月二十日京橋鎗屋町十番地に一戸を借入れ移轉した、これが本組合が事務所を獨立した初めである。

書籍陳列所

明治二十二年、規約改正の結果、事務所内に書籍陳列場を設け、組合員及其の紹介ある者に縦覽せしむることにした。これには經費を要するを以て組合員より寄附を仰ぐことに決し、募集したが、應募者七十一人、金參百貳拾貳圓を募入し

ノ通りニ御座候間御參考ノ爲メ呈上仕候、右義捐會モ方今世上一般ノ不景氣ニ伴ハレ販賣高意外ノ僅少ニテ義捐金額モ些少ヲ極メ一同不本意ノ至ニ奉存候
明治廿二年十月三日 恐悚敬具

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼

和歌山縣知事 松本 鼎殿

奈良縣知事 税所 篤殿 (各通)

福岡縣知事 安場 保和殿

右三縣知事より左の如く謝状を送られた。

拜啓然者先般當管下未曾有之水災ニ罹リ慘憺凄愴之狀況ニ陥リ候境遇御洞察被難者救恤之爲御組合ニ於テ書籍販賣會御催其賣却高之内ヲ以テ今回六拾圓七拾三錢七厘御惠贈遭難者之幸福不過之小官ニ於テモ深ク不禁感佩候則夫々配與方取計可候間御協同之各位へ宜敷御致意被下度右御挨拶迄呈一書候不具
明治廿二年十一月 松本和歌山縣知事

長尾 景弼殿

(第六十三號)

縣下亘古未曾有之水害ニ罹リシヲ以テ被害者ノ慘情ヲ憫ミ義捐金募集之上御寄贈相成御仁愛之段一同感銘可仕候先ハ被害者ニ代リ答禮旁領收證一葉及御送付候也

明治廿二年十一月廿日

東京書籍出版營業者組合代 長尾景弼殿

縣下水害罹災者救恤トシテ金六拾圓御義捐相成御厚意感謝之至不

五九

取敢右御挨拶迄謝詞申進候

明治廿二年十二月十日

敬具 奈良縣知事子爵稅所篤

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼殿

内國勸業博覽會出品

明治二十三年四月一日より第三回内國勸業大博覽會開設につき組合員より圖書出品販賣の件を東京府廳へ出願した。

出品願

第三回内國勸業博覽會規則ヲ遵奉シ東京書籍出版營業者組合申合七別紙概目錄ノ通出品仕度此段奉願候也

明治廿二年十一月廿九日

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼

東京府知事男爵高崎五六殿

(第一五六號)

願之趣認可候事

明治廿二年

東京府知事男爵高崎五六

右の如く出品を許可せられた、此の出品者は四十六人であつた。書棚其の他の設備費として各出品者より金貳百拾八圓八拾六錢を徴收し、出品圖書千四百八拾參種を陳列し、更に上野下寺通に圖書販賣店を設け四月一日より開店したが、不成績の爲め同月二十一日同賣店を閉鎖した。

明治二十三年

全國大羅市

組合員營業上便益の爲め、全國大羅市會を舉行することに決し、規則書を作り、之を全國の同業者に通知し、明治二十三年十一月十一日より十四日まで四日間、淺草鷗遊館に於て開會した、出席者百三十人、これが圖書大市會の嚆矢である。由來圖書大市會は本組合の事業の一つであるが、府廳の認可を經たる組合は賣買の事業を爲すことを得ざる規定の爲め、圖書大市會の如きも已むを得ず之を有志の名を以て開催し、其の純益金を組合に寄附する形式を取つて居た。然るに本組合は府廳の監督の下に在つては反つて不便宜爲め、明治三十五年に府廳の認可を返上し、而して第一に圖書大市會を組合に於て舉行することになつた。即ち明治二十三年より同三十四年迄は有志の名を以て舉行し、明治三十五年に第一回として組合事業の一つとしたのである。

事務所移轉

本組合事務所は明治二十三年七月七日、館屋町より銀座一丁目二十三番地に移轉し、更に、同年九月二十一日、日本橋區下槇町三番地に移轉した。

商業會議所發起人參加

東京商業會議所の新設あるに付本組合員より所得稅四等以上納むる者を發起人として提出することに決し、左の如く届出でた。

今般商業會議所御新設相成候ニ付我組合員中ヨリ別紙所得稅四等以上收ムルモノ十名發起人希望ニ候間加入致度此段相願候也

明治二十三年十月二十五日

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼

東京商業會議所發起委員御中

- 小林 義 則 辻 敬 之
- 敬野 善 兵衛 白 井 練 一
- 佐久間 貞 一 松 井 忠 兵衛
- 坂 上 半 七 細 川 芳 之 助
- 小立 鉦 四 郎 穴 山 篤 太 郎

同年十二月十日、東京商工會より回答あり、各商組合より發起人申込あるときは一名づゝ加盟せしむる豫定に付御承知ありたき旨申越あり、仍て本組合は前記十名協議の上、小林義則君を會議所の發起人と定めた。

羅帳檢印

羅帳は商取引上必要のもので、相互の信用を表する具である。然るに贋帳を作り、同業者間を詐取するもの往々あり、

明治二十三年

規約第七條の勵行

此狡手を防ぎ、組合員を保護する爲め、羅帳へ事務所に於て檢印番號を附することに決し、明治二十三年十月一日より之を實施した。

明治二十四年一月一日より履行する組合同規約第七條に付、之を全國同業者へ左の如く通知を發した。

當組合は去明治二十年十一月に創設する所にして其の目的たる書籍の編著製本の改良に注意し且組合員中各自の業務を着實にし相互の取引を圓滑にせんとするに在り、然るに設立以後三年に及ぶと雖、未だ十分に其の目的を達するに至らず遺憾と謂べし、因て東京と地方とに於ける同業者中の取引を圓滑にし以て其業務を確實ならしむるは目下の一大急務なりとす且明治二十四年一月を期して商法を實施せらるゝを以て從來の取引上一層の改良を要すべき時期に迫り抑も商業は信用を以て最貴重とすること古今東西其揆を一にせり維新前人文未だ開けざる時に當りても相互間の信用甚だ堅くして一二違約者あるときは道德上の制裁より其仲間の者相約して之と取引を謝絶するの有様なり然るに明治維新と共に社會の秩序紛亂せしより商業取引上の信用も殆んど地を拂ふに至たれり苟も商業を以て立國の基本となすの今日に當りては豈に之を恢復し之を振興して以て一身一家の幸福を謀り併せて一國の富強を計らざる可けんや果して然らば今日我組合の同業者が相互の信用を確實ならしめんには如何なる方策に由るべきか夫れ

只組合規約の第七條に明示せる主旨を實行するにあるのみ其第七條は

當組合員相互ノ間ハ勿論他ノ同業者ト雖モ當組合員中ト取引ヲナシ勘定等ヲ懈怠シタルトキハ被害者ヨリ其旨ヲ事務所ヘ申出ツヘシ其所爲組合員ニ出タルトキハ違約ヲ以テ處分シ組合員ノ所爲ニアラサルトキハ事務所ハ之ヲ當組合一統ニ通知ス組合員ハ此通知ヲ受ケタル後ハ其者ニ對シ一切取引ヲ爲サ、ルモノトス

此主旨を實行するときは稍や嚴酷に失し取引上圓滑を缺くの嫌ひなきにあらずと雖も却て相互間の取引を確實にし其信用の有無を豫知其業務を活潑ならしめ荷物の發送金錢の爲替割引等を敏捷ならしめ隨て取引上の圓滑を來し其便益果して幾何なるを知るべからざるなり故に來一月より商法の實施と共に之を實行せんとす因て豫め之を稟告し以て我組合の取引上に一の改良を行はんと欲す、是また商業を振興する上より避くべからざるの必要あればなり、乞ふ御諒知あらんことを

明治二十三年十一月

東京書籍出版業者組合事務所

右施行に關する經費として、且は出版條例改正請願費として寄附せられたる組合員は二十五人にして、金額七拾圓であつた爲め組合よりは支出を要さなかつたのである。

出版條例改正請願

謹テ案スルニ文書ヲ印刷シテ等シク販賣頒布スルモノニシテ新聞紙條例及ヒ出版條例ノ二條ヲ設ケ各々其支配ヲ異ニスル所以ノモノハ二者其性質ヲ異ニシ取締上自ラ寬嚴ノ別アルニ依ルナラン抑新聞紙ナルモノハ専ラ社會ニ發生スル現時ノ事實ヲ集録シテ公衆ニ報告スルヲ主トスルモノニシテ政治ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スルノ虞アルヲ以テ其取締ヲ嚴ニセンカ爲メ保證金ヲ要スル所以ナラン然ルニ新聞紙條例第八條第三項ニ學術技術統計官令又ハ物價報告ニ關スル事項ノミヲ記載スルモノハ本條ノ限ニアラストシテ保證金ヲ要セス而シテ出版條例第二條ニ是等學術ノ雜誌ハ内務大臣ノ許可ヲ得テ此條例ニ依ルコトヲ得トノ特質ヲ與ヘラレタルモノハ蓋治安ヲ妨害シ風俗ヲ壞亂スルノ虞ナキニ依ルモノナランカ果シテ然ラハ之ヲ新聞紙條例ノ支配ニ歸スル必要ナキコト明白ナリ加之圖書ノ出版ト新聞紙ニ屬スルモノト錯雜シテ其區別判明ナラサルカ故ニ純然タル圖書ニシテ之ヲ數回ニ分チ又ハ數種ノ圖書ヲ集合シテ定時ノ刊行トナスモノアリテ圖書出版ト異名同實ノモノ日ニ多キヲ加フルニ至レリ其弊ヤ亦大ナリサレハ新聞雜誌ニ屬スルモノハ純然タル新聞紙條例ニ在リテ保證金ヲ納メシメ其他ノ文書ハ出版條例ノ支配ニ歸セシムルハ目下必要ノ改正ト云フヘシ故ニ吾等ハ新聞紙條例第八條第三項ヲ削除シ出版條例ヲ説明書ノ如ク改正セント欲スルナリ

明治二十三年

明治二十三年十月四日、立憲自由黨俱樂部より末廣重恭氏の名義を以て、出版條例改正草案を廻送し、本組合の意見を諮問せられた。依て本組合は委員會に依て審議し帝國議會に請願することに決し、衆議院議員全員に左記の改正案及意見書を送附した。而して此請願は全國的の運動とするを可とし、東京の地本組合及京都大阪の組合員に其の旨を通報し、議員島田三郎氏に托し帝國議會へ請願書を提出した。

請願書

現行出版條例並ニ新聞紙條例ハ之ヲ理論ニ照シ之ヲ實際ニ徴シ今日ノ社會ニ適合セサルト我々營業者ニ於テ不都合ノ點アルニ因リ兼テ改正ヲ熱望セシモ其機會ヲ得サルヲ以テ空ク今日ニ至リシ處幸ニ今般國會ノ開會ヲ得タルヲ以テ其意見ヲ別紙ニ具シ差出候間何卒御採用ノ上御改正アランコトヲ懇望切望ニ堪ヘス仍テ連署ヲ以テ請願仕候也

東京書籍商百拾三名

同 地本商八十一名

連署調印

明治二十三年十二月二十二日

別紙

出版條例新聞紙條例改正意見書

ノナラン文書圖書固ヨリ其憂ナキニ非スト雖モ之ヲ新聞紙ノ危険ニ比スレハ自ラ徑庭アリ然ルニ新聞紙ハ速時發行スルヲ得ルモ文圖書ノ發行ハ十日以上ノ日子ヲ費サ、ルヲ得ス是レ如何ナル理由ノ存スルニヤ若シ條例ニ違反アルモノトセハ其發行ヲ停止シ其印本ヲ取押ヘ之ヲ罰スルノ法アリ社會ニ茶毒ヲ流スカ如キ弊ナカニルヘシ故ニ届出ノ時期ヲ短縮シ出版者及購讀者ニ便益ヲ與ヘ日新ノ開明ヲ裨補スルコト亦必要ト云フヘキナリ

同條例第六條ノ但書ヲ削除セントスルモ亦説明書ニ舉示スル如ク著作權ト發行權トノ區別ヲ界限セラレントヲ望ムナリ或人云ク著作權ト發行權トノ區別ヲ界限スルハ誠ニ善シ然レトモ若シ此ノ如ク之ヲ改正スルトキハ學者政治家カ其意見ヲ世ニ公ニシ又ハ著作ノ功勞ノ報酬ヲ得ントスルニ當リテ大ニ自由ヲ妨ケラル、嫌アリ是レ著作權ヲ保護スルノ道ニ非ラスト然レトモ是レ必竟事ノ實際ヲ究メサルノ說ナリ政治家ナリ學者ナリ己ノ意見ヲ世間ニ發表シ又ハ著作ノ功勞ノ報酬ヲ得ント欲セハ新聞雜誌ノ在ルアリ尙是等ノ機關ヲ以テ足ラストシ一ノ書籍トシテ之ヲ發行セントセハ其原稿ヲ書肆ニ賣却スルモ可ナルヘク又書肆ト謀リテ其版權ヲ共有スルモ可ナラン而シテ尙其意ニ滿タサルモノアラハ自ラ費用ヲ出シテ其販賣ノミヲ書肆ニ托スルモ可ナリ此三點ニ付キ書肆ノ間ニ自由競争ノ行ハル、ハ今日ノ實際ニ於テ中々盛ンナレハ決シテ書肆ノ爲メニ利益ヲ壟斷セラル、ノ憂ナカルヘシ著作權タルモノ尙之ヲ以テ是レリトセサレハ自ラ營業者トナルカ若クハ己ノ子弟ヲ營業者ノ地位ニ置キテ出版セシムルノ自由アルヘケレハナリ此ノ

六三

如ク著作者カ其意見ヲ世ニ發表シ又ハ著作ノ功勞ノ報酬ヲ得ントスルノ自由ナルニモ拘ラス著作者尙發行ヲ兼ヌルヲ得テ營業者ト競争スルコトアランニハ營業者ハ如何ニシテ其利益ヲ享受スヘキ學校協會或ハ官吏等ハ皆當務ノ業アルモノニシテ圖書出版ノ如キハ其專業ト云フヘカラス然ルニ學校協會官吏等カ自ラ手ヲ下シテ講義録若クハ古書譯書等ヲ數十回ニ分チテ出版シ途ニ營業者ト競争スラハ他ノ販賣ヲ妨害セラル、ノミナラス其營業者ヲ苦マシムルコト甚大ナリトス今夫レ官吏學校協會等カ著述ヲ爲スハ俗ニ所謂内職ナルモノニシテ決シテ之ヲ常職ト云フヘカラス其内職ヲナスハ固ヨリ咎ムヘキニアラサレトモ之ヲ發行スルニ至リテハ之ヲ營業者ナル書肆ニ托セサルヘカラス

次ニ第八條中ニ書簡ノ二字ヲ加ヘ第九條但書中「雜誌ノ類ニ在テハ」ノ文字ヲ削除シ「定時刊行ノモノハ」ノ八字ヲ加ヘントスルナリ其理由ハ第八條ヲ現在ノ儘ニシテ改正スルコトナクハ印刷ニ附シタル著書ヲ多數ノ人ニ向テ發送頒布セントスルニ當リテモ亦出版ノ手續ヲ經由セサルヘカラス而シテ今日之ヲ爲スモノアルモ之ヲ默許ニ附セラル、ノ不都合アリ安ソ改正セサルヲ得ンヤ而シテ此九條ヲ改正スルハ學術技藝統計及官令等ノ雜誌ヲ出版條例ノ支配ニ歸セシムルノ意見ナルヲ以テ自ラ然ラサルヲ得サルモノアルナリ又郵便條例第一條ニ郵便物ヲ別テ四種トシ毎月一回以上發行スル定時印刷物及其附録ハ第三種ニ屬シ目方十六匁ハ郵稅五厘トシ書籍帳簿各種ノ印刷物等ハ第四種ニ屬シ目方三十匁迄郵稅貳錢トアリ其定時刊行物トハ多ク新聞雜誌ヲ指定スルモノノ如シ

新聞雜誌ト文書圖書トハ等シク社會ノ進歩ヲ助クルモノナレハ同様ナル特典ヲ與フルコト至當ナリトス然ルニ一ハ低稅免許ノ特典ヲ與ヘ一ハ然ラサルノ理吾等ノ解釋ニ苦ム所ニシテ之ヲ改正セント欲スル所以ナリ
以上ハ吾等カ新聞紙及出版郵便ノ三條例ニ向テ改正ヲ希望スル要點ナリ請フ熟讀玩味得失利害ノアル所ヲ審ニシテ以テ協賛ノ意ヲ表シ共ニ其改正ニ力ヲ致サレンコトヲ

新聞紙條例

明治二十年十二月 勅 令第七十五號

第八條 發行人ハ保證トシテ左ノ金額ヲ届書ト共ニ管轄廳東京府ハ

ニ納ムヘシ

一東京ニ於テハ千圓

一京都大阪橫濱兵庫神戸長崎ニ於テハ七百圓

一其他ノ地方ニ於テハ三百五十圓

一一月三回以下發行スルモノハ各前記ノ半額

保證金ハ時價ニ準シタル公債證書又ハ國立銀行ノ預リ手形ヲ以テ

之ヲ納ムルコトヲ得

學術技藝統計官令又ハ物價報告ニ關スル事項ノミヲ記載スルモノ

ハ本條ノ限ニアラス

(改正案)

第八條第三項

官令又ハ物價報告ニ關スル事項ノミヲ記載スルモノハ本條ノ限ニアラス

(說明)新聞雜誌ハ社會現時ノ狀況ヲ記載スルモノニシテ新聞紙條例ノ支配ニ歸スヘキモノナルコト多言ヲ要セスシテ知ル

ヘシ純然タル圖書ニシテ新聞紙條例ニ據テ發行スルモノアリ即チ學術技藝統計ニ關スルモノ、如キ是レナリ故ニ是等ハ出版條例ノ支配ニ歸セシメ以テ新聞紙條例ト出版條例トノ區別ヲ判明ナラシメントスルニ在リ

出版條例

明治二十年十二月 勅 令第七十七號

第二條 新聞紙又ハ時々發行スル雜誌ヲ除クノ外文書圖書ノ出版ハ總テ此條例ニ依ルヘシ但雜誌ニシテ專ラ學術技藝ニ關スル事項ヲ記載スルモノハ内務大臣ノ許可ヲ得テ此條例ニ依ルコトヲ得

(改正案)

第二條 新聞紙又ハ時々發行スル雜誌ヲ除クノ外文書圖書ノ出版ハ總テ此條例ニ依ルヘシ但雜誌ニシテ專ラ學術技藝統計ニ關スル事項ヲ記載スルモノハ又此條例ニ依ル

(說明)之ヲ改正スルノ理由ハ新聞紙條例第八條第三項ノ學術技藝統計ノ六字ヲ削除シ雜誌類ニシテ純然タル新聞紙ニ屬スルモノハ新聞紙條例ニ據リ又圖書出版ニ屬スルモノ及ヒ學術技藝統計ニ關スル事項ヲ記載スル雜誌ハ出版條例ニ據リ以テ其區別ヲ判明セシメント欲ズルニ因ルナリ

第三條 文書圖書ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達シ得ヘキ日數ヲ除キ十日前製本三部ヲ添ヘ内務省ニ届出ヘシ

(改正案)

明治二十三年

第三條 文書圖書ヲ出版スルトキハ發行ノ日ヨリ到達シ得ヘキ日數ヲ除キ四十八時間前製本三部ヲ添ヘ内務省ニ届出ヘシ

(說明)十日トアルヲ四十八時間ト改正スルノ理由ハ文明日新ノ社會ニ立テ文書圖書ヲ出版スルニハ一日片時ノ遅速モ其關係スル所少ナカラス然ルニ本條ニ十日トアルカ爲メニ既ニ印刷製本ノ成レルモノアルモ十日以上ノ日子ヲ費スニ非サレハ發賣スルコト能ハス實ニ書籍營業者ノ爲メ不便不利ニシテ文明ノ今日ニ適合セサルモノト思考セリ是レ之カ改正ヲ要スル所以ナリ

(改正案)

本文ヲ現存シ但書ヲ削除ス

第六條 文書圖書ノ發行者ハ文書圖書ノ販賣ヲ以テ營業トスル者ニ限ル但著作者又ハ其相續者ハ發行者ヲ兼ヌルコトヲ得
(說明)本文ノ但書ヲ削除スルノ理由ハ元來圖書ノ發行ハ商取引ニ屬シテ自ラ其營業者アリ然ルニ著作者ナルモノハ概テ學校協會或ハ官吏等ニシテ營業稅ヲ納メサル者ナリ營業者ニ非スニシテ圖書ヲ發行シ其代金ヲ收入スルハ即チ營業ヲ爲スト一般ニシテ之ヲ脫稅者ト見做スモ可ナリ是但書ヲ削除シテ著作

者ト發行者トノ區別ヲ限定セントスル所以ナリ
第八條 社則塾則引札諸藝ノ番附普通ノ書式アル諸種ノ用紙又ハ證書ノ類ハ第三條第六條ニ據ルヲ要セス

(改正案)

第八條 社則塾則引札書簡諸藝ノ番附普通ノ書式アル諸種ノ用紙

又ハ證書類ハ第三條第六條ニ據ルヲ要セス

(説明)本條引札ノ下ニ書簡ノ二字ヲ加フルノ理由ハ今現ニ之ヲ犯シテ黙許セラル、ノ委アリ譬ヘハ多數ノ人ニ向テ印刷セシ同様ノ書簡ヲ發送頒布スルモ亦是出版條例ノ範圍内ニアリ正當ニ之ヲ云ヘハ固ヨリ出版ノ手續ヲナサ、ルヘカラス是レ之ヲ改正スル所以ナリ

第九條 文書圖書ノ冊號ヲ逐ヒ順次ニ出版スル者ハ其都度第三條ノ手續ヲ爲スヘシ但雜誌ノ類ニ在テハ内務大臣ノ許可ヲ得テ其手續ヲ省略スルコトヲ得

(改正案)

本文ヲ存シ但書ヲ改ム
但定時刊行ノモノハ内務大臣ノ許可ヲ經テ其手續ヲ省略スルコトヲ得

(説明)學術技藝統計等ノ雜誌ヲシテ出版條例ノ支配ニ歸セシムルヲ以テ本條ノ但書ヲ此ノ如ク改正スル所以ナリ

明治二十四年

規約修正

明治二十四年一月の總會に於て本組規約を左の如く修正した。

一規約第三條中(府下十五區)ヲ東京市内ト改ム第六條但書中(組合員ニ)ヲ實費ヲ以テト改ム

第七條中五行目事務所ノ下(ニ於テハ委員會ノ決議ニ依リ)ノ十三字ヲ加ヘ更ニ左ノ別項ヲ増補ス

組合員ノ出版及ヒ發賣ニ依ル圖書ニシテ其雇人及他人ニテモ賣買上不正ノ疑アルトキハ速ニ其本主ニ通知スヘシ但シ情ヲ知テ賣買スルモノハ違約ヲ以テ處分ス

第八條二行目(姓名)ヲ氏名ト改ム

第九條一行目(傭ヒ)ヲ雇ヒト改ム

第十二條改正

組合員ハ勿論組合外ノ書肆ニシテ組合員中ノ僞版ヲナシ或ハ其事情ヲ知リテ該書ヲ取扱ヒタル者アリテ被害者ヨリ之ヲ其筋ヘ訴ヘタルトキハ直チニ事務所ニ通知スヘシ事務所ニ於テハ委員會ノ決議ニ依リ之ヲ組合員中ニ通報シ事宜ニ依リ一方ニ向テ取引ヲ爲ササルモノトス

第十三條改正

出版者其圖書ノ專賣ヲ組合員中ノ甲者ニ托シ置キ又更ニ組合員中ノ乙者ニ委託セントスルトキハ乙者ハ一應甲者ニ照會シ故障ノ有無ヲ明ニスヘシ

第十四條第十五條及ヒ第十六條 削除

第十八條中(職權)ヲ權限ト改メ及第四項ヲ増補ス

協議員 無定員

協議員ハ其權限委員ニ同シ

第二十條ヲ増補ス

第二十條 協議員ハ委員ノ決議ヲ以テ之ヲ囑托ス

本組合は創立以來東京商工會に加盟し、初めは三人、其の後一人を選び出席せしめたが、其の必要なきを認め明治二十四年一月、同會を退會した。

官版圖書拂下出願

文部省編輯局出版の圖書及活版器械一式を關東關西圖書賣捌所へ拂下げらるゝと聞き、右は同業者中にも希望する者あり、明治二十年と二十二年に有志者より文部省へ其の拂下げの願書を提出した關係上、明治二十四年三月四日の臨時委員會に於て拂下願書を草し、東京府廳を經由して文部省に具申した。

御省編輯局御藏版書類拂下願

御省編輯局御出版ノ圖書ハ私共書籍營業者ニ大關係ヲ有シ候モノニ御座候間私共ニ於テ右圖書拂下相願ヒ勉メテ天下ニ普及シ大ニシテハ國家ニ對シ涓滴ノ效ヲ奏シ小ニシテハ私共營業上福利ヲ増進仕度素願ヲ以テ既ニ去ル明治二十年七月同業者協同シ二十餘名連署ノ上一會社ヲ設立シテ御藏版書類御拂下ノ義出願仕候處終ニ御許可無之ニ付一同失望仕候儀ニ御座候其後明治二十一年ニ至リテ關東關西ニ一箇所宛ノ御藏版取扱所ヲ設ケラレモ民業ト競争ノ委ニ相成リ私共營業者ニ於テハ非常ノ弊害ヲ蒙リ困難ヲ究メ候ニモ拘ラス右取扱人中ニハ他ノ營業者モ相加ハリ普及ノ道ニ於テ

第二十一條二行目(尤)ヲ但ト改ム
第二十三條一行目(最モ)ヲ但シト改ム
第二十七條一行目不都合ノ下(所爲)ノ二字ヲ加フ
第三十四條一行目(區外)ヲ市外ト改ム
第三十五條改正
當組合員ニシテ家督相續死亡又ハ族籍住所氏名ヲ變更シタルトキハ即時事務所ニ届出ヘシ事務所ハ之ヲ組合員ニ報告ス
第三十七條一行目(地區)ヲ區域ト改ム
第三十八條改正
月費金ヲ貳拾錢ト定メ毎月初旬事務所ニ差出スヘシ而シテ經費ハ該金ヲ以テ支辨ス若シ不足ヲ生スルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ其支辨方ヲ定メ又過剩アルトキハ翌月ノ費途ニ繰込ムヘシ
第四十二條二行目(評議)ヲ決議ト改ム
第十章 第四十四條ヨリ第四十七條ニ至ル四箇條ヲ削除ス
第四十八條但書中(同盟者五名)ヲ組合員中十名ト改ム又於テノ下(ハ委員會ノ決議ニ依リ)ノ十字ヲ挿入ス
右第十四條以下條項順次ニ繰上ク
又組合會議細則ヲ改正スル左ノ如シ
第四條但書ノ末(最モ委員會ニハ代人ヲ許サス)ノ十三字ヲ加フ
第五條改正
會議ハ出席員ヲ以テ之ヲ開ク

商工會退會

明治二十四年

ハ未タ盡サ、ル所有之哉ニ奉存候ニ付私共同業者中拾數名申合セ
昨年三月更ニ御藏版ノ教科書分版ノ義出願仕候處是亦御許可無之
ニ依リ尙更失望ヲ極メ空ク嘆息罷在候然ル處今般御藏版書類並ニ
活版器械等民間ニ御拂下相成候趣傳承仕候右ハ私共素願モ徹底シ
實ニ公明正大ノ御處分ト爲ニ感服仕候處豈計ラシヤ右ハ特ニ關東
關西ノ御藏版取扱人ニ御拂下ケ相成候趣ニ相聞ヘ候果シテ然ラ
ハ七八名ノ專有物トナリ尙從前ノ如ク私共營業者ト一層競争ノ弊
ヲ増シ候義ト苦心ノ至リニ御座候今日公平ヲ重セラシテ、御省ニ於
テ右様ノ御處分有之候義ハ私共營業者一般ニ於テハ疑惑ノ至リニ
御座候仰願クハ公明正大ノ御處分ヲ以テ私共同業一般ヘ御拂下ケ
被成下候様仕度奉存候左モ相成候ヘハ兼テノ素願モ貫徹シ一同難
有仕合ニ奉存候最モ會社ノ組織方法等ハ都テ御命令ヲ遵奉シ定款
ヲ草シ伺定可仕候間何卒微衷御洞察ノ上願意御開濟ノ程伏テ奉願
上候也

東京書籍出版營業者組合請願委員

- 長尾景弼
- 牧野善兵衛
- 小林義則
- 宮川保全
- 辻敬之
- 中島精一
- 右總代 小林義則

文部大臣子爵 榎本武揚殿
又一方には長尾景弼、小林義則、辻敬之の三君は文部大臣
官宅に於て大臣に面謁し之を差出し尙其の趣意を縷陳した。
陳情書は左の如くである。

今般文部省編輯局御出版ノ書籍并ニ活版器械等ヲ一ノ書籍會社ヲ
創立セシメテ之ニ御拂下相成候趣傳聞仕候ニ付左ニ其利害及從來
ノ經歷等略陳仕リ聊カ以テ鄙意ノアル所ヲ尊覽ニ供ヘ奉リ候
文部省編輯局ニテ專ラ小學中學等ノ教科書御出版相成候以來之
カ爲メニ私共ノ營業上ニモ非常ノ影響有之數百年來繼續仕居候
同業者中ニモ倒産仕候モノ不少一同大ニ心痛仕候次第ニ御座候
乍併私共ニ於テモ右之次第ニテ勢已ムヲ得ス續々教科書出版仕
候得共文部省ニテ斯ク教科書ヲ專賣相成候事乍恐政府ノ御本分
トモ存セラレ不申候ニ付私共協議ノ上明治二十年七月ニ同業二
十餘名連署之上教科書并其他ノ御出版物等悉皆御拂下相願ヒ一
ノ會社ヲ設立致度素志ヲ以テ出願仕候處遂ニ御許可無之候是レ
私共之編輯局御出版ノ書籍販賣出願ノ第一着ニ御座候
然ルニ明治廿一年ニ至リ文部省ニテ關東關西ニ一箇所宛ノ取扱
所ヲ御定メ相成候得共右ノ取扱人ニハ私共同業中教科書出版書
肆ヲ御忌避相成候ニヤ御加ヘ無之而已ナラス會テ經驗モ無之他
ノ營業者即チ紙屋活版屋及ヒ書肆ニテモ教科書賣捌ノ業ニ未熟
ノ者ノミヲ以テ組織相成候儀ハ御趣旨ノ在ル所ヲ了解仕リタキ
次第ニ御座候就テハ御省ノ御便宜ニモ不相成儀ト奉存候ニ付更

ニ廿二年三月書籍營業ノ者若干名ヨリ分版願差出候處是亦遂ニ
御許可無之儀ニ御座候是即チ御省教科書ノ販賣出願ノ第二着ニ
御座候全體會社ヲ設立シテ出版營業ヲ民間ニ移サル、ハ最モ公
平ノ御處分ニ有之候得共御拂下ノ際萬一其ノ當ヲ得サルトキハ
北海道官有物拂下ノ殷鑒モ有之且ツ其會社設立ノ際公平無私ノ
御處置無之トキハ其弊害却テ舊來ヨリ大ナル者アラン乎ト奉存
候故ニ今回ノ如キハ私共營業上ノ利害ノミニ止マラス實ニ政治
上ヨリ之ヲ見ルモ輕々ニ看過スヘカラサルノ問題ニハ無之哉ト
乍恐奉存候又其會社ハ書肆一般ノ共同ニ成ルモノヲ以テ適當ト
スル乎若クハ教科書販賣ニ未熟ノ書肆及他ノ營業者ヨリ成立ス
ル會社ニ委託スルヲ以テ便宜ナリトスル乎其利害得失ハ素ヨリ
瞭然ノ義ト奉存候依テ同業者一般ニ御委託相成候ヘハ各自之營
業上ニ幾分ノ利益モ有之御省ノ教科書モ永ク販賣之道相立候義
ト奉存候是私共カ此會社設立之傳聞ニ接シテ疑惑ノ存スル處ニ
御座候
從來御藏版取扱所ニハ教科書出版書肆一名モ御加エ無之候處今
般之御拂下ニハ俄ニ教科書肆一人御加エ相成候哉ニ傳聞仕候右
ノ御趣意ヲ以テ考察仕候ヘハ更ニ御省御出版ノ書籍ヲ普及セン
トノ一點ヨリ斯ク前後ノ矛盾ヲ來シタル次第カト奉存候果シテ
然ラハ私共同業ニ於テ會テ出願仕ル通り同業一般ヘ御拂下之手
續ニ相成候ヘハ私共一般福利ヲ享有スル而已ナラス御省御藏版
ノ書籍ヲ普及仕ル上ニモ好果ヲ可得義ト奉存候此ノ如ク相成候
ヘハ至公至平之御處分ト奉存候然ルニ前條之次第ト相成候テハ

- 東京書籍出版營業者組合請願委員
- 長尾景弼
- 牧野善兵衛
- 小林義則
- 頓首

私共一同ノ最モ疑惑仕ル要點ニ御座候
前條ノ次第ナルヲ以テ私共失望ヲ極メ候折柄近頃ニ至リ編輯局
現在ノ書籍類并ニ活版器械等民間ヘ御拂下有之趣キ傳聞仕候ニ
付實ニ欣喜雀躍之至ニ堪エス乃チ同業中ヨリ請願委員ヲ設ケ右
拂下請願仕候心得ノ處又傳聞ニ由レハ關東關西御省御藏版取扱
人ニ御拂下相成候趣モ相聞ヘ候ニ付一應問合セ仕候處御拂下之
方法并ニ會社法定款等公平ニシテ私共一般ニ於テモ満足ヲ得候
哉ニモ相聞候ニ付一同其ノ成績ヲ相待居候處豈計ラシヤ其計畫
俄然一變シテ拂下手續及ヒ會社法定款モ略ホ確定候趣キニテ全
ク取扱人七八名ノ專有物ト相成表面會社法ヲ假用仕候姿ニ相成
候ニ付一同始メテ驚愕仕候次第ニ御座候據テ私共ニ於テ大臣關
下之聖德ヲ讀シ情實ヲ陳述スルノ已ムヲ得サル場合ニ立至リ候
次第ニ御座候
前條ノ次第ニ候ヘハ世上ニテモ種々ノ浮説モ有之私共同業一般
ニ於テモ議論沸騰仕リ或ハ世上ノ一問題ト相成候程モ難計奉存
候伏テ願クハ公明正大ノ御處分有之候様希望ノ至ニ御座候
右之事項ハ大略ノ事情ニ有之候ヘ共筆紙ニ難盡事實ハ委曲口頭ニ
テ陳述可仕候且ツ其他之事情等モ御諮問相成候ヘ、逐一可申上候

宮川保全
辻敬之
中島精一

右に付文部省及關東圖書賣捌所と頻繁の照會往復を爲した。然るに二月廿八日に至り突然右賣捌所へ拂下の指令があつた。依て臨時委員會を開き、新設大日本圖書會社の役員として本組合員中より委員二名、協議員四名を差出すことに議決し、双方之を承諾して其局を結んだ。依て委員を投票した。

長尾景弼 小林義則 牧野善兵衛
辻敬之 宮川保全 赤坂龜次郎
坂上平七 松井忠兵衛 中島精一
和田篤太郎

右の如く當選した。然るに長尾景弼、坂上平七、松井忠兵衛、中島精一の四君は事故あつて辭退し、他の六名に確定した。

同業組合準則に付意見

明治二十四年十月五日、東京商業會議所より左の如き照會があつた。

拜啓陳ハ今般本會議所ニ於テ特ニ委員ヲ設ケ明治十七年十月廿九日農商務省達第三十七號ヲ以テ定メラレタル組合準則ノ得失ヲ調査致度ニ付何卒右組合準則ニ關スル貴組合ノ御意見并ニ現行貴組合ノ取締ニ關シ貴組合ニテ御希望ノ要件御報告相成候様致度此段

及御照會候也

明治廿四年十月五日

東京商業會議所會頭 澁澤榮一

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼殿

尙々本文之義ニ付參考ノ爲メ貴組合ノ規約并ニ右ニ關スル議事筆記ノ類其他貴組合ノ沿革ニ關スル書籍等承知致度ニ付乍御手數御書取ノ上御送附被下度此段添テ及御依頼候也

右の照會に對し本組合規約三冊及報告書三冊を商業會議所へ送附した。十一月五日組合準則を改正すべき要點并に意見書を草し、十一月廿七日商業會議所へ左の如く回答した。

拜啓陳ハ今般貴所商業部ニ於テ特ニ委員ヲ設ケラレ同業組合準則ノ得失ヲ調査致サレ候ニ付右同業組合準則ニ關シ當組合ノ意見并ニ希望ノ要件御報告申ヘキ旨御照會ノ趣敬承致候依テ當組合ノ意見左ニ陳述仕候

明治廿四年十一月廿七日

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼

東京商業會議所會頭 澁澤榮一殿

組合準則改正意見書

同業組合ヲ設クルノ必要ナルハ今更喋々ヲ要セスシテ既ニ明ナリ然レトモ十七年農商務省達第三十七號同業組合準則ニ據ルトキハ組合ニ加盟及ヒ退去者ニ關スル制裁之ナキニ依リ同業組合ノ設アル地區内ニ於テ同業ヲ營ムモノ之アリテ加盟ヲ促セトモ應セス又

故ナクシテ組合ヲ脱スル者アルモ之ヲ止ムル能ハス之ヲ以テ組合ノ鞏固ヲ圖ル能ハサル而已ナラス往々其弊害ヲ受クルモノアリ甚タ遺憾トスル所ナリ

或者曰ク組合準則第三條第六項ニ加入者及ヒ退去者ニ關スル規定ノ設アリ亦第四條ニ於テ組合ニ加盟スヘキノ規定アルヲ以テ別ニ制裁ヲ要セサルモ可ナリト是レ其ノ一ヲ知テ其ニテ議ラサルモノナリ或者曰フ所ノ第三條第六項ノ規定ハ全ク組合員申合ノ規約ニ止リ其規約ハ加盟者ニシテ擅ニ退會スルモノ有ルトキハ違約ヲ以テ處分スルヲ得ルモ若シ之ニ應セサルトキハ法衙ニ訴ヘサルヲ得ス況ンヤ其規約ハ加盟セサルモノニ及スヲ得ス且亦第四條但書ノ如キハ管轄廳ニ於テ其認定ヲ與ヘサルモ言ヲ左右ニ托シ應セス管廳ニ於テモ如何共スル能ハス是レ制裁ナキニ因テ生スルノ結果ナリ當組合ハ去ル二十年ヲ以テ設立シ己ニ五ヶ年ヲ經過シ實驗上其ノ利害既ニ明ナリ外組合ニ於テモ或ハ同感ナラント信ス夫レ然リ是ヲ以テ當組合ニ於テハ右組合準則ヲ改テ規則トシ二十年十二月廿九日農商務省令第四號茶業組合規則ノ如ク農工商ニ從事スルモノハ必ス組合ヲ設ケ又其制裁ヲ附シ度トノ希望ヲ抱ケリ爲レトモ同業者或ハ少數ニシテ組合ヲ設クル能ハス亦其業務ニ依テハ組合ヲ必要トセサルモノモアラン因テ之ヲ斟酌シテ別紙朱書ノ通り組合準則ヲ改正増補シ組合ノ設立ハ同業者過半数ノ同意ニ成リ組合成立ノ上ハ相當ノ制裁ヲ設テ其取締ヲ嚴ニシ農商務省令ヲ以テ之ヲ發布センコトヲ冀望スルモノナリ

同業組合規則

明治二十四年

第一條 農工商ノ業ニ從事スルモノニシテ同業者或ハ其營業上ノ利害ヲ共ニスル者組合ヲ設ケントスルトキハ地區ヲ定メ其地區内同業者半数以上ノ同意ヲ以テ規約ヲ作り管轄廳ノ認可ヲ請フ可シ

但地區ハ市町村ノ區劃ニ依ルヘシ若シ一市町村ニテ同業者少數ナルトキハ數市町村若クハ數郡區ノ同業者ト合併スルコトヲ得

第二條 同業組合ハ同盟中營業上ノ弊害ヲ矯メ其利益ヲ圖ルヲ以テ目的ト爲スコシ

第三條 同業組合ノ規約ニ掲クヘキ事項ハ左ノ如シ

第一項 組合ヲ組織スル業名及組合ノ名稱

第二項 組合ノ地區及事務所ノ位置

第三項 目的及方法

第四項 役員ノ選舉法及權限

第五項 會議ニ關スル規程

第六項 加入者及退去者ニ關スル規程

第七項 費用ノ徵收及賦課法

第八項 違約者處分ノ方法

右ノ外組合ニ於テ必要トナス事項

第四條 組合ノ設アル地區内ニ於テ組合員ト同業ヲ營ム者ハ必ス其組合ニ加盟スコシ

第五條 同業組合ハ同業組合ノ資格ヲ以テ營利事業ヲ爲スコトヲ得

第六條 組合員ハ規約ヲ遵守シ且費用ヲ負擔スルノ義務アルモノトス

東京書籍商組合五十年史

第七條 組長ハ部内組合中ニ生シタル紛議ヲ仲裁シ及違約者アルトキハ規約ニ依リ處分スルコトヲ得

第八條 同業組合ハ總テ其業績及費用決算表ヲ毎年管轄廳ニ報告ス可シ

第九條 規約ヲ改正スルトキハ更ニ認可ヲ請フ可シ

第十條 分立又ハ合併スルトキハ更ニ規約ヲ作り認可ヲ請フ可シ

第十一條 同業組合ニ於テ聯合會ヲ設ケ其規約ヲ作ルトキハ管轄廳ノ認可ヲ請フ可シ

但共聯合ニ府縣以上ニ渉ルトキハ開會地管轄廳ヲ經由シテ農商務省ノ認可ヲ請フ可シ

第十二條 此規則第一條第四條第五條第六條第九條ニ違犯シタル者ハ金二圓以上二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

濃尾地方震災義捐

明治二十四年一月二十八日、濃尾地方に大震起り被害多大なるを以て、本組合は組合員より義捐金を募り、被害地へ寄贈することに決した。義捐應募者九十八名、金額貳百五圓。之を岐阜縣へ金百圓、愛知縣へ金七拾圓、福井縣へ金參拾五圓を送附した。然るに前記三縣より左の如く禮狀があつた。

今回縣下未曾有ノ震災ニ付罹災者爲救助金壹百圓御寄贈相成感荷ノ至ニ不堪候右ハ早速配與方取計可申候依テ別紙領收證一葉差進候御落手相成度又義捐者へハ一々挨拶及ヒ兼候間午御手数宜シク御致聲被下度先ハ不取敢御挨拶申進候也

右正ニ受領候也

明治廿四年十二月十六日

愛知縣

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼殿

拜啓陳ハ昨日ハ懇々御來車被下候處取込中ニテ御面會モ致サス失敬ノ段御海容被下ヘテ候又今回ノ震災ニ付罹災者ノ爲メ御組合有志諸氏ニ於テ義捐金募集相成候趣ニテ金參拾五圓御寄贈ニ預リ御高説不堪感佩候該金ハ早速分配方可取計候間義捐者諸氏へ宜敷御傳聲相願度此段御挨拶マテ得貴意候拜具

明治廿四年十二月廿八日

福井縣知事 牧野 伸 顯

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼殿

一金參拾五圓也

但震災救助義捐金東京書籍出版營業者組合員中有志者ノ分

右金額正ニ領收候也

明治廿五年一月十二日

福井縣

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼殿

教科書編纂に付意見

明治二十四年十二月、文部省教科書編纂の件に付之が調査

明治二十四年

明治廿四年十二月廿七日

岐阜縣知事 小崎 利 準

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼殿

(第一二一〇號)

一金百圓也

但震災救助義捐金東京書籍出版營業者組合有志者ノ分

右領收候也

明治廿四年十二月廿五日

出納吏 岐阜縣屬 梅 田 信 明

東京市日本橋區箔屋町八番地

頭取 長 尾 景 弼 殿

今回當縣下各地非常ノ震災ニ罹リタル慘狀御諒察被害者へ救恤トシテ金七拾圓義捐セラレ候段感荷ノ至ニ候速ニ夫々配與方可取計候間然様御承了相成度依テ別紙受領證相添此段及御挨拶候

明治廿四年十二月十六日

愛知縣知事 岩 村 高 俊

東京書籍出版營業者組合頭取 長尾景弼殿

追テ義捐者諸氏へ本文ノ趣宜敷御致聲相成度此段申添候也

第一〇八六號

受領證

一金七拾圓也

但當縣下震災ニ罹リタル者救恤金有志者募集ノ分

を要するものとし、金港堂、文學社、普及社、集英堂、坂上半七の五店に向つて其意見書を提出すべく通知した。該當事者は直に左の如き意見書を本組合に提出した。

意見書

文部省ニ於テ近時小學校教科書ヲ編纂セシメントノ風説ニ接シ吾等之ヲ默々ニ附スル能ハス依テ吾等ハ之ニ關シテ左ニ意見ノアル所ヲ略陳スヘシ

今回文部省ハ小學校令ニ附帶スル諸省令ヲ發布セラレタリ其内ニテモ小學校教則大綱ハ殊ニ重大ノ責任ヲ地方官ニ委ネ大ニ地方自治ノ精神ヲ貫徹セシメントスル者ナリ是レ教育ノ施政モ他ノ事項ト同シク全國同一ニシ難キ事情アルヨリ其地方特別ノ情況ヲ保存セシメントノ主意ニシテ最今日ニ適シタル施政ト云フヘシ然ルニ是ノ教則大綱ヲ實行スルニハ勢ヒ良教科書ヲ選擇スルノ必要アリ而シテ教科書ヲ選擇スルニハ今日ノ制ニ據レハ文部省ニテ第一ニ教科用圖書ノ撰定アリ第二ニハ府縣ニ教科書審査委員ヲ撰ムヘキ法則アリテ最モ意ヲ教科書ノ撰定ニ注カレタルノ事實ヲ窺ヒ知ルヲ得ヘシ夫レ然リ今後教育ノ施政ハ主トシテ地方自治ノ精神ヲ根據トセラル、コト已ニ此ノ如ク明白ナルニ近時文部省ハ讀本及修身書ヲ編纂スルノ舉アリト聞ク此風説ニシテ果シテ信ナリトスレハ是マタ曩時ノ編輯局カ經營シタル事業ヲ再興スルモノニシテ其弊害ノ却テ大ナルハ更ニ喋々ノ辯ヲ要セサルナリ即チ政府カ正當ニ爲スヘキ任ヲ盡サスシテ爲スヘカラサルコトヲ企テントスル者

ナリ斯ノ事獨リ書籍出版業者カ默々スヘカラサルノミナラス政
 治問題トシテ論スルモ之ヲ不問ニ附スヘカラサル者ナリ故ニ吾等
 ハ何處マテモ文部省ヲシテ此ノ事業ヲ廢セシメントスルモノナリ
 シンヤ從來學校教科書ノ編纂ヲ以テ經營シ來レル當業者ノ如キハ
 已ニ多年ノ經驗ト幾千ノ實歴トニヨリテ其將來ニ編纂スヘキ教科
 書ノ標準ノ如何ト其如何ナル標準ノ書籍カ果シテ國民全般ニ適ス
 ヘキ良教科書ノ價値アルヤ否ヤハ業既ニ之ヲ知得シ現ニ此方ニ向
 ヒテ其業ヲ執リツ、アルニ於テオヤ
 以上吾等カ此ノ舉ニ對シテ懷抱スル意見ノ大要ナレトモ其詳細ニ
 至リテハ面陳ノ上ナラテハ曲盡シ難キ事多シ依テ今唯其大要ヲ陳
 述スルニ過キス
 右ハ吾々當業者直接ノ利害ニ關スル重大事件ナレハ希クハ吾々ノ
 事業ニ向ヒ之レカ救回ノ方策ヲ計畫セラル、ニ力メラレンコトヲ

金 港 堂
 文 學 社
 普 及 會
 集 英 堂
 坂 上 半 七

東京書籍出版業者組合臨時取調委員御中

明治二十五年

長尾景弼君彰功

長尾景弼君は本組合頭取たること三年、組合の事業を擴張
 し功績顯著なるに依り、明治二十五年一月の總會に於て功勞
 狀に記念品を贈呈することに決し、左の如く行ふた。

當組合創立後頭取ノ任ヲ繼承セラルコト滿三年就職以來鞠躬盡
 瘁組合ノ福利ヲ増進シ團體ノ人心ヲ綜攬ス其功勞尤モ顯赫タリ依
 テ總會ノ決議ヲ以テ茲ニ銀餅一個ヲ贈リ聊カ謝意ヲ表ス
 明治廿五年二月八日

東京書籍出版業者組合頭取 小柳津要人

長尾景弼 殿

長尾景弼君は委員會へ左の答辭を差出した。

不肖景弼叨リニ頭取ノ撰ニ當リ其職ヲ汚ス三年固ヨリ其任ニ堪ヘ
 スト雖モ幸ニ大過ナキヲ得タルハ是皆委員諸君ノ養ナリ今ヤ圖ラ
 サリキ總會ノ決議ヲ以テ其功勞ヲ過稱シ珍器ヲ惠贈セラル慚愧何
 ソ堪ン然レ共之ヲ辭スルハ却テ厚意ニ戻ルノ恐アリ依テ此ノ名譽
 アル珍器ヲ享受シ以テ永ク紀念ト爲スヘシ謹テ謝ス
 明治廿五年二月八日

長尾景弼

教科用圖書檢定に付建議

教科用圖書檢定の義に付、明治二十五年六月十六日、東京
 府を経て文部大臣へ左の建議書を提出した。

教科用圖書檢定ノ義ニ付建議

不肖等謹テ茲ニ將來益々我教育ノ發達隆盛ヲ期シ善良ナル教科用
 圖書ヲ供給センカ爲メニ所見ヲ陳シテ採納ヲ乞ハント欲スルモノ
 ニアリ

第一 教科用圖書ノ檢定ハ從來印刷製本既ニ成リタル板本ニ對

シテノミ施サレタル制ヲ改メ其原稿ノ淨寫ヲ終リテ文字
 挿畫トモ當サニ制刪ニ附スヘキ板下若クハ活版ニ附スヘ
 キ原稿ニヨリテモ檢定ヲ與ヘラレンコトヲ望ム

第二 檢定出願後遅クモ六ヶ月以内ニ必ス指令ヲ與ヘラレンコ

トヲ望ム

今此建議ヲ提出スルニ至リタル理由ヲ開陳センニ我國方今上下意
 ヲ一ニシテ教育ノ發達ヲ望ミ曩ニ小學校令ノ改正アリ今亦遠カラ
 ス中學校令師範學校令ヲ改正セラレントスト聞ク此際此等ノ新學
 令ヲ遵奉シテ善良ナル教科用圖書ヲ出版シ以テ益々我教育ノ隆盛
 ヲ助長セント欲スルハ世ノ著述者及發行者ノ舉ケテ望ミ且ツ勉ム
 ル所ニシテ隨テ之ニ着手シツ、アル者亦少シトセス然レトモ從來
 ノ規定ニ由ルトキハ其書ノ檢定ヲ請フヤ必ス印刷成リ製本ヲ終リ
 タル板本ニ就キテノミ之ヲ施サル、ノ制ナルカ故ニ不幸ニシテ檢
 定ヲ得サルアラシカ數千金ヲ費シテ著述出版シタル幾多ノ書籍ト
 板本ト併セテ廢紙ト爲シ薪材トナスノ虞ナキヲ得ス假令不認可
 ノ不幸ニ罹ラサルモ尙ホ其書ノ一部分ニ修正改竄ヲ命セラル、ヤ
 ノ力爲ニ既ニ彫刻シタル板本ヲ改メ一旦製本シ終リタル書ヲ改綴
 シ所謂廢紙薪材ヲ生スルノ不利ヲ見ルコト夥シキモノアリ之カ爲
 ニ小ハ書肆各己人ノ不利不便ヲ感スルハ勿論大ハ國家經濟ノ上ニ

明治二十五年

七五

於ケル不利知ルヘキナリ而シテ此等不利ノ危險アルヲ恐レ當サニ
 出版セラルヘキノ良書ニシテ其出版ヲ廢スル者少シトセス其良書
 出版ノ道ヲ杜塞シ教育ノ發達ヲ妨クルコト知ル可シ況ンヤ檢定ヲ
 施スノ際板本ニ對シテ一局部ノ改竄ヲ加フルニハ或ハ文字ノ増減
 ニヨリ適當ニ舊文字ト符合セサルコトアル可ク強テ之ニ符合セシ
 メント欲シ有用ノ文字ヲ削リ若クハ無用ノ字句ヲ加ヘテ僅カニ前
 後ヲ接續セシムルカ如キ窮屈ノ感ナシトセサルヤ故ニ檢定ハ板
 本ニ對シテノミ施スノ制ヲ已メ其區域ヲ擴メテ淨寫全ク成ル所ノ
 原稿ニ對シテモ之ヲ施サレンコトヲ望ムナリ此ノ如クセハ或ハ原
 稿ノ檢定ヲ經タル後久シク之ヲ出版セサルノ嫌アル可キカ故ニ原
 稿ニ依テ檢定ヲ經タル者ハ遅クモ六ヶ月以内ニ出版シ認許ヲ請フ
 モノトセハ此嫌ハ全ク免ル、ヲ得ヘキナリ若シ夫レ之カ爲ニ檢定
 ノ煩勞ヲ増シ粗濫ノ著書ニシテ檢定ヲ乞フカ如キ虞アリトセハ須
 ラク檢定料ヲ増加シ且ツ假借スルコトナク却下シテ可ナリ多額ノ
 檢定料ヲ納メテ却下ノ結果アルヲ悟ラハ亦無謀ニ檢定ヲ請フ者ナ
 カル可キナリ

檢定出願ノ後指令ノ下ルコト遅キハ從來著述者及ヒ出版者ノ最モ
 苦ム所ナリ多年ノ歲月ヲ費シテ著述シ多クノ資本ヲ投シテ出版ス
 ルノ書ニシテ檢定ノ許否ハ全ク其書ヲ存亡生滅セシムルモノナリ
 故ニ其指令ノ下ルヲ待ツヤ大早ニ雲霓モ當ナラス而シテ之ヲ出願
 シタル後數月乃至數百日絶ヘテ其消息ヲ知ルヲ得ス爲メニ多額ノ
 資本ノ運轉ヲ止メ他ノ事業ニ着手スル熱心ヲ沮喪ス其公私全般ニ
 不利スルコト擧ケテ數フ可ラス故ニ檢定ノ指令ハ遅クモ出願後六



ケ月内ニ之ヲ與ヘラレンコトヲ望ムナリ
前述スル所ハ實ニ方今不肖等教科用圖書供給上至大ノ休戚ヲ感ス
ルモノアリ故ニ當組合ノ決議ヲ以テ茲ニ此建議ヲ呈供スルノ已ム
ヲ得サルニ至リシナリ願クハ採納セラレンコトヲ恐惶謹言
明治二十五年六月十六日

東京市日本橋區濱屋町八番地

東京書籍出版營業者組合員總代

頭取 小柳津 要人

文部大臣伯爵大木喬任殿

辻敬之君死亡

委員辻敬之君は明治二十五年八月五日死亡せられた、依て
本組合は弔詞及生花一對を贈り哀悼の意を表した。明治二十
六年、君が生前の功勞を追賞する爲め鼎形香爐一個に追贈章
を贈呈した。

明治二十六年

月費改正

明治二十六年一月の總會に於て、規約の改正を爲さずして
組合月費を一ヶ月十五錢に改正することを可決した。

事務所新築移轉

本組合事務所の家屋を日本橋區本材木町二丁目十六番地へ
新築することに決し、明治二十六年二月初工、同年八月二十
六日落成移轉した。

木造二階建瓦葺

上下三十三坪五合

同 平屋建瓦葺

八坪七合五勺

此總費用金九百十五圓十五錢

書籍總目錄發行

組合員發行書籍總目錄を發行することに決し、明治二十五
年より着手し、二十六年七月發行した。内容は「いろは別
」發行所別」「類別」の三種とした。

覺張榮三郎君死亡

委員覺張榮三郎君は明治二十六年八月十六日死亡せられ
た、依て本組合は弔詞及生花一對を贈呈した。更に明治二十
七年一月の總會に於て生前の功勞を表彰することに決した。

明治二十七年

法典調査に関する諮問

明治二十六年十二月二十八日、東京商業會議所より左の照
會があつた。

今般法典調査會より離隔地ニ於ケル商業取引ノ慣例ニ關シ本會議

所へ問合有之候ニ付篤ト實際ニ就キ調査ヲ遂ケ答申致度就テハ何
卒乍御手数別紙ノ事項ニ就キ御同業間ノ慣例御取調ノ上本會議所
へ御通示相成度候様仕度此段御依頼申上候也
明治二十七年十二月二十八日

東京商業會議所會頭 澁澤榮一

東京書籍出版營業者組合御中

尙々本文ノ取調ハ法典調査會ニ於テ至急入用ノ趣ニ付可成速ニ

御取調相成候様仕度此旨申添候也

諮問案

東京ノ甲ナル者ヨリ大阪ノ乙ナル者へ或ル商品ノ註文ヲ爲シタ
ル場合ニ於テ左ノ數條ノ疑問起ルヘシ

- 第一 東京ノ甲カ大阪ノ乙へ或商品ヲ註文セントテ明治廿六年十二
月廿六日ニ註文狀ヲ發シ其註文狀ハ同廿八日ニ大阪ノ乙ニ達シタ
リ然ルニ甲ハ其註文ヲ取消サン爲メ廿七日ニ註文ノ取消狀ヲ發シ
タルニ乙ハ廿九日ニ此取消狀ヲ受取タリ此場合ニ於テ乙カ未タ甲
ノ註文ニ對シ承諾ノ旨ヲ返答セサリシトセハ甲ノ爲シタル註文ノ
取消ハ有効ナリヤ否ヤ
- 乙カ其註文ニ應スル爲メ履行ニ着手シタルト否トニ依リテ區別ナ
キヤ若シ之アラハ其區別ハ如何
- 第二 若又前條ノ場合ニ於テ乙カ廿八日ニ甲ノ註文狀ヲ受取タル時
直チニ承諾狀ヲ發シ其承諾狀カ三十日ニ甲ニ達シタリトセハ甲ノ
爲シタル註文取消ハ有効ナリヤ否ヤ

明治二十六年・二十七年

- 第三 東京ノ甲カ大阪ノ乙へ或商品ヲ註文セントテ明治廿六年十二
月廿六日ニ註文狀ヲ發シ其註文狀ハ同廿八日ニ大阪ノ乙ニ達シタ
リ依テ乙ハ即日承諾狀ヲ發シタルカ其承諾狀カ未タ甲ニ達セサル
トキ即チ例ヘハ廿九日ニ乙カ電報ニテ其承諾ヲ取消ス旨ヲ甲ニ通
知シ其電報カ即チ甲ニ達シタリトセハ其承諾ノ取消ハ有効ナリヤ
否ヤ
- 第四 東京ノ甲カ大阪ノ乙へ或商品ヲ註文セントテ明治廿六年十二
月廿六日ニ註文狀ヲ發シタルニ其註文狀ハ同廿八日ニ大阪ノ乙ニ
達シ乙ハ即チ承諾狀ヲ發シタリ此場合ニ於テ乙ノ發シタル承諾狀
カ紛失シテ甲ニ達セサルトキハ契約成立スルヤ否ヤ
- 第五 若シ又前條ノ場合ニ於テ乙ノ發シタル承諾狀カ非常ニ延着シ
テ翌年一月三十日ニ甲ニ達シタルトキハ契約成立スルヤ否ヤ

明治二十七年一月十七日臨時委員會に於て決議の上左の如
く回答した、

今般法典調査會ヨリ離隔地ニ於ケル商業取引ノ慣例問合有之候趣

ニ付當書籍業ノ慣例御諮問相成リ即チ左ニ御回答致候

明治二十七年一月二十日

東京書籍出版營業者組合頭取 小柳津 要人

東京商業會議所會頭 澁澤榮一殿

當書籍商ノ取引ハ固ヨリ一定ノ慣例無之ト雖モ多クハ甲者ヨリ乙
者へ註文セシ物品ハ乙者承諾ノ旨回答ノ有無ニ拘ラス其契約ハ成
立スルモノトシ甲者ニ於テ隨意ニ取消スコトヲ得ス
然レトモ自己ノ發行書ニテ出荷前カ又ハ他ノ發行書ニテモ未タ仕

入ヲ爲サスシテ實際損害無之場合ニハ其取消ヲ承諾ス但シ自己ノ發行書ニテモ註文ニ依リ印刷製本シ又他ノ發行書ニテ既ニ買入ノ契約ヲ爲シタルモノハ此限ニ非ラス

事務所家屋落成祝賀

明治二十七年二月六日附、組合員に左の如く通知した。拜啓當組合事務所新築落成ニ付祝賀ノ爲メ粗酒差上度仍テ來ル十日午前十一時當事務所へ御來車被下度此段御案内申上候也但準備ノ都合モ有之候間來ル八日迄ニ御出席ノ有無御通知被下度候

東京書籍出版營業者組合頭取 小柳津要人

軍資金 献納

征清の役に付本組合は軍資金を献納することを決議し、募集委員を設け募集し、其の醗集の結果は、金額千七百參拾四圓、人員百〇八人であつた。依て献金の手續を爲した。

献納金 申出書

一金壹千七百參拾四圓也

右ハ今般軍資金トシテ別紙組合員ヨリ献納仕度御採用相成度候也

明治廿七年八月二十日

東京書籍出版營業者組合頭取 小柳津要人

陸軍恤兵監 大藏平三殿

然るに十月十二日に至り陸軍恤兵部より献金者各自に宛左の承認狀の送附があつた。

承認 狀

一金 圓也

右報國ノ主旨ヲ以テ軍資金ノ内へ献納ノ趣キ承認候、別紙納入告知書ニ據リ中央金庫へ納付可有之候也

明治廿七年十月十日

陸軍恤兵監陸軍騎兵中佐 大藏平三

恤兵東京大耀市會

明治二十七年十月十日より四日間、池の尾に於て恤兵東京圖書大耀市會を開會した。この目的は總純益金を以て我海軍部へ物品を寄贈するにある。收支の決算は純益金四百貳拾圓八拾壹錢、仍て海軍省經理局へ左の如く申出た。

寄贈品 申出書

一、靴 足袋 五千 足

右今般海軍用トシテ寄贈仕度御採用相成度候也

明治廿七年十月廿九日

東京書籍商羅市會總代 小柳津要人

海軍省經理局長 川口武定殿

然るに十一月四日海軍省より左の承認狀を接手した。

承認 狀

一、靴 足袋 五千 足

右報國恤兵ノ主旨ヲ以テ寄贈ノ趣承認候現品ハ佐世保鎮守府監督部へ送付可有之候也

明治廿七年十一月一日

海軍經理局長海軍主計總監 川口武定

東京書籍商羅市會總代 小柳津要人殿

明治二十八年

押切帳規程

明治廿八年一月五日、向島八百松に於て定式總會を開き、押切帳申合規程を左の如く決定した。

凡ソ商人間ニ最モ慎重ヲ要スルハ金錢ノ受授ニ在リ苟モ其受授ノ手續不完全ナルトキハ或ハ爭論ヲ生シ或ハ信用ヲ傷クルニ至ルヘキハ多辯ヲ要セス夙ニ我組合ニ於テモ金錢受授ノ際集金帳即チ押切帳ナルモノヲ用ヒ之カ確實ヲ計ル所ナリ然ルニ其實際ヲ見ルニ組合員中往々該帳簿ヲ使用セサル者アリテ爲ニ雇人取締上等ニ於テ不都合ヲ感スルコト尠シトセス若シ十分ニ之ニ注意セサレハ時ニ或ハ大ナル錯誤ヲ來シ同業間途ニ相爭ヒ相信セサル如キ不幸ヲ觀ルコトナキヲ保セス之ヲ憾ムル久シ今ヤ同業間金錢ノ受授年毎ニ頻繁ヲ加フルニ際シ之カ取締法ヲ確定スルノ最モ緊要ナルヲ信ス因テ別紙申合規定案ヲ草シ委員會ノ決議ヲ經テ茲ニ之ヲ提出ス

明治二十八年

押切帳取扱申合規程案

- 第一條 組合員ハ豫メ押切帳ヲ製シ置キ相互取引上ニ關シ金錢受授ノ際ニハ必ス之ヲ用フヘキ事
- 第二條 押切帳ハ必ス組合事務所ノ檢印ヲ受置クヘキ事
- 第三條 押切帳ニ組合事務所ノ檢印ヲ請フトキハ必ス店主ノ實印ヲ捺シタル請求書ヲ添付スヘシ
- 第四條 組合員ニ金錢ヲ交付スルノ際ハ必ス押切帳ニ金額ヲ明記シ押印ヲ爲スヘキ事
- 第五條 押切帳ヲ持參セサル者ニハ如何ナル場合ト雖モ金錢ノ受授ヲ爲サ、ル事ヲ要セス

但シ金錢ヲ受授スヘキモノ若シ店主ナルトキハ必スシモ押切帳ヲ要セス

此規程は明治二十八年十一月二十五日より實施することに決した。

長尾景弼君死亡に付彰功

明治二十八年二月六日、長尾景弼君死亡せられたるに付、本組合は弔辭に造花一對を贈つた。

出征慰勞狀

征清の役の爲め本組合員及其の家族にして豫備後備の召集に應じ従軍したる吉川直七、島村利助、杉山米吉、長瀬綾治郎、高岡寅次郎、八尾安平、橋治郎吉、堀内一之丞、武田元吉、

高田宗太郎の十君へ左の慰問狀に金員を添へ贈呈した。

慰問狀

今ヤ我カ征清軍ハ破竹ノ勢ヲ以テ敵地ヲ蹂躪シ連戰連勝軍氣既ニ四百餘州ヲ吞ム此時ニ際シ貴下ハ豫備後備ノ召集ニ應シ日々軍國ノ務ニ執掌セラル是レ獨リ貴下ノ榮ノミニ止マラス亦我同業者ノ尤モ感嘆ニ堪ヘサル所ナリ茲ニ本組合ハ總會ノ決議ヲ經テ別紙目錄ノ通り進呈ス薄カ以テ貴下從軍ノ勞ヲ慰メントスルニ出ツ抑モ我カ征清軍ノ向フ所風塵セサルハナク着々トシテ其効ヲ奏スト雖モ未タ北京ヲ陷落スルニ至ラス貴下ノ前途猶ホ遠遠ナリ請フ益々銳ヲ養ヒ氣ヲ鼓シ奮勵戒飭軍人ノ面目ヲ全フシ我々皇振古ノ大業ヲ贊襄セラレンコトヲ幸ニ國家ノ爲メニ自重セラレヨ

明治廿八年三月三日

東京書籍出版業者組合頭取 小柳津要人

同年十月二十二日、兩國龜清に於て軍人慰勞會を開催した當日請待した軍人は、吉川直吉、高岡寅次郎、島村利助、杉山米吉、八尾安平、高田宗太郎の六君であつた。

六師疆ヲ歴スレハ嚮フ所皆摧ケ萬里懸軍戰ヘハ則チ必ス勝ツ敵國膽破レ膺懲ノ典茲ニ舉カリ四隣心駭キ邦家ノ光頗ル著ハル抑モ亦諸君等ノ力ニ頼ラサルハナシ今ヤ英姿颯爽凱歌ヲ奏シテ還リ來ラル全國同胞ノ諸君等ヲ歡迎スルニ熱中シタル洵ニ故アルナリ思フニ諸君ハ我カ同業組合員若クハ之ニ縁故ヲ有セラル、ノ人所謂義勇奉公牙籥ヲ投シテ戎軒ヲ事トセラル乃チ我等組合員亦與カリテ

規約第七條細則實施

明治二十八年十一月二十二日付、賣掛代金延滞請求に關し規約第七條の細則を制定し、十二月一日より實施することを全國同業者に通知した。

拜啓本月十六日委員會ノ決議ヲ經テ規約第七條ヲ履行スル爲メ別紙ノ通り施行細則相定メ各地方同業者へ送附致シ來ル十二月一日ヨリ實施條別紙施行細則相添ニ此段御通知致置候也

明治廿八年十一月廿二日

拜啓寒冷相催候處愈々御清勝欣喜ノ至ニ御座候又手今般本組合員ト地方同業諸君トノ取引ヲシテ圓滑ナラシメンカ爲メ本組合規約第七條施行細則ヲ相定メ別紙ノ通り來ル十二月一日ヨリ實施條爲念御參考迄御送附致置候

草々敬具

明治廿八年十一月廿二日

規約第七條細則

- 第一條 東京書籍出版業者組合規約第七條ノ處分ハ此ノ細則ニ依テ執行スルモノトス
- 第二條 本組合員ハ本組合員外トノ取引ニ於テ其實掛代金ノ不拂者アルトキハ其狀ヲ具シテ事務所ニ届出ヘシ
- 第三條 事務所ハ前條ノ取調ヲナス爲メ毎年一月ノ委員會ニ於テ委員協議員ノ互選ヲ以テ五名ノ調査委員ヲ定ム
- 第四條 調査委員ハ左ノ權限ニ依リ事實ヲ査定シテ頭取ニ報告シ且

明治二十八年

餘榮アリト云フヘシ依テ同志相謀リ諸君ヲ招請シテ聊カ萬里關外ノ苦ヲ慰シ以テ諸君ノ功勞ニ報ユル所アラントス敢テ珍羞ナシト雖モ酒アリ麩ニ滿テリ快ク一飽セラレナハ我等ノ幸榮之ニ過キス謹ミテ言ス

明治廿八年十月廿二日

東京書籍出版業者組合頭取 小柳津要人

陸軍中尉吉川直七君は軍人惣代として答辭を朗讀せられた。謹ミテ組合員諸君ニ謝ス我等不敏ト雖モ亦東洋大帝國ノ臣民ニ籍シ且ツ幸ニシテ身軍人ノ班ニ列セリ國家事アルニ當リテハ起テテ大馬ノ勞ヲ効サンコト即チ當然ノ職責ナリ敢テ人ニ誇ルニ足ラス然ルヲ諸君ハ却テ微功ヲ偉ナリトシ此ノ盛譙ヲ設ケテ特ニ我等ヲ慰藉セラル眞ニ汗慚ノ至リニ堪ヘス謹ミテ諸君ノ厚意ヲ謝ス他日必ス大ニ今日ノ惠ニ酬ユル所アルヘキナリ

明治廿八年十月廿二日

吉川直七外五名

名古屋市同業者三輪文治郎君は地方有志者總代として祝文を朗讀した。此會は大耀市會閉會後なるを以て組合員は勿論地方同業者大に賛同し參會するもの貳百名であつた。

小林喜右衛門君死亡に付表彰

明治二十八年五月三十日、小林喜右衛門君俄然京都に於て死亡せられたるに付本組合は弔詞に生花一對を贈呈した。明治二十九年一月の總會に於て追賞することに決した。

ツ意見アルトキハ其意見書ヲ附スヘシ

- 一 届出人ヲ事務所ニ呼寄セ届出ニ關スル事實ヲ調査シ又必要ノ場合ニハ關係ノ帳簿若クハ書類ヲ提供セシムルコト
- 一 不拂者ニ對シ事實ヲ確ムル爲メニ照會書ヲ發スルコト
- 第五條 頭取ハ調査委員ノ報告ヲ受ケ其不拂ノ事實精確ト認メタルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ其不拂者ニ對シ期間ヲ定メテ支拂又ハ確答セシムヘシ
- 不拂者ニシテ此期間内ニ支拂又ハ確答セサルトキハ其者ニ對シ支拂濟マテ總テ取引ヲ停止スヘキ旨本組合員一般ニ通知スヘシ
- 但シ本條ノ通知書ニハ届出人ノ姓名ヲ表記セス
- 第六條 第四條第五條ノ調査ニ關スル費用ハ届出人ノ負擔トス

參考

規約第七條 當組合員相互ノ間ハ勿論他ノ同業者ト雖モ當組合員中ト取引ヲナシ勘定等ヲ懈怠シタルトキハ被害者ヨリ其旨ヲ事務所ヘ申出ヘシ其所爲組合員ニ出タルトキハ違約ヲ以テ處分シ組合員ノ所爲ニアラサルトキハ事務所ニ於テハ委員會ノ決議ニ依リ當組合員一統ニ通知ス組合員ハ此通知ヲ受ケタル後ハ其者ニ對シ一切取引ヲ爲サ、ルモノトス

組合員ノ出版並發賣ニ係ル圖書ニシテ其雇人及他人ニテモ賣買上不正ノ疑アルトキハ速ニ其本主ヘ通知スヘシ

但シ情ヲ知テ賣買スルモノハ違約ヲ以テ處分ス

規約第四十條 組合員ニ於テ此規約ニ違背シタル者アルトキハ委員會ノ決議ヲ以テ其情狀ヲ量リ金五拾圓以内ニ於テ相當ノ違約金ヲ

差出サシムルモノトス

但シ違約者ノ氏名ハ其時々組合員ニ報告スヘシ

明治二十九年

組合員へ警告

其の頃雇人職工等に於て拔賣不正の所業を爲す者があるの
で注意の爲め、明治二十九年五月十五日付左の如く組合員に
警告を發した。

前略陳は戰勝後の結果として百事膨脹の盛況に向はんとするに際
し我か書籍營業の如きも追々其風潮に襲はれ印刷製本職工雇人等
にも動もすれば不足を生じ勢ひ營業上の繁忙を來し候際彼是困難
に乗して雇人職工等に於て拔賣等不正の所業を相働き候者も問々
有之候趣き仄かに聞及候是等の取締に付ては既に組合規約にも有
之候通り組合員は相互に注意を加へて其所爲の増長せさらむ事を
力めざる可らざるは勿論に候處萬一人情に羈されて之を隱蔽する
等の事有之候ては其弊害實に容易ならざる候に候へは爾後相互に
一層注意を加へて之を未發に防かざる可らず就ては組合員外の營
業者又は職工雇人に於て萬一不正品等取扱候事發見候節は直ちに
組合事務所へ御通告相成度若し又組合員にして右等の事に付規約
に違背致し候節は不得止規約第七條に依りて之を處分致し候方臨
機必要の處置と存候間此段前以て御注意申上置き候敬具
明治廿九年五月十五日

東京書籍出版營業者組合事務所

海嘯義捐金

三陸地方に海嘯あり、依て其の罹災者に對し義捐金を募集
することを決議し七月七日附を以て組合員へ左の通告を爲し
た。

今回三陸沿岸の海嘯は今古絶無の水害にして三萬の生靈一瞬時に
殞滅す其慘狀實に酸鼻に堪へず依て本組合は應分の義捐金を醸集
し以て災後無告の民命を救ひ愛憐の情を表し度有志諸君は奮て御
義捐相成度希望の至に御座候右金員は取纏め組合團體の名義を以
て各自の姓名と金高とを列記し配付方を時事新報社へ囑託可致候
就ては來る十日前後より義捐金募集帳持參事務所員差出し候間金
員御渡し被下度豫め御通知申上置候也
明治廿九年七月七日

東京書籍出版營業者組合事務所

此募入金貳百四拾圓、人員四十七人であつた。

明治三十年

彰功狀贈與

明治三十年一月五日の總會に於て左の建議があり、直に可
決した。
本組合創立以來其職ヲ繼續セラレタル委員諸君ニ報酬トシテ物品

ヲ贈與スルコト

但シ其支出高及物品撰定ノ手續ハ一切新任委員ニ囑託ス

理由

當組合創立以降星霜ヲ經ル茲ニ九度今ヤ全ク其基礎ヲ堅フシ不動
産及ヒ餘財ヲ有スルニ至レリ是レ固ヨリ組合員諸君ノ團結強固ナ
ルニ由ルト雖モ抑モ亦理事者其人ノ勉勵事ニ從フニアラスンハ安
ンソ能ク今日ノ隆運ヲ効サンヤ然リ而シテ本組合創立以降今ニ至
ルマテ其職ヲ繼續セラレタル委員諸君ノ如キニ至テハ事ヲ執ル熱
心篤實ニシテ時ニ或ハ私財ヲ寄附シ營業ヲ放棄シテ一意専心組合
ノ隆盛ヲ是謀ル其功ヤ其勞ヤ眞ニ大ナリト謂フヘシ因テ本組合規
約第二十一條ニ據リ餘財ノ幾分ヲ支出シ報酬トシテ多少ノ物品ヲ
贈與セラレンコトヲ建議ス

明治三十年一月五日

- 提出者 石塚 徳次郎
- 同 齋藤 權右衛門
- 賛成者 古川 半七
- 同 青山 清吉
- 同 松島 孫吉

同年四月二十三日、事務所樓上に於て右彰功狀贈與式を舉
行した。即ち本組合創立以來滿十年委員の職を繼續し、組合
の爲めに盡瘁せられた五君に對し彰功狀及金製印材一具を贈
與した。

明治二十九・三十年

明治二十年本組合ヲ設置スルニ方リ率先事務ニ創立ニ服シ爾來委
員ニ上任セラレ拮据勉勵以テ組合今日ノ榮盛ヲ致ス其功勞顯著ナ
リ仍テ組合總會ノ決議ニ基キ茲ニ金製印材一具ヲ贈リ其殊功ヲ表
彰ス

明治三十年四月廿三日

東京書籍出版營業者組合

- 小柳 津要 人殿
- 小林 義 則殿
- 牧野 善兵 衛殿 (各通)
- 宮川 保 全殿
- 和田 篤 太郎殿

受賞者總代小柳津要人君は左の答辭を朗讀す。

明治三十年四月廿三日我東京書籍出版營業者組合功勞章授與ノ典
ヲ舉行セラル要人等不肖ノ身ヲ以テ當組合委員ノ職ニ在ルコト茲
ニ十年僅ニ失墜無キヲ得タル所以ノモノハ是レ皆同僚諸君ノ裨補
ニ依ラサルハ無シ然ルニ今辱ク此ノ盛典ニ預リ功勞章ヲ授與セラ
ル、ノ榮譽ヲ得テ喜懼交々至リ謹テ詹言ヲ呈シテ當組合懇篤ノ誠
意ニ答ヘントス熟々惟ニ圖書出版ノ事タル誠ニ至難ノ業タリ加之
近年我カ國諸般ノ事業大ニ進ミ又新條約實施セラレンカ萬國版權
同盟條約加入ノ期モ亦目前ニ迫レルヲ以テ我カ組合營業者ハ愈々
以テ奮勵セサルヘカラス此時ニ方リ當組合ノ企畫スヘキコト益々
多ク要人等不肖ノ能ク任スル所ニアラス然リト雖モ當組合ノ委員
尙ホ適任ノ人多シ幸ニ誘掖ノ力ニ藉リ微力ヲ竭シテ當組合前途ノ
隆盛ヲ企圖セントス要人等感激ノ至リニ堪ヘス謹テ答フ

明治三十年四月廿三日

功勞章受領者總代 小柳津要人

萬國版權保護同盟條約に付建議

政府は萬國版權保護同盟條約に加入せんとす、此問題は我出版業の重大の關係あるを以て、本組合は當局をして遺憾なき條約を締結せしむるの方法を攻究し、東京商業會議所へ左の建議を提出した。

萬國版權保護同盟條約加入ノ義ニ付建議

我政府ハ明治二十七年八月廿七日附ヲ以テ日英通商航海條約ヲ公布セラレタリ其議定書第三ニ

日本政府ハ日本國ニ於ケル大不列顛國領事裁判權ノ廢止ニ先チ工業ノ所有權及ヒ版權ノ保護ニ關スル列國同盟條約ニ加入スヘキコトヲ約ス

トアリ又明治二十九年十一月二十日公布ノ日獨通商航海條約議定書第四ノ第三項及ヒ明治二十九年十二月廿八日公布ノ日白通商航海條約議定書第三ニモ亦日英條約議定書第三ト同一ノ事項ヲ記載セリ然レハ我政府ハ改正條約ノ實施以前ニ於テ必ス萬國版權保護同盟條約ニ加入セラルヘシ

依テ我政府ハ其萬國版權保護同盟條約ニ加入スルニ先チ同盟諸國ニ對シ國別ニ左記第一項ノ意味ヲ以テ特別條約ヲ締結シ而シテ又左記第二項ノ主旨ニ適合スヘキ內國法律ヲ制定セラレンコトヲ希

望ス

一、兩締盟國ノ一方ノ臣民若クハ人民ハ他ノ一方ノ臣民若クハ人民ノ萬國版權保護同盟條約ニ依リ權利ヲ享有セル文學的及美術的著作物ヲ自由ニ自國語ヲ以テ翻譯出版スルコトヲ得ヘシ

二、帝國臣民カ萬國版權保護同盟條約實施以前ニ於テ既ニ出版シ若クハ出版ニ着手シタル文學的及美術的著作物ノ翻譯及翻譯ハ萬國版權保護同盟條約ノ爲メニ妨ケラレサルヘシ

右本組合委員會ノ決議ニ依リ建議仕候間貴會議所ノ斡旋ヲ以テ此目的ヲ貫徹セシメラレンコトヲ奉悃請候也

明治三十年六月

東京書籍出版營業者組合頭取 小柳津要人

東京商業會議所會頭 澁澤榮一殿

萬國版權保護同盟條約加入ノ義ニ付建議理由書

抑モ法律ノ効力ハ其之ヲ制定スル主權ト其領域ヲ同フス他ノ主權ニ屬スル國土ノ下ニ於テ何カアラン這般萬古不易ノ法則ニ對シ敢テ變態異例ノ作出ヲ要スル所以ノモノ果シテ如何

ニ關シテモ亦同一ニシテ當ニ歐洲ニ於テ偽造若クハ翻譯セラル、ノミナラス同一ノ英語ヲ國語トセル米國ニ於テ盛ニ偽造セラレ英國ニ於ケル出版以來僅カニ數句ニシテ米國人ノ翻譯セル廉價ノ著作物ハ既ニ倫敦市場ニ原販ヲ蹂躪スルカ如キ不幸ヲ免レサルハ英國ノ著作者及ヒ出版人ハ米國人ノ不義不正ヲ痛論シテ版權保護ノ必要ヲ絶叫セリ又近世紀ノ後半以來漸ク宇內學術ノ淵藪ト稱揚セラル、ニ至リタル獨逸ノ如キモ亦同一ノ狀況ヲ呈スルニ至レリ是

若シ夫レ歐米諸國ノ如ク文字語源ヲ同フセル邦國ノ間ニ於テハ版權剽竊ノ行ハルコト至テ容易ニシテ從テ剽竊者ノ利益ノ大ナルト共ニ著作權ヲ害スルコト亦大ナリ然リト雖モ東洋即チ我邦ノ如ク文字語源ノ全然異ナル邦國ニ在テハ大ニ之ニ異ナルモノアリ佛人

ニシテ英語ニ通スルモノ英人ニシテ獨文ヲ講讀スルモノ、多カルヘキコト決シテ我國人ノ外國語ニ通スルモノ、比ニアラス況ンヤ英米間佛、白、和、瑞西間ノ如キ國語ヲ同フセル國民ハ僅カニ印刷ノ勞ヲ採ルヲ以テ原販ト同シキ書籍ヲ製作シ當ニ自國ニ於テ販賣スルノミナラス版權本國ニ輸出シテ互利ヲ博スルコト容易ナリト雖モ我國ノ如ク比較的外國語ニ通スルモノ妙キ國ニ於テハ之ヲ翻譯スルモ販賣ノ數多カラス又他國ニ輸出シテ版權ヲ害スルノ憂ハベルン條約ニ依テ消散セラレタリ然リト雖モ實害ノ如何ニ因テ權利ノ毀損ヲ寬假スルヲ許サス翻譯ハ版權剽竊ノ甚シキモノナルヲ以テ一般ニ之ヲ禁スルノ至當ナルヲ認ムト雖モ我國ニ於ケル翻譯ニ至テハ之ヲ禁スルノ必要アルヲ見ス要之ベルン條約ノ精神ニ

ニ至ル迄翻譯剽竊ノ自由ヲ有セシモノ此理ニ外ナラス之ヲ法理ニ鑑ミ便宜ニ諧ハン乎固ヨリ如斯ナラサルヘカラスト雖モ學術本性ノ尤モ宇宙的ナルト秀著ヲ獎勵シテ文運ノ進歩ヲ圖ルノ要トヲ攷フレハ尙版權ノ保護ヲ治博ナラシムルノ必要且ツ至當ナルヲ信スル者アリ所謂ベルン條約ナルモノハ此趣旨ニ因リテ作出セラレタル變態異例ナルヲ以テ之ヲ至當ノ領域ニ嚴制セサルヘカラス一步其領域ヲ濫リニセハ其害過カニ倍加スルモノアリ是即チ立法者カ例外法ヲ作ルニ當リテ特ニ嚴密ノ注意ヲ用ヒ學者カ例外法ヲ解釋スルニ臨ンテ至重ノ謹慎ヲ加フル所以ナリ我國當路者曩ニベルン條約加盟(即チ變態異例ノ作出)ヲ約スルニ當リ果シテ此意ヲ體セシヤ否ヤ

是ヲベルン條約ノ由來ニ考フレハ尠ナクモ我國ニ於テ翻譯ヲ禁スルノ要ナキヲ知ル夫レ勞力ハ財產ノ第一原因ニシテ著作者カ智能ノ果實タル著作物ノ上ニ有スル權利ハ最モ高尚神聖ナル財產ニシテ且ツ其財產ハ尤モ世界的宇宙的ノ性質ヲ有スルモノタリ故ニ著作者ノ權利ノ保護ヲ完フセント欲セハ所謂國際法典ノ力ヲ假ラサルヘカラス實ニベルン條約ノ生出前ニ在テ如何ニ著作者ノ權利ヲ蹂躪(世界的觀念ヲ以テスレハ)センカヲ思ハ、版權ヲ促スノ自然ナルヲ知ル蓋シ佛英兩國ハ近世文明ノ率先者トシテ其國著作物ノ外國ニ翻譯セラル、危險多キノミナラス白耳義、和蘭、瑞西等佛國比隣ノ國民ハ佛語ヲ使用スルカ故ニ佛國著作物ヲ偽造シテ自カラ之ヲ使用スルノミナラス廉價ノ翻譯書ヲ更ニ佛國ニ輸出シテ佛國著作者及出版人ノ權利ヲ侵害スルモノ多ケレハナリ英國著作物

背馳シ秀著ノ獎勵ヲ圖ルニ足ラス徒ラニ外國書肆ニ無名ノ利益ヲ與ヘテ我國出版社會ニ塗炭ノ慘苦ヲ蒙ラシメ必要ナキ變態異例ヲ作出シテ我國否東洋ノ文明ヲ杜絶セントスルモノナリ歐米ニ於テハ各其語様ヲ異ニスト雖モ固文字ト語源トヲ同フスルヲ以テ英文佛譯佛文獨譯至テ容易且ツ其意ヲ移スコト尤モ正確緻密ナリ故ニ講讀者ニ於テ益スル所殆ト原書籍ト異ナラス反之我國語ヲ以テ外國書籍ヲ翻譯スルコト至テ難澁ニシテ殆ト著作ト其勞ヲ均クス且ツ其意ヲ移スコト完全ナラス故ニ講讀者ヲ益スル所原書ヲ講讀スルト同日ノ比ニアラス焉ソ外國ニ於ケル翻譯ト同一視スルヲ得ンヤ又翻譯書籍ヲ俟ツ所以ノモノハ原書講究ノ力ヲ有セサルモノナルヲ以テ翻譯書ノ出版ハ原書ノ販賣ヲ減スルモノナリト云フヘカラス因是觀之我國ニ於ケル外國書籍翻譯ノ業タルヤ原版權者ノ財產權ヲ侵害スルモノニアラスベルン條約ノ目的トスル所愛フル所者ノ利益ヲ侵害シ僞作者ハ一舉一投ノ勞ヲ以テ暴利ヲ博スルノ性質ヲ有スル所業ヲ禁絶スルニアリ其名ハ一ナリト雖モ語源文字ヲ異ニセル我國ノ翻譯ノ如キハ固ベルン條約ノ精神ニ於テ除外セラレタルモノナリト云フヘキヲ信ス

是ヲ我國ノ既往ニ顧ミテ將來ヲ慮レハ實ニ東洋ノ文明ニ大打撃ヲ與フルモノナルコトヲ知ル回顧スレハ維新大命以降茲ニ三十四年ノ間帝國人文ノ發達上其進歩ノ長足ナルコト各國舉テ驚嘆スル所ナリ而カモ其原動力ハ實ニ外國知識ノ輸入ニ外ナラス詳言スレハ政治、法律、工藝、科學總テノ事物ノ上ニ泰西日新ノ知識ヲ一

般的ニ開發シタルモノ主トシテ譯書ノ力ニ在リ封建鎖國半開ノ民人ヲ啓發誘掖シテ一躍立憲政下ニ文明列國ト馳並ヲ試ムルニ至リタルモノ洵ニ翻譯書ノ力與テ多キニ居ルコトハ何人ト雖モ蓋シ疑ハサルヘシ既往已ニ然リ將來又否ラスンハアラス若シ夫シ異日國民ノ多數カ自由ニ外國書籍ヲ繙讀スルカ又ハ外國書籍ト其價值ヲ同フセル著作叢然簇出シ敢テ外國書籍ニ知識ヲ覓ムルノ要ナキニ至テハ焉ソ翻譯ノ自由ヲ叫フヲ要センヤ苟モ未タ其域ニ達セサルモノアリトセハ必ス之ヲ翻譯ニ望マサルヘカラス然ルニ一朝其翻譯ノ自由ヲ禁絶セラレン乎今日我國文運ノ發達進歩ヲ害スルコト蓋シ尠少ニアラサルナリ而カモ世人ノ之ヲ視ルコト對岸ノ火ヲ視ルヨリモ尙冷カナルモノ詮之未タ其弊竇ヲ悟ラサルニ因ル嘗テ言論ノ自由ヲ唱ヘ囂々呶々新聞紙條例ノ改正ヲ絶叫セル人士今何クニカアル余輩惟ラク翻譯自由ノ拘束ハ言論自由ノ拘束ヨリモ尙甚シキモノアリ原書講究ノ便ヲ有スル或少部分ニ於テハ敢テ痛痒ヲ感セサルヘシト雖モ一般多數ノ知識ヲ開發スル所以ノモノ一ニ翻譯書ノ力ニ仰カサルヘカラス或ハ曰ク版權ハ元來發行者ノ財產ナリ承諾ナクシテ之ヲ翻譯スルハ不當ナリ爾來之ヲ禁セラル、ヲ以テ損失ト云フヘカラス始メテ正義ニ復シタルモノナリト然レトモ這般樞要ノ問題ヲ一ニ純理ヲ以テ斷スルハ機宜ニ適シタモノト云フヘカラス宜シク將來ノ結果ヲ考察シ事物ノ大本ヲ誤ラサルヲ要ス現ニ魯土ノ如キ大國ト雖モ尙今日ニ於テ加盟セサルヲ以テ見ルモ知ルヘキナリ或ハ曰ク

(一)我國文運大ニ發達シ數多ノ良著汗牛充棟ノ趣アリ一般知識ノ

開發ハ邦人ノ著作ヲ以テ足ルト是洵ニ皮想ノ見タリ余輩ハ此般ノ實情ヲ叙スルニ忍ヒサルモノアリ此ニ一學者ノ言ヲ借リテ之ニ代ヘン曰ク「我國現今ノ如キ西人ノ著作ヲ翻譯又ハ抄譯シテ且ツ自著ノ名目ヲ附スルコトヲ憚カラサル社會ニ在リテハ本條ノ適用ニ依リ僞版ノ制裁ヲ免カレサルヘシ」ト

(二)翻譯ハ翻刻ニ比スレハ版權者ノ利益ヲ害スルコト淺小ナリ是ヲ以テベルン條約ニ於テモ出版後十年ヲ經過スレハ公有トナリ各國翻譯ノ自由ヲ有スト雖モ日進月歩ヲ競フ方今ノ文壇ニ以テ十年ノ後ニ於ケル公有ノ時期ヲ俟ツ如キハ斷シテ許サ、ル所ナリ

(三)翻譯ハ許ス所ニアラサルモ某氏ノ説トシテ援用シ以テ新學理ノ紹介ヲ爲スハベルン條約ノ桎梏ヲ免カル、コトヲ得ルニアラスヤト然リ拔萃類集ハベルン條約ノ認容スル所ナルモ如斯層々區々ノ策ヲ以テ文運ノ發達ヲ希フコト蓋シ難カルヘシ

(四)版權料ヲ提供シ版權所有者ノ許諾ヲ求メテ翻刻翻譯スルコトヲ得ヘシト雖モ版權ナルモノハ多クハ著述者ニ存セス發行書肆ノ有スルヲ常トス而シテ只利是專ラナル商估ノ要求スル所ノ版權料決シテ廉額ナルヲ期スヘカラス若シ否ラストスルモ彼我生活ノ程度ヲ異ニスルヲ以テ我國ノ需用ニ於テ堪ヘ難キヲ信ス翻譯書ノ至廉ナルニ非スンハ到底我國民ノ便宜ヲ滿ス克ハサルナリ或ハ帝國著譯所ナルモノヲ設ケ外國ニ支拂フヘキ版權料ハ之ヲ國庫ノ負擔トセハ可ナラント然レトモ是又一ノ姑息策ニ過キス文運ノ發達ハ至微至妙ノ間ニ存ス如斯機械的拘束ヲ許サス

ハ追フヘカラス當此間ニ處シ間接ニ之ヲ救フノ政策ヲ講究スルノ一途アルノミ則チ予輩ノ所見ヲ別紙建議案ニ掲ケ以下將ニ其趣旨ヲ略説セン

第一款

英獨諸國ニ協商シ彼我互ニ翻譯ノ自由權ヲ交易シ各自任意ニ自國語ヲ以テ翻譯出版スルコトヲ得セシメント云フニ在リ素ヨリ我國ニ於テ翻譯スルモノハ多ク外國ニ於テ我國ノ圖書ヲ翻譯スルコトハ稀有ナルヘシト雖モ全然文字語源ヲ異ニスル我國語ヲ以テ翻譯スルコトハ毫モ原版權者ノ利益ヲ害スルノ憂ナキコト前論スル所ノ如シ之ヲ國策ニ考フルモ外國政府ハ自國ノ圖書ヲ日本ニ於テ譯出シ廣ク日本臣民ノ腦裡ヲ涵養スルコトタルヤ大ニ自國ノ同情ヲ求ムルニ於テ益スル所アルヲ以テ外交上ノ手腕如何ニ因テ敢テ難キニアラサルヲ信ス這般ノコトタルヤ決シテ空想ニアラス我國民ニシテ英國ニ留學スルモノハ自カラ英國ニ同情ヲ表シ獨逸ニ留學スルモノ佛國ニ米國ニ各其涵養セララル、所ニ從テ同情ヲ表スルノ傾アルヲ以テ見ルヘキナリ

ベルン條約第十五條ニ曰ク「云々各國相互間ニ特別條約ヲ締結スルノ權ヲ保有スルモノトス」ト

第二款

本款ニ云フ所ノモノハベルン條約第十四條ニ基キ協定シタル議定書第四ニ命スル所ノモノトス此二條ヲ掲クレハ自カラ其必要ヲ知ルヲ得ヘキヲ以テ左ニ之ヲ掲出セン

萬國版權保護同盟條約第十四條 本條約ハ共同一致ヲ以テ別ニ

定ムヘキ制限及ヒ條件ノ外ハ本條約實施ノ當時其本國ニ於テ未
タ公有ニ屬セサル一切ノ著作物ニ適用ス

第一本條ノ意義 本條ハ同盟條約ノ保護ハ既往ニ汙リテ效力ヲ及
スヘキコトヲ原則トスルモノニシテ即チ此同盟條約ノ實施以前
ニ發行シタル著作物ニテモ其本國ニ於テ未タ公有（翻刻ニ付テ
終身及ヒ死後ハ十ヶ年若クハ五年等各内國法律ノ定ムル期間ヲ）
經過シタルモノノ翻譯ニ付テハ發行後十ヶ年ヲ經過シタルモノ
ニ屬セサルモノハ皆本條約ノ保護ヲ享有スヘキコトヲ規定ス即
チ從來保護セサリシ他國ノ著作物ヲ恰カモ條約實施後ニ始メテ
發行シタル著作物ノ如ク保護スル點ニ於テ所謂汙及效ヲ有スル
モノト云フヘシ抑モ版權保護ノ裏面ハ偽作禁制ノ規定ナルカ故
ニ今條約實施以前ニ發行シタル著作物ニテモ其版權ヲ保護スト
云ヘハ條約實施以前ノ自由ノ翻刻ヲモ既往ニ汙リテ不法ノ偽版
トナルヤ否ヤ又從來ノ偽版者ハ條約實施以後ニ於テモ尙之ヲ偽
作スルノ既得權ヲ有スルヤ否ヤノ疑問ヲ發生スヘシ本條ハ此等
ノ疑問ニ關スル規定ハ後段ニ説明スル如ク同盟各國ノ共同一致
ヲ以テ別ニ之ヲ約定スルコト、シ如斯例外ノ規定ヲ除キ一般ニ
條約實施以前ニ發行セル著作物ノ版權ヲモ保護スヘキ原則ヲ揭
ケタルモノナリ

第二別約ノ制限及條件 本條ニ規定シタル汙及效ノ例外トシテ同
盟各國ノ共同一致ヲ以テ定メタル制限ハ本條約議定書第四ニ之
ヲ掲ク其文ニ曰ク
本條約第十四條ニ豫期セル共同一致ハ左ノ如シ

實施ノ當時現存スル翻刻ノ器具機械等ハ實施後尙四ヶ年間之ヲ
使用スルヲ得ルコトヲ規定セルカ如シ同盟條約議定書第四ノ第
一項ハ各國間ニ現存シ又ハ將來締結スヘキ如此特別條約ノ規定
ニ從フテ同盟條約第十四條ニ規定セル汙及效ノ原則ヲ適用スヘ
キコトヲ約定シタルモノトス又第二項ハ同盟諸國間ニ若シ如斯
條約存在セサルトキハ各國ノ内國法律ヲ以テ第十四條ヲ適用ス
ル方法程度ヲ自由ニ規定スヘキコトヲ約定シタルモノトス故ニ
同盟條約第十四條ハ只條約實施前ニ版權ヲ享有シタル著作物ヲ
モ保護スヘシトノ原則ヲ定メタルモノニシテ其適用上ノ方法及
ヒ條件ニ至リテハ一ニ各國間ノ特別條約又ハ各國ノ内國法律ノ
規定ニ放任シタルモノト云フヘシ從テ此原則ヲ適用スル實際
ノ制限ハ各國各自ノ國情如何ニ因リテ定マルモノニシテ同盟諸
國ハ必スシモ其制限ノ程度均シクセサル所以ヲ知ルニ足ルヘ
シ而シテ我國ト歐米諸國トノ間ニハ版權保護ニ關スル特別條約
未タ存在セサルカ故ニ我國カ將來此同盟條約ニ加入スルニ當リ
テハ我國現時ノ國情ニ基キ加入以前ニ成就シ又ハ着手シタル翻
刻者翻譯者又ハ出版人印刷人等ノ利益ヲ保護スルニ充分ナル法
律ヲ制定シテ同盟條約第十四條ノ適用ヲ制限セサルヘカラス是
本款ノ必要ナル所以ナリ

明治三十一年

第二回書籍總目錄

明治三十一年・三十二年

本條約實施ノ當時未タ公有ニ屬セサル著作物ニ關スル本條約
ノ適用ハ此事項ニ關シ各國相互間ニ現ニ存在シ若クハ將來締
結スヘキ特別條約ニ掲ケタル條款ニ從ツテ發生ス

抑モ版權保護ノ同盟條約ヲ締結スルニ際シ條約實施以前ノ版權
ヲモ保護スルハ固ヨリ正當ニシテ嚴正ニ論スルトキハ偽作者ハ
從來ノ翻刻自由ヲ口實トシテ之ヲ偽作スルノ既得權ヲ享有スヘ
キ理由ナリ且ツ立法者ハ從來認許シタル自由行為ヲ不法行為ト
シテ取扱フコトヲ規定シ得ヘキコト固ヨリ論ヲ俟タスト雖モ是
只一片ノ理論タルニ過キスシテ若シ此理論ヲ極端ニ適用スルト
キハ實際上非常ニ不公平ナル結果ヲ來シ從來立法者ノ認許セル
翻刻ノ自由ニヨリテ外國ノ著作物ヲ翻刻シ又ハ翻刻シテ未タ發
賣セサルモノ若クハ翻刻翻譯ノ準備ニ着手シタルモノヲシテ非
常ノ損害ヲ蒙ラシムルカ如キ結果ヲ免レサルヘシ故ニ歐洲諸國
相互ノ間ニ締結セル版權保護ノ條約ハ此理由ニ基キ汙及效ヲ制
限スル規定ヲ設ケサルハナシ例ヘハ千八百八十三年四月十九日
獨逸及佛蘭西間ニ締結シタル版權保護條約議定書第一ニ於テ
（一）若シ其條約實施後ナリセハ偽版ヲ以テ罰セラルヘキ翻刻又
ハ翻譯ニテモ實施以前ニ製造印刷シタル者ハ實施後ニ於テモ自
由ニ之ヲ販賣スルヲ得ヘキコト（二）實施以前ニ着手セル翻刻又
ハ翻譯ハ實施以後ニ於テ之ヲ完結スルヲ得ルコト及ヒ（三）條約

第二回書籍總目錄を發行することに決し、明治三十年より
着手し、三十一年五月を以て發行し、組合員には實費を以て
配附し、残本は全部博文館に譲渡した。

鐵道運賃引下請願

書籍の普及は教育、工藝、學藝等の進歩に大なる關係ある
を以て運賃の特別引下げを主務所に請願した。

佐久間貞一君死亡に付弔慰

明治三十一年十一月八日、佐久間貞一君死亡せられた。同
氏は直接或は間接に本組合に援助せられたので特に弔詞を贈
つた。

明治三十一年

萬國版權保護同盟に付請願

前年より繼續したる萬國版權同盟條約に付一月七日内務大
臣へ左の如く請願した。

萬國版權保護同盟ノ件ニ付御願

東京書籍出版業者組合頭取 小柳津要人
本年七月ヨリ我政府カ加入セラルヘキ萬國版權保護同盟ノ事ニ付
テハ自分等出版業者ニ至大ノ關係有之候ヲ以テ自分等ハ豫メ之
ニ應スヘキ準備ヲ畫策シ且ツ其實施ノ上ニ於ケル心得等講究シ置

キ度存候處該件タル國際上ニ相關シ候儀ニ付甚々困難罷在候依テ
自分等心得置クヘキ要點及疑義ノ廉等御伺ノ爲メ追テ總代ヲ御省
ヘ出頭爲致申度候間何卒格別ノ御詮議ヲ以テ右御開示被成下度此
段相願候也
明治三十二年一月七日
右
小柳津 要人

内務大臣侯爵西郷從道殿

然るに同月十二日内務省より十三日委員に出頭すべき旨口
達があつたので特別委員數名出頭し書記官水野練太郎氏に面
會を得て疑義ある處は之を質し我々同業者に於て希望する處
も充分に之を陳述した。

印刷料紙輸入税免除請願

明治三十二年二月、印刷料紙輸入税免除を衆議院に請願す
ることに決し、二十二日、田口卯吉氏の紹介を以て衆議院に
提出した。

印刷料紙輸入税全廢ノ請願

新定海關稅則中從來原價ノ五分ナリシ印刷料紙ノ輸入税ヲ改メテ
原價ノ一割ト爲シ且ツ前ニハ製造地ノ原價ヲ標準トシタルヲ改メ
今後ハ運賃保險料ヲ合算シタルヲ販賣地ノ原價ヲ標準トスルコト、
ナリ候爲メニ印刷料紙ノ輸入税ハ舊來ノ二倍以上ト相成リ明治二
十八年十一月公布ノ日英追加條約ニヨリ其原價一割ノ從價税ハ更

ニ每百斤一圓十六錢三厘ニ換算スルコト、定メラレ候ヘ共本來舊
稅率ヲ二倍以上ニ引上ケタル從價稅ヲ從量稅ニ換算シタルニ過キ
スシテ此ノ増稅ノ爲メニ最モ影響ヲ蒙リ候モノハ此等ノ輸入紙ヲ
原料トスル自分等書籍出版業者ニ有之候然レトモ單ニ自分等一己
ノ利害ノミニ止リ候ヘハ已ヲ得ス候ヘ共此ノ課稅ノ爲メニ書籍原
料ノ價ヲ騰貴スル結果ハ當然書籍ノ價ヲ騰貴スル外ナク延テ國民
知識ノ進歩ヲ妨ケ國家文明ノ發達ヲ害シ其弊害ノ及ホス所容易ナ
ラス候是レ今般自分等カ印刷料紙輸入税ハ全然廢止セラレンコト
ヲ請願仕候理由ノ第一ニ候本來中等教育ノ教科用書ハ何レモ最良
ノ輸入紙ヲ用ヒ候爲メニ輸入税ノ增加ハ當然教科書ノ價ヲ騰貴ス
ルノミナラス今後小學校教科用書ハ昨年十月文部省告示第六十一
號ニヨリ白色ニシテ光澤ナク其質強靱ナルモノヲ用フルコト、相
成リ候處此等教科圖書用ニ供スヘキ良紙ハ到底未タ内地ニハ製造
スルヲ得ス候ニ付已ヲ得ス總ヘテ輸入紙ヲ用ヒ候爲メニ今回增加
セラレタル輸入税ヲ負擔スルトキハ延テ全國三百八十七萬七千七
百餘人(明治二十九年末調)ノ小學兒童ノ頭上ニ直ニ書籍代價騰貴
ノ大影響ヲ感セサルヲ得ス候此ノ如クナレハ印刷料紙ノ輸入税ハ
間接ニ全國ノ小學校教育費ニ課稅スルト同一結果トナリ國民教育
ノ普及ヲ妨害スルコト甚タシク相成申候是レ本請願ノ已ヲ得サル
理由ノ第二ニ候
抑モ印刷料紙ニモ輸入税ヲ賦課セラレ候ハ國庫ノ收入ヲ得ルコト
主眼ノ目的ニ可有之候ヘ共若シ其ノ課稅タケ他ノ書籍新聞雜誌等
印刷物價ノ上ニ嫁セシメ候ヘハ前述ノ如ク國民知識ノ進歩ヲ妨ケ

明治三十三年

雇人獎勵規程

一月の定式總會に提出したる雇人獎勵規程案は可決し三十
三年一月より實施することになった。

雇人獎勵規程案

- 第一條 此規定ニ雇人ト稱スルハ本組合員ノ雇用シタル書籍店ノ從業者ヲ云フ
- 第二條 本組合ハ雇人滿十年以上勤績シ品行方正ニシテ勉勵顯著ナル者ニ賞品ヲ贈與シテ其精勤ノ功ヲ表彰スルモノトス
- 第三條 前條ノ賞品ハ左ノ三種トス

品名	概價	受賞勤續年限
一等賞牌	金三十五圓	二十年以上
二等賞前	金二十五圓	十五年以上
三等賞前	金十五圓	十年以上

第四條 賞品ヲ贈與スルトキハ左ノ褒賞狀ヲ添付ス

國家教育ノ目的ト矛盾致シ可申若シ又其ノ輸入税ノ負擔ヲ厭ヒ小
學校教科書ノ如キハ舊來ノ如ク日本紙ヲ用ヒ新聞雜誌等ノ用紙モ
内國製紙ニ甘シ候ハ、國庫ノ收入ハ毫モ増ス所ナク唯々壟斷ノ
利ヲ内國製紙業者ノミニ占得セシムル結果ト相成リ可申候是レ本
請願ノ已ヲ得サル理由ノ第三ニ候
右ノ理由ニヨリ自分等同業組合員ハ印刷料紙ノ輸入税ヲ全然廢止
セラレンコトヲ請願仕候間何卒御採用被成下度此段連署ノ上奉懇
願候

東京書籍出版營業者組合頭取 小柳津要人

電話架設

本組合の事務多忙となりたるを以て、迅速を要するに電話
の必要を感じ明治三十二年九月之を架設した。

和田篤太郎君死亡に付表彰

明治三十二年二月、和田篤太郎君死亡せらる。同君は本組
合創立當時より組合の爲めに盡瘁せられたる功勞は多大であ
る、依て弔辭に生花一對を贈呈した。
翌三十三年一月の總會に於て大倉保五郎、林平次郎の兩君
より和田君へ香爐一具を追贈すべき建議があり、直ちに可決
し、同月二十日之を行ふた。

褒賞状

第 號	何誰殿雇人
組合事務所印	族 籍
	何 誰
	年 月 生
品行方正ニシテ業務ニ勉勵シ滿何年以上勤続ニ付何等賞品ヲ贈與シテ茲ニ其精勤ノ功ヲ表彰ス	
明治 年 月 日	東京書籍出版營業者組合
頭取 何 誰	印

第五條 賞品ヲ贈與シタルトキハ之ヲ組合員一般ニ報告スヘシ
 第六條 組合事務所ハ雇人獎勵名簿ヲ備ヘ受賞者ノ族籍氏名ヲ之ニ登記シ永ク保存スヘシ
 本條ノ名簿ハ閱覽ノ請求ニ應ス
 第七條 第二條ノ資格ヲ有スル者アルトキハ當人ノ履歷書ヲ添ヘ其雇主ヨリ組合事務所ニ届出ヘシ
 前項ノ届出アリタルトキハ之ヲ委員會ノ議ニ付シ其認否ヲ決ス
 第八條 此規定ニ據リ賞品ノ贈與ヲ受ル雇人ノ雇主ハ第三條ニ定メタル概價ノ三分ノ二ヲ本組合ニ寄附スルヲ要ス
 第九條 雇人勤続中兵役ニ服シ除隊ノ後復勤シタル者ハ其年數ヲ中斷セラル、コトナシ

明治三十四年

福澤諭吉氏死亡に付弔詞贈呈

第十條 受賞者ニ於テ不都合ノ所爲アルトキハ其賞品ヲ返戻セシメ獎勵名簿ヨリ除名シ之ヲ組合一般ニ報告スヘシ
 第十一條 賞品贈與式ハ毎年組合總會ニ於テ舉行ス
 第十二條 第七條第一項ノ届出期間ハ毎年十月一日ヨリ三十一日迄トス
 第十三條 此規定ハ明治三十三年一月ヨリ施行ス
 理 由 書
 世運ノ進歩スルニ隨ヒ我書籍商業モ將來益隆盛ニ赴クハ理ノ觀易キ所ニシテ其隆盛ト共ニ善良忠實ノ雇人ヲ要スルノ切ナル決シテ從來ノ比ニ非サルナリ然レハ則チ我々組合員ハ同心協力シテ忠實ノ雇人ヲ養成スルニ最メ之ヲ扶掖獎勵セシメテ可ナランヤ
 夫レ罰ハ不善ヲ懲シ賞ハ忠良ヲ勸ムルノ道ナリ故ニ賞ト罰ト相待チテ始メテ所期ノ目的ヲ完フルヲ得ヘシ然ルニ我組合規約ニハ「不都合アリテ解雇セラレタル雇人ハ組合員之ヲ雇入ル、ヲ得ス」トアリテ不良ノ雇人ヲ懲戒スルノ罰則ヲ設ケ而シテ未タ善良ノ雇人ヲ褒賞スヘキ設備ナキハ缺點タルヲ免レス今ニ於テ此雇人獎勵ノ方法ヲ設クルハ商運ノ發達ニ伴フ自然ノ結果ニシテ亦以テ時宜ニ應スル目下緊切ノ措置ナリト思考ス

明治三十四年二月三日、福澤諭吉氏死亡せらる、依て二月五日委員會の決議を以て本組合より弔詞を贈つた。

山田水野兩氏招待

山田三郎、水野練太郎の兩氏は萬國著作權保護同盟條約並に著作權法實施に至る迄の間、本組合に有益なる指導を與へられたるに付、明治三十四年十一月八日上野精養軒に兩氏を招待した。

清國版權問題

清國に於ける我國出版圖書の版權保護に關し取調べの結果明治三十四年十一月左の請願書を内務省、外務省に提出した。

清國ニ對スル版權保護ノ儀ニ付請願

方今東亞ノ形勢ヲ案スルニ清國ハ比年ノ禍亂ニ困憊スルノ餘宇内ノ大勢ニ鑑ミテ舊政體ノ大弊有ルヲ覺知シ今ヤ君民一致猛然トシテ革新ノ途ニ就キ先ツ人材ノ養成ヲ以テ其第一着手ト爲シ内ハ盛ンニ文武學堂ヲ設立シ外ハ多ク留學生ヲ他邦ニ派シ實用經世ノ學術ヲ講習スルニ急ナリ思フニ此際清國カ其學術ノ模範ヲ同文同人種ノ我カ國ニ仰カントスルハ最大ノ便宜アルヲ以テ蓋シ必至ノ勢ナリト確信致シ候果シテ然ラハ爾今清國ハ凡百ノ制度文物ヲ我國ニ則トルヘク從ツテ文明的學術圖書ノ我カ國ヨリ輸出セララルヘキハ當ニ期待スヘキ事實ニシテ通商貿易ノ上ヨリ之ヲ觀レハ彼ノ四

明治三十四年

億萬民衆ノ幾部ヲ以テ我カ出版圖書ノ大顧客トナスノ時機到來トモ申スヘク其ノ關係スル所實ニ至廣至大ナル事ト思考致シ候然ルニ清國ハ未タ萬國版權保護同盟會ニ加入セス從ツテ版權制度國內ニ布カレサル故ニ外邦ノ圖書ヲ翻刻翻譯スルノ自由ヲ有シ居リ之ニ加フルニ印刷彫刻ノ業夙ニ發達シ製本原料及ヒ工賃等モ大イニ低廉ナレハ我カ出版圖書之ヲ得ルニ從ツテ翻刻或ハ翻譯シ以テ國人ノ需要ニ充ツルコト必然ナリ是レ清國ニ取ツテハ其利益勝ケテ言フヘカラスト雖モ退イテ考フレハ我カ國カ過去四十年間莫大ノ資本ト努力トヲ費シ以テ漸ク一日ノ長ヲ致シタル今日ノ文明ヲ全然無報酬ニシテ之ヲ清國ニ贈與スルハ區々タル吾カ出版業者ノ得失ハ措イテ之ヲ問ハサルモ國家ノ大不經濟トシテ忽諸ニ附スヘカラス之ニ加フルニ萬國版權保護法ニ因テ得タル我カ國著作權ノ權利ハ清國人ノ爲メニ全ク蹂躪セララル、ニ至ルヘシト甚々痛恨ニ堪ヘス候右ニ付政府ハ此際特別ノ御詮議ヲ以テ清國ニ對シ我カ國著作權ノ版權ヲ有效ナラシムル御措置アランコト希望ニ堪ヘス謹ンテ茲ニ請願仕候也

明治三十四年三月二十二日

東京書籍出版營業者組合頭取 小柳津要人

外務大臣

小村壽太郎殿

(各通)

内務大臣男爵

内海忠勝殿

大橋新太郎君に感謝狀

大橋新太郎君は亡父大橋佐平氏の遺志に依り本組合基本金

中に金壹千圓を寄贈せられた。依て十一月八日の委員会に於て左の如く謝意を表することに決した。

謝 状

故巖君ノ遺旨ニ依リ其葬費ヲ節約シ以テ金壹千圓ヲ本組合基本金財産ノ中ニ寄贈セラル本組合ハ之ヲ記録ニ特書シテ永ク芳志ヲ傳ヘ而シテ該金員ハ別ニ増殖ノ途ヲ講シ將來我カ書籍出版業ノ進歩發展ニ資センコトヲ期スベシ茲ニ恭シク謝意ヲ表ス

明治三十四年十一月

東京書籍出版業者組合頭取 小柳津要人

明治三十五年

定式總會及臨時總會

明治三十五年一月十日、神田錦輝館に於て定式總會を開き、諸般の報告を了し、將に臨時總會に移らんとする時、大羅市會其の他につき議論續出し、容易に議事の進行を見ることが出来なかつた。時に大橋新太郎君は左の緊急動議を提出された。

委員二名を選定し萬端の事を一切交渉裁決せしむる事、右委員は議長指名とす。

右の動議は大多數を以て可決した。議長小柳津要人君は左の二君を右委員に指名した。

江草 斧太郎	株式會社 集英堂
大柴 四郎	合資會社 富山房
鈴木 敬親	大日本圖書株式會社
川合 晋	大橋省吾
杉本 七十九	神原友吉
杉山 辰之助	森江佐七

右滿場異議なく之を承認した。

役員選舉

明治三十五年一月十二日の役員會に於て組長以下の役員は評議員の互選を以て左の如く定めた。

組長	小柳津要人
常任委員	株式會社 普及會
同	江草斧太郎
同	大柴四郎
同	合資會社 富山房
同	大倉保五郎
同	江草斧太郎
同	大倉保五郎
同	大倉保五郎
同	大倉保五郎

名稱變更

本組合は明治二十年創立以來東京書籍出版業者組合と稱

明治三十五年

大橋新太郎 原亮一郎
右委員は別室に於て熟議し、左の如く裁決し之を議場に報告した。

- 一、東京圖書大羅市會ヲ本組合ノ事業トナスヘシ
 - 一、評議員ノ外ニ組合員中ヨリ五人ヲ選ミ大羅市會ノ事務ニ参加セシムヘシ
 - 一、大羅市會ノ決算ハ組合員一般ニ報告スヘシ
 - 一、豫算案ニアル組合月費ハ金十五錢トスヘシ
 - 一、議員ヲ増加シテ三十名トスヘシ
 - 一、組長ヲ一名トナシ副組長ヲ當分置カサルヘシ
- 右ノ結果ニ依リ組合規約ノ修正ヲ要スルコト、ナリ其改正ニ就テハ新任評議員ニ一任スベシ。

一、評議員ニハ左ノ諸氏ヲ選定ス

林 平次郎	大倉保五郎
丸善株式會社	水野慶次郎
森山章之丞	吉川半七
龜井 忠一	石川正作
三 樹 一平	青山清吉
山口徳次郎	小立鉦四郎
高岡安太郎	辻岡文助
坂上 半七	中島石松
大川 錠吉	株式會社 普及會

したが、明治三十五年より東京書籍商組合と改稱した。

職名改稱

本組合の役員は創立以來、頭取、副頭取、委員、協議員と稱へたが。明治三十五年以後、組長、副組長、評議員と改稱し、協議員を廢した。

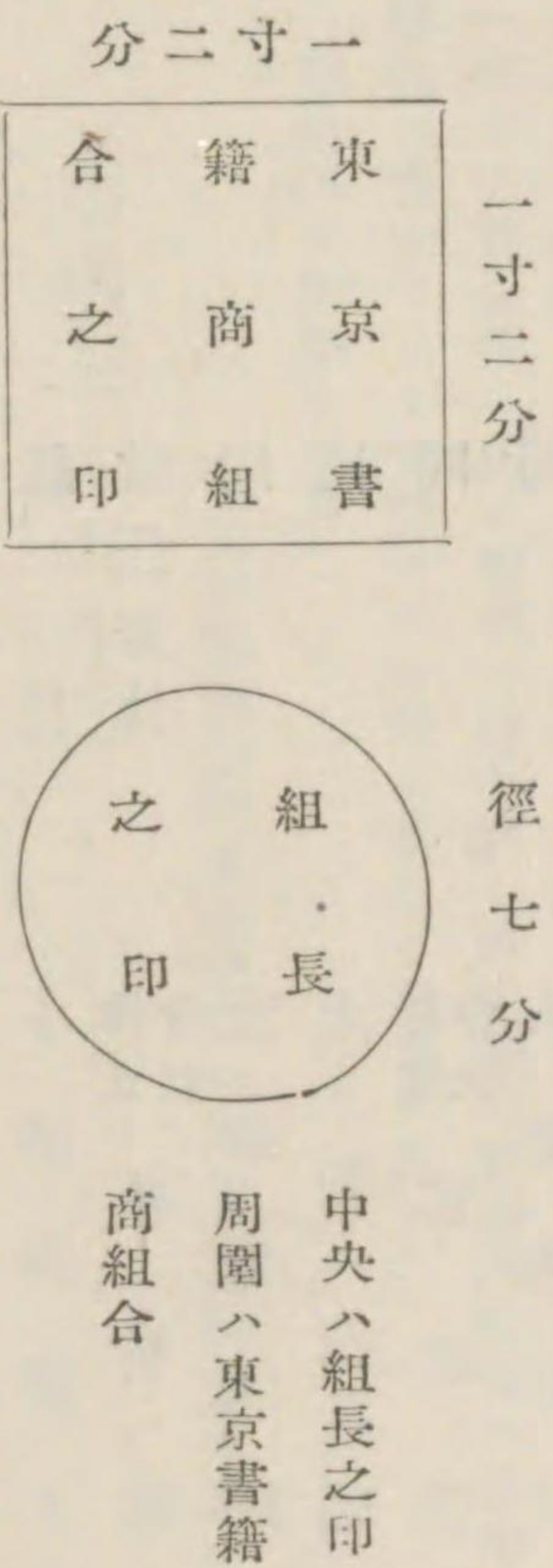
修正規約

一月十日の總會に於て評議員に一任せられたる規約修正の件は、攻究審議し、左の如く役員會に於て可決し、之を組合員一般に通知した。

東京書籍商組合規約

- 第一章 總 則
- 第一條 本組合ハ東京市内ニ於テ書籍出版ヲ營業トスル者ヲ以テ組織ス
- 第二條 本組合ハ東京書籍商組合ト稱シ事務所ヲ日本橋區本材木町二丁目十六番地ニ置ク
- 第三條 本組合ハ組合員協同一致シテ斯業ノ發達ヲ圖リ併セテ營業上ノ弊害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本組合ノ目的ヲ達センカ爲メ左ノ事項ヲ執行ス
- 一 圖書出版ノ一般ニ關スル利害得失ヲ調査研究シ其改良ヲ圖ルコト

- 二 組合ノ機關雜誌及ヒ出版書目ヲ發行スルコト
- 三 組合員出版圖書ノ競賣會ヲ舉行スルコト
- 四 圖書出版ニ關スル諸法令ノ制定及ヒ改廢ニ關シ意見ヲ官廳若クハ議會ニ開申スルコト
- 第五條 本組合ノ印章左ノ如シ



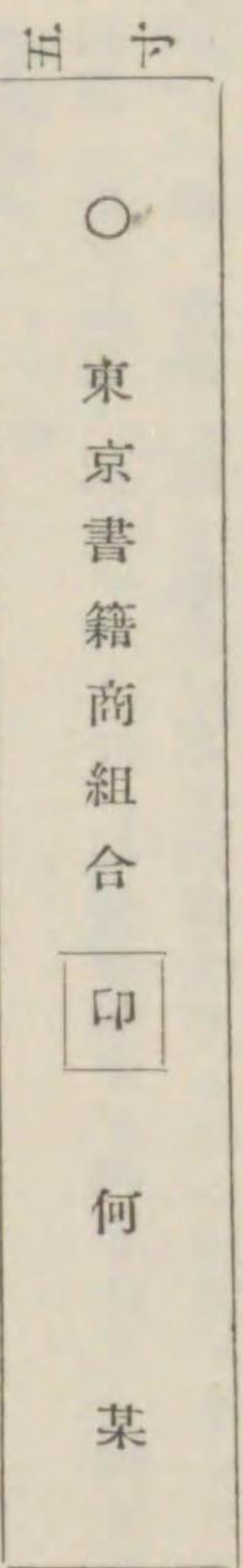
第二章 組合員

- 第六條 新ニ本組合ニ加入セントスル者ハ其營業所、商號及ヒ氏名、年齢ヲ記シタル書面ニ組合員中二人ノ紹介者連署ノ上加入金拾圓ヲ添ヘ組合事務所ニ申込ムヘシ
- 前項ノ申込アリタルトキハ組長ハ役員會ニ諮詢シ其許否ヲ決スヘシ
- 申込人其加入ヲ許諾セラレタルトキハ組合名簿ニ署名捺印スヘシ
- 第七條 組合員廢業又ハ營業所ノ移轉若クハ氏名商號ヲ變更シタルトキハ七日以内ニ組合事務所ニ届出ツヘシ
- 第八條 組合員ハ組合ノ經費負擔ノ義務ヲ負フ
- 第九條 組合員相互ノ商取引ハ特ニ圓滑ヲ期シ必ス支拂ヲ延滞スヘシ

カラス

- 第十條 組合員ニ對シ商取引ノ支拂ヲ延滞シタル者アルトキハ被害者ヨリ其處分ヲ組合事務所ニ請求スルコトヲ得
- 第十一條 前條ノ請求アリタル場合ニ於テ被請求者組合員ナルトキハ此規約ニ依リテ處分シ組合員外ナルトキハ別ニ定メタル細則ニ依リテ處分ス
- 前項ノ場合ニ於テ取引停止ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シ組合員ハ解除ノ通知ヲ得ルニ非サレハ商取引ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十二條 組合員ハ著作者又ハ藏版者ヨリ其圖書ノ發行若クハ販賣ヲ組合員ノ一人又ハ數人ニ特約アル場合ニ於テハ其契約解除ノ後ニ非サレハ發行若クハ販賣ノ依託ヲ受クルコトヲ得ス但前約者ト合意協同スルハ此限ニ在ラス
- 第十三條 組合員ノ雇人中不正ノ行爲ニ因リ解雇シタルトキハ雇主ハ其者ノ氏名年齢及ヒ事由ヲ速ニ組合事務所ニ届出テ組合一般ニ通知スルコトヲ請求スヘシ但通知ニ要スル費用ハ請求者ノ負擔トス
- 前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ組合員ハ其者ヲ雇入ルコトヲ得ス
- 第十四條 組合員ノ雇人ニシテ雇人獎勵規程ニ依リ賞牌ヲ授與セラレタル者組合ニ加入シタルトキハ組合員ハ特ニ便宜ヲ與フヘシ
- 第十五條 組合員ハ組合ノ品位ヲ汚損スルカ如キ行爲アルハカラス
- 第十六條 組合員ニシテ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ重禁錮以上ノ刑ニ處セラレ若クハ著作權侵害ニ因リ處分ヲ受ケタル者ハ自ら組合ヲ脱退スヘシ

- 第十七條 組合員組合ヲ脱退スルモ組合財産ノ分配又ハ加入金ノ返還ヲ求ムルコトヲ得ス
- 第十八條 組合員ハ組合事務所ニ於テ調製シタル左ノ標札ヲ店頭ニ掲クヘシ但實費ヲ支拂フコトヲ要ス



第三章 役員

- 第十九條 本組合ハ組合員中ヨリ左ノ役員ヲ選出スヘシ
 - 評議員 三十人
- 第二十條 役員ノ選舉ハ定期總會ニ於テ組合員ノ無記名連記投票ヲ以テ之ヲ行ヒ有效投票ノ多數ヲ以テ當選トス
- 得票同數ナルトキハ年長者ヲ取り同年ナルトキハ抽籤ニ依リテ之ヲ定ム
- 選舉ハ代人ヲ以テ投票スルコトヲ得ス
- 選舉人名簿及ヒ投票用紙ハ選舉ノ當日其會場ニ於テ交付スヘシ
- 選舉長ハ組長之ニ當リ選舉委員ハ選舉長之ヲ定ム
- 第二十一條 左ノ投票ハ無効トス
 - 一 所定ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
 - 二 被選人ノ何人タルヲ確認シ難キモノ
 - 三 被選人以外ノ事項ヲ記シタルモノ

明治三十五年

- 四 組合名簿ニ記載ナキ氏名ヲ記シタルモノ但此場合ニ於テハ其資格ナキ者ヲ除外有效トス

- 第二十二條 役員ノ任期ハ一箇年トス但再選ヲ妨ケス
- 第二十三條 役員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ヌ又解任セララルコトナシ但役員ニシテ第六十三條乃至第六十六條ノ處分ヲ受ケタルトキハ自ら解任シタルモノトス
- 第二十四條 役員ニ半數以上ノ缺員ヲ生シタルトキハ臨時總會ヲ開キ補缺選舉ヲ行フヘシ
- 第二十五條 役員ハ總テ無給トス但實費ヲ要スル場合ハ相當ニ支辨スヘシ
- 第二十六條 役員中特ニ功勞アル者若クハ繁劇ノ事務ヲ處理シタル者ニ對シテハ役員會ノ決議ヲ經テ賞與若クハ臨時報酬ヲ爲スコトアルヘシ
- 第二十七條 役員ノ職務權限左ノ如シ
 - 一 組長ハ本組合ヲ代表シ組合全般ノ事務ヲ總理ス
 - 二 評議員ハ各般ノ議案ヲ審議シ且規約第四條各號ノ事務ヲ分掌ス
 - 三 前各號ノ外本組合ニ必要ナル事項
- 第二十八條 役員ハ總會ノ決議ヲ執行スルノ責ニ任ス
- 總會ノ決議ヲ要セサル事項ニ付テハ役員會ノ決議ヲ以テ執行ス
- 第二十九條 組長ハ役員會ノ決議ヲ經テ必要ノ細則ヲ定ムルコトヲ得
- 第三十條 組長ハ役員會ノ決議ヲ經テ事務員ヲ任免黜陟ス

第四章 會議

九七

第三十一條 會議ヲ分テ左ノ三種トス

- 一 定期總會
- 二 臨時總會
- 三 役員會

第三十二條 定期總會ハ毎年一月之ヲ開キ左ノ事項ヲ審議ス

- 一 前年度ノ庶務成績經費ノ收支決算並ニ組合員異動ノ報告
- 二 經費ノ賦課徵收方法及ヒ收支豫算
- 三 役員ノ選舉
- 四 前各號ノ外豫メ組長ヨリ發案シタル事項

第三十三條 臨時總會ハ役員會議ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員總數十分ノ二以上ノ同意ニ因リ其目的及ヒ事項ヲ明示シテ組長ニ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第三十四條 總會ヲ招集スルトキハ開會七日前組長ヨリ會議ノ目的ナル事項、日時及ヒ場所ヲ組合員ニ通知スヘシ但急速ヲ要スル事件ハ此限ニ在ラス

第三十五條 役員會ハ毎月一回之ヲ開キ總會ノ決議ヲ要セサル事項ヲ審議ス

組長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時役員會ヲ開クコトヲ得

第三十六條 會議ハ總テ組長ヲ以テ議長トス

第三十七條 組合員ハ總會ニ於テ發言及ヒ表決ノ權ヲ有ス但會議ノ事項ニ關シ特別ノ利害關係ヲ有スル者ハ其表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第三十八條 會議ハ本規約ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外出席員ノ

過半數ヲ以テ決ス可同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十九條 議事ノ方法及ヒ議場ノ整理ハ議長ノ指揮ニ從フ

第五章 會計

第四十條 本組合ノ經費ハ組合月費及ヒ圖書競賽會ノ收益又ハ其他ノ收入ヲ以テ支辨ス

第四十一條 組合費ノ賦課徵收方法及ヒ收支豫算ハ總會ノ協賛ヲ求ムヘシ

第四十二條 緊急ノ場合ニ際シ豫算外ノ支出ヲ要スルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ支辨スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次期ノ總會ニ其承認ヲ求ムヘシ

第四十三條 本組合ノ財産目錄ハ定期總會ニ於テ之ヲ報告スヘシ

第四十四條 金錢出納ノ主任ハ二人トシテ役員中ヨリ役員會ニ於テ之ヲ定ム

第四十五條 本組合ノ基金及ヒ收入金ハ役員會ニ於テ定メタル銀行ニ寄託スヘシ

第四十六條 本組合ノ會計年度ハ曆年度ニ依ル

第四十七條 組合員ハ事務ニ妨ケナキ限リハ何時ニテモ會計ニ關スル帳簿閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六章 營造物

第四十八條 本組合ハ組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル營造物ヲ所有スルコトヲ得

第四十九條 營造物ノ管理ハ役員會ニ於テ其管理者ヲ定メ其者ノ名義ヲ以テ登記スヘシ但其任期ヲ一箇年トシ滿期ニ至リ再選ヲ妨ケ

ス

第五十條 營造物ハ事務ニ妨ケナキ限リニ於テ貸與ヲ爲スコトヲ得其細則ハ役員會ニ於テ之ヲ定ム

第七章 仲 裁

第五十一條 組合員ハ組合員間ニ於テ營業上ニ關シ紛議ヲ生シタルトキハ當事者ノ一方若クハ双方ヨリ此規定ニ依テ本組合ニ仲裁ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條 仲裁ノ請求書ニハ双方本組合ノ仲裁規定ヲ遵守スルコト及ヒ其仲裁ニ對シ後日異議ヲ申立サルコトヲ明記シ署名捺印スルヲ要ス

第五十三條 本組合ノ仲裁ハ當事者ニ於テ和解ヲ爲ス權利アル事件ニ限ル

第五十四條 本組合ノ仲裁ハ役員會ニ於テ役員中ヨリ選出シタル五人ノ委員ヲシテ之ヲ判斷セシム

第五十五條 仲裁委員ハ其互選ヲ以テ委員長一人ヲ置キ其判斷ハ委員ノ過半數ニ依リ可同數ナルトキハ委員長ノ裁決ニ依ル

第五十六條 仲裁委員ハ左ノ事由アルトキハ其任ヲ回避スヘシ

- 一 仲裁事件ニ利害ノ關係ヲ有スルトキ
- 二 當事者ノ一方ト親族又ハ雇人後見人等ノ關係ヲ有スルトキ但

其關係消滅シタルトキト雖モ亦同シ

前各號ノ場合ニ於テハ當事者ヨリ之ヲ忌避スルコトヲ得

第五十七條 當事者ハ仲裁委員ノ指揮ニ從テ進退シ又ハ關係書類ヲ提供スヘシ

過半數ヲ以テ決ス可同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十九條 議事ノ方法及ヒ議場ノ整理ハ議長ノ指揮ニ從フ

第五章 會計

第四十條 本組合ノ經費ハ組合月費及ヒ圖書競賽會ノ收益又ハ其他ノ收入ヲ以テ支辨ス

第四十一條 組合費ノ賦課徵收方法及ヒ收支豫算ハ總會ノ協賛ヲ求ムヘシ

第四十二條 緊急ノ場合ニ際シ豫算外ノ支出ヲ要スルトキハ役員會ノ決議ヲ經テ支辨スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次期ノ總會ニ其承認ヲ求ムヘシ

第四十三條 本組合ノ財産目錄ハ定期總會ニ於テ之ヲ報告スヘシ

第四十四條 金錢出納ノ主任ハ二人トシテ役員中ヨリ役員會ニ於テ之ヲ定ム

第四十五條 本組合ノ基金及ヒ收入金ハ役員會ニ於テ定メタル銀行ニ寄託スヘシ

第四十六條 本組合ノ會計年度ハ曆年度ニ依ル

第四十七條 組合員ハ事務ニ妨ケナキ限リハ何時ニテモ會計ニ關スル帳簿閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六章 營造物

第四十八條 本組合ハ組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル營造物ヲ所有スルコトヲ得

第四十九條 營造物ノ管理ハ役員會ニ於テ其管理者ヲ定メ其者ノ名義ヲ以テ登記スヘシ但其任期ヲ一箇年トシ滿期ニ至リ再選ヲ妨ケ

當事者ハ仲裁委員ノ許可ヲ得テ代人ヲ出スコトヲ得但代人ハ其家族又ハ商業代務人ニ限ル

第五十八條 仲裁判斷ハ事件收受ノ日ヨリ三週間以内ニ審理宣告ス但繁雜ナル事件ハ期間ヲ延長スルコトヲ得

第五十九條 本組合ノ仲裁判斷ニ對シテハ裁判所ニ起訴スルコトヲ得ス

第六十條 左ノ場合ニ於テ仲裁宣告ノ日ヨリ二週間以内ニ當事者ノ申立アルトキハ再審スルモノトス

- 一 宣告中法律ニ抵觸シタル事項アルコトヲ發見シタルトキ
- 二 此仲裁規定ニ依ラスシテ審理又ハ宣告シタルトキ

第六十一條 前條ノ場合ニ於テハ第一審ニ干與シタル委員ヲ總テ改選ス

第六十二條 仲裁判斷ニ要シタル費用ハ當事者ノ負擔トス但其負擔ノ割合ハ仲裁判斷ト同時ニ宣告スヘシ

第八章 違約者處分

第六十三條 左ニ記載シタル者ハ本組合ヲ除名セラル

- 一 第八條ノ規定ニ違背シテ三箇月以上組合費ヲ納メサル者
- 二 第十五條ノ規定ニ違背シテ組合ノ品位ヲ汚損シタル者
- 三 第十六條ノ規定ニ違背シテ自ら脱退セサル者
- 四 第五十九條ノ規定ニ違背シテ裁判所ニ起訴シタル者
- 五 違約料ノ處分ヲ受ケ其徵收ニ應セサル者
- 六 三回以上取引停止若クハ違約料ニ處セラレタル者

第六十四條 第九條ノ規定ニ違背シテ商取引ノ支拂ヲ怠リタル者ハ

其完済ニ至ルマテ組合員間ノ取引ヲ停止セラル但此處分ハ被害者ノ申告ニ依リテノミ停止又ハ解停スルモノトス
第六十五條 左ニ記載シタル者ハ壹圓以上百圓以下ノ違約料ニ處セラル

一 第十一條ノ規定ニ違背シテ取引停止中ノ者ト取引シタル者
二 第十二條ノ規定ニ違背シテ發行若クハ販賣ノ依託ヲ受ケタル者

三 第十三條ノ規定ニ違背シテ從業者ヲ雇入レタル者
第六十六條 第二十三條ノ規定ニ違背シ正當ノ事由ナクシテ當選ヲ辭シタル者ハ三箇年間役員ノ被選權ヲ停止セラル

就任シテ引續キ六回以上故ナク役員會ヲ缺席シタル者亦同シ
第六十七條 違約ニ依リ除名處分ヲ受ケタル者ト雖モ悔悛ノ實アルトキハ處分後六箇月ヲ經テ複歸ヲ許スコトアルヘシ但此場合ハ組合員二人ノ保證アルコトヲ要ス

第六十八條 本章ノ處分ハ總テ役員會ノ決議ヲ經テ組長之ヲ宣告ス
第九章 規約ノ變更

第六十九條 此規約ハ總會ノ決議ニ依リテノミ之ヲ變更スルコトヲ得
第七十條 規約ノ變更ハ組合員半数以上出席シ其過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第十章 附 則

第七十一條 此規約實施以前ノ組合員ハ第六條ノ適用ヲ要セス
第七十二條 第四條第三號ノ圖書競賣會舉行ニ就テハ組長ハ役員ノ

第一條 本會ノ事務ハ左ノ掛員ヲ以テ之ヲ處理ス

- 一 本組合評議員 三十名
- 二 本組合規約第七十二條ニ依リ特ニ選定シタル參加員 五名

- 一 會長 一人
- 二 副會長 一人
- 三 會計掛 十人
- 四 検査掛 四人
- 五 販賣掛 七人
- 六 庶務掛 八人
- 七 切符掛 四人

第三條 本會ノ會長ハ組長ヲ以テ之レニ充ツ
第四條 本會ノ副會長ハ本會掛員ノ互選ヲ以テ之ヲ定メ又各部擔當ノ掛員ハ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 各部ニ於テハ互選ヲ以テ掛長一人ヲ設ク
第六條 會長ハ本會全般ノ事務ヲ統理ス

第七條 副會長ハ會長ヲ補佐シ又會長ノ代理ヲナス
第八條 掛長ハ各部擔當ノ事務ヲ掌理ス

第九條 會計掛ハ更ニ簿記出納ノ二部ニ分チ簿記部ハ賣買ノ計算表及ヒ仕譯書ヲ調整シ出納部ハ本會ノ諸計算、保證金及入場券ノ受授其他金錢出納ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

第十條 検査掛ハ出品見本ノ檢閲及ヒ目錄ノ調整其他出品ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

明治三十五年

外特ニ組合員中ヨリ五人ヲ選ミ其事務ニ參加セシム
第七十三條 本組合ノ財産ニ對スル共有權利ハ新舊組合員共平等均一ナリトス

第七十四條 従前ノ附屬規定ニシテ此規約ニ牴觸セサルモノハ總テ有效トス
第七十五條 此規約ハ明治三十五年一月決議確定ノ日ヨリ施行ス

評議員辭任

吉川半七君は病氣の爲め隱退し、一月十二日評議員を辭任された。

大柴四郎君は市會議員の職に在り、市政多忙なる爲め八月二日評議員を辭任された。

地方書籍商名簿發行

六月五日の役員會に於て「地方書籍商名簿」を發行することに決し直に着手し、十二月發行の運びに至り、之を組合員に配布した。

第一回圖書大耀市會

本組合の名を以て舉行する第一回の圖書大耀市會は、其の根本組織として左の細則を定めた。

東京書籍商組合圖書大耀市會舉行細則

第十一條 販賣掛ハ競賣ノ場所ニ臨檢シ賣買上ノ監督及山帳ノ記載等賣買ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

第十二條 庶務掛ハ會場ニ於ケル飲食物其他會場一切ノ雜務ヲ掌ル
第十三條 切符掛ハ圖書引換切符ノ分配及ヒ取り集メ等ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

第十四條 本會ニ於テ事務員ヲ要スルトキハ掛員總會ノ決議ヲ經テ雇入ル、モノトス但シ臨時雇員ヲ要スルトキハ各掛長ヨリ會長ノ許諾ヲ經ヘシ

第十五條 本會ハ本組合規約第六條ノ規定ニ依リ本會掛員ハ相當ノ報酬ヲナスモノトス但シ其金高ハ純益金ノ百分ノ二十トス

第十六條 本會ノ規則ハ毎年掛員總會ノ協議ヲ經テ之ヲ定メ開會一ヶ月前ニ全國同業者ニ通知スルモノトス

第十七條 本會ニ純益金アリタルトキハ本組合ノ基本財産ニ編入シ若シ損失アリタルトキハ組合ノ經費ヲ以テ支辨スルモノトス

第十八條 本會ノ收支決算ハ事務終了後三十日間に本組合員ニ報告ス
第十九條 第一條第二項ノ參加員ハ毎年本會規則協定前ニ之ヲ選定スルモノトス

第二十條 本會ノ掛員ハ第十八條ノ決算報告ヲシタルトキヲ以テ解除スルモノトス
第二十一條 此細則ニ規定ナキ事項ハ本會掛員總會ノ協議ヲ以テ之ヲ處理ス
次で役員會に於て左の規則を定めた。

圖書大羅市會規則

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ東京書籍商組合規約第四條第三項ノ規定ニ依リ本組合會主トナリテ之ヲ舉行ス
- 第二條 本會ハ東京書籍商組合圖書大羅市會ト稱シ其事務ハ日本橋區本材木町二丁目十六番地本組合事務所ニ於テ取扱フモノトス但シ開會中ハ會場ニ於テ執務ス
- 第三條 本會開會期日ハ明治卅五年十月七日ヨリ十三日迄ノ七日間トス但シ商況ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ
- 第四條 本會ハ東京市神田區銀冶町十七番地今金ニ於テ毎日午前八時開會午後八時閉會スルモノトス
- 第五條 本會ハ手数料トシテ賣上金高ノ百分ノ五ヲ賣主ヨリ徵收スルモノトス
- 第六條 本會ノ出品者ハ本組合員(本年八月卅一日ノ現在員)ニシテ第卅二條ノ保證金ヲ差出シタルモノニ限ル
- 第七條 本會ノ買主タラントスルモノハ第三十二條ノ保證金ヲ差出シタルモノニ限ル但シ前條ノ出品者ハ之ヲ要セス
- 第二章 出 品
- 第八條 本會ノ出品物ハ本組合員ノ發行及專賣ノ圖書若クハ舶來圖書ニ限ルモノトス但シ殊更ニ奥附ヲ變更シタルモノ及ヒ同業者ヨリ依託ノ專賣圖書ハ出品スルコトヲ得サルモノトス
- 第九條 出品者ハ來ル九月二十日迄ニ其出品目錄(用紙ハ半紙罫紙

ニ限ル)ヲ事務所ニ差出スヘシ但シ其目錄ハ變更スルコトヲ得

第十條 出品者ハ其出品見本各二部ニ出品傳票ヲ添ヘ來ル十月五日午前八時ヨリ午後四時迄ノ内ニ事務所ヘ差出シ檢印ヲ受クヘシ但シ傳票用紙ハ事務所ニ於テ交付ス

第十一條 前條ノ見本ハ左ノ使用ニ供スヘシ

一 其一部ハ品物受授結了後尙二週間事務所ヘ預ケ置クコト
二 他ノ一部ハ賣立順番ノ際第二十一條ノ見本ト共ニ提出スルコト

第十二條 本會ノ出品物ニシテ一タヒ競賣ニ附シタルモノハ如何ナル事情アルモ本會開會中再ヒ提出スルコトヲ得サルモノトス

第十三條 共同出版物ハ一人ノ外出品スルコトヲ得ス

第三章 出品點數

第十四條 本會ノ出品ハ一人六點トシ一回一點宛ニテ循環スルモノトス但シ點數ハ出品ノ多少ニ依リ變更スルコトアルヘシ

第十五條 一種ニシテ並製ト上製又ハ分本ト合本若クハ大本ト小本等ニシテ其價格同一ナラサルモノハ二點ト看做ス

第十六條 同一ノ價格ヲ以テ分賣スルモノハ十種迄ヲ取合セ一點ト爲スヲ得又數種ヲ一括シテ分賣セルモノハ廿種迄ヲ取合セ一點ト得又定價ノ割合ヲ以テ分賣スルモノハ(假令ハ金港堂叢書ノ如キモノ)五十種迄ヲ一括シテ一點ト爲スコトヲ得

第十七條 前條ノ出品者ハ左ノ雛形ニ依リ目錄ヲ會場ニ揭示シ且ツ別ニ目錄ヲ印刷シテ差出スヘシ

同一ノ價格ヲ以テ分賣スルモノ

論語講義	定價金五十錢
神皇正統記	同六十錢
英文典初歩	同五十五錢
袖珍英和字典	同五十五錢
新編小物理學	同六十五錢
實用看護法	同五十錢
料理通大義	同六十錢
佛敎各宗講義	同六十八錢
民法釋義	同五十二錢
繪畫	同五十錢

(取こといよ)

分賣セサルモノ

和英大字典	定價金三圓八十錢
ことばの泉	同六圓五十錢
日本讀史地圖	同貳圓
獨和字典	同參圓廿五錢
物理學原論	同五圓
言海	同三圓
八大家文讀本	同二圓五十錢

(物 組 壹)

明治三十五年

定價ノ割合ヲ以テ分賣スルモノ

敎授學	定價金六十五錢
敎科書	同貳圓六十錢
家政學	同五十四錢
根氏心理學	同九十錢
實道新學	同壹圓廿錢
敎授新論	同五十錢
大日本全圖	同貳圓五十錢
中學理化敎	同五十錢

(取こといよて以を割の價定)

第四章 賣 立 順

- 第十八條 賣立順番ハ開會ノ初日午前六時ヨリ同七時三十分迄ニ會場ニ於テ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム若シ午前七時三十分迄ニ出席セサルモノハ第一回ノ賣立順番ヲ除キ到着順ヲ以テ第二回目ノ末尾ヨリ賣立順ニ加入セシム但シ既定順番ハ讓與交換スルコトヲ得ス
- 第十九條 前條ノ場合ニ於テ出席者ハ必ス保證金預證ヲ示スコトヲ要ス
- 第二十條 賣立順番循環ノ際不在者アルトキハ其順番ヲ棄權シタルモノト看做シ次番ヨリ繰リ上クルモノトス
- 第二十一條 賣立順番ノ際出品者ハ見本五部以上ニ第十一條第二項ノ見本ヲ添ヘ競賣場ヘ提出スヘシ但シ大部ノ物若クハ特種ノ物ニシテ掛員ノ承認ヲ經タルモノハ此限ニアラス

第廿二條 本會ノ競賣方法ハ一部立若クハ數部立トシテ其落直ヲ以テ賣價トス

第廿三條 本會ノ賣買ハ十五番終ル毎ニ品名、價格、部數及賣買主ノ氏名ヲ朗讀シタルトキヲ以テ成立ス但シ誤謬ハ朗讀ノ際申出ツルニアラサレハ後ニ至リテ訂正スルコトヲ得ス

第廿四條 本會ニ於テ一人ノ名義ヲ以テ競落シタル物品ハ更ニ分割記帳スルコトヲ得ス

第五章 切符

第廿五條 賣主ハ左記ノ雛形ニ依リ切符ヲ作り仕譯書ニ添へ賣立ノ翌日午前十時迄ニ本會ニ差出スヘシ但シ仕譯書ト切符用紙ハ會場ニ於テ交付ス

第 號 (日分)
記
一書名 部數
右ハ此書附ト引換ニ無相違御渡可申候也
明治 年 月 日
住所
姓
名印
何誰殿

附スヘシ

第廿六條 前條ノ切符ハ本組合ノ印章ヲ捺シタルニ非サレハ無効ト

一、切符番號ハ點數書名ニ係ハラス初日ヨリ末日迄號ヲ追ヒ記入スヘシ

二、書名ハ仕譯書ト同一ニ明記スヘシ

三、第十六條ノ物品ハ何々ノ口又ハ何々ノ組ト明記シ尙裏面ニ其書名ヲ記入スヘシ

四、若シ裏面ニ記入シ難キトキハ別ニ印刷シタル目錄ヲ添

ス

第廿七條 前條ノ切符ヲ紛失シタルトキハ左ノ規定ニ依リ直ニ本會事務所へ届ケ出ツヘシ

一 買主ニ於テ紛失シタルトキハ賣主ニ通知シ且ツ本會事務所へ届出ツルコト

二 賣主ニ於テ引換後紛失シタルトキハ買主ノ證明ヲ得テ第三十七條ノ際申出ツルコト

第六章 物品ノ受授

第廿八條 賣主ハ閉會後七日以内ニ切符ト引換ニ現品ヲ引渡スヘシ但シ賣立ノ際特約アルモノハ第廿五條ノ切符ニ何月何日渡シト明記スルコトヲ要ス

第廿九條 物品ノ受渡ハ左ノ規定ニ依ル

一 買主東京住居者ナルトキハ第廿五條ノ切符ヲ以テ直接ニ賣主ヨリ受取ル可シ

二 買主地方顧客ナルトキハ賣主ヨリ其荷扱所へ現品ヲ持參シ切符ト引換フヘシ

三 前項ノ買主ハ豫メ其荷扱所及ヒ宿所ヲ本會事務所へ届置キ若シ不在ニテモ引換ニ不便ナカラシムルコトヲ要ス

第三十條 買主ハ其受取リタル物品中ニ落丁又ハ破損縦違ヒ等アリタルトキハ直接ニ賣主へ照會スヘシ但シ賣主ハ異議ナク其請求ニ應スヘキモノトス

第卅一條 本會ニ於テ競賣スヘキ物品ニ纏市會云々ノ捺印ヲナス者ハ第十條ノ見本ニモ必ス其印ヲ押捺スヘシ

第七條 保證金

第卅二條 本會ノ保證金ハ貳拾圓トス

第卅三條 前條ノ保證金ハ左ノ規定ニ依リ預入レ又ハ受取ルヘシ

- 一 出品者ハ第十條ノ場合ニ於テ本會へ預入レ第卅七條ノ計算濟ノトキ預證ト引換ニ受取ルヘシ
- 二 買主ハ本會事務所又ハ會場ニ於テ預入レ第卅六條ノ計算濟ノトキ預證ト引換ニ受取ルヘシ

第卅四條 保證金預證ヲ紛失シタルトキハ直ニ本會事務所へ届出ツヘシ但シ此場合ニ於テハ本會ノ總決算後十五日ヲ經過スルニアラサレハ受取ルコトヲ得ス

第八章 金錢受授

第卅五條 本會ノ入場料ハ一人一日ニ付キ金拾錢トシ出席ノ際入場券ト引換ニ差出スヘシ

第卅六條 買主ハ閉會後三日目ニ本會事務所ニ到リ其代金ヲ支拂ヒ切符ト共ニ仕譯書ヲ受取ルヘシ

第卅七條 賣主ハ閉會後六日目ヨリ第廿五條ノ切符ト引換ニ其代金ヲ受取ルヘシ

第九章 制 裁

第卅八條 本會々場ニ於テ私ニ賣買取引ヲ爲スコトヲ得ス

第卅九條 本會ノ商況ヲ妨害スルモノト認メタルトキハ之ヲ退場セシムルコトアルヘシ

第四十條 賣買上違約ノ所爲アリタルトキハ其違約ニ係ル金額ノ二割ヲ違約者ヨリ徴收シ本會ト被害者トニ於テ折半ス

明治三十五年、三十六年

明治三十六年
定期總會

第四十一條 本規則ニ違背シ損害ヲ被ラシメタルモノアリタルトキハ掛員總會ノ決議ヲ經テ其保證金ヲ沒收ス若シ保證金ヲ以テ其損害ヲ償フニ足ラサルトキハ更ニ違約者ヨリ徴收スルモノトス

第四十二條 違約者前條ノ徴收ニ應セサルトキハ本組合同約第十一條ヲ適用ス

第四十三條 本規則ニ明文ナキ事項ハ總テ本會掛員總會ノ協議ヲ以テ之ヲ處理ス

以上の方法に依つて十月七日より十三日迄、神田今金に於て開會した。賣上金九萬六千貳百參拾參圓四拾八錢、純益金千四百八拾八圓五拾四錢であつた。

圖書月報創刊

機關雜誌を發行する必要を認め「圖書月報」を毎月一回發行することに決した。内容は學者の論說講話、新刊圖書目錄、廣告等で、廣告料は表紙四一頁十七圓五十錢、表紙二及開卷一頁十五圓、表紙三及本文の初めは一頁十二圓、普通場所一頁十圓にて毎號壹萬五百冊を發行し、之を全國の同業者、中小學校、圖書館、銀行會社、教育會、醫院等に無代配本することにした。

明治三十六年一月十日、神田青年會館に於て定期總會を開き、諸般の報告を了し、豫算案を可決し、規約修正の假決議を爲し、評議員を改選し、次で澤村則辰君の提出

- 一、尋常高等小學校教科用書ノ編纂ヲ國定トスルコト
- 一、前項ノ實行方法ハ凡テ本組合評議員ニ一任スルコト

右は多數を以て可決した。

規約修正

一月十日の定期總會に於て假決議とした規約修正の件は、其の後缺席組合員一同へ廻章を以て賛否を求めた。結果は賛成者二百十三名、總會の出席者九十二名、合計三百五名の多數を以て確定議となり、左の如く施行した。

- 第四條ノ次へ左ノ一號ヲ加フ
- 五 組合員中ノ雇人ヲ獎勵スルコト
「其結果トシテ第五號ヲ第六號ニ第六號ヲ第七號ニ繰下ク」
- 第十四條ヲ左ノ如ク改ム
組合員ノ雇人ニシテ雇入獎勵規程ニ據リ賞牌ヲ授與セラレタル者本組合ニ加入セントスルトキハ特ニ加入金ヲ免除ス但一且脱退シタル者ハ此限ニ在ラス
- 第十六條ヲ左ノ如ク改ム
組合員ニシテ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ重禁錮以上ノ刑ニ處セラレ若クハ著作權侵害ニ因リ處分ヲ受ケタル者ハ組合員ノ資格

小學校教科書國定に關する上申

一月十日の總會に於て可決したる小學校教科書國定に關する問題は重大案件であるから、二月十三日の役員會に於て該調査委員會を設置し、該委員會は開會十三回の多きを重ね、

小學校用教科圖書ノ件ニ付上申書

審議攻究し、其の結果左の意見書を文部大臣に提出することに決した。

小學校用教科圖書ノ事ハ世界各國ニ於テモ議論多キ問題ナルカ要スルニ之ヲ大別スルトキハ國定主義ト自由主義トノ二途ニ外ナラサルカ如シ而シテ今ヤ我カ政府ハ囂々ノ論難ヲ排シテ斷然國定主義ヲ把持セラルト云フ目下ノ國情ニ照シ寧ロ時宜ニ適シタル廟謨ト謂ハサル可ラス然リト雖モ之ヲ實施スルニ當リテ其需用ト供給トノ調和ヲ圓滿ニ保チ得ヘキ方法ハ如何スヘキカ是至難ノ問題タリ

抑モ小學校用教科圖書ナルモノハ其編輯並出版ノ上ニ精緻ノ注意ヲ要スルハ勿論ナルモ特ニ如何ナル山間僻陬ノ地ト雖モ同一ノ定價ヲ以テ之ヲ供給シ其需用ニ不便ナカラシムヘキ確實ナル設備ニ深ク意ヲ加ヘサル可ラス此事柄タルヤ一見甚タ易キカ如クシテ其實ハ決シテ容易ナラス若シ夫レ印刷製本販賣ノ事ニ至リテハ最モ煩雜ナル業務ナルカ故ニ單ニ理論ヲ以テ之ニ臨ム能ハス何トナレハ机上ノ片ノ理論ハ常ニ事實ト違フコト多ケレハナリ嘗テ文部省ハ國定主義ヲ採リ編纂及出版ヲ官業トシ其總テヲ文部省一手ニ實行シタルコトアリ而シテ其議論ヤ堂々タリキ其方法ヤ完全ナル如クニ見エキ然レトモ遂ニ之ヲ民業ニ移スノ止ヲ得サルニ至リシハ近キ經驗ニアラスヤ其此ニ至リシ原因ハ種々アリシナラント雖モ需用供給ノ實務ヲ輕視シタルモノ主因タラスンハアラス故ニ今ノ

計ヲ爲ス者ハ宜シク其重キヲ實務ノ上ニ置キ綱揚カリ綱張ル的ノ敏活周到ナル手段ヲ講セサル可ラス況ンヤ今日ノ場合或ハ僅々十數ヶ月ノ間ニ於テ幾千萬ノ多大ナル冊數ヲ製了セサルヲ得サル最急ノ時期ニ逢フセントスルニ於テヤ

然ラハ則チ小學校用教科圖書ノ印刷製本販賣ハ之ヲ官業トスヘキカ將タ民業トス可キカ若シ民間書肆ニ於テ確實ニ左ノ目的ヲ達シ得ルモノアラハ寧ロ之ニ經營セシムルノ適當ナルニ如カス豈敢テ官業トスルノ要アラシヤ却テ民業ヲ奪フノ嫌アレハナリ

- 一 圖書ノ價格低廉ナルコト
 - 二 用紙印刷製本ノ良好ナルコト
 - 三 需用ニ差支ナク普及シ得ルコト
 - 四 贈賄等ノ不正行爲ヲ根本的ニ除去スルコト
 - 五 以上ノ目的ヲ容易ニ監督シ得ルコト
- 今回ノ教科書疑獄事件カ神聖ナル我カ教育界ニ一大汚點ヲ印シタルコトハ國民ノ均シク憤慨スルトコロ而シテ該事件カ遺憾ナカラ吾々同業者中ヨリ出タルコトハ誠ニ社會ニ對シ汗顔ノ至リナリ故ニ大ニ之ヲ刷新シテ以テ我カ教科書ヲ極メテ清淨ノモノタラシムルハ亦吾々書籍業者ノ本然ノ義務ナリト信ス之ニ依テ本組合ハ其總會ニ於テ該件ノ善後策ニ付取調委員ヲ設ケ十分ニ調査セシムルコトニ議決シタリ該委員ハ日夜研究調査シタル結果茲ニ教科書製作ノ一大會社ヲ設立スルノ方案ヲ得タリ幸ニ文部省ニ於テ特ニ省令ヲ發シテ嚴密ナル條件ノ下ニ此會社ヲ設立ヲ許可セラルレハ吾々書籍業者ハ奮テ其衝ニ當リ銳意熱心以テ需用供給ノ實務ヲ舉ケ

シコトヲ期スヘシ是レ現時ノ情況ニ於テ最良ノ策ナリト思考ス依テ會社設立方法ノ大略ヲ左ニ陳述ス

會社設立方法ノ概目

- 一 會社ハ文部省ノ嚴重ナル監督ノ下ニ國定教科書ヲ出版シ及之ヲ發賣スル事
- 一 會社ハ文部省ヘ相當ノ保證金ヲ納附スル事
- 一 會社ハ圖書ノ定價ヲ附スルニ文部省ノ認可ヲ經ヘキ事
- 一 會社ハ株式組織トスル事
- 一 會社ノ資本總額ヲ金參百萬圓トシ之ヲ六萬株ニ分チ一株ヲ金五拾圓トスル事
- 一 會社ノ株式ハ株主一人ノ所有株ヲ三百株以内トスル事
- 一 會社ノ株式ハ全國ノ書籍業者ヨリ募集スル事
- 一 會社ノ役員中專務取締役ハ文部大臣ノ認可ヲ經テ上任スル事
- 一 會社ノ利益配當ハ年一割五分以内トスル事
- 一 會社ハ教科書供給ヲ敏活周到ナラシムル爲左ノ方針ヲ取ル事
 - 一 東京ニ本社ヲ置キ大阪ニ支社ヲ置ク
 - 二 各府縣ニ代理店五ヶ所以内ヲ置ク
 - 三 會社カ代理店ニ與フル歩合ハ定價ノ二割五分トス
 - 四 會社ヨリ代理店ニ發送スル教科書ノ運賃ハ會社持トス
 - 五 取次店ハ直接ニ本社若クハ支社ニ注文スルヲ妨ケスト雖モ其歩合ハ定價ノ一割五分トス

明治三十六年二月十二日

東京書籍商組合組長 小柳津要人

文部大臣理學博士男爵 菊地大麓殿

中等教科書檢定に關する上申

四月五日の役員會に於て中等教科書檢定方法調査の委員を設け、委員が調査したる結果、左の覺書を文部省に提出し、當局と交渉を重ねた。

覺書

- 一、中學校師範學校高等女學校教科用圖書ノ檢定ハ出願ノ日ヨリ五十日以内ニ御檢定又ハ御指示セラレタキ事
- 二、右御指示ニヨリ修正ノ上追願シタル時ハ三日以内ニ御檢定セラレタキ事
- 三、檢定ニ關スル件ハ總テ地方廳ヲ經由セザル様セラレタキ事
- 四、各府縣中學校師範學校高等女學校其他中等教育ニ於ケル諸學校ニ於テハ毎年二月末日迄ニ次學年ニ採用セラルル教科用圖書ノ書名并ニ卷册及該生徒ノ概數ヲ發行者ヘ通知セララル様御訓示セラレタキ事

明治三十七年

定期總會

一月十日、日本橋菊隅樓に於て定期總會を開き、諸般の報告を了り、豫算案を可決し、次で宮川保全君は左の建議案を提出した。

組長小柳津要人氏へ紀念品ヲ贈呈スル建議

吾カ組長小柳津要人君ハ明治二十年本組合ノ創立ヨリ今日ニ至ルマテ或ハ委員トナリ或ハ副頭取トナリ、或ハ頭取トナリ今尙組長ノ重職ニアリテ組合ノ爲メニ經營セラル、コト十年一日ノ如ク其効績最モ顯著ナリトス蓋本組合ノ基礎今日ノ如ク鞏固ナル結合力ヲ有スルニ至リタル所以ノモノハ實ニ君ノ誠意公平ト其信望ノ偉大ナルトニ由ラスンハアラス仄ニ聞ク君ハ本年還曆ノ齡ニ達セラレタルヲ以テ友人相議シ其誕生日タル四月二日ヲトシテ祝賀會ノ舉アリト幸ニ本組合ハ此好機ニ際シ君カ多年ノ功勞ニ酬インカ爲メ茲ニ總會ノ決議ヲ以テ紀念品ヲ贈呈シ聊カ祝意ヲ表セント欲ス其物品ノ撰擇ハ新任ノ評議員ニ一任セントス

右は滿場一致を以て可決した。

次に布川甲三君は圖書大耀市會景品廢止の建議案を提出され、其れより評議員の改選を行つた。

小柳津君紀念品辭退

一月十日の總會に於て小柳津君に紀念品を贈呈することを可決し、二月二十一日の役員會に於て寄贈品調査委員を設け、二月五日の役員會に於て該委員の調査したる物品及金額等を

明治三十七年

決定した。然るに二月二十三日、小柳津君より左の辭退書を提出せられたので、臨時役員會を開き同君提出の旨意を諒とし該件を廢止することに決した。

紀念品贈與辭退書

拜啓陳者不肖要人儀本年還曆ノ齡ヲ迎ヘ候ニ付テハ知己朋友ノ間不肖ノ爲メニ祝賀會舉行ノ計畫有之本組合ニ於テモ右祝日ヲ期トシテ不肖ニ對シ紀念品ヲ贈與セラルヘキ様先般御決議相成候右ハ不肖ニ取リ甚タ過當ノ重過ナルヲ以テ當時辭退ノ意切ナリシカト組合カ多大ナル厚情ヲ空シク辭退スルモ本意ナラスト存シ暫ク決議ニ從ヒ居リ候處其後對外問題不調トナリ國家ハ干戈ヲ執テ敵國ト相見ユルノ不幸ニ立至リ候是レ實ニ非常ノ時ニシテ國民上下用途ヲ節シ軍資恤兵ノ供給ニ日モ亦足ラサルノ狀況ニ有之區々タル華儀虚飾ノ爲メニ財ト時トヲ徒費スヘキ秋ニアラスト存候就テハ此際交友等ノ發起ニ係ル祝賀會モ無論見合セ方請求ノ心得ニ候ヘハ本組合ヨリ贈與セラルヘキ紀念品モ併セテ辭退仕候間愚意御探用ノ上軍國多事ノ際他ニ適當ナル費途ニ御差向相成度候本組合ノ御好意ハ嚮日ノ御決議ニテ充分感佩仕候間幸ニ此意ヲ諒トセラレシコトヲ懇望ニ堪ヘス候 頓首

明治三十七年二月二十三日

小柳津要人

東京書籍商組合副組長

鈴木敬親殿

江草斧太郎殿

軍資金と従軍者慰問

露國との外交或は破れんとする風聞頻繁となり、何時宣戦の大詔煥發せらるゝやも知れぬので、二月五日役員會を開き、宣戦の布告があつた場合は直に臨時役員會を開き、軍資金等に付攻究した。二月十一日組合員より左の建白書を提出せられた。

建白書

遼東還附ノ事アリシヨリ我帝國民ノ嘗膽臥薪以テ露國ニ報ユル所アラシク思フ玆ニ九年今ヤ兩國ノ平和既ニ破レテ宣戦ノ大詔煥發セラレ樵夫蛋婦ノ賤ニ至ルマテ踴躍憤興王愾ニ敵セント欲セサルナシ況ヤ平素國家ノ風教文化ト密接ノ關係アル業務ヲ營ミ社會ノ先導ヲ以テ任スル我同業組合ノ如キ焉ソノ晏然拱默シテ已ムヘケンヤ思フニ此際奉公ノ道極メテ多端ト雖モ軍資ヲ充實シ缺乏ノ患ナカラシムルハ急務中ノ最急務ニシテ國民ノ宜シク力ヲ致スヘキ所トス因ツテ我組合ノ基本金五千圓ヲ擧ケテ軍事公債ニ應募シ以テ奉公ノ微志ヲ表センコトヲ謹テ建議ス

明治三十七年二月十一日

- 前川 亦三郎 堀野 與七
- 藤井 利八 穴山 篤太郎
- 西村 寅次郎 青野 友三郎
- 坂上 忠之介 大葉 久吉

- 山本 鏢藏 白井 佐太郎
- 葉多野 太兵衛 金刺 源次
- 布川 甲三 芳野 兵作
- 辻本 末吉 高岡 寅次郎

東京書籍商組合組長 小柳津要人殿

二月十二日臨時役員會を開き、前記の建白を採用し、金五千圓を軍事公債に應募し、別に金壹千圓を恤兵部へ献納し、且本組合員及其の家族又は雇人にして従軍する者ある場合は、慰問其の他の待遇方法を設けること、又本組合員有志者より軍資献金を募り、之が献納の手續を取扱ふ事等を協議し、二月十六日、神田今金に於て臨時總會を開き、左の件を付議した。

- 一、本組合基本金ヲ以テ軍事公債額面五千圓ヲ應募スルコト但シ申込價格ハ役員會ニ一任ス
- 二、本組合資金ヲ以テ金一千圓軍資金ヘ献納スルコト
- 三、本組合員有志者ヨリ軍資金ヲ募集シ之カ献納ノ手續ヲ取扱フコト
- 四、本組合員及其家族又ハ雇人ニシテ従軍ヲナス者アル場合ニハ慰問其他ノ待遇方ヲ役員會ニ一任スルコト

右満場一致を以て可決した。二月十七日臨時役員會を開き軍資金募集軍事公債の應募其他臨時總會決議事項を實行する爲めに委員十名を設置した。二月二十一日臨時役員會を開き

明治三十七年

月 日

東京書籍商組合組長 小柳津要人

委員に於て調査を遂げた結果軍事献納金をするより寧ろ幾分にも多く國庫債券に應ずる方政府に於ても希望の由に據り、前に臨時總會に於て決議した本組合資金千圓献納の件は取消し國庫債券應募金額を六千圓に増し額面を以て應ずること、又組合員有志者軍資献納金募集の件を取消すこと等を協議し、再び臨時總會を招集し其の決議を経ることに決した。次に従軍者慰勞の爲め左の如く金員を寄贈することに決した。

- 一組合員金五圓
- 一家 族金參圓
- 一雇 人金貳圓

二月二十四日神田區鍛冶町今金に於て臨時總會を開き、左の決議を爲した。

- 一、前回ニ於テ決議セシ本組合資金壹千圓献納ノ件ヲ取消ス
- 二、國庫債券應募金額ヲ六千圓ト改ム
- 三、本組合員中有志者軍資金募集ノ件ヲ取消ス

三月五日の役員會に於て従軍者慰問等の方法を定め、且前に決定したる金員に左の書面を附することに決した。

我帝國ハ東洋ノ平和ヲ永遠ニ保持センカ爲メニ玆ニ討露ノ師ヲ出タサル君ハ役ニ此義軍ニ從フ亦壯ナル哉行ケ矣恪勤自重功ヲ樹テ武ヲ揚ケ他日ノ凱旋ヲ待ツ本組合ハ臨時總會ノ決議ヲ以テ聊カ金員ヲ贈リ斯ノ名譽ナル征途ヲ餞ス

明治三十七年

七月五日の役員會に於て本組合員及其家族又は雇人の従軍者にして、戦死又は負傷、病氣等に罹り歸京の場合には左の如く香料又は見舞金を贈り正副組長若くは近邊の評議員に於て慰問すること、且葬儀の時は會葬し、花一對を供へることを可決した。

- 一戦死者金拾圓
- 一負傷者金五圓
- 一病 氣金參圓
- 一葬儀ノ節ハ組合員一般ニ通知スルコト
- 一花 一對ヲ靈前ニ供スルコト

十月二十四日岡本常君長男岡本直一君出征地に於て病死せられた旨通知あり、仍て香料を贈つた。十一月五日の役員會に於て本組合の出征者に對しては交戦中月費を免除することに決した。十一月十四日臨時役員會に於て本年徴兵適齡に依り入營する本組合員及其の家族又は雇人は従軍者同一の待遇を爲すことに決した。十一月二十六日福岡正郎君雇人名鹽佐一郎君戦死葬儀あり、香料及花一對を贈つた。十二月十九日江島伊兵衛君家族高木庚六君戦死葬儀あり、香料及花一對を贈つた。

従軍者人員左の如し。

組合員 八名 家族 八名 雇人 四十二名
計 五十八名

新加入者商號使用規程

四月五日の役員會に於て新加入者商號使用規程を左の如く
決し、發表した。

新加入者商號使用規程

第一條 新ニ本組合ニ加入セントスル者ハ現組合員ノ使用スル商號
ト同一ノ商號ヲ用ユルコトヲ得ス
堂、館、房、屋等ハ同一ト見做ス
第二條 止ムヲ得サル事情ノ爲メニ現組合員ノ使用セル商號ト同一
ノ商號ヲ用ヒントスル者ハ其先用者ノ承諾書ヲ受ケ加盟申込書ニ
添附スルコトヲ要ス
第三條 現組合員ニシテ從來使用セル商號ヲ變更セントスルトキハ
速ニ組合事務所ニ届出ヘシ
其變更ノ商號組合員中ニ同一ノモノアル場合ハ此規程ニ據ル

中等教科書輸送方に付請願

三月五日の役員會に於て今四月の學期に迫りたるに際し軍
事上輸送の爲め一般荷物の運輸閉塞と共に中等教科書類も亦
輸送を爲す能はざる時は勢も教育上に其の影響を及ぼすので
當局へ左の請願をしたが之は直に採用され以て中等教科書の

供給を全からしめた。

中等教科用圖書輸送ニ關スル請願

今般軍隊出征ノ爲メ一般普通ノ旅客荷物ニ對スル輸送力大ニ減シ
候モ右ハ國家非常ノ場合已ムヲ得サル次第ニシテ猶將來何等ノ妨
碍ヲ普通事業ノ上ニ被ムルトモ恒久忍耐シテ毫モ顧慮セサルヘキ
ハ國民ノ義務ニシテ即チ奉公ノ道タルハ吾々カ夙ニ覺悟セル所ニ
候然ルニ茲ニ教育事業ナルモノハ戰爭ニ比スレハ固ヨリ緩急アル
ヘシト雖モ一般事業トハ其本義性質ニ於テ全ク別個ノモノタルヤ
明カニシテ國家有事ノ際殊ニ其普及發達ヲ督勵スヘキモノト確信
致シ候然ルニ今ヤ各府縣中學校師範學校高等女學校及實業學校等
ハ來ル四月ヲ以テ孰レモ新學年ノ授業ヲ開始スヘク其教科用圖書
ノ供給ヲ期待セルニ前文陳ヘシ如ク運輸ノ梗塞ニ遭遇シテ其需要
ヲ充タス能ハス之レカ爲メ生徒ハ空シク鉛槧ヲ弄シ教員ハ徒ラニ
鞭策ヲ提ケテ指導スル所ヲ知ラス而シテ必要ノ教科用圖書ハ堆然
トシテ東京ニ充積スルノ奇觀ヲ呈スヘクト存シ候是レ現時ノ理勢
已ムヲ得サル次第トハ申シナカラ苟モ教育ノ重事ヲ將テ尋常一様
ノ事業ト同視シテ拱手シテ其成行ニ任シ候儀ハ吾々ノ最モ遺憾トス
ル所ニ候就テハ國定教科書ノ如キモ亦必ス同様ノ運命ニ逢着スヘ
シト懸念セシニ頃者該教科書ハ貴省ニ於テ特別ノ方便ヲ附與セラ
レ因テ以テ頗ル供給ノ途ヲ得タルヤニ傳聞致シ候果シテ然ラハ國
家ハ當今ノ事變ニ際スルモ猶ホ國民教育ヲ忽諸ニ附セス百難ヲ排
シテ教育書ノ輸送ニ一生面ヲ開カレタル儀ニシテ誠ニ機宜ニ適セ

た版權登録局が設置に至る迄、在上海帝國總領事に於て版權
登録願書を受理し、版權登録局設置の上は直に登録を爲し得
る手續が設けられた事を内務省より達しが有つたので、之を
組合員一般に通知した。

著作権法に依る複製期間

三月十九日の臨時役員會に於て、著作権法に據り複製及複
製に着手したものの完成期間切迫に付注意書及複製物登録の書
目を印刷し、之を組合員に通知した。

新聞廣告料減價の交渉

賣藥營業者の廣告料は特別廉價なるを以て、書籍の廣告料
も其れに均等すべしと、七月五日各新聞社に交渉をした。

恤兵圖書大羅市會

十月七日より六日間、下谷櫻館に於て恤兵圖書大市會を開
會し、純益金四千貳百五拾七圓六拾五錢を得たので、此の金
員を陸海恤兵部への献納品購入に充つることに決し、即ち左
の如く定めて、該品を當局の指定地に向け發送した。

- 一、陸軍へ手拭 六萬五千筋 (東京書籍商組合と中央に水淺
黄帶地へ白字にて染出す。)
- 一、海軍へ鵝豆甘納豆三斤半入八千罐 (罐の上に東京書籍
商組合と記す。)

二月五日の役員會に於て「日本書籍商名簿」を發行するこ
とに決し、直に着手し、十月發行の運びに至り、之を組合員
に配本した。

日本書籍商名簿發行

東京書籍商組合組長 小柳津要人

明治三十七年三月七日

清國版權登録

三月十九日の臨時役員會に於て、清國が通商條約に規定し

明治三十七年

明治三十八年

從軍者慰問

明治三十八年に於て届出のあつた從軍者は、組合員二名、同家族一名、雇人七名であつた、其れ等には各餞別を贈つた。前年來從軍せられた中に、戦死又は負傷、或は疾病に罹られた者には各贈物をした。

鈴木敬親君へ紀念品贈呈

前副組長鈴木敬親君は、明治三十八年一月退任せられた。君は本組合の爲めに多年盡瘁せられたので、役員會に於て金盃一個を贈呈することに決し、之を行ふた。

表彰狀

明治二十六年以來協議員タルコト五年委員タルコト五年同三十六年ヨリ副組長ノ重任ニ就クコト二年而シテ其間組合ノ發達ニ盡瘁セラレ就中三十五年組合規約大改正ニ際シ専ラ其起草ノ任ニ當リ爾來大ニ組合團體ノ基礎ヲ鞏固改進黨ヲシメタルハ君ノ力多キニ居ル依テ本組合ハ茲ニ金盃壹箇ヲ贈リ以テ其殊功ヲ表彰ス
明治三十八年一月

東京書籍商組合組長 小柳津要人

鈴木敬親殿

鈴木敬親君より左の受書を差出された。

受書

敬親不肖ノ身ヲ以テ明治二十六年貴組合協議員ノ囑託ヲ受ケ同三十一一年過テ委員ノ選ニ當リ同三十六年又過テ副組長ノ重任ニ複選セラレ其間各位ノ御賛助ニ依リ大ナル失體ヲ醸サスシテ任務ヲ滿了シタルハ望外ノ幸榮トスル所ナリ然ルニ今回鄭重ナル表彰狀ニ添テ金盃一箇ヲ賜ハル肝銘何ソ止マン乃チ拜受シテ永ク紀念ニ存スヘシ茲ニ謹ンテ深謝ノ意ヲ閣下ニ表ス
明治三十八年一月

鈴木敬親

東京書籍商組合組長 小柳津要人殿

祝捷會開催

一月十日定期總會閉會後直に旅順口大捷に付祝捷會を開き、東郷乃木兩大將に贈るべき左の感謝狀を可決し、直に之を贈つた。

感謝狀

旅順ノ地タル由來天險無比難攻不落ト稱セラレ之レニ據ルノ敵亦防戰頑強ヲ極メタリ然ルニ我カ軍隊ハ陸ニ海ニ萬苦ヲ排シ千難ヲ冒シ勇戰奮闘此堅壘ヲ破リ其鐵艦ヲ沈メ遂ニ彼レヲシテ開城乞降ノ止ムナキニ至ラシム是レ洵ニ我カ勳聖神武ナル 陛下ノ威徳ニ

因ルト雖モ亦以テ將軍ノ統帥劃策其宜ニ適ヒ將士ノ勇武絶倫克ク其任務ヲ盡シタル結果ト言ハサルヲ得ス是レ吾等感喜措ク能ハサル所ナリ仍テ茲ニ組合總會滿場一致ノ決議ヲ以テ閣下ニ感謝ノ意ヲ表ス閣下幸ニ此微衷ヲ諒セラレ、アラハ何物ノ光榮カ之レニ如カン
右謹テ具ス
明治三十八年一月十日

東京書籍商組合組長 小柳津要人

聯合艦隊司令長官海軍大將東郷平八郎閣下

第三軍司令官陸軍大將男爵乃木希典閣下

三月十九日東京實業團に於て奉天附近會戰大捷に付祝捷會發起人會を東京府議事堂に於て開き本組合へも賛同すべく交渉があつた。依て二十三日臨時役員會を開き之に賛同することに可決した。四月三日舉行の筈であつた同會は雨天の爲め延期し、五日に舉行せられた。

六月四日、日本海々戰大捷に付實業團祝捷會に賛同した。本組合に於て作製し、祝捷會の當日參列者が唱ひたる祝捷歌は左の如くである。

祝捷歌

(一) 世界にとどろく我が大勝利、
いはへやいはへイザくいはへ、
神の御代より三千年以來、
ためしもつたへも無き此度ぞ。

明治三十八・三十九年

明治三十九年

賞勳局總裁從二位勳一等子爵大 給 恒

(二) 忠勇優れしわが同胞が、
命をなげすて國家のために、
得たる千辛萬苦の捷ぞ、
想へや千辛萬苦の捷を。
(三) 武運もめでたきわが同胞が、
霰と飛びくる彈丸を犯し、
得たる千辛萬苦の捷ぞ、
想へや千辛萬苦の捷を。
(四) これこの千辛萬苦の捷を、
いかでか祝はで過ごさるべきぞ、
あげよ萬歳萬歳あげよ、
遙けき戰地に聞ゆるまでに。

實業組合聯合會に加入

實業組合聯合會發起人より同會設立に付加入の交渉があつた。依て五月十九日の臨時役員會に依て同會に加入することに決した。

銀杯下賜

明治三十七年、恤兵圖書大雜市の純益金を以て陸海軍へ献品したので、賞勳局より左の賞狀に添へ銀杯を下賜せられた。

東京市日本橋區本木町二丁目
東京書籍商組合

明治三十七八年戰役ノ際報國ノ旨意ヲ以テ恤兵用品寄附候段奇特ニ候條其賞トシテ銀杯一組下賜候事
明治三十八年六月廿七日

明治三十九年

定期總會

明治三十九年一月十日、上野公園梅川樓に於て定期總會を開き、雇人獎勵規程を修正し、次で選舉委員は評議員を定め

た。次で石川正作君は、「國定教科書ヲ自由翻刻ニセンコトヲ本組合ノ建議ヲ以テ文部大臣ニ建議スル事」の建議案を提出されたが、之は臨時總會を請求すべきものとて、當日の議題にはならなかつた。

臨時總會

三月二十二日、神田今金に於て臨時總會を開き、規約を左の如く修正し、規約第十二條施行細則を設けた。

組合同約修正

組合同約第十一條第二項中「組合員ハ」ノ下「其」ヲ加へ「非サレハ」ノ下「之ト」ヲ加フ

同第十一條ノ次へ左ノ一條ヲ加へ第十二條以下順次繰下ク

第十二條 東京市内ニ店舗ヲ有スル組合員外ノ同業者ニシテ前條

取引停止中ノ者ト商取引ヲ爲スモノアルトキハ組合ハ其商取引

中止ヲ要求スヘシ前項ノ要求ニ應セサルトキハ別ニ定メタル施

行細則ニ依リ處分ス

同第六十三條第五號中「三回以上」ノ四字ヲ削除シ同號「若クハ」

ノ次へ「三回以上」ノ四字ヲ加フ

同第六十五條第一號中「第十一條」ノ下「及第十二條」ヲ加フ

組合同約第十二條施行細則

第一條 本組合ハ東京市内ノ組合員外同業者ニ對シ規約第十二條ニ依リ商取引中止ヲ要求シ其要求ニ應セサルトキハ此施行細則ニ依リ處分ス

第二條 本組合ハ此施行細則ヲ實施スル爲メ常設調査委員五人ヲ置ク

常設調査委員ハ評議員ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

常設調査委員ハ其互選ヲ以テ委員長一人ヲ定ム委員長ハ常設調査

委員會ヲ掌理ス

第三條 東京市内ニ店舗ヲ有スル組合員外ノ同業者ニシテ組合同約

第十一條ニ依リタル取引停止中ノ者ニ對シ商取引ヲ爲ス者アルコ

トヲ認知シタル組合員ハ直ニ之ヲ本組合事務所ニ通告スヘシ

第四條 前條ノ通告ヲ受ケタルトキハ組長ハ速ニ之ヲ常設調査委員

ニ移牒シ其調査ヲ求ムヘシ

第五條 常設調査委員會ニ於テ其事實アリト認メタルトキハ組長ハ

該組合員外同業者ニ對シ取引停止中ノ者トノ商取引ヲ中止セラレ

タキ旨ヲ要求スヘシ

第六條 前條ノ要求ニ應セサルトキハ組長ハ役員會ノ議決ヲ經テ該

組合員外同業者ニ對シ本組合員トノ取引停止ニ處シ之ヲ組合員ニ

通知スヘシ

第七條 前條停止ニ處セラレタル者ニシテ第五條ノ要求ニ服從シ又

ハ其取引停止中ノ者ノ解除セラレタル場合ハ組長ハ役員會ノ議決

ヲ經テ其停止ヲ解除スルコトヲ得

前項解除ノ決定アリタルトキハ之ヲ組合員ニ通知スルモノトス

第八條 此施行細則ニ依リ二回以上停止ニ處セラレタル者ニ對シテ

ハ解停セサルコトアルヘシ

第九條 此施行細則ハ明治三十九年四月一日ヨリ實施ス

東北凶作地へ義捐金

二月五日の役員會に於て、東北三縣の凶作甚しき爲め、同地の窮民を救助する爲め組合員より義捐金を募集することに決した。應募者百五十九名、此金壹千五百五拾貳圓七拾錢、以上へ本組合より五百圓を支出し、合計壹千五百五拾貳圓七拾錢。これを左の三縣に寄附した。

金七百八拾壹圓四拾五錢 宮城縣
金四百六拾圓七拾五錢 福島縣
金參百拾圓五拾錢 岩手縣

右の如く募集金の總額を凶作情況に應じて配分し、左の書狀を添へ宮城福島岩手の三縣知事宛送致した。

拜啓然ハ貴縣下凶作地ハ目下非常ナル慘境ノ淵ニ沈淪シツ、有之候由傳聞致シ弊組合ハ深ク同情ヲ表シ候依テ別紙之通り金何圓以第一銀行爲替御送附仕候間各窮民救濟費之内へ被差加可然御分配

明治三十九年

被成下度此段得貴意候敬具

明治三十九年二月二十八日

東京書籍商組合組長 小柳津要人

宮城縣知事 龜井英三郎殿

福島縣知事 有田 義資殿 (各通)

岩手縣知事 押川 則吉殿

右に對シ三縣知事より左記の如く挨拶狀を送附せられた。

拜啓陳者縣下非常凶歉ノ狀況ヲ洞察セラレ窮民救恤トシテ金參百拾圓五拾錢義捐相成御芳志悉ク存候目下救濟方法相立居候場合ニ付御趣意ヲ達スル様可取計候間各位へ宜敷御致聲相煩ハシ度別紙受領證(受領證略ス)相添へ不取敢御挨拶迄如斯ニ御座候
明治三十九年三月二日

岩手縣知事 押川 則吉

東京書籍商組合組長 小柳津要人殿

拜啓縣下凶作地方窮民救恤トシテ金員御寄贈ニ預リ御厚情之段縣

下幾多窮民之爲メ定ニ感佩ノ至リニ不堪候先ハ不取敢御挨拶迄如

斯ニ御座候敬具

明治三十九年三月六日

宮城縣知事 龜井英三郎

東京書籍商組合外百五十九人

代表者 小柳津要人殿

拜啓縣下凶作地方窮民ニ對シ深厚ナル御同情ヲ寄セラレ今般之レカ救濟ノ資トシテ貴組合各位ヨリ多分ノ金圓御寄贈ヲ辱フシ御

高念之段奉感謝候夫々救済ノ途ニ充テ以テ寄贈ノ旨ヲ全フスルヲ期シ可申不取敢呈腐毫表謝意候敬具

明治三十九年三月七日

福島縣知事 有 田 義 資

東京書籍商組合組長 小柳津要人殿

追弔祭と歓迎會

日露戰役に本組合員中より從軍せられた者六十二名、内戰死者八名であつた、仍て五月七日、向島花月華壇に於て追弔祭を行ひ、終つて歓迎會を開催した。先づ齋主祭官の禊祓あり、次で招魂、奉幣、献饌の後、齋主は祭文を奏告し、組合は祭文を朗讀せられた。

祭 文

維時明治三十九年五月七日、東京書籍商組合組長小柳津要人謹テ時差ノ奠ヲ以テ故陸軍砲兵少尉岡本直一君、故陸軍歩兵曹長勳七等功七級五島留二君、故陸軍歩兵伍長勳七等功七級高木庚六君、故陸軍歩兵伍長勳七等功七級名鹽佐一郎君、故陸軍歩兵上等兵勳八等關口直候君、故陸軍歩兵上等兵太田角太郎君、故陸軍歩兵一等卒勳八等功七級阿久津岩太郎君、故陸軍歩兵一等卒澤田常太郎君ノ英靈ヲ祭ル、諸士ハ我書籍商ヨリ身ヲ起シテ明治三十七八年戰役ニ從軍セラレ、懸軍萬里、朔北ノ異域ニ轉戰シ、進ミテハ堅城ヲ屠リ、鐵壘ヲ拔キ、退キテハ虐寒ヲ凌キ、兇熱ニ堪ヘ、有ニ

ル慘苦ヲ擔ムナク、奉公ノ赤誠ハ燃ユルカ如ク、縱横馳突、終ニ名譽ノ戰死ヲ遂ケラル、而シテ今ヤ帝國ハ曠古無比ノ戰勝ヲ獲テ、國威ヲ八紘ニ輝カシ、以テ平和ヲ克復セリ、是レ一ニ陛下ノ御稜威ニ因ルト雖モ、諸士カ忠勇殉國ノ力亦與カリテ多キニ居ル、其功烈ヤ耿々トシテ遺光ヲ竹帛ニ放チ萬世朽ツルナシ、諸士以テ瞑スヘキナリ、然リト雖モ國民欣躍歡呼シテ凱旋ヲ迎フルニ當リ、只恨ムラクハ諸士ノ英姿ヲ親ルヲ得ス、幽明境ヲ異ニシ、吾々滿腔ノ喜悅ヲ捧クル能ハサル、獨リ空シク遼東ノ夜雨、熾火肅々、鬼哭啾々タルヲ回想シ、轉々感極マリテ聲噎ブノミ嗟哀哉、我組合ハ諸士ノ神靈ヲ慰メンカ爲ニ茲ニ地ヲ清メ壇ヲ設ケ感謝ノ至誠ヲ啓沃シ度ミテ追悼ノ意ヲ格ダス、忠魂髣髴トシテ來リ享ケヨ

次で高橋季吉君は戰友總代として左の弔詞を朗讀した。

弔 詞

維時明治三十九年五月七日謹而故陸軍砲兵少尉岡本直一、陸軍歩兵曹長五島留二、陸軍歩兵伍長名鹽佐一郎、陸軍歩兵上等兵高木庚六、同太田角太郎、同關口直候、陸軍歩兵一等卒澤田常太郎、同阿久津岩太郎君ノ靈ニ告ク
曩ニ征露ノ役起ルヤ諸士ハ勇奮軍ニ從ヒ、百難ヲ排シテ各其任務ヲ遂行シ、遂ニ邦國ノ爲メニ殉セリ、今ヤ交戰ノ目的ヲ達シ我武益振ヒ不肖等餘命ヲ保チテ釐下ニ凱歸セルニ當リ諸士ト今日ノ光榮ヲ共ニスル能ハサルハ眞ニ遺憾トスル所ナリ、殊ニ諸士ハ奮ニ忠勇ナル軍國ノ戰士タルノミナラス我書籍業ノ前途亦諸士ノ力ニ

待ツモノ最モ多カリシニ幽明既ニ堺ヲ異ニス痛恨焉ソ極ラン、然リト雖男子生レテ身ヲ軍籍ニ列ネ這ノ空前ノ大戰ニ參與シ一死以テ君國ニ報シテ、芳名ヲ竹帛ニ垂ル何物ノ面目カ之ニ加カンヤ諸士以テ瞑スヘキナリ東京書籍商組合凱旋軍人一同ヲ代表シ聊カ茲ニ追悼ノ意ヲ述フ尙クハ饗ケヨ
明治三十九年五月七日

陸軍二等主計 高橋 季 吉

右朗讀了つて遺族、戰友、組合評議員、組合員等參拜玉串を捧げ、次で組長は戰死者八名の遺族へ弔慰金(各金貳拾五圓)を贈與し。撤饌、撤幣、昇神の式あり、併して齋主祭官一同退床し、式を了した。

追弔祭も滞りなく終了の後、嚙曉たる「君が代」の奏樂あり、歓迎會は開かれた。先づ副組長大柴四郎君の開會の辭あり、組長小柳津要人君は左の如く歓迎文を朗讀せられた。

歡 迎 文

花ハ妍々トシテ戰捷ヲ祝シ、鳥ハ啾々トシテ凱歌ヲ謠フ、此陽春貽蕩方ニ關ナル時、東京書籍商組合ハ本日ヲトシ翠嵐ノ滴ル當花月華壇ニ於テ我組合員ニ關連セル日露戰役ノ從軍者諸君ヲ招待シ、恭シク歡迎ノ式ヲ舉ク
回顧スレハ甲辰ノ二月宣戰ノ大詔一下スルヤ、日東ノ健兒ハ豪氣堂々迅雷ノ如ク、北韓ヲ衝キ疾風ノ如ク遼東ヲ壓シ堅城ヲ破リ鏡ヲ碎キ、每戰必捷終ニ勁敵ヲ東清ヨリ擊攘シテ開戰ノ目的ヲ全フ

明治三十九年

シ、最大光榮ヲ揚ケ以テ平和ヲ克復セリ、實ニ明治三十七八年戰役ハ振古ノ大戰ニシテ空前ノ大勝ヲ獲タリ、皇武馮リテ以テ列強ニ轟キ、國光據リテ以テ四海ニ輝ケリ、嗚呼壯ナル哉偉ナル哉、而シテ本日ノ主賓タル凱旋將士諸君ハ我書籍商ヨリ出身シテ斯ノ偉勳丕績ニ參加シ今ヤ雄風凜々トシテ凱旋セラレタルハ本組合ノ最モ歡喜スル所アリ
惟フニ諸君ハ出征以來異域ノ胡地ニ啓處ニ遑ナク或ハ熱砂ヲ踏ミ或ハ氷雪ニ臥シ或ハ飢エ或ハ渴シ、辛艱克ク耐ヘ苦難克ク忍ヒ、其恪勤勇敢其壯烈ハ鬼神ヲ泣カシメタリ、諸君ノ功績ヤ允トニ多ト謂フヘシ、本組合ハ爰ニ諸君ノ勤勞ヲ犒ヒ凱旋紀念トシテ銀製時計ヲ贈呈シ謹テ歡迎ノ意ヲ表ス
明治三十九年五月七日

東京書籍商組合組長 小柳津要人

朗讀了つて凱旋將士五十四名に記念として銀時計各一個を贈呈した。次で羽田福太郎君は凱旋將士總代として左の答辭を朗讀せらる。

答 辭

征露ノ役ハ振古未會有ノ大戰ニシテ帝國安危ノ繫ル所タリ不肖等幸ニ身軍籍ニ在ルノ故ヲ以テ此大戰ニ參與シ、僅ニ其職ヲ盡スコトヲ得タルハ偏ニ
大元帥陛下ノ御稜威ト忠誠義俠ナル諸君等ノ後援トニ依ル、然ルニ今ヤ露國ト媾和ノ約成リテ茲ニ凱旋スルヤ、我カ東京書籍商組

一一九

合員諸君ハ特ニ本日ヲ以テ不肖等ノ爲メニ盛大ナル歡迎ノ式ヲ舉ケラレ過當ナル頌詞ヲ辱フシ、加フニ鄭重ナル紀念品ヲ贈與セラシテ無上ノ光榮ニシテ不肖等ノ慚愧ニ堪ヘサル所ナリ
凱旋者一同ニ代リ諸君ノ熱誠ナル懇待優遇ニ對シ謹而滿腔ノ誠意ヲ表ス

明治三十九年五月七日

陸軍歩兵中尉羽田福太郎

右了つて「君が代」の樂を二回奏し、組長の發聲にて一同相和し、兩陛下萬歳を三唱、凱旋諸君萬歳を三唱し、爆聲を合圖に芽出度式を閉ぢて園遊會に移り福引、其の他諸藝の餘興があつた。

營造物使用細則

二月五日の役員會に於て營造物使用細則を左の如く定めた。

營造物使用細則

- 第一條 本組合ノ營造物ヲ使用セントスル者ハ本細則ニ準據スヘシ
- 第二條 本組合ノ營造物ヲ使用セントスル者ハ其使用ノ目的ヲ詳記シ本組合評議員二名以上ノ紹介ヲ以テ申込ヘシ
- 第三條 左ノ場合ニハ本組合ハ營造物ノ使用ヲ謝絶又ハ中止スルトアルヘシ
 - 一、本組合ノ體面ヲ汚スト認ムルトキ

- 二、營造物ニ損害ヲ及ホス恐アリト認ムルトキ
- 三、本組合ノ業務ヲ妨クルト認ムルトキ
- 第四條 本組合ノ營造物ヲ使用セントスル者ハ規定ノ使用料ヲ納付スルヲ要ス
- 第五條 本組合營造物使用料ハ毎年一月評議員會ノ評決スルトコロニ據ル
- 第六條 使用者ニ於テ備付ノ器具若クハ營造物ヲ破損シタル場合ハ之カ復舊實費ヲ辨償セシム
- 第七條 使用者ニシテ使用料若クハ辨償金ノ徴收ニ應セサルトキハ紹介人其責ニ任ス
- 第八條 使用者ニ於テ門前ニ看板等ヲ掲出セント欲スルトキハ組長ノ許可ヲ受クヘシ
- 第九條 營造物ノ使用ニ關シ本細則ニ規定ナキ事項ハ正副組長ノ合議ニ一任ス

營造物使用料

- 十人以下集會ノ場合 一日金壹圓
- 十一人以上集會ノ場合 一日金壹圓五拾錢

松邑孫吉君表彰

前評議員松邑孫吉君（先代）は家督を子息に譲り退隱せられたので、同君多年の功を表彰することに決した。

宮川保全君彰功

前評議員宮川保全君は九月を以て廢業せられた、同君は本組合創立に際し盡力せられ其功勞多大なるを以て、九月五日の役員會に於て表彰することに決した。

表彰狀

宮川保全 殿

明治二十年本組合ノ創立ニ際シ率先之ニ力ヲ竭シ以降委員タルコト十五年其間明治二十五年以降選マレテ副頭取ノ重職ニ就クコト十年明治三十五年大日本圖書株式會社ノ評議員ニ選ハルルヤ常ニ之カ代表者トナリ明治三十六年以降君復選ハレテ評議員タルコト四年其間孜孜黽勉組合ノ發達ニ盡瘁セラレ就中圖書大羅市會ヲ革進シ雇人獎勵規程ノ制ヲ建議スル等組合團體ノ基礎ヲ鞏固ナラシメタル實ニ君ノ力多キニ居レリ其功績顯著ナリ依テ今回君カ廢業シテ評議員ヲ退カルルニ際シ本組合ハ役員會ノ決議ヲ經テ茲ニブラジル産オネキス製置時計一個ヲ贈リ其殊功ヲ表彰ス
明治三十九年十二月二十二日

東京書籍商組合組長 小柳津要人

明治四十年

定期總會

明治四十年一月十日、神田今金に於て定期總會を開き、雇

明治四十年

人獎勵規程を左の如く修正可決した。

- 第二條ニ左ノ但書ヲ加フ
 - 但新ニ本組合ニ加入シタル組員ニシテ其加入後滿三年ヲ經過セサル者ハ本規程ニ據ルコトヲ得ス
 - 次で組合事務所擴張案を付議した。
 - 一、擴張費ハ金參萬圓以内トス
 - 二、現今組合資産ハ經常費ニ支障ナキ限り地所及建築費トシテ處分シ得ルコト
 - 三、組合ノ資産ヲ以テ支辨シ能ハサル金額ハ負債ヲ起シ得ルコト
 - 四、評議員以外ニ於テ事務所擴張設計參加員五名ヲ選フコト
 - 五、本案ノ處理ヲ新任評議員並ニ參加員ニ委託スルコト
- 右の内、參加員は其必要の時機に際し組長より選定すと修正し、他は原案を可決した。
其れより役員選舉は選舉委員に於て定むることに決した。

東京勸業博覽會出品

東京勸業博覽會へ圖書の統計を出品することに決し、組員に向つて各自の材料を求めたるも其の提出が少ないので、「圖書月報」に掲載した新刊圖書目録を基礎とし、明治三十五年より同三十九年迄の五ヶ年の統計表を左の如く製作し、三月二十一日、之を同會々場第一部第十七類へ出品した。

東京書籍商組合員發行圖書最近五ヶ年間統計表

種別	明治三十五年		明治三十六年		明治三十七年		明治三十八年		明治三十九年		累年計	
	冊	平均價 圓十錢厘	冊	平均價 圓十錢厘	冊	平均價 圓十錢厘	冊	平均價 圓十錢厘	冊	平均價 圓十錢厘	冊	平均價 圓十錢厘
神書及宗教	五	、三六七	四	、五四〇	三	、三三三	三	、六三三	三	、五五四	一五	、四六五
哲學	八	、五九九	九	、四〇〇	九	、五四三	六	、五八八	七	、四三四	三六	、四九三
教 育	九	、四四三	九	、五五五	二	、五〇〇	三	、六八八	五	、一〇九〇	四三	、六〇三
小學教科書類	四	、一九三	一	、三三三	三	、四〇〇	二	、三二〇	三	、三三四	六	、二〇九
少年書類	一	、〇六九	一	、〇六六	〇	、一〇六	三	、二八	三	、三〇三	四	、〇九五
文 學	一	、四〇六	二	、三九一	五	、四四四	五	、三九〇	八	、三八九	四〇	、四〇一
小 說	一	、三五六	一	、三五六	五	、五〇四	五	、三六三	九	、三五二	四四	、三七四
國文及國語學	九	、三六六	一	、三八一	七	、三九八	六	、四二五	二	、四三〇	五〇	、三六六
外國語及歐文書	一	、四三三	七	、三四六	〇	、四四四	六	、五二	四	、五三〇	四八	、四三三
歷史及傳記	三	、五五五	一	、五〇〇	一	、八五	四	、五〇五	五	、六三	六九	、五七三
地理、紀行、地圖	二	、六六五	一	、六〇〇	七	、七七	三	、七九	一	、三九一	四〇	、六三
法律學及法令	五	、六八八	四	、七二	三	、九六	三	、七三	三	、七〇	一六	、六八
政治經濟統計	六	、八六七	四	、七四	三	、四三	三	、七三	三	、五〇〇	一九	、六八
社會統計	一	、六九四	一	、七〇	四	、九六	三	、七〇	一	、五〇〇	一三	、六八
理化及博物	一	、六九四	一	、七〇	四	、九六	三	、七〇	一	、五〇〇	一三	、六八

種別	明治三十五年		明治三十六年		明治三十七年		明治三十八年		明治三十九年		累年計	
	冊	平均價 圓十錢厘	冊	平均價 圓十錢厘	冊	平均價 圓十錢厘	冊	平均價 圓十錢厘	冊	平均價 圓十錢厘	冊	平均價 圓十錢厘
數 學	七	、四八〇	七	、五〇三	四	、四八八	三	、四三三	二	、五〇〇	二七	、四九四
醫 學	六	、一三三	八	、一〇九	五	、九三	四	、八七	三	、一六七	二九	、一〇一
工學及工藝	三	、七七	四	、五九	五	、七四三	一	、九七四	三	、五五	一七	、六八〇
商 業	四	、三〇〇	五	、四六四	二	、五〇五	二	、一六九	三	、八八〇	一八	、五九五
農 藝	六	、六九〇	一	、三八三	三	、五七七	四	、七六〇	七	、七三	三九	、五七四
兵 事	二	、四六四	一	、三八八	五	、二七六	五	、三九四	四	、四九七	一九	、三八九
美 術	七	、三〇〇	七	、三六五	七	、二五	五	、三九四	四	、三六	三〇	、三九五
音樂及歌舞	四	、一五四	五	、三四〇	五	、一八	二	、二九	二	、三六	一〇	、一九三
遊 戲	三	、二九三	四	、四〇四	二	、三〇六	二	、三二	一	、二九七	一七	、三〇〇
家 政	二	、三八三	二	、四一	三	、四四	三	、三八三	三	、四六四	一四	、四三
叢 書	一	、一〇、〇〇〇	四	、四二	四	、三六八	五	、三六四	一	、二、〇〇〇	一	、二、一九三
類 書	四	、三三	二	、二八九	一	、三六八	一	、三〇〇	一	、五〇〇	二	、一、七五〇
雜 書	三	、三三	三	、三九	一	、三六八	一	、三〇六	一	、三七	一	、二八〇
年 計	三三六	、四三〇	三四六	、四四五	二五五	、五三三	一九三	、五四四	二二七	、五八	八一七	、四六二

備考 本表ハ我組合ニ於テ發行セル「圖書月報」ニ掲載セラレタルモノヲ基礎トシテ編纂シタルモノナレハ敢テ完全ナル統計表ト云フニアラズ、然レトモ其ノ大部分ハ遺漏ナク蒐集シタルヲ以テ我出版界ノ趨勢ヲ窺知スルニ多少ノ利益ナキニ非スト信ス

東京書籍商組合

外國圖書附屬品輸入稅免除請願

文化の進展に伴ひ外國圖書に附帶する電氣銅版、寫真版、木版等を輸入するに多額の海關稅を課せらるゝは、獨我書籍業者の苦痛のみならず、延ては國家學藝の進歩を阻害するものであるので、十二月五日の役員會に於て左の請願書を大藏省に提出することに決し提出した。

外國圖書附屬品輸入稅免除請願書

請願ノ要旨

歐米諸國ニ於テ發行セラレタル圖書ヲ我國語ニ翻譯發行スル爲メ其圖書ノ原版即チ電氣銅版、若クハ紙型等圖書ノ内容ニ附屬スル輸入品ニ對シテハ特ニ海關稅ヲ免除セラレタク茲ニ謹テ請願ス

理由

我邦ノ學術力長足進歩ノ今日アルハ文明先進國ノ著作物翻譯書ノ力與テ其多キニ居ルコトハ顯著ナル事實ニシテ世ノ均シク認ムル所ナリ然ルニ先年我政府力條約改正ニ基キ萬國版權保護同盟ニ加入セラレシ結果吾々當業者ハ忽チ翻譯ノ自由ヲ失フノ大不利ヲ蒙リ施イテ我學問界ニ一大打擊ヲ與ヘタルコト亦世ノ知ル所ナリ斯ノ大不利大打擊モ國際上ノ大局ニ觀テ忍耐セサルヲ得サル悲境ニ沈淪セリ三十七八年ノ大戰後我國力ノ伸張ニ伴ヒ文運ノ發展ハ一層ノ速度ヲ以テ急進シ從テ翻譯書ノ需用又著シキ劇増ヲ見ルニ至レリ是ニ於テ吾々當業者ハ之ニ應センカ爲メニ有益ナル外國圖書ヲ翻譯發行セントシテ其母國原著者ニ向テ翻譯許容ノ交渉ヲ爲ストキハ多クハ翻譯許諾ノ要件トシテ附屬圖書ノ原版又ハ紙型等ヲ俱ニ高價ニ買取ルヘク強要セラル、ハ現下ノ情狀ナリ是レ所謂足モトニ付ケ込マレタル不利ノ條件タルハ勿論ナレトモ急需ヲ充タサンカ爲メニ餘儀ナク之レニ承服スル場合益々增多セリ扱此ノ附屬品輸入ニ對シテハ關稅甚タ重キニ失スルノ憾ナキ能ハス抑モ主體タル圖書其ノモノハ輸入稅免除ナルニ拘ハラス其從タル附屬品ニ對シテハ普通ノ率ニ照シテ課稅セラル、コトハ吾々當業者ノ最モ難澁トスル所ナリ論者或ハ云ハン圖書ノ附屬品タル圖版、紙型等ハ一ノ製造元料品ニ過キス故ニ普通ノ關稅ヲ課スルハ適當ナリト是レ事理不通ノ論ト謂ハサル可ラス何トナレハ圖書附屬品ハ共通性ヲ有セサルモノニシテ即チ甲書ノ原版ヲ乙書ニ用ヒ得サルコト論者ト雖モ異論ナカルヘシ假ヘハ印刷用紙ノ如キ製本用「クローズ」ノ如キモノコソ眞ニ純然タル元料品ニシテ即チ共通ノ性質ヲ帶フルモノナレハ之ニ關稅ヲ課セラル、ハ當然ニシテ少シモ異ム所ナキモ今普通ノ元料ニ非スシテ專屬品タル右ノ寫真版等ニ向ツテ普通ノ關稅ヲ課セラル、ハ斷シテ其當ヲ得タルモノト謂フ可ラス然シテ此一事ハ當ニ吾々當業者ノ苦痛ナルノミナラス教育上ニ及ホス影響ハ決シテ尠ナラサル可シ如何トナレハ此ノ如クシテ翻譯書力非常ノ高價トナルハ自然ノ結果ニシテ隨テ一般讀書界ニ其弊ヲ及ホシ新智識普及ノ妨ケ多ケレハナリ而シテ斯ノ教育上ニ於ケル障得ハ即チ國力伸張ノ障得タルカ故ニ大ニ考慮スヘキ價值アルモノト信ス是レ本願ヲ奉呈シ以テ聽許ヲ仰ク所以ナリ

右格別ノ御詮議ヲ以テ何卒御採納被下度此段奉懇願候也

明治四十年十二月十一日

東京書籍商組合組長 小柳津要人

大藏大臣法學博士男爵坂谷芳郎殿

坪谷善四郎君送別會

坪谷善四郎君は出版業視察の爲め歐米を漫遊せらるゝので、本組合は八月十五日、芝公園三緣亭に於て之が送別會を開催した(會費三圓)。從來組合員の從業者洋行に際して送別會を開催したのは有志者發起となつたが、組合の名を以て開催したのは之を嚆矢とする、それは同君は本組合より二回精勤賞を受けられたからである。

全國書籍商名簿發行

五月五日の役員會にて「全國書籍商名簿」を發行することに決定着手し、十一月發行、之を組合員に送本した。

明治四十一年

定期總會

一月十日、京橋東京地學協會に於て定期總會を開き規約を左の如く假決議した。

第一條 東京市内ニ於テ書籍出版ヲトアルヲ東京市内ニ店舗ヲ有シ

明治四十一年

書ヲ翻譯發行セントシテ其母國原著者ニ向テ翻譯許容ノ交渉ヲ爲

ストキハ多クハ翻譯許諾ノ要件トシテ附屬圖書ノ原版又ハ紙型等ヲ俱ニ高價ニ買取ルヘク強要セラル、ハ現下ノ情狀ナリ是レ所謂足モトニ付ケ込マレタル不利ノ條件タルハ勿論ナレトモ急需ヲ充タサンカ爲メニ餘儀ナク之レニ承服スル場合益々增多セリ扱此ノ附屬品輸入ニ對シテハ關稅甚タ重キニ失スルノ憾ナキ能ハス抑モ主體タル圖書其ノモノハ輸入稅免除ナルニ拘ハラス其從タル附屬品ニ對シテハ普通ノ率ニ照シテ課稅セラル、コトハ吾々當業者ノ最モ難澁トスル所ナリ論者或ハ云ハン圖書ノ附屬品タル圖版、紙型等ハ一ノ製造元料品ニ過キス故ニ普通ノ關稅ヲ課スルハ適當ナリト是レ事理不通ノ論ト謂ハサル可ラス何トナレハ圖書附屬品ハ共通性ヲ有セサルモノニシテ即チ甲書ノ原版ヲ乙書ニ用ヒ得サルコト論者ト雖モ異論ナカルヘシ假ヘハ印刷用紙ノ如キ製本用「クローズ」ノ如キモノコソ眞ニ純然タル元料品ニシテ即チ共通ノ性質ヲ帶フルモノナレハ之ニ關稅ヲ課セラル、ハ當然ニシテ少シモ異ム所ナキモ今普通ノ元料ニ非スシテ專屬品タル右ノ寫真版等ニ向ツテ普通ノ關稅ヲ課セラル、ハ斷シテ其當ヲ得タルモノト謂フ可ラス然シテ此一事ハ當ニ吾々當業者ノ苦痛ナルノミナラス教育上ニ及ホス影響ハ決シテ尠ナラサル可シ如何トナレハ此ノ如クシテ翻譯書力非常ノ高價トナルハ自然ノ結果ニシテ隨テ一般讀書界ニ其弊ヲ及ホシ新智識普及ノ妨ケ多ケレハナリ而シテ斯ノ教育上ニ於ケル障得ハ即チ國力伸張ノ障得タルカ故ニ大ニ考慮スヘキ價值アルモノト信ス是レ本願ヲ奉呈シ以テ聽許ヲ仰ク所以ナリ

圖書出版又ハ販賣ヲニ改ム

第四條

一、圖書出版ノ一般ニトアルヲ圖書ノ出版及ヒ販賣ニニ改ム
二、組合ノ機關雜誌及ヒ出版書目トアルヲ圖書目錄書籍商名簿ニ改ム

第六條 商號及ヒ氏名トアルヲ商號、開業年月及ヒ氏名ニ改メ加入
金拾圓トアルヲ加入金貳拾圓ニ改ム

同第二項ニ前項紹介者ノ一人ハ評議員タルヲ要スヲ加ヘ次項順次
繰下ク
同第三項(舊二項)ニ前項トアルヲ加入ニ改ム

同第四項(舊三項)ニ其加入ヲ許諾セラレトアルヲ其加入ノ許諾
ヲ得ニ改ム

第十三條 發行若クハトアルヲ該圖書ノ發行若クハニ改メ同但書中
合意協同スルハトアルヲ協商シタル場合ハニ改ム

第十五條 規定トアルヲ規程ニ改ム

第十七條 又ハ重禁鋼トアルヲ又ハ破廉耻罪ニ依リ重禁鋼ニ改ム

第十八條 又ハ脱退トアルヲ又ハ組合員タルノ資格ヲ失ヒ若クハ脱
退ニ改メ同但書ヲ削ル

第二十二條 左ノ投票ハ無効トス但第二號及ヒ第四號ノ場合ニ於テ
ハ其資格ナキ者ヲ除外有效トスノ但書ヲ加フ

同第四號組合名簿トアルヲ組合員名簿ニ改メ同但書ヲ削ル

第二十四條 又解任セラルルコトナシ但役員ニシテ第六十四條乃至
第六十七條ノ處分ヲ受ケタルトキハ自ラ解任シタルモノトストノ

五十一字ヲ削ル

第二十五條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ次點者ヨリ取り次點者ナクシテ半數以上缺員トアルヲ役員ニ半數以上ノ缺員ニ改ム

第二十八條 第二號ヲ削リ第三號以下順次繰上ク

第三十四條 十分ノ二トアルヲ十分ノ一ニ改ム

第四十二條 組合費トアルヲ組合費ニ改ム

第六十四條ヲ第六十五條ニ改ム

第六十五條ヲ第六十四條ニ改メ申告ニ依リテノミ停止又ハ解停スルモノトストアルヲ申告ニ依ルニ改ム

第七十一條 組合員半數トアルヲ組合員總數四分ノ一ニ改ム

第七十二條ノ全文ヲ削リ第七十三條以下順次繰上ク

次で組合月費を貳拾錢に改正し。其れより評議員の選挙を行つた。

第六回圖書大羅市會

十月七日より五日間、東京美術俱樂部に於て第六回圖書大羅市會を開いた。賣上高金拾六萬貳千參百四圓參拾五錢、純益參千參百參拾壹圓四拾參錢あつた。此回より「カード」式を用ひたので、これを實行するには組合員九十三名連署の反對建議もあり、亦一方、改良實行促進の建議もあつた。

大橋新太郎君送別會

大橋新太郎君は出版業視察の爲め歐米を漫遊せらるゝの

で、本組合は五月十九日、上野精養軒で之が送別會を開催した。

江草斧太郎君死亡

前副組長江草斧太郎君は二月十五日死亡せられた、依て二月十七日臨時役員會に於て祭祀料金百圓、生花一對と弔辭を贈る事に決した。

謹テ故有斐閣主人、東京書籍商組合評議員江草斧太郎君ノ靈ニ告ク君ハ明治二十四年我組合ノ協議員ニ舉ケラレ翌二十五年ヨリ委員タルコト十年又明治三十五年以來今日ニ至ルマテ評議員ニ選ハレ而シテ副組長ノ要職ニ在ル六年總テ十八年ノ長期間熱心以テ組合事務ニ盡瘁シ就中大羅市會ノ振興ニ貢獻セラル我組合今日ノ基礎鞏固ヲ致シタルハ君ノ力與テ多キニ居ル

君ハ性溫良ニシテ人ニ接スル圓滿、事ヲ採ル篤實、此故ニ君ノ聲望ハ我同業者間ニ最モ重シ、我組合ハ將來發展ノ上ニ於テ君ニ待ツ所多ナリシナリ然ルニ一朝大患ニ罹リ遂ニ起タス嗚呼悲哉茲ニ恭シク弔辭ヲ呈ス尙クハ饗ケヨ

明治四十一年二月十八日

東京書籍商組合組長 小柳津要人

又祭祀料に添へたる文は左の如くである。

一金壹百圓

故江草斧太郎君明治二十四年以降多年本組合委員評議員及副組長ノ重職ニ就カレ其功勞顯著ナリトス茲ニ本組合ハ役員會ノ決議ヲ

經祭祀料トシテ前記ノ金圓ヲ贈呈ス

明治四十一年二月十八日

東京書籍商組合組長 小柳津要人

芳野兵作君死亡

評議員芳野兵作君は八月五日死亡せられた。本組合は生花一對を贈り、越て明治四十二年四月五日の役員會に於て表彰することに決した。

明治四十二年

圖書館へ圖書寄贈

本組合の藏書五千有餘冊、これは圖書陳列所を設けて公衆の閱覽に供するの計畫あるも、未だ其の運びに至らず、或は其の間時代を經過して利益の幾分を減却するの圖書がないでもない、圖書陳列所設立の場合には別に蒐集の方法を講ずることとし、前記の藏書を左の圖書館へ寄贈することに決し、之を實行した。

- 大橋圖書館……圖書六百參拾九冊 此價格貳百拾六圓七拾參錢
- 市立日比谷圖書館……雜誌千參百四拾七冊 此價格六拾七圓參拾五錢
- 市立日本橋圖書館……圖書七百貳拾五冊 此價格貳百參拾貳圓七拾六錢
- 市立日本橋圖書館……圖書八百參拾參冊 此價格貳百八拾貳圓七拾四錢

明治四十二年

大橋新太郎君歡迎會

大橋新太郎君出版業視察の爲め前年六月歐米漫遊の途に就かれ、同年十二月歸朝せられた。本組合は一月十日の新年宴會を兼ね之が歡迎會を開催した。

退任評議員表彰

二月五日の役員會に於て退任評議員中島石松、森江佐七、石川榮司、七條愷の四君を表彰することに決し、八月五日表彰狀に添へ金品を贈呈した。

國定教科書翻刻發行の件

本組合は、明治四十二年三月五日の評議員會で、左の發議があつた。

現今小學校教科用圖書の翻刻發行者は少數に失し又不公平の嫌あるを以て此際公平に汎く出版業者へ該翻刻發行を許可されんことを本組合より文部大臣へ建議すべし。

右の議案は結局可決した。可決の結果委員七名を選んだ、

該委員は各種の調査を了し、左の上申書と前年本組合から提出した上申書を添へ、三月十八日に之を文部大臣に提出した。謹ミテ案スルニ小學校教科用圖書ハ全國五百有餘萬ノ兒童カ必要缺ク可ラサルモノニシテ國民ノ教育上經濟上ニ關係ヲ有スルコト最大ナリトス是故ニ其ノ價格ハ低廉ニシテ細民ノ子弟モ容易ニ之ヲ購ヒ得ヘク其ノ供給ハ潤澤ニシテ僻土ノ兒童モ隨時ニ之ヲ求メ得サル可ラス往年教科書事件ノ起ルヤ本組合ハ其ノ善後策ニ付討究スル所アリ而シテ國定制度ノ最モ好ク時宜ニ適スルヲ信シ特ニ委員ヲ設ケ之カ實施ノ方案ヲ調査シテ御省ニ上申スル所アリキ別紙ハ即チ該方案ノ大要ナリ蓋シ本組合カ此方案ヲ立ルニ當リ最モ細心注意シタル所ハ教科用圖書製造ノ事業ヲシテ營利ニノミ走ラシメサルト之ヲシテ少數者ノ專賣ニ歸セザラシムルトノ二點ナリキ何トナレハ此事業ニシテ營利ニノミ走ランカ又ハ少數者ノ專賣ニ歸センカ當ニ圖書ノ良好價格ノ低廉供給ノ普及ヲ期シ得サルノミナラス遂ニ甚シキ專横ノ弊ヲ醸生スルニ至ルヘケレハナリ當時本組合ノ方案ハ不幸ニシテ御省ノ納ル、所トナラザリシモ明治三十六年四月發布ノ小學校教科用圖書翻刻發行規則及ヒ此規則ニ依リテ許可セラレタリシ第二回迄ノ翻刻發行者ニ就テ之ヲ觀レハ幾分カ本組合提案ノ趣旨ヲ酌量セラレタルカ如シ然ルニ明治三十八年四月改正ノ新規則ニ至リテハ種々ノ弊害ヲ生シ易キ條項多ク之レヲ實際ニ徵スルモ翻刻發行者ノ數ハ僅々十名ニ限ラレ且圖書ノ種類ヲモ指定セラレタルノ結果全國ニ供給スヘキ教科用圖書ノ主要ナルモノスラ二三三者ノ專賣ニ歸シ往年本組合カ細心注意シタリ

書籍株式會社は生れたのである。

大橋新太郎君寄附金

大橋新太郎君は左の主旨に依り金五千圓を本組合に寄附せられた。

謹啓陳者當書籍商組合ニ於テハ從來組合員共同ノ利益ヲ増進セシムルカ爲メ種々ノ事項御實施相成居候處昨年小生海外漫遊ノ際獨逸國ライプテヒ市ニ於ケル出版物陳列館ヲ實見シ出版業者ノ營業上比較研究ノ必要機關タルコトヲ確信仕候就テハ當組合ニ於テモ組合員ノ出版圖書ヲ必ス一部宛組合ニ寄贈セシムルコトニ規約ヲ改正シ組合ノ事業トシテ圖書陳列館ヲ設立仕候ハ、我出版界ノ進歩發達ニ利便不尠儀ト存候仍テ右設立費用ノ一端ニ供セン爲メ金五千圓寄贈仕候間御査收ノ上可然組合員諸君へ御協議被下小生ノ微衷貫徹仕リ速カニ成立ノ運ヒト相成候様御配慮ノ程相願度候尤モ去ル明治三十四年十一月小生ヨリ組合基本金トシテ寄贈仕候金壹千圓モ前項ト同一ノ目的ニ御使用被下候ハ、木懷ノ至ニ御座候且右寄附金ノ儀ハ寄附ノ目的ニ御使用被下候迄ハ乍御手数特別會計トシテ元利共ニ確實ニ御保管被下度候敬具

明治四十二年十二月二十五日

博文館主 大橋新太郎

東京書籍商組合組長 小柳津要人殿

仍て本組合は同君に對し左の謝辭を呈し、而して該金は特別會計として第一銀行へ定期預金とした。

明治四十三年

シ諸弊續出シテ殆ト底止スル所ナカラムトス是ニ於テカ國定制度ニ關スル非難ノ聲漸ク高ク或ハ新聞雜誌ノ攻撃トナリ或ハ都下出版業者ノ請願トナリ或ハ教育家團體ノ問題トナリ教育界ノ紛擾鼎ノ沸クカ如ク延イテ教科書ノ神聖ヲモ害セントス豈痛歎ニ堪フヘケンヤ

仄カニ聞ク現行小學校教科用圖書ノ多クハ四十二年度限りニテ之ヲ廢止シ四十三年度以後ハ目下教科書編纂委員會ニ於テ新ニ編纂中ノ圖書ヲ實施セラルト蓋御省カ翻刻發行許可ノ期間ヲ四年ト定メラレタルハ圖書内容ノ變更期間ト一致セシメントノ主旨ナルヘシ冀クハ此新教科用圖書ノ實施ヲ期トシ該規則ノ精神ニ基キ國家公益ノ爲ニ速ニ翻刻發行ノ規定ト之カ實施ノ方法トヲ改良セラレシコトヲ

本組合ハ茲ニ評議員會ノ決議ヲ以テ謹テ往年ノ方案ヲ左右ニ呈シ再ビ本組合ノ興望ヲ陳ルコト斯ノ如シ閣下幸ニ明斷ヲ垂レ採納ヲ賜ハラハ本組合ノ面目何者カ之ニ加ヘン恐惶再拜

明治四十二年三月十八日

東京市日本橋區本材木町二丁目十六番地

東京書籍商組合

右代表者 副組長 三樹 一平

文部大臣 小松原英太郎殿

(別紙) 掲載シアルニ付略

以上の上申を初め、有志の團體活動衆議院への建議等が功を奏して、遂に東京書籍株式會社、日本書籍株式會社、大阪

肅啓然ハ當組合ニ於テ圖書陳列場設立ノ儀ハ年來ノ宿題ト相成居候處時機未タ熟セサル爲メ荏苒今日迄遷延致候折柄貴下カ昨午外遊視察ノ所感ニ因リ我組合事業トシテ圖書陳列場設置ヲ緊要トセラレ今般其費途ノ内へ金五千圓寄贈相成候段感佩ノ至ニ奉存候尤モ御希望ノ如ク組合ニ於テモ可及的速ニ相運候様致度存念ニ有之候間左様御了承被下度先ハ不取敢書中ヲ以テ感謝仕候敬具

明治四十二年十二月二十五日

東京書籍商組合組長 小柳津要人

大橋新太郎殿

明治四十三年

定期總會

明治四十三年一月十日、上野公園常盤華壇に於て定期總會を開き、雇人獎勵規程第八條中「三分ノ二」を「三分ノ一」に改め、次で大橋新太郎君より金五千圓寄附ありたる旨を報告し、其れより評議員の選舉を行つた。

臨時總會

三月十五日上野精養軒に於て臨時總會を開き左の件を付議した。

一、前組長丸善株式會社代表者小柳津要人君彰功の件右は全會一致を以て彰功することに可決した。

第二次臨時總會

五月二十一日東京地學協會に於て臨時總會を開き、組合事務所擴張案、擴張費金參萬圓を金六萬圓に改むることを付議したが、延期することに決した。

營業稅及關稅に付請願

政府が議會に提出した營業稅法改正法律案に依れば、文書圖書を印刷して發賣頒布するものを出版業とし新に課稅せんとし、又、關稅定率法改正法律案中、印刷料紙類は急劇に稅率を増すので、此兩法案は我書籍業に重大關係あるを以て、一月十三日の役員會で左の請願を爲すことに決し提出した。

營業稅法改正法律案ニ關スル請願書

謹テ按スルニ政府御提出ノ營業稅法改正法律案ニ依レハ、文書圖書ヲ印刷シテ發賣頒布スルモノヲ出版業トシ新ニ課稅セラレントス、抑モ圖書及新聞雜誌ハ學術技藝其他百般ノ事項ニ關スル知識ヲ普及シ國民ノ道德及趣味ノ向上ヲ資ケ一國文明ノ進歩ヲ促カス上ニ於テ實ニ缺ク可ラサルノ機關タルコトハ何人モ疑ハサル所ニ有之候、然ルニ政府今回ノ御提案ニ依レハ、新聞雜誌業ハ依然トシテ之ヲ無稅トセルニモ拘ラス、我カ圖書出版業ニ對シ獨リ新ニ課稅セラルルハ極メテ不公平ノ處置タルノミナラス、爲メニ圖書販賣價格ノ昂騰ヲ來タシ隨テ知識ノ普及ヲ妨ケ我カ文明ノ進歩ヲ

阻害スルコト最モ甚タシキモノト奉存候間何卒折角ノ御詮議ヲ以テ右出版業稅目ヲ御删除被成下度此段請願仕候 頓首

明治四十三年二月九日

大 柴 四 郎
外 二 十 三 人 連 署

衆議院議長 長谷場純孝殿

關稅定率法改正法律案ニ就キ請願書

謹テ按スルニ今回政府ヨリ御提出相成居候關稅定率法改正法律案中、輸入稅表三六二號三七二號及三七三號ニ依レハ、印刷料紙、摸造日本紙、摸造羊皮紙等ノ中、或ル種類ノ外ハ急劇ニ關稅ヲ增加シ、中ニハ現行協定稅率ニ比シ二倍乃至三倍ニ上ルモノ有之候此ノ増率ハ直ニ圖書出版ノ上ニ大打撃ヲ與ヘ從テ國民知識ノ發達ヲ阻礙スルコト尠ナラズト奉存候、依テ之ヲ大ニシテハ文教保護ノ上ヨリ之ヲ小ニシテハ私共出版業者ノ難澁救済ノ爲ニ右輸入稅表中三六二號三七二號及三七三號ハ何卒格別ノ御詮議ヲ以テ現行ノ協定稅率ニ据置カレ候様御修正被下度此段請願仕候 頓首

理 由

今回關稅ヲ増率セラレントスル「アトトペーパー」其他ノ洋紙ハ專ラ圖書印刷用ノモノニ屬シ唯タ其中ニ特ニ從來ノ稅率ニ据置カレ、「一平方メートルノ重量五十八グラムヲ超エサルモノ」ハ主トシテ新聞紙用ノモノニ屬ス、新聞紙力知識ヲ普及シ社會ヲ發育スル上ニ於テ最モ有力ナル機關ノ一タルハ言フ俟タサル所ニシ

明治四十三年二月九日

大 柴 四 郎
外 二 十 三 人 連 署

衆議院議長 長谷場純孝殿

衆議院の特別委員及其他の議員に向つて左の陳情書二通を提出した。

營業稅法改正法律案ニ就キ陳情書

政府提出ノ營業稅法改正法律案ニ依レハ文書圖書ヲ印刷シ發賣頒布スルモノヲ出版業トシ新ニ課稅セラレントス東京書籍商組合ハ左記ノ理由ニ依リ此ノ新課稅ヲ删除セラレントヲ願仕候也

理 由

テ、コレカ材料タル用紙ノ稅率ヲ舊ニ依リテ輕カラシメタルハ頗ル適當ノ處置ト謂フニ憚ラサルト同時ニ一方ニ於テ國民教育ノ主要具タル圖書ノ印刷用紙ニ重稅ヲ課セラル、ハ其ノ何ノ理由タルヲ知ルニ苦マサルヲ得ス殊ニ新聞紙用タル「一平方メートルノ重量五十八グラムヲ超エサルモノ」ハ現ニ内地ニ於テ之カ製造セラル、モノナリト雖モ「アトトペーパー」其他ハ未タ内地ニ於テ之カ製造ヲ見ルニ至ラス、内地ニ於テ多少ノ發達ヲ遂ケタルモノハ之ヲ保護スルノ必要上同種ノ輸入品ニ對シテ重稅ヲ課セラル、モ或ル程度マテハ不可ナシト雖モ内地ニ於テ全ク製造シ得サルモノニ對シ特ニ苛重ノ稅率ヲ適用スルニ至リテハ是レ即チ精良品ノ使用ヲ禁遏セントスルモノニシテ近來漸ク發達ノ運ニ向ヘル我カ出版界ノ技術上ニ非常ノ打撃ヲ與フルノミナラス從テ圖書販賣價格ノ昂騰ヲ致シテ知識ノ普及ノ發達ニ多大ノ障礙ヲ與フルモノト謂ハサルヘカラス、加之右輸入洋紙ノ關稅力增加セハ之ニ伴フテ内地製紙ノ價格騰貴スヘキハ何人ト雖モ之ヲ否認スルコト能ハサルヘシ、而シテ其内地製紙ノ騰貴ハ頓テ國定教科書ハ勿論中等學校用教科書ノ定價ヲシテ昂貴ナラシムル亦勢ノ免レサル所ナリ果シテ然ラハ國家ノ生命トモ謂フヘキ最モ貴重ナル教育ニ對シ教育稅ヲ課スルノ奇觀ヲ呈スヘキ世豈ニ斯ノ如キ理アラザラズ哉要スルニ此ノ増率ハ我カ文明ノ進歩ニ甚大ナル惡影響ヲ及ホスモノナリ故ニ宜シク現行ノ協定稅率ニ据置カルヘク様之ヲ修正シ以テ文教保護ノ實ヲ全フセラレント切望ノ至ニ堪ヘス是レ本願ヲ提出スル所以ナリ

明治四十三年

ルコト最モ甚タシキモノナリト謂ハサルヲ得ス
或ハ曰フ新聞雜誌業ハ營利ヲ目的トスルモノニアラサルヲ以テ之
ヲ無稅トスルヲ妥當トスト是レ事ノ實際ヲ見サル空論ニシテ報導
評論ヲ目的トスル新聞雜誌者ト國民教育ノ要具ヲ出版スル圖書出
版業者トハ一國文運ノ發達ニ關シ兩翼兩輪ノ關係ヲ有シ其間甲ハ
獨リ公益ノミヲ計リ乙ハ主トシテ營利ヲ目的トスルノ別アリトハ
苟モ常識ヲ有スルモノ、其理由ヲ知ルニ苦ム處況ンヤ從來新聞雜
誌業ヲ無稅トシタル理由ハ營利ヲ目的トスルヤ否ヤノ點ニ非ラス
シテ知識普及人文促進ノ機關ヲ保護スルテ積極的理由ニ重キヲ
置キタルニ於テヤ而シテ政府提案ノ他ノ一理由ハ印刷業ハ現行
法ニ依リテ既ニ營業稅ヲ負擔シツ、アルヲ以テ圖書出版業ニモ亦
タ齊シク之ヲ負擔セシメサルヘカラスト謂フニ在ルモノ、如シト
雖モ元來印刷業者ハ出版業者ノ注文ヲ待チ一定ノ工賃ヲ受ケテ單
ニ其ノ材料ヲ機械的ニ製造スルニ止マリ知識普及人文促進ノ上ニ
ハ直接ノ關係ヲ有スルモノニアラス圖書ノ材料ヲ選擇シ自己ノ危
險ヲ以テ之ヲ上梓發賣シ以テ直接ニ知識ノ普及人文ノ發達ヲ資ク
ルハ實ニ出版業者ニ在リ到底前者ト同一ニ律スヘキモノニアラス
要スルニ出版業者ニ對シテ新ニ營業稅ヲ課セントスルハ是レ我カ
人文ノ進歩發展ニ課稅セントスルモノニシテ最モ憂フヘキ惡影響
ヲ社會國家ニ及ホスモノ、シカモ其ノ課稅標準トセル資本金額ノ
如キ個人經營ノ場合ニ於テハ到底正確ニ之ヲ知ルヲ得ズ徵收ノ實
際ニ方リテ收稅吏ト納稅者トノ葛藤常ニ絶エサルヘキハ今ニ依テ
想見スルニ難カラス斯ル惡稅ハ宜シク之ヲ修正シ新聞雜誌業ト同

シク從前通り免稅アラントヲ望ム

明治四十三年一月三十一日

東京書籍商組合組長大柴四郎

關稅定率法改正法律案ニ付キ陳情書

今回政府ヨリ提出セラレタル關稅定率法改正法律案中、輸入稅表
三六二號三七二號及三七三號ニ依レハ印刷料紙、模造日本紙、摺
造羊皮紙等ノ中或ル種類ノ外ハ急劇ニ關稅率ヲ増シ中ニハ現行稅
率ニ比シテ二倍乃至三倍ニ上ルモノアリ故ニ東京書籍商組合ハ此
ノ增率ヲ以テ出版印刷ニ由ル國民知識ノ發達ヲ阻礙シ而カモ內國
產業ノ興隆ヲ助長スル上ニ大關係アルモノト信シ從來ノ協定稅率
ニ據置カレンコトヲ惘願仕候也

理由

今回關稅ヲ增率セラレントスル「アートペーパー」其他ノ洋紙
ハ專ラ圖書印刷及出版用ノモノニ屬シ唯タ其中ニ特ニ從來ノ稅
率ニ據置カラル「一平方メートルノ重量五十八グラムヲ超エサ
ルモノ」ハ主トシテ新聞紙用ノモノニ屬ス新聞紙力知識ヲ普及
シ社會ヲ教育スル上ニ於テ最モ有力ナル機關ノ一タルハ言ヲ俟
タサル所ニシテコレカ材料タル用紙ノ稅率ヲ舊ニ依ラシメタル
ハ頗ル適當ノ處置ト謂フヲ憚ラサルト同時ニ一方ニ於テ政府力
國民ノ主要具タル圖書ノ原料ニ酷ナルハ頗ル其ノ理由ヲ知ルニ
苦マサルヲ得ズ殊ニ新聞紙用タル「一平方メートルノ重量五十
八グラムヲ超エサルモノ」ハ現ニ內地ニ於テ盛ニ製造セラ

、モノナリト雖モ「アートペーパー」其ノ他ハ未タ内地ニ於テ
之レカ製造ヲ見ルニ至ラス内地ニ於テ多少ノ發達ヲ遂ケタルモ
ノハ之ヲ保護スルノ必要上同種ノ輸入品ニ對シテ重稅ヲ課セラ
ル、モ或ル程度マテハ不可ナシト雖モ内地ニ於テ全ク製造シ得
サルモノニ對シテ特ニ荷重ノ稅率ヲ適用スルニ至リテハ是レ即チ
精良品ノ使用ヲ禁遏セントスルモノニシテ近來漸ク發達ノ運ニ
向ヘル我カ印刷出版ノ技術上ニ非常ノ打擊ヲ與フルノミナラス
自カラ圖書販賣價格ノ昂騰ヲ致シテ知識ノ普及人文ノ發達ニ多
大ノ障礙ヲ與フルモノト謂ハサルヘカラス

要スルニ政府ノ提案ハ我カ文明進歩ノ原料ニ重稅ヲシ文教保
護ノ大方針ヲ破ルモノタルノミナラス獨リ一方ノ賦課ニ酷ナル
ハ稅政上負擔公平ノ本則ニ悖ルノ處置ト謂ハサルヲ得ズ故ニ宜
シク之ヲ修正シ從來ノ協定稅率ニ據置カレンコトヲ望ム

明治四十三年一月三十一日

東京書籍商組合組長大柴四郎

文部大臣に向つて左の如く情願書を呈出した。

謹テ一書ヲ呈シ候、今回政府ヨリ議會ニ提出セラレ候營業稅法改
正法律案中出版業課稅及關稅定率法改正法律案輸入稅表三六二、
三七二及三七三印刷料紙其他紙類ニ對スル關稅率ノ劇增ハ我出版
界ニ非常ナル惡影響ヲ及ホスヘキ事件ニ有之、若シ此案ニシテ成
立致候ハンカ國定教科書ヲ始メ萬般ノ圖書ハ皆其價格ヲ倍加スル
ノ止ムナキニ至リ從ツテ出版界ノ萎靡不振ヲ來シ教育知識ノ普及
發達ヲ妨クヘキハ必然ノ勢ナルヘシ要之國家力此ノ稅法ノ變更ニ

明治四十三年

ヨリテ增徴シ得ヘキ稅額ハ些々タルモノニシテ之カ爲ニ國家ノ進
運ヲ阻礙スルコト益莫大ナルモノアルヘシト奉存候、依之弊組合
ハ出版業稅ハ全然之ヲ删除セラレ舶來紙類ハ凡テ從來ノ關稅率ニ
據置カレンコトヲ熱望シ、衆議院ノ特別委員ニ向ツテ別紙陳情書
ヲ呈出致置候、就テハ御省ニ於テモ我邦文教ノ爲ニ微意貫徹致候
様御盡力被成下度此段伏而奉惘願候 恐惶頓首

明治四十三年二月五日

東京書籍商組合組長大柴四郎

文部大臣 小松原英太郎殿

(別紙陳情書ハ前記ノ通りニツキ略ス)

東京商業會議所へ左の如く情願書を呈出した。

拜啓然ハ今般政府ヨリ議會ニ提出セラレタル營業稅法改正法律案
中出版業課稅及關稅定率法改正法律案輸入稅表三六二、三七二及
三七三印刷料紙其他紙類ニ對スル關稅率劇增ハ直接又ハ間接ニ國
民知識ノ發達ヲ阻礙シ且ツ我產業ノ進歩ニ惡影響ヲ及ホス一大案
件ニ有之候仍テ弊組合ハ別紙陳情書ノ如ク出版稅ハ全然之ヲ删除
セラレ輸入稅表中ノ舶來紙類ハ凡テ從來ノ率ニ據置カレンコトヲ
熱望仕候間何卒貴所ニ於テモ折角ノ御詮議ヲ以テ弊組合ノ希望貫
徹致候様國民智育ノ爲御盡力被成下度此段奉惘願候 敬具

明治四十三年二月一日

東京書籍商組合組長大柴四郎

東京商業會議所會頭 中野武營殿

(前記陳情書ニ様ヲ添フ)

其の他各方面に向つて奔走したが、結局三月十日の衆議院本會議に於て修正可決し、同月十九日貴族院の本會議に於て可決確定し、四月五日法律第四十五號を以て公布せられ、出版業は製造業の項に加入せられた、其の税率は左の如くである。

資本金額	千分ノ三、七
建物賃賃價格	千分ノ九十
従業者	一人毎ニ二圓
従業者ノ内職工勞役者	一人毎ニ五十錢

關稅問題も兩院を通過し、四月十四日法律第五十四號を以て公布せられた。

著作權法修正の情願

教科用圖書に對し註釋訓解等に類するもの續出し、中には往々原著者の用意精神の在るところを誤解又は没却し誤り傳ふるので、一月二十八日の臨時役員會に於て、本組合及中等教科書協會と聯合し左の如く内務大臣に向つて情願書を提出した。

著作權法修正ニ付情願

謹テ按スルニ著作者力其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有スルハ著作權法第一條ノ明示スル所タリ故ニ其ノ著作物ニ關係アル字引

註釋書類ヲ發行スルノ權利モ亦當ニ著作者ニ專屬スヘキモノト存候然ルニ廣ク諸學校ニ行ハル、教科用書ニ就キ其ノ著作者ノ許諾ナクシテ字引註釋書類ヲ發行シ著作者ノ目的ヲ破壞シ併セテ著作者並ニ發行者ノ利益ヲ害スルモノアリ此ノ如キハ偽作ト見做スヘキモノタルコト著作權法ノ精神ニ照シテ正當ノ條理ナリト雖モ奈何セン現行法規中之ヲ律スル明文ナク從テ侵害訴權ノ成否判然シ難キヲ以テ已ムヲ得ス偽作者ノ猾手段ヲ默過シ來リタル次第ニ候如何ニセハ果シテ能ク此ノ弊害ヲ妨遏シ得ヘキカニ就テハ其等亦諸種ノ方法ヲ講シ候得共畢竟法文ノ制裁ニ頼ルノ外致方コレナク豫テヨリ御省ヲ果シ度存居候處幸ニ今回著作權法御改正アラレ候ニ就テハ何卒如上ノ事情御洞察ノ上現行法中ニ別記ノ一項御加ヘ相成度茲ニ東京書籍商組合並ニ中等教科書協會ヲ代表シ伏テ奉悃願候 恐惶頓首

明治四十三年一月廿九日

東京書籍商組合組長 大柴 四郎

中等教科書協會幹事長 三樹 一平

内務大臣法學博士男爵 平 田 東 助 殿

著作權法修正案

一著作權法第三十二條中ニ左ノ一項ヲ設クルコト

教科用ノ爲ニ著作シタル圖書ノ字引註釋書類ヲ發行スル者ハ偽

作者ト見做ス

理由

彰 功 狀

我東京書籍商組合ハ本日ヲトシ前ノ組長丸善株式會社代表者小柳津要人君ニ對シ彰功紀念品贈與式ヲ舉行ス君ハ明治二十二年組合副頭取ニ舉ケラレ同二十五年推サレテ頭取ト爲ル同三十五年組合規約革新ノ結果頭取ヲ組長ト改稱シ君復タ之ニ重任セリ君ノ此ノ職ニ在ルヤ前後二十年ノ永キニ及フ蓋シ亦異例ト謂フヘシ而シテ君寡言敦朴勵精一日ノ如シ組合今日ノ鞏固ヲ致スモノ君ノ力與テ多キニ居ル焉然ルニ今茲君ハ老齡ノ故ヲ以テ自ラ其職ヲ辭セラル組合ノ之ヲ惜ム情甚タ切ナリ仍テ組合ハ特ニ組員臨時總會ヲ開キ全會一致ノ決議ニ據リ茲ニ恭シク銀製花瓶一對ヲ贈呈シ以テ其功績ヲ表彰ス

明治四十三年三月十五日

東京書籍商組合組長 大柴 四郎

次で小柳津要人君は左の答辭を朗讀せられた。

吾カ東京書籍商組合ハ不肖要人カ嘗テ組長タリシ故ヲ以テ在職中微功有リト爲シ組員臨時總會ノ決議ニヨリテ特ニ此ノ盛式ヲ舉ケテ彰功紀念品ヲ贈ラル不肖ニ在リテハ非才謏劣爲スナキノ身ヲ以テ永ク要職ヲ汚シ人材ノ進路ヲ塞キタルノミ途ニ寸功ノ以テ自ラ慰ムルニ足ルモノナキヲ思ヒ衷心慚愧ニ堪ヘサルナリ而シテ組合ノ不肖ヲ待ツニ寛容ナル其ノ罪ヲ問ハスシテ却ツテ寄スルニ盛情ヲ以テスルコト此クノ如シ感激何ソ堪ヘン謹ンテ答辭ス

明治四十三年三月十五日

前年より豫約出版につき調査を進め、本年に至り攻究するところがあつたが、衆議院議員中に同院に豫約出版法案を提出し、該案は兩院を通過し、四月十五日法律第五十四號を以て公布せられたので、本組合の攻究は打止めた。

小柳津要人君彰功

前組長丸善株式會社代表者小柳津要人君彰功紀念品贈呈式を三月十五日上野公園精養軒に開催した、當日は小柳津氏夫妻、令嬢、丸善株式會社の金澤、齋藤の兩取締役を招待し、組長大柴四郎君は左の彰功狀を朗讀せられた。

明治四十三年

丸善株式會社代表者 小柳津要人

退任評議員表彰

二月五日の役員會に於て前評議員金刺源次君の功を表彰することに決した。

故小立鉦四郎君表彰

明治四十二年二月十三日に死亡せられた前評議員故小立鉦四郎君の功勞を表彰した。

山本留次君送別會

博進社理事文運堂山本留次君は商業視察の爲め歐米を漫遊せらるゝに付本組合は四月二十五日日本橋俱樂部に於て之が送別會を開催した。

水難罹災者救助義捐金

八月、各地の水害は未曾有の慘狀を呈し、家を失ひ財を流し、父母妻子相離散するが如き、其の慘憺たる景狀は豫想外であつた。本組合は該酸鼻の悲境に呻吟する罹災者に向つて滿腔の同情を灑ぎ、其の苦難の幾分を救助すべく、八月十七日の臨時役員會に於て組合員より義捐金を募集することに決し、募集したるに、應募者は大橋新太郎君の壹千圓を筆頭に、

百九十一名、金五千五百五圓五拾錢。而して本組合は救助區域を東京府下と限定し、其の分配方法は全額を東京水災善後會に寄託することに決した。

帝國小學校名簿發行

一月十三日の役員會に於て全國の小學校名及所在地を集録することに決し、發行した。收録せる校數は二萬五千八百貳拾七校、其の位置、學校、加設科目等を掲げ、菊判千百餘頁。一定の期間を定め組合員には貳圓五拾錢、其の他は五圓にて販賣した、之が恐らく全國の小學校を收録した嚆矢である。

全國書籍商名簿發行

一月十三日の役員會に於て第四回全國書籍商名簿を發行することに決し、千冊を發行し、一冊四拾錢にて販賣した。

木杯下賜

四十二年度に於て本組合の藏書中七百二十五冊を市立日比谷圖書館に寄贈した。其れが爲め左の如く木杯を下賜せられた。

東京書籍商組合

東京市立日比谷圖書館へ圖書七百二十五冊寄附候段奇特ニ付爲其賞木杯壹組下賜候事

明治四十三年八月廿四日

東京府知事從三位勳二等 阿部 浩

銀杯下賜

明治三十八年度に於て東北三縣凶作の際、罹災窮民へ金五百圓賑恤したるに、其の故を以て銀杯一個を下賜せられた。

東京書籍商組合

明治三十八年宮城外二縣凶作ノ際罹災窮民へ金五百圓賑恤候段奇特ニ付爲其賞銀杯壹個下賜候事

明治四十三年四月十三日

賞勳局總裁從二位勳四等伯爵 正親町實正

明治四十四年

内藤加我君表彰

一月十三日の役員會に於て、前評議員内藤加我君の功を表彰することに決した。

大橋省吾君死亡、表彰

評議員大橋省吾君は一月三十日死亡せられた。依て弔辭に香料若干を贈り、翌月の評議員會に於て同君生前の功を表彰することに決した。

第四回圖書總目錄發行

明治四十四年 大正元年

前年度より着手したる第四回圖書總目錄は、菊判二千二百頁に上り、三月を以て發行し、目錄提出者には一冊を贈り、殘部は總て博文館へ實費を以て賣却した。

大橋省吾君寄附金

三月十九日附、大橋省吾君（故大橋省吾君の相續者）より金貳百圓を本組合に寄附せられた、仍て役員會の決議を経て左の感謝狀を贈つた。

故大橋省吾君遺旨トシテ今般本組合ニ金貳百圓寄附セラレ、本組合ハ永ク其芳志ヲ傳ヘンコトヲ期シ該金員ハ特別ニ積立増殖ノ方法ヲ講シ以テ將來我組合發展上有利ノ費途ニ供スヘシ、茲ニ組合役員會ノ決議ニ依リ恭シク感謝ノ意ヲ表ス

明治四十四年四月五日

東京書籍商組合組長 大柴四郎

大橋省吾殿

大正元年（明治四十五年）

定期總會

一月十日、上野常盤華壇に於て定期總會を開き左の件を付議した。

組合月費改正案

一組合月費ヲ金參拾錢ニ改ム

世運ノ進歩ニ伴ヒ物價ハ年一年ニ騰貴シ、隨テ組合ノ經費ノ追年増加ヲ來セシハ亦免カレサルノ數ナリトス、然ルニ現行規程ノ月費貳拾錢ニテハ組合經濟ノ上ニ著シク缺陷ヲ生ス（經常費ノミノ歳出ニ對シ歲入約五百圓ノ不足）ルヲ以テ之ヲ改正スルハ適當ナル必要ト認ム、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

右は原案に可決し、明治四十五年一月より實施することに決した。

布川甲三君表彰

一月十三日の役員會に於て前評議員布川甲三君の功を表彰することに決した。

奉 弔

明治四十五年七月三十日 明治天皇崩御あらせられたるに付、本組合は大正元年八月一日臨時役員會を開き左の奉弔文を上ることに決し、組長は組合を代表し、同日直に宮内省に出頭し、右弔文を捧呈し、天皇陛下、皇后陛下、皇太后陛下の天機を奉伺した。

奉 弔 文

臣四郎等 伏テ惟ミルニ

從テ我組合モ漸次基礎ノ鞏固ヲ加ヘ今日ニ及ヘリ、是即チ我組員諸君カ協心一致以テ組合ニ濺カレタル熱誠ノ美果ニシテ本日斯ノ式典ヲ舉クルニ至リタルハ誠ニ同慶トスル所ナリ、而シテ竊ニ思フニ我組合ハ他團體ニ比較シテ甚シキ遜色ナカランカト、然リト雖モ、名譽アリ歴史ニ富メル我組合ハ現狀ノ施設ニ對シ未タ以テ其精神ヲ遺憾ナク發揮シ得タリト謂フニアラス、時代ハ交々新陳代謝シ前途ハ洋々海ノ如シ、乃チ本日ノ式典ハ我組合力向上促進ノ一階段ニシテ更ニ企畫スヘキ案件ハ間斷ナク襲來セリ、仍テ今後我組員諸君ハ尙一層和衷共同ノ努力ヲ與ヘラレ彌々同業者ノ福利増進ヲ圖リ益々組合基礎ノ健實ヲ期待シ、次回ノ祝典ニ於テハ今日ヨリ數倍ノ盛況ヲ實現セシメンコトヲ切望ノ至ニ耐ヘサルナリ、聊カ蕪辭ヲ連ネ之ヲ式辭トス

東京書籍商組合組長 大柴 四郎

右にて大柴組長退席し代つて大倉副組長登席左の如く彰功狀及紀念品を授與した。

彰 功 狀

大柴 四郎 殿

明治二十五年以降協議員タルコト三年、同二十八年以降委員評議員ニ當選スルコト十八年、其間明治三十八年以降四十年迄副組長ニ、同四十三年組長ニ就任シ、孜々黽勉専ラ同業ノ福利公益ヲ贊畫セラレ以テ現今ニ及フ其功顯著ナリトス、本組合ハ茲ニ創立二十五周年紀念會舉行ニ當リ純銀花瓶一箇ヲ贈リ以テ其殊功ヲ表彰

大正元年

大正天皇陛下
列祖ノ宏謨ヲ紹述シ王政維新ノ不績ヲ舉ケ無前ノ大憲ヲ制シ給フ國運日月ニ隆昌シ皇威四海ニ光被ス今ヤ俄ニ 御登遐公ノ報ヲ拜シ臣等恐懼措ク攸ヲ知ラス臣四郎東京書籍商組合ヲ代表シ茲ニ謹ミテ弔意ヲ表シ奉ル
大正元年八月一日
東京書籍商組合組長 臣 大柴 四郎

組合創立廿五周年紀念會

此年は本組合創立二十五周年に相當するので其の紀念會を舉行すべく一月の定期總會に於て決議し、一月十三日の役員會に於て盛大なる祝宴を舉ぐる計畫を立てたが、圖らずも明治天皇陛下御崩御あらせられ、時は諒闇中の事ゆゑ一切の華美を廢し、極めて質素なる紀念會を舉行することに成り、十一月六日、神田區美土代町青年會館に於て之を舉行した。當日來會者三百餘名、午後二時、大柴組長登席開會の辭を述べられ左の式辭を朗讀せられた。

式 辭

維時大正元年十一月六日、我東京書籍商組合ハ茲ニ創立二十五周年紀念會ヲ舉行ス、抑モ本組合ハ明治二十年十一月六日ノ創立ニシテ、當時ハ東京書籍出版業者組合ト稱シ極メテ微々タル一小團體ニ過キサリシカ、爾來國威ノ興隆ト伴ニ出版業モ大ニ進歩シ、

大正元年十一月六日

東京書籍商組合副組長 大倉保五郎

右にて大倉副組長退席、再び大柴組長登席左の如く彰功狀及彰功品、賞狀及賞品、追賞狀及追賞品を授與した。

彰 功 狀

大倉保五郎 殿

明治二十五年以降委員評議員タルコト二十一年、其間明治四十一年副組長ニ就任シ、孜々黽勉専ラ同業ノ福利公益ヲ贊畫セラレ以テ現今ニ及フ其功顯著ナリトス、本組合ハ茲ニ創立二十五周年紀念會舉行ニ當リ純銀花瓶一箇ヲ贈リ以テ其殊功ヲ表彰ス
大正元年十一月六日

東京書籍商組合組長 大柴 四郎

林 平次 郎 殿

明治二十九年協議員ニ當選シ、同三十年以降委員評議員タルコト十六年其間明治四十四年副組長ニ就任シ、孜々黽勉専ラ同業ノ福利公益ヲ贊畫セラレ以テ現今ニ及フ其功顯著ナリトス、本組合ハ茲ニ創立二十五周年紀念會舉行ニ當リ純銀花瓶一箇ヲ贈リ以テ其殊功ヲ表彰ス

丸善株式會社 殿

明治二十年以降委員評議員タルコト二十五年、其間明治二十二年

一三九

以降副頭取タルコト二年、同二十五年以降頭取組長ニ就任スルコト十八年、孜々勉勵専ラ同業ノ福利公益ヲ贊畫セラレ其功顯著ナリトス本組合ハ茲ニ創立二十五周年紀念會舉行ニ當リ純銀花瓶一箇ヲ贈リ以テ其殊功ヲ表彰ス

三 樹 一 平 殿

明治三十五年以降評議員タルコト十一年、其間明治四十一年以降副組長ニ就任スルコト三年、孜々勉勵専ラ同業ノ福利公益ヲ贊畫セラレ其功顯著ナリトス、本組合ハ茲ニ創立二十五周年紀念會舉行ニ當リ純銀花瓶一箇ヲ贈リ以テ其殊功ヲ表彰ス

大 橋 新 太 郎 殿

明治二十五年協議員ニ當選シ、同二十六年以降委員タルコト九年、同三十六年以降評議員タルコト十年、孜々勉勵専ラ同業ノ福利公益ヲ贊畫セラレ其功顯著ナリトス本組合ハ茲ニ創立二十五周年紀念會舉行ニ當リ純銀花瓶一箇ヲ贈リ以テ其殊功ヲ表彰ス

(各 通)

- (評議員十年) 石川 正 作殿
- (評議員二年、評議員十一年) 大 川 錠 吉殿
- (評議員八年) 河 出 靜 一 郎殿
- (評議員九年) 大日本圖書株式會社殿
- (評議員九年) 上 原 才 一 郎殿
- (協議員四年、委員八年、評議員十一年) 神 原 友 吉殿

- (評議員十一年) 水野 慶次 郎殿
- (協議員三年、委員九年、評議員十一年) 杉本 七百 丸殿
- (評議員八年) 大 葉 久 吉殿
- (協議員三年、委員五年、評議員十一年) 川 合 晋殿
- (委員一年、評議員十一年) 龜 井 忠 一殿
- (評議員十一年) 高岡 安太 郎殿
- (協議員十一年、評議員五年) 合資會社 富山 房殿
- (協議員八年、評議員十年) 目 黒 甚 七殿
- (協議員一年、評議員十一年) 森 山 章 之 丞殿

(各 通)

- (評議員四年) 葉多野 太兵衛殿
- (評議員二年) 西 野 虎 吉殿
- (協議員二年、評議員三年) 田 中 増 藏殿
- (評議員四年) 福 岡 元 治 郎殿
- (評議員四年) 江 草 重 忠殿
- (協議員一年、評議員一年) 金港堂書籍株式會社殿
- (評議員四年) 松 邑 孫 吉殿
- (評議員一年) 福 永 文 之 助殿

(評議員三年) 岸 野 英 一殿
明治 年以降評議員タルコト 年、孜々勉勵専ラ同業ノ福利公益ヲ贊畫セラレ其功顯著ナリトス、本組合ハ茲ニ創立二十五周年紀念會舉行ニ當リ純銀花瓶一箇ヲ贈リ以テ其殊功ヲ表彰ス

賞 狀

(各 通)

- 大 柴 四 郎殿
- 林 平 次 郎殿
- 三 樹 一 平殿
- 石 川 正 作殿
- 西 野 虎 吉殿
- 大 川 錠 吉殿
- 大 倉 保 五 郎殿
- 丸 善 株 式 會 社 殿
- 大 橋 新 太 郎殿
- 葉 多 野 太 兵 衛 殿
- 大 葉 久 吉殿
- 川 合 晋殿
- 河 出 靜 一 郎殿
- 大 日 本 圖 書 株 式 會 社 殿
- 田 中 増 藏殿
- 松 邑 孫 吉殿

- (評議員十一年) 福 永 文 之 助殿
- (協議員三年、委員九年、評議員十一年) 江 草 重 忠殿
- (評議員八年) 岸 野 英 一殿
- (協議員一年) 日 黒 甚 七殿
- (協議員一年) 森 山 章 之 丞殿
- (協議員一年) 岩 藤 錠 太 郎殿
- (委員一年) 稻 田 政 吉殿
- (評議員六年) 石 川 榮 司殿
- (協議員九年) 早 矢 仕 民 治殿
- (評議員七年) 布 川 甲 三殿
- (協議員六年、委員一年) 大 平 俊 章殿
- (協議員一年) 鹿 島 長 次 郎殿
- 龜 井 忠 一殿
- 高 岡 安 太 郎殿
- 上 原 才 一 郎殿
- 福 岡 元 治 郎殿
- 合 資 會 社 富 山 房 殿
- 榑 原 友 吉殿
- 金 港 堂 書 籍 株 式 會 社 殿
- 水 野 慶 次 郎殿
- 杉 本 七 百 丸 殿
- 磯 部 太 郎 兵 衛 殿
- (委員一年、協議員二年) 井 上 圓 成殿
- (協議員一年)

- (委員六年、協議員二年) 原 亮三 郎殿
- (協議員一年) 長谷部 伸彦 殿
- (委員三年) 大倉 孫兵衛 殿
- (評議員一年) 金 刺 源 次殿
- (評議員二年) 吉 川 半 七殿
- (協議員二年) 田 中 義 三 郎殿
- (評議員七年) 中 島 石 松殿
- (協議員四年、委員八年) 長 島 恭 三 郎殿
- (委員十一年) 八 尾 新 助殿
- (協議員五年、評議員四年) 松 邑 孫吉(老) 殿
- (評議員一年) 増 田 義 一殿
- (委員十四年) 小 林 義 則殿
- (協議員一年、委員一年) 赤 坂 龜 次 郎殿
- (評議員三年) 七 條 愷殿
- (評議員七年) 森 江 佐 七殿
- (協議員五年、委員四年、評議員三年) 鈴 木 敬 親殿
- (評議員八年) 内 藤 加 我殿
- (協議員四年、委員二年) 中 島 精 一殿
- (委員二年) 日 下 部 三 之 介殿
- (協議員三年、委員一年) 山 口 德 次 郎殿
- (委員九年、協議員二年) 牧 野 善 兵衛殿
- (委員一年) 小 林 八 郎殿
- (評議員三年) 青 山 清 吉殿

- (協議員三年、委員一年) 穴 山 篤 太 郎殿
 - (協議員四年、委員九年) 白 井 練 一殿
 - (協議員五年) 須 永 和 三 郎殿
- 明治 年以降協議員(委員、評議員)タルコト、年組合事務ニ盡瘁セラル、本組合ハ茲ニ創立二十五周年紀念會舉行ニ當リ金製印材一具ヲ贈リ以テ其功勞ヲ賞ス
- 大正元年十一月六日
- 東京書籍商組合組長大柴四郎

追 賞 狀

- (各 通)
- 故 井 上 蘇 吉殿
 - 故 細 川 芳 之 助殿
 - 故 大 橋 省 吾殿
 - 故 吉 川 半 七殿
 - 故 辻 敬 之 殿
 - 故 中 村 與 右 衛 門 殿
 - 故 野 村 猪 三殿
 - 故 松 井 忠 兵衛殿
 - 故 小 立 鉦 四 郎殿
 - 故 阪 上 半 七殿
 - 故 島 村 利 助殿
 - 故 望 月 二 郎殿
 - 故 石 塚 德 太 郎殿
 - 故 和 田 篤 太 郎殿
 - 故 覺 張 榮 三 郎殿
 - 故 芳 野 兵 作殿
 - 故 長 尾 景 弼殿
 - 故 内 田 芳 兵衛殿
 - 故 山 中 孝 之 助殿
 - 故 小 林 喜 右 衛 門 殿
 - 故 江 草 斧 太 郎殿
 - 故 鹽 島 一 介殿
 - 故 清 水 卯 三 郎殿
 - 故 杉 山 辰 之 助殿

曩ニ本組合(協議員、委員、評議員)ニ就任シ組合事務ニ盡瘁セラレ功勞尠カラス、本組合ハ茲ニ創立二十五周年紀念會舉行ニ當リ特ニ青銅香爐一具ヲ靈前ニ贈リ以テ其功ヲ追賞ス

大正元年十一月六日

東京書籍商組合組長大柴四郎

右了つて組合員一同へ紀念として、

- 一 東京書籍商組合史及組合員概歴 一 冊
- 一 徳川幕府時代書籍考 一 冊
- 一 青銅花器 一 個

以上三點を贈呈した。

次で株式會社啓成社遠藤國次郎君は左の如く祝辭を朗讀せられた。

祝 辭

我東京書籍商組合カ本日ヲトシ創立二十五周年紀念會ヲ舉行セラレタルハ吾等組合員ノ齊シク欣喜スル所ナリ、願フニ組合設立當時ノ狀態ハ殆ト言フニ堪ヘサル微々タル團體ニシテ其ノ經費ノ如キハ四五ノ有志者相持寄り辛ウシテ支ヘ得タリト云フ其ノ究困ノ狀轉々追想スルニ足ルヘシ、從テ組合共通ノ利益保護ト云フ如キ設備ノ全カラサリシハ亦宜ナリト謂フヘシ、然ルニ今日ノ我組合ハ基礎モ鞏固トナリ諸種ノ規程内則モ稍々整頓シ以テ組合員ノ公益ヲ圖ルヘキ施設著々實効ヲ奏シ益々隆運發展ノ域ニ到達シタリ、是レ固ヨリ吾等組合員ノ同心協力ノ結果タルヘシト雖モ抑モ

大正元年

亦當局タル評議員諸君ノ孜々營々機宜ノ措置ト穩健ナル指導ノ力與リテ其ノ多キニ居ルコトハ信シテ疑ハサル所ナリ

茲ニ吾等組合員ハ滿腔ノ誠意ヲ以テ本日ノ式典ヲ祝福シ併セテ評議員諸君ノ功勞ヲ謝ス

大正元年十一月六日

株式會社 啓成社 遠藤國次郎

次に丸善株式會社小柳津要人君は役員總代として左の如く謝辭を朗讀せられた。

謝 辭

我東京書籍商組合ハ本日創立二十五周年紀念會ヲ舉行シ不肖等ニ對シ鄭重ナル彰功品ヲ授與セラレ不肖等過ツテ役員ノ選ニ當リタリト雖モ何等功ノ擧クヘキナク只碌々其席ヲ汚シタリト云フニ過キサルハ衷心甚々慚愧ニ堪ヘス然ルニ今此優遇ニ浴ス感銘何ソ之ニ如カン、爾今以後菲才ヲ鞭撻シ以テ此恩遇ニ酬イシコトヲ期スヘシ、謹テ謝辭ヲ陳ス

大正元年十一月六日

役員總代 小柳津要人

右にて式を畢り一同階上に於て茶菓を喫し、午後四時散會した。

記念會費用の内へ左の諸君より頭書の金品を寄附せられた。

- 一、金五百圓

株式會社 國定教科書販賣所 會社共同販賣所